

中国経済と
日本企業
2016年白書

中国经济与
日本企业
2016年白皮书

目次

ご挨拶-----	4	第3部 -----	89	第8章	
2016年建議の訴求点 -----	6	各産業の現状・建議		金融・保険業	
エグゼクティブ・サマリー -----	8	第1章 -----	90	1. 銀行 -----	234
第1部 -----	17	農林水産業・食品		2. 生命保険 -----	240
中国経済と日本企業の現状		第2章		3. 損害保険 -----	244
第1章 -----	18	鉱業・エネルギー		4. 証券 -----	250
中国経済と日本企業の現状		1. 石炭 -----	98	第9章	
第2部 -----	25	2. 電力 -----	102	観光・レジャー	
共通課題・建議		第3章		1. 旅行 -----	256
第1章 -----	26	建設業		2. ホテル -----	260
貿易		1. 建設 -----	106	第4部 -----	265
第2章 -----	32	2. 不動産 -----	112	各地域の現状・建議	
投資		第4章		第1章 -----	266
第3章 -----	36	製造業		華北地域（北京市、天津市、山東省）	
競争法		1. 繊維・アパレル -----	116	第2章 -----	282
第4章 -----	42	2. 化学品 -----	126	華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）	
税務・会計		3. 医薬品 -----	134	第3章 -----	292
第5章 -----	48	4. 医療機器・体外診断用医薬品 --	142	華南地域（広東省、福建省）	
労務		5. 化粧品 -----	148	第4章 -----	300
第6章 -----	54	6. セメント -----	154	東北地域（瀋陽市、大連市）	
知的財産権		7. 鉄鋼 -----	160	第5章 -----	306
第7章 -----	64	8. 家電 -----	166	中部地域（湖北省、湖南省、江西省、安徽省）	
省エネ・環境		9. 事務機器 -----	172	第6章 -----	314
第8章 -----	70	10. 電子部品・デバイス -----	176	西部地域（重慶市、四川省、陝西省）	
技術標準・認証		11. 自動車 -----	182	特集 -----	330
第9章 -----	76	第5章		広西チワン族自治区	
物流		情報通信業		索引 -----	332
第10章 -----	80	1. 情報通信 -----	192		
政府調達		2. ソフトウェア -----	198		
第11章 -----	86	3. コンテンツ -----	204		
商工会組織		4. 広告 -----	210		
		第6章			
		運輸業			
		1. 海運 -----	214		
		2. 空運 -----	218		
		第7章			
		流通・小売業			
		1. 卸売業 -----	222		
		2. 小売業 -----	228		

ご挨拶

中国日本商会は、2010 年から中国の中央政府および地方政府との対話促進を目的として、本白書を発刊してきました。2016 年版白書はその第 7 版となります。本白書は中国日本商会および中国各地の商工会組織の日系企業（法人会員 8,894 社）が直面している課題の分析および解決のための建議を取りまとめたものです。「中国経済と日本企業の現状」、「共通課題・建議」、「各産業の現状・建議」、「各地域の現状・建議」の 4 部に分かれ、全 28 章、52 の建議項目からなっています。

本白書で描かれているのは、日本企業目から見た中国経済の現在の姿にほかならず、中国全土で長きにわたり事業に携わってきた日系企業が、中国での発展を追い求める過程で遭遇したさまざまな課題が浮き彫りになっています。

2016 年 3 月の全国人民代表大会では、第 13 次 5 カ年規画要領が採択され、小康社会の全面的完成にむけ、2016 年から 2020 年までの主要目標・任務が示されました。この達成・遂行にあたり、改めて改革の深化の必要性が強調されました。本白書の建議には、中国政府が改革の深化を図るにあたり、ヒントとなるものが多く含まれていると確信しています。

振り返ってみれば、中国経済の改革開放において、外資の重要性は計り知れず、中でも日本企業の果たしてきた役割には非常に大きいものがあります。中国日本商会は先人の業績を引き継ぎ、中国のビジネス環境をさらに良いものとするために、今後も中国の中央政府および地方政府に積極的に建議させていただきます。

本白書は、すべて中国日本商会の会員である企業の方々が仕事の傍ら寄せていただいた玉稿から成っています。本白書の取りまとめにあたり、調査委員会事務局（日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所）が中心的な役割を担いました。また、中国各地の商工会組織との連携では、中国日本商会事務局および上海市、大連市、広州市、青島市、武漢市、成都市の各ジェトロ事務所がその役割を担いました。この場をお借りし、御尽力いただいた方々に心からお礼を申し上げます。

本白書を通じて日中両国の対話が促進され、両国の絆がより強化され、共にさらなる発展に繋がることを切に願っています。

古場 文博

古場 文博
中国日本商会会長

2016年建議の訴求点

＜全体コンセプト＞

「公平性の確保」

＜建議の三要素＞

1. 近代的な市場体系の完備

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、公平競争の障害となっている各種制度の見直し、知的財産権制度の一層の改革を要望する。

2. 行政管理体制改革の深化

法治政府・サービス型政府の建設のため、行政手続きの簡素化・迅速化、許認可・認証の大幅な廃止を要望する。

3. 対外開放新体制の完備

経済のグローバル化に適応するため、製造・サービス業分野での外資参入制限の一層の開放、グローバルスタンダードのさらなる採用を要望する。

＜本年の重点分野＞

1. 「省エネ・環境」

省エネ・環境規制の高度化を要望する。規制導入に当たっては、科学的な正当性の向上、十分な準備期間の確保、効率的な仕組みの構築（先進国で主流となっている自己適合宣言の導入など）を要望する。

2. 「物流」

サプライチェーンの効率性の向上のため、通関、流通、輸送等に関する人的・物的・制度的インフラのさらなる整備、予見可能性の向上（危険品取り扱い、交通規制）、業界モラルの向上を要望する。

エグゼクティブ・サマリー

中国経済の改革の方向と主要な建議

13・5規画での改革の深化に期待

第13次5カ年規画要領（以下、13・5規画）では、小康社会の全面的完成に向け、政府は発展の不均衡・不調和・持続不可能といった突出した問題に狙いを定め、イノベーション発展、調和のとれた発展、グリーン発展、開放発展、共に享受する発展という5つの発展理念の確固たる樹立と徹底した貫徹に取り組むとしている。

これにあたり、13・5規画では改革によって構造調整を推進することや市場の役割を重視する方針が改めて強調されている。日系企業は、2016年が「公平性の確保」された、「透明性の高い」ビジネス環境の整備に繋がる改革の深化が図られる重要な年となるよう期待しつつ、中国政府が改革の深化を図り、5つの発展理念を貫徹する上で、各種ビジネスなどを通じて積極的に貢献をする構えである。

13・5規画において、中国政府は近代的な市場体系の完備、行政管理体制改革の深化、対外開放新体制の完備を目指し、改革を深化させていくとしているが、日系企業が中国ビジネスの現場で直面している課題を、それぞれの分野で整理すると下記の通りである。

改革の深化にあたり、長きにわたり中国で事業に携わってきた日系企業が直面している課題の分析と解決のための建議を取りまとめた本白書にはヒントとなるものが多く含まれると確信している。この中の少しでも今後の政策運営の参考としていただきたい。

近代的な市場体系の完備

13・5規画の中で、統一的な市場や公平競争の障害となっている各種規定や方法を徹底的に整理・取り除き、公平競争が可能な審査制度を実施する点や、市場参入制限を緩和する点が強調されたところである。本白書ではこの方向性に沿って、市場原理が十分に活きるように、公平競争の障害となっている各種制度を見直し、市場経済に即したものとすよう要望する。

- ・ **投資**：外資系企業の中投投資のリスクと見られている不透明な制度運営の問題について、法制度解釈の統一運用、制度変更の際の十分な準備期間、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。
- ・ **省エネ・環境**：環境規制への対応を効率的に実施する観点から、先進国並みに生産者自身が適合性を証明できる仕組み（自己適合宣言）を導入することを要望する。例えば、電器電子製品有害物質使用制限管理法（中国版RoHS）の認証（合格評定）制度については、自己適合宣言を導入することによって、サプライチェーン全体の企業負担の軽減を図りつつ、有害物質を効率的に削減することが可能となる。

- ・ **物流**：危険品の国際輸送手配において取り扱いの制限が強化されているが、具体的な規制内容が公開されず、地域や税関、検疫によっても取り扱いに対する見解が統一されていないため、輸送手配に大きな支障を来している。徒に制限を強化するだけでなく、実務への影響を考慮した対応措置を早期に講じるよう要望する。

さらに、13・5規画の中で、イノベーションの奨励に有利な知的財産権制度を完備すると決意を示した。また、知的財産権分野の改革を深化させ、司法保護を強化する点も強調している。2015年には、「知識財産裁判所」での審理も進むなど各種取り組みが展開された。しかし、模倣行為の巧妙化・複雑化が進展しており、知的財産権問題は依然改善を望む声も強い。ため、情勢の変化に応じた適切な取り組みを要望する。

- ・ **知的財産権保護**：インターネットサービスプロバイダ（ISP）による知的財産権保護体制をさらに強化し、模倣品販売サイトの迅速な削除や再犯抑制がなされるよう要望する。さらに、中国のISPに対して国外のISPと連携し同様に対策を講じるよう働きかけていただくよう要望する。

- ・ **知的財産権保護**：「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」案につき、知財権濫用となる基準を明確にし、知財権の正当な行使が安易に知財権濫用と判断されることがないように要望する。

行政管理体制改革の深化

13・5規画の中で、行政審査・認可制度改革を深化させ、最大限に政府の企業経営への干渉を減らし、審査・認可事項の範囲を最大限縮小すること、公開で透明、高効率で迅速、誰にとっても公平な政府サービスを実現することを強調した。国务院各部門は2015年に311の行政審査・認可事項を撤廃または下部へ移譲するなど、さらなる管理のイノベーションと政府サービスの強化を進めている。

行政手続きの簡素化・迅速化、必要最低限のものを除いた許認可・認証の廃止、政府サービスの向上は、本白書においても引き続き日系企業が多くの分野で求めているものであり、一層の積極的な進展を要望する。

- ・ **貿易**：同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税区、物流園区または保税港区の運用や規則、規定に対する解釈が、地域や担当者により異なる。トレーニングの強化やより詳細なマニュアルの整備などで全国統一的運用を要望する。HS番号の事前教示制度についても、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすいよう制度の完備を要望する。併せてHS番号の対象品目を詳細に解釈した資料の公開を要望する。入港、接岸、荷役にかかわる許可時の必要書類、所要時間も可能な限りの統一を要望する。
- ・ **事務機器**：異なる認証で同一内容の試験が要求されている。例えばCCC認証とNAL認可を両方取得する場合

合、EMC試験とサージ試験が双方で要求されており二度同じ試験を行わざるを得ない。試験費用も二重にかかっており企業に不要な負荷がかかっているため、試験結果を共有で使えるなどの改善を要望する。

- ・**卸売業**：卸売業者の一部はコンプライアンスの意識が低く、コンプライアンスを遵守している企業の競争力の低下を招いている。例えば、1) 偽物を販売する業者や商品を不当に安く販売する業者が存在することでネット販売におけるサイトの信用度が失墜する事例、2) 過積載を前提とした料金を提示する業者が存在する事例、また、3) 発票を発行しない前提で税金分のコストを割引いた配送見積を提示する業者が存在する事例などがある。健全な業界発展のために、違法業者の取り締まり強化を要望する。

また、13・5規画の中で、多層で、広範囲、差別化された銀行機関システムを構築し、民間資本の銀行業への参入拡大などを図ると強調した。預金保険制度の導入、預金金利の上限撤廃、民営銀行の設立認可など金融業の開放拡大、金融市場の多層性と商品の充実化を図るべく各種進展がみられており、その進展と改革に向けた果敢な取り組みを歓迎したい。ただし、資本取引を中心に規制はまだ残されており、さらなる自由化の加速を要望する。

- ・**銀行**：2013年の三中全会で打ち出された金融改革に沿って、金利自由化や為替レートの自由化、多層的な資本市場の育成にかかる各種改革が急速に進捗しているが、今後も金利の市場化や人民元建て資本取引の開放等が、さらに加速化されていくと理解している。これら金融自由化は、中国の実体経済や企業活動、また金融業の営業環境に大きな影響を与えていることから、今後の自由化改革にかかるスケジュールやロードマップがより具体化・明確化されることを要望する。

- ・**銀行**：2015年10月に預貸率が撤廃されたが、一方、月平均残高と月末残高の乖離を管理する預金乖離度管理は現在も継続されており、顧客である企業の中国本土市場でビジネスを拡大するための資金ニーズに対する制約要因にもなっている。預金乖離度管理は、各銀行の違法な手段による預金調達等を防ぐ目的を持つものと理解しているが、預金は顧客資産であり、特に月末は決済性取引も多く正常な流動性預金の移動に伴う残高を銀行側でコントロールすることは困難なため、預金乖離度管理が緩和されることを要望する。

また、13・5規画の中で、エネルギー消費、環境保護、安全等を前提条件とする推進メカニズムを打ち立てること、厳格な環境保護制度を実行し、政府、企業、公衆が共に管理するという環境対策体系を形成することが強調された。

これらの取り組みは中国が持続可能な発展を遂げるために不可欠なものと理解しているが、規制導入に当たっては、科学的な正当性の向上、十分な準備期間の確保、効率的な仕組みの構築（先進国で主流となっている自己適合宣言の導入など）を要望する。

- ・**省エネ・環境**：環境・省エネ関連の政策・法律・計画の策定過程において、外資企業を含む関連業界との情報交換を十分に行いつつ進めていただくよう要望する。手続等については透明性・公正性の確保を要望する。また、実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関

する問い合わせ窓口の明確化を引続き要望する。取組みは徐々に進んでいることから、さらなる発展を要望する。

- ・**セメント**：2015年1月の新環境保護法施行により、業界を問わず一律に規定されたSOxやNOxなど汚染物質の排出基準は世界的に最も厳しい基準となったが、日系企業としては先進事例となれるよう積極的に対応していく。しかしながら、法運用に当たっては、瞬時の基準値超過を許さないというような無理なものとはせず、工学的なばらつきを勘案し、一定の期間での平均値を取り締まりの指標とするよう要望する。

対外開放新体制の完備

13・5規画の中で、公平競争が行われる市場環境、公正透明な法運用の実現、サービス業・金融業の開放とイノベーションの全面的な実行が示された。「参入前内国民待遇とネガティブリスト管理」方式を想定した外国投資法を作成中であるなど、中国がより開かれた市場となるための取り組みが進展している。この面では、2つの重要な柱がある。外資参入制限の一層の開放、グローバルスタンダードのさらなる採用を要望する。

- ・**投資**：特定業種に対する外資規制について緩和を要望する。例えば、外資投資建設企業（外資100%の建設企業）が実施可能な工事請負範囲は、現状では、外国投資が50%以上の中外連合による建設工事等に限定されている。また、通信分野においては外資独資又は外資マジョリティでの事業ライセンス取得が認められていないといった規制がある。
- ・**家電**：早期に中国に進出した外資家電メーカーの生産拠点は商品ごとに分散しているが、連結納税制度が認められていないため、積極的な投資ができない。グループ一体経営による競争力強化とさらなる発展に向けた連結納税制度の早期の導入を要望する。

昨年の建議のうち、改善がみられた主な項目

昨年の建議のうち、改善がみられた主な項目を例示すると次の通り。これらの項目では、建議の方向に沿った改善がみられたと考えており、中国政府のビジネス環境改善に向けた取り組みに感謝する。しかし、改善を期待する分野は依然多く残されており、引き続き、果敢な改革が行われることを期待する。

- 1) 通関のペーパーレス化の進展（2015年版白書、p 26、建議⑦）

2014年4月より中国全土で通関申告のペーパーレス化が全面的に試行され、各地税関での運用も安定してきており、通関に伴うリードタイムの短縮に繋がっている。

- 2) 再投資規制の緩和（p 30、建議⑤）

外資企業は、原則として、外貨建て資本金を人民元転じて得た人民元を用いて中国国内において再投資することができなかったが、国家外貨管理局が公布した「外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達」（匯發[2015]19号）により、2015年6月から規制が緩和され、資本金を人民元に両替して中国国内に再投資することが認められるようになった。

- 3) 発電のクリーン化（p 112、建議①）

2015年12月に「石炭火力発電超省エネ排出削減改造全面実施方案」、2016年2月に「再生可能エネルギー開発利用目標制度の指導意見」が発表され、石炭火力発電のクリーン化および消費電力に占める水力以外の再生可能エネルギー目標比率が示された。

4)自動車用燃料性状の改善（p 198、建議①）

大都市周辺市場の燃料性状については、ガソリン、ディーゼル共に大幅改善した。

5)外国企業・海外コンテンツに対する規制の緩和・参入障壁の撤廃（p 220、建議①）

外商投資産業指導目録において「オーディオ・ビジュアル製品（映画を除く）」の流通が同目録2015改正版より、外商投資を制限する産業の目録より外され、外資規制が緩和された。

6)金融の自由化の進展（p 254、建議①）

2015年10月より預金貸出比率（貸出の預金に対する比率）を75%以下とする比率制限、預金金利上限が撤廃され、金融の自由化に進展がみられた。

日系企業の中国ビジネスへの取り組み

2015年における日本の対中投資は前年比25.9%減の32億ドルとなり3年連続減少した（図1）。人件費の上昇や、労働力の確保の難しさといった中国のビジネス環境の変化などを背景に、近年の減少基調が表れていると考えられる。日本の他にも、台湾の投資が前年比14.9%減、米国が3.0%減、ドイツが24.6%減、英国が20.0%減と軒並み減少しており、従来型の投資、すなわち輸出拠点としての中国への投資は転換期に差し掛かっていると考えられる。なお、日本の投資は減少しているとはいえ、累積値で、香港、英領バージン諸島を除く国別でトップである。

中国に進出している日系企業に対して2015年10～11月にジェトロが実施したアンケート調査（図2）では、今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業の割合は38.1%、「現状維持」と回答した企業の割合が51.3%となっている。中国における事業拡大の意向は、2011年と比べると、「拡大」が大きく減少（66.8%→38.1%）した。

しかしながら、全ての業種において、拡大意向が減少しているかといえばそうではない。「拡大」の比率を業種別に見ると、非製造業が製造業より高い（図3、図4）。また、製造業の中でも「食料品（52.4%）」、「輸送機械（43.5%）」、非製造業では「卸売・小売業（50.9%）」など内販型産業で、同比率が高い。他方、輸出型の「繊維」（19.2%）は同比率が2割を切った。

このことから、輸出型企業にとっての中国の優位性が低下していることが伺える。その一方で、内販型企業では中国を有望な市場と捉えており、中国市場の開拓を強化する動きが今後も継続するとみられる。2015年は、輸出型が減少し内販型が増加するという日系企業の中国投資戦略の転換点にあったものと思われる（恐らく、欧米系企業にとっても同様）。

こうした日系企業の動向は、中国が投資主導から消費主

導の経済への転換を目指す動きと合致する。消費分野の開拓を行おうとする日系企業の投資意向を円滑に実現するためにも、各分野の改革進展が大いに期待される。

その代表的な分野が物流である。13・5規画で企業の物流コストを引き下げることや、グリーン物流、コールドチェーン物流などの発展に力を入れることが強調された。市場競争が激化するなかで、企業の競争力確保の観点から、サプライチェーン効率性の向上は不可欠になっていると考える。

また、13・5規画でグリーン発展が5つの発展理念の一つに挙げられたが、持続的発展が可能な市場を保持するためにも重要であり、省エネ・環境規制の高度化が不可欠になっていると考える。こうした中国が直面する社会的課題の解決に対して、日系企業としても貢献していきたいと考えている。

中国経済における日本

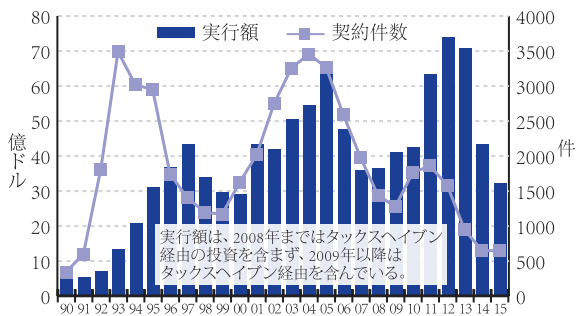
中国が成長の質と効率の向上を図りながら経済規模を拡大してきた中で、日系企業はこれまで非常に重要な役割を担ってきた。貿易については、日本は2015年の中国の輸出先として国別では第2位で、金額は1,357億ドルとなった。輸入でも第3位の1,430億ドルと、中国にとって日本は重要な貿易パートナーとなっている。中国は部品などの生産財や機械などの資本財を輸入し、中国での製品化に活用したうえで、世界に向けて輸出しているが、特に基幹部品や工作機械は日本からの輸入が多い。

投資については、中国への進出日系企業数は外資企業全体の7.9%を占める2万3,094社（2012年末）であり、国別ではトップとなっている。直接・間接合わせて約1,000万人以上の雇用を生んでいるとされ、雇用創出面での貢献も大きく、職場環境の整備や福利厚生制度の充実にも努めている。

また、優れた技術・ノウハウ等を保有する日系企業が少なくなく、受発注両面で中国企業の技術力や経営効率の向上、競争力の強化に貢献している。また、一部産業のサプライチェーンにおいては、他に代替のききにくいハイテク製品の基幹部品や特殊原材料の供給における日系企業のプレゼンスも高い。

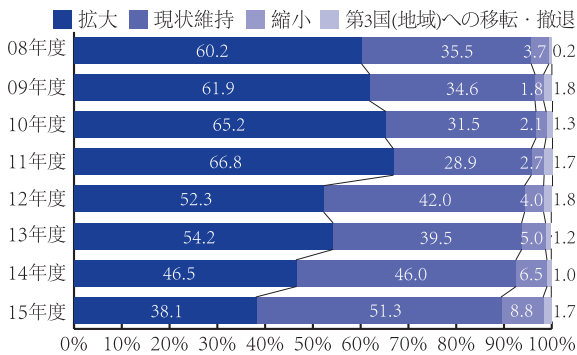
日系企業は経済がグローバル化し、サプライチェーンが複雑に絡み合った状況の中、今後も中国とともに発展しようとしている。

図1：日本の対中投資



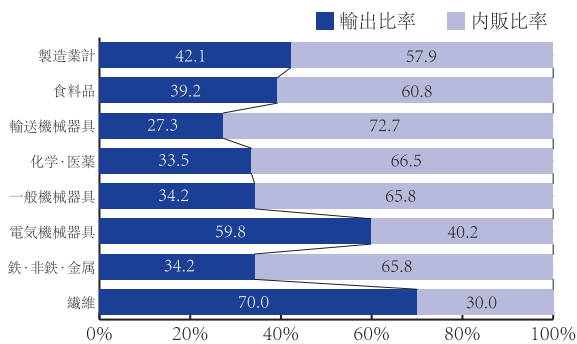
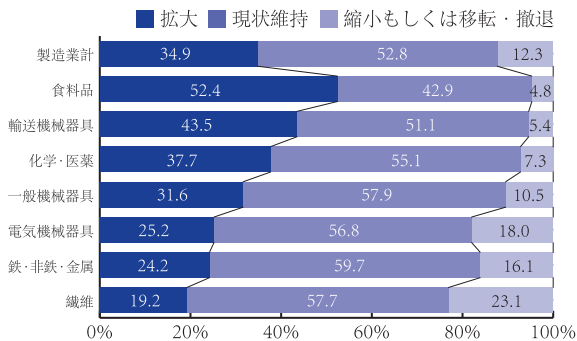
出所：商務部、CEIC

図2：今後1～2年の事業展開の方向性



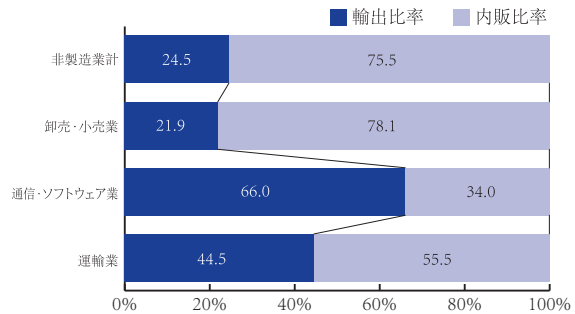
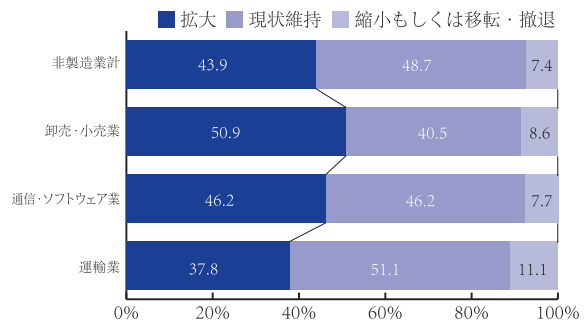
出所：ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

図3：製造業における今後の事業展開の方向性と輸出・内販比率（2015年度）



出所：ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

図4：非製造業における今後の事業展開の方向性と輸出・内販比率（2015年度）



出所：ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

第1部
中国経済と
日本企業の現状

第1部
中国经济与
日本企业的现状

第1章 中国経済と日本企業の現状

2015年の中国経済

2015年の中国経済は、消費が総じて堅調に推移した一方、固定資産投資と輸出が下振れたことから、経済成長率は6.9%と、2014年の7.3%から減速した。

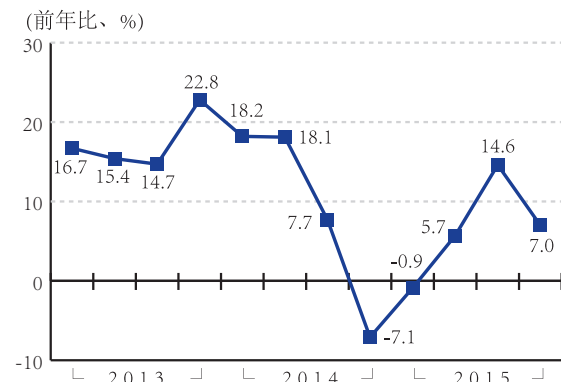
表1：主要経済指標と予測目標値

	2015年		2016年
	目標	実績	目標
GDP成長率(実質)	7.0%前後	6.9%	6.5~7.0%
消費者物価指数(CPI)	3%前後	1.4%	3%前後
全社会固定資産投資	15%	9.8%	10.5%前後
社会消費財小売売上総額(名目)	13%	10.7%	11%前後
輸出入総額	6%前後	-8.0%	—
M2	12%前後	13.3%	13%前後
財政赤字(億元)	1.62	1.62	2.18
都市登録失業率	4.5%以下	4.05%	4.5%以下
都市新規就業者数(万人)	1,000以上	1,312	1,000以上
全国住民一人当たり可処分所得(実質)	7.0%前後	7.4%	6.5~7.0%

出所：「2016年政府活動報告」、国家発展改革委員会「2015年国民経済・社会発展計画の執行状況と2016年国民経済・社会発展計画案に関する報告」

固定資産投資の下振れは、①供給過剰の重石等から企業の設備投資の伸びが鈍化したこと、②2014年後の不動産市況の調整局面入りに伴い不動産開発投資の伸びが鈍化したこと、③地方財政支出の落ち込みによりインフラ投資が力強さを欠いたこと、が背景と見られる。

図1：地方財政支出



注：一般会計と基金会計の合算。

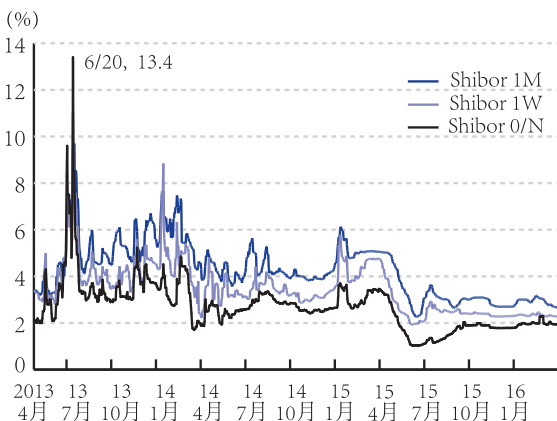
出所：CEIC

消費者物価指数は、豚肉価格の上昇等により小幅上昇したものの、2015年通年では前年比1.4%と安定的に推移した。また、都市新規就業者数も1,312万人と、年間の予測目標値(1,000万人以上)を上回った。2015年の中国経済は、経済成長率、物価、雇用がともに安定的に推移したことか

ら、合理的な範囲内で推移したと評価されている。

金融面を見ると、中国人民銀行は、引き続き穏健な金融政策を行った。即ち、実体経済の減速に直面する中で、①公開市場操作等によって銀行システムの流動性を合理的な水準に保ち、インターバンク金利を安定的に誘導したほか、②5回にわたる預金・貸出基準金利の引下げ、9回にわたる公開市場操作金利(リバース・レポ金利)の引下げを通じて社会全体の資金調達コストの引下げを図った。また、③経済の重点領域や脆弱な分野に焦点を当てた預金準備率の引下げも実施した。

図2：インターバンク金利

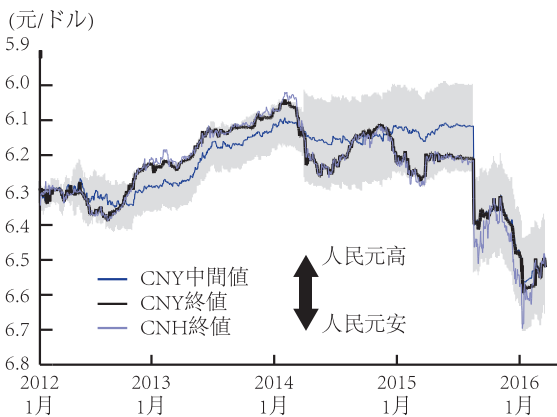


出所：Bloomberg

直近：3月16日

2015年の為替レートは、前半は安定的に推移した。その後、8月11日、中国人民銀行は人民元・ドル為替レートの間値の決定方法改善に関する声明を発表した。その後、8月13日までの3営業日で3%の元安ドル高となった。

図3：人民元／ドルレート



出所：Bloomberg

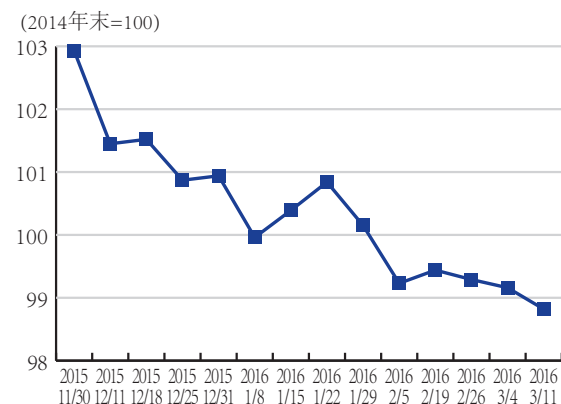
直近：3月16日

これ以降、市場では元安予想が強まり、中国国内企業に

よる外貨建て債務返済や、輸出入業者によるリーズアンドラグズ（輸入代金のドル転前倒しと、輸出代金の人民元転を遅らせる行動）が進展したため、人民元レートの元安圧力がさらに高まった。これに対し、中国人民銀行は、元買いドル売り介入を行い、人民元レートの過度な変動を回避したと見られている。為替介入に伴い、国内資金市場の人民元が吸収されたため、中国人民銀行は流動性供給等を目的に、預金準備率の引下げも行った。

12月11日、中国外貨交易中心（CFETS）は、通貨バスケットから計算されるCFETS人民元為替指数等の公表を開始した。現在、中国人民銀行は、人民元レートが通貨バスケット対比で基本的に安定していると説明している。

図4：CFETS人民元為替指数

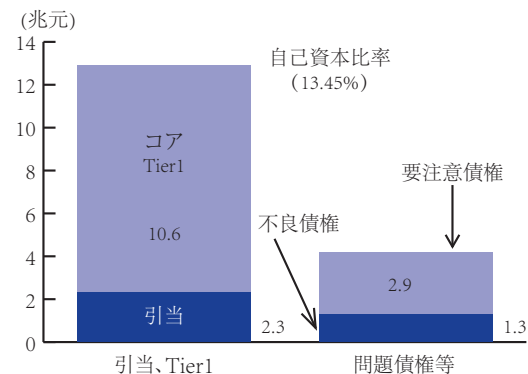


出所：CEIC、中国外貨交易中心（CFETS）

この間、2015年は株式市場も大きく変動した。年始から株価の上昇が続き、6月中旬には上海総合株価指数が5,166ポイントを記録した。その後、中国证券监督管理委员会が信用取引に対する規制強化方針を発表したこと等もあり、株価が下落基調に転換、12月下旬には3,000ポイント程度まで下落した。

金融システム面を見ると、実体経済の減速を受けて、商業銀行の不良債権が増加（2014年増加額：2,505億元→2015年増加額：4,318億元）、不良債権比率も上昇した（2014年末：1.25%→2015年末：1.67%）。但し、自己資本額・引当額の水準は十分であり、銀行システムは健全性を維持している。

図5：問題債権等と自己資本額・引当額



注：2015年12月末。

出所：銀监会「商業銀行主要監管指標状況表（季度）」

2015年は、金融自由化に向けた進展も一定程度見られた。まず、2015年5月から預金保険制度が開始された。また、10月には商業銀行法から預貸率規制に関する記載が削除された。同じく10月には、中国人民銀行から預金金利の上限撤廃が発表された。

財政面に目を転じると、2015年の財政赤字は1兆6,200億元となり、財政赤字の名目GDP比率が上昇した（2014年：2.1%→2015年：2.4%）。

2016年の展望

中国政府は2016年の経済成長の予測目標値を、「6.5～7.0%」と、前年の「7.0%前後」から実質的に引き下げた。需要項目別に見ると、消費は堅調な伸びを見込んでいる。また、投資も過剰生産能力問題や住宅在庫問題への対応から、企業の設備投資と不動産開発投資が引き続き弱めの推移を見込むものの、インフラ投資が総じて堅調に推移すると見られている。

消費者物価指数の上昇率は、予測目標値を2015年同様「3.0%前後」に据え置いた。また、都市新規就業者数の予測目標値も「1,000万人以上」に据え置いた。中国政府は、2016年も、経済成長率、物価動向、雇用面を睨みつつ、実体経済が合理的な範囲内で推移するように経済運営を行うと見られる。

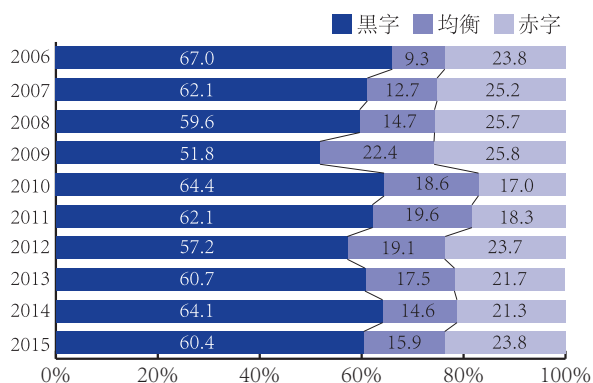
財政政策・金融政策については、「積極的な財政政策・穏健な金融政策」との基本方針を維持しつつも、財政政策はより積極的に（財政赤字の名目GDP比率を3%まで引き上げることを発表）、金融政策は弾力的かつ適度に運用する方針にある。

今後のリスク要因としては、①過剰生産能力問題への対応等に伴い不良債権が増加し、銀行システムの健全性を棄損すること、②やや緩和的な金融環境にある中で、経済構造上の歪が蓄積されることにより実体経済や金融システムに影響が及ぶこと、等を指摘できる。

在中国日系企業の経営状況

日本貿易振興機構（ジェトロ）が毎年実施している「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」によれば、2015年度の営業利益（見込み）を「黒字」と回答した在中国日系企業（有効回答企業数：874社、有効回答率：60.8%）の割合は前年度比3.7ポイント減の60.4%となったものの、3年連続で6割を超えた（図6）。

図6：中国における営業利益（見込み）の推移



出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（各年度版）」

このアンケートでは、経営上の問題点についても選択式で尋ねている。それによると、最も多かったのは前年同様「従業員の賃金上昇」であった。比率は84.3%と突出しており、問題の大きさがわかる（表2）。以下、「品質管理の難しさ」（61.4%）、「従業員の質」（55.5%）、「限界に近づきつつあるコスト削減」（54.2%）、「競合相手の台頭（コスト面で競合）」（50.7%）と続く。

日系企業は主に、コスト上昇（「従業員の賃金上昇」）に加え、厳しいコスト削減圧力（「限界に近づきつつあるコスト削減」「競合相手の台頭（コスト面で競合）」「主要取引先からの値下げ要請」）に直面している。また、労務面（「従業員の質」）でも問題を抱えていることがうかがえる。

表2：在中国日系企業の経営上の問題点

	回答項目	回答率 (%)		増減 (ポイント)
		2015年度	2014年度	
1位	従業員の賃金上昇	84.3	83.9	0.4
2位	品質管理の難しさ	61.4	53.7	7.7
3位	従業員の質	55.5	55.6	▲0.1
4位	限界に近づきつつあるコスト削減	54.2	47.5	6.7
5位	競合相手の台頭（コスト面で競合）	50.7	53.7	▲3.0
6位	主要取引先からの値下げ要請	44.7	42.9	1.8
6位	新規顧客の開拓が進まない	44.7	47.4	▲2.7
8位	主要販売市場の低迷（消費低迷）	40.4	30.8	9.6
9位	通関等諸手続きが煩雑	39.1	43.2	▲4.1
10位	通関に時間を要する	37.3	36.8	0.5

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（各年度版）」

また、国際協力銀行のアンケート「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」では、中国を「中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域」とする企業の比率（得票率）が、2013年度調査では37.5%と大幅に低下し、初めて第4位に後退したが、2014年度調査では43.7%に回復して第3位に上昇、2015年度調査では38.8%に低下したものの、インドネシアと並んで第2位となった。有望理由の第1位は「現地マーケットの現状規模」（67.9%）、第2位は「現地マーケットの今後の成長性」（59.9%）であった。他

方、課題については、「労働コストの上昇」が73.0%と最も多く、以下、「法制の運用が不透明」（54.1%）、「他社との厳しい競争」（52.8%）などが挙げられている。



第2部 共通課題・建議

第2部 共同问题及建议

第1章 貿易

2015年の中国の貿易総額は前年比8.0%減の3兆9,586億ドルとなり、金融危機の影響を受けた2009年（13.9%減）以来6年ぶりに減少に転じた。政府目標（6.0%前後）の達成はならなかったが、海関総署は世界経済が全体的に回復力を欠き、国内経済の押し下げ圧力が大きい中、貿易も「新常态（ニューノーマル）」に入ったと指摘した。輸出入ともに減少という厳しい状況のなかではあるが、貿易全体に占める一般貿易や民営企業の比率が高まり、貿易相手が多角化するなどの変化を踏まえた評価になっている。輸出は2.8%減の2兆2,766億ドル、輸入は14.1%減の1兆6,821億ドルで、輸入の減少幅が大きかったこともあり、貿易収支は5,945億ドルの黒字と、初めて5,000億ドルを超え過去最高を更新した。

ジェトロが財務省貿易統計と中国海関統計を基に、2015年の日中貿易を双方輸入ベースでみたところ、総額は前年比11.8%減の3,032億8,609万ドルで、リーマン・ショック直後の2009年以来6年ぶりの2ケタ減少に転じた。2015年は主に円がドルに対して14.5%下落したことから、日本からの輸出（中国の対日輸入、以下同じ）は12.3%減の1,427億1,566万ドル、輸入は11.3%減の1,605億7,043万ドルとなった。ただし円換算では、総額が0.8%増の36兆7,033億円、輸出が0.2%増の17兆2,810億円、輸入が1.3%増の19兆4,223億円となっている。日中貿易額はドルベースで2ケタ減となったものの、日本の貿易総額に占める中国の構成比は21.2%と2014年比0.7ポイント上昇しており、2位の米国を6.1ポイント引き離している。

中国の統計（注1）では2012年末の在中国日系企業数は2万3,094社と2万社を超えている。日系企業は中国に生産拠点を設置し、中国での競争力強化と内需開拓に向け経営資源を傾斜しつつ、積極的に事業を展開し、グローバルなサプライチェーンの中で日々貿易に従事している。

中国政府はWTO加盟後、貿易・通関面において、制度面の効率化、透明度・サービスの向上など、各種の努力を行っており、以前に比べると環境は大きく改善している。しかしながら、日系企業からは2015年版白書に引き続き改善要望が寄せられており、さらなる法制度整備および運用統一化、通関手続の簡素化などを期待する声大きい。ジェトロが在中国日系企業に行った調査（注2）でも、回答した企業（874社）の39.1%が「通関等諸手続が煩雑」、37.3%が「通関に時間を要する」を経営上の問題点として挙げている。前者回答は前年度調査より4.1ポイント低下したが、後者は0.5ポイント上昇した。それぞれ依然高い数字であり、さらなる取り組みの展開をお願いしたい。

注1：「中国貿易外経統計年鑑2013」

注2：「アジア・オセアニア進出日系企業活動実態調査（2015年度調査）」。調査時期は2015年10～11月。

貿易・通関における具体的問題点

法制度・運用の不透明性

中国には通関拠点数が4,000近くある。これだけ多くの拠点があるためか、依然として各税関において税関審査や法制度の解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。同一商品が通関担当者によって異なるHS番号区分と判定され、関税や輸出増値税還付率が異なるケースも発生している。トレーニングの強化やより詳細なマニュアルの整備などで、全国で統一的な運用がなされるよう要望する。

また、HS番号の事前教示制度について、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすい制度の整備を行うことや、併せてHS番号の対象品目を詳細に解釈した資料を公開することで、企業の利便性が高まると共に、政府担当者の負担軽減にも繋がると考えられる。

さらに、危険品に関しては、数多くの法令が公布されており所管機関も多いことに加えて、天津の爆発事故以降、危険品に対して規制運用の強化がみられることに鑑み、運用方針の明確化と統一的な相談窓口の設置を要望する。併せて天津における早期取扱い再開を要望する。

なお、日本企業から依然として強い声があるが、通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示および具体的な実施方法の周知徹底を再度お願いしたい。

通関手続の複雑（煩雑）性

中国政府は通関の効率化やサービス向上のため、各種努力を行っており、以前に比べると状況は大きく改善している。通関のペーパーレス化などの進展を評価する日系企業の声も聞かれる。国務院が2015年7月に「輸出入安定成長の促進に関する若干の意見」を公布し、さらに貿易の利便性を高めることを示し、関連部署がその実現に向けて取り組んでいることは歓迎できる。

しかしながら、生産機械の中古品の輸入にあたり、「輸入中古機電製品検査監督管理弁法」に基づき積載前の事前検査（該当した場合）、貨物到着検査を受けるが、輸入手続が煩雑で時間がかかるとの声や、通関、商品検査にかかわる窓口の一本化や手続の簡素化を望む声が寄せられている。引き続き、申請窓口の1本化、優良企業に対する優遇な

どにより、通関、商品検査にかかわる手続の簡素化、リードタイムの短縮を要望したい。

そういう意味で、税関部門と質検部門で協力して推進中の「3つの一」（一括申請、一括審査、一括認可）の進展に期待しており、今後全国での実施を要望する。また、京津冀地域などで進める区域通関一体化の加速も期待したい。これらにより、企業の利便性を引き続き高めていただきたい。

その他、依然として分公司は法人格が認められておらず、分公司名義で通関ができない状況が続いている。そのため本社名義での通関書類作成、捺印などが必要となっており、手続が煩雑で、時間を必要するとともに、突発的な通関に対応できないなど問題がある。

さらなる自由化への期待

中国政府は貿易のさらなる自由化のため、近年諸外国・地域との積極的なFTA締結に向けた取り組みを進めており歓迎できる。日中韓三カ国で日中韓FTA、ASEANと日中韓三カ国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの16カ国で進める東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）の交渉も進めている。これらの締結により、関税・非関税措置の撤廃および段階的な削減がもたらされ、貿易の自由化・円滑化がこれまで以上に進むことが期待されるため、早期締結を要望したい。

ただ自由化の一方で、FTA利用に必要な原産地証明について、例えば、中国・ASEANのFTAで、その施行細則上に、原産地証明書に記載するHSコードを輸入国のHSコードとする旨の規定があるが、輸入国と輸出国（中国）のHSコードが異なる品目につき、中国各地の商検局が、自国（中国）のHSコードを記載する様に要求するケースがある。各地商検局に対して、条文と矛盾する、または条文に記載のない要求を企業に対して行わないように指導の徹底を要望する。

さらに、企業と税関の相互の業務効率化、スムーズな通関の実現に繋がるため、企業が所轄税関に事前相談できる制度の構築を要望する。加えて、物流の効率化をさらに図る観点から、休日、祝祭日、時間外においても、通関対応が可能な地域の拡大を要望する。

＜建議＞

- ① 通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示時期および具体的実施方法についての配慮を要望する。
- ② 同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税區、物流園區または保税港區の運用や規則、規定に対する解釈が、地域や担当者により異なる。トレーニングの強化やより詳細なマニュアルの整備などで全国統一的運用を要望する。HS番号の事前教示制度についても、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすいよう制度の完備を要望する。併せ

てHS番号の対象品目を詳細に解釈した資料の公開を要望する。入港、接岸、荷役にかかわる許可時の必要書類、所要時間も可能な限りの統一を要望する。

- ③ 危険品に関しては、数多くの法令が公布されており所管機関も多い。実際の運用にあたり、各地の税関、CIQが対応に苦慮している。運用の明確化・手続の簡素化を要望する。また、天津の爆発事故以降、危険品に対して規制運用の強化がみられるが、運用方針の明確化と統一的な相談窓口の設置を要望する。併せて天津における早期取扱い再開を要望する。
- ④ 税関のシステムトラブルやソフトウェアアップグレードによる不具合発生時、輸出入通関が停止または大幅に遅延する場合がある。物流企業や荷主企業への不必要なコスト負担や生産活動への影響があるため、トラブルに対するバックアップなど、正常な通関業務の維持に向けた体制の構築を要望する。また、システムが使用できない場合は、暫定的に手作業で対応するなど、通関が滞ることがないように要望する。
- ⑤ 自動車の輸入通関前に、輸出者が国家質量監督檢驗檢疫總局（AQSIQ）の輸入車識別コード（VIN）管理システムにアクセスして、車両1台毎データ入力を行う必要があるが、通関後、さらに環境保護部（MEP）の自動車排ガス目標達成管理申請システムに、同様のデータを再入力する必要がある。また、いずれのシステムも中国語のみの対応となっている。入力済みのデータの再入力を不要とするワンストップ化を要望する。当該システムへの入力は、通常、輸出者である中国国外のメーカーが行うことが想定されるため、少なくとも英語対応を要望する。
- ⑥ 福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、現在10都県産の食品および飼料の全面的な輸入禁止という厳しい措置がとられているが、日本政府と継続中の協議を進め、科学的なデータに基づき、合理的な範囲まで規制を緩和するよう要望する。
- ⑦ 申請窓口の1本化、優良企業に対するさらなる優遇などにより、通関、商品検査にかかわる手続の簡素化、リードタイムの短縮を要望する。現在推進中の「3つの一」（一括申請、一括審査、一括認可）の全国での実施を要望する。京津冀地域などで進める区域通関一体化の加速も要望する。
- ⑧ 生産機械の中古品の輸入にあたり、「輸入中古機電製品檢驗監督管理弁法」に基づき積載前の事前検査（該当した場合）、貨物到着検査を受けるが、輸入手続が煩雑で時間がかかるとの声が寄せられており、簡素化、リードタイムの短縮を要望する。
- ⑨ 本社間との書類の送付等で時間を要する、突発的な通関に対応できないなどの問題があるの

で、分公司名義（分公司印）での通関を可能とするよう要望する。

- ⑩工場建設などの場合、企業は実際の通関前に余裕を持って物流計画を検討するが、スムーズな通関の実現のためにも、企業が所轄税関に事前相談できる制度の構築を要望する。
- ⑪休日、祝祭日、時間外においても、通関対応が可能な地域の拡大を要望する。
- ⑫企業が単独で開催する展示会用の一時輸入品について、ATAカルネの使用を可能とするよう要望する。
- ⑬中国の子会社が日本の親会社から輸入する部材価格に、親会社に支払っている製造技術ライセンスのロイヤルティを加算するケースがある。製造技術ライセンスが輸入部材ではなく、完成品製造に関するものである場合は、加算することがないよう要望する。価格審査について申告価格に対する疑義が呈され、客先への納入時期の遅延などの問題が発生しているが、税関からの指摘の際に可能な範囲でどのような根拠・基準に基づいて価格の妥当性を判断しているか情報開示を要望する。
- ⑭原産地証明について、各地商検局に対して、条文と矛盾する、または条文に記載のない要求を企業に対して行わないように指導の徹底を要望する。例えば、中国ASEAN自由貿易協定（FTA）では、その施行細則上に、原産地証明書に記載するHSコードを、輸入国のHSコードとする旨の規定がある。しかしながら、輸入国と輸出国（中国）のHSコードが異なる品目につき、中国各地の商検局が、自国（中国）のHSコードを記載する様要求している。商検局の要求通りに発給された原産地証明書は、輸入国では条文違反となることから、FTAが利用できない、或いは商検局との交渉に時間を要し、FTAの利用に遅れが生じる場合がある。
- ⑮日中韓自由貿易協定（FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の早期締結を要望する。

第2章 投資

商務部の発表によると、2015年の対中直接投資（銀行・証券・保険分野を含まず）は、契約件数が前年比11.8%増の2万6,575件と、2年連続で増加した。実行ベースの投資額は5.6%増の1,262億7,000万ドルと、3年連続で過去最高を更新し、政府の目標値である1,200億ドルを上回った（人民元ベースでは前年比6.4%増の7,813億5,000万元。2015年より伸び率が人民元建てしか公表されなくなったことから、ドル建ての伸び率はCEICデータより算出したものである）。

2015年の対中直接投資を業種別にみると、製造業が前年比1.0%減少した（寄与度マイナス0.3ポイント）のに対し、非製造業は9.6%増加した（同6.2ポイント）。非製造業は、最大のシェア（29.0%）を占める不動産が16.3%減少し、寄与度もマイナス4.7ポイントとなったが、これに次ぐシェア（11.9%）を占める金融が3.6倍に急増、寄与度も9.0ポイントとなり、対中直接投資の牽引役となった。

国・地域別にみると、第1位は香港で、対中投資実行額は前年比8.1%増（人民元ベースでは8.8%増）の926億7,000万ドルとなり、シェアは73.4%と7割を超え、実行額が増加を維持した主因となった。日本は25.9%減（人民元ベースでは25.2%減）の32億1,000万ドルと大幅な減少となり、順位も2014年の第4位から第5位に低下した。

なお、商務部によると、2015年末現在、中国に会社を設立した日系企業は累計で5万社近くに達し、投資総額は1,018億2,000万ドルと1,000億ドルを超えており、中国に対する投資国・地域としては第3位になっている。

ジェトロの「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」によると、今後の中国事業の方向性について、「拡大」と回答する企業の比率は、2015年度は38.1%と1998年の調査開始以来、初めて4割を下回った。ただし、業種、地域による格差も大きい。「拡大」の比率を業種別に見ると、非製造業が製造業より高い。また、製造業の中でも「食料品（52.4%）」「輸送機械（43.5%）」、非製造業では「卸売・小売業（50.9%）」など内販型産業で、同比率が相対的に高い。他方、輸出型の「繊維」（19.2%）は同比率が2割を切った。地域別では、内陸部の「湖北省」（52.4%）で「拡大」の割合が5割を超える一方、輸出加工型が多い「山東省」（30.7%）、「遼寧省」（22.7%）で拡大意欲が相対的に低い傾向が見られる。

対中投資リスクに対する認識は依然として存在するものの、日本企業が中国を世界有数の巨大市場と捉えていることに変わりはなく、内販型の企業・業種では拡大する中国市場の開拓を強化する動きが今後も継続するとみられる。

こうした中、2016年3月の全国人民代表大会において審議・採択された「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5カ年

規画要綱」（以下、第13次5カ年規画要綱）では、「対外開放の新体制の整備」が打ち出され、法治化、国際化、円滑化されたビジネス環境を整備し、協力・ウィンウィンに資する、国際的な投資貿易規則に適應する体制・メカニズムを整備する方針が示された。この方針に従って投資環境が適切に改善されることを要望する。

投資における具体的問題点

市場経済ルールの整備と適正運用

第13次5カ年規画要綱では、公平な競争が行われる市場環境、効率的で清廉潔白な政務環境、公正で透明性のある法律・政策環境および開放的で包摂的な人材・文化環境を醸成することが提起されている。

こうした措置により、外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の問題が改善されるよう要望する。また、同綱要では、地域間および二国間の自由貿易体制の構築を強化すべく、日中韓自由貿易協定（FTA）交渉を早急に進めることも謳われており、同協定の早期締結を要望する。

過剰な政府規制の緩和

第13次5カ年規画要綱では、サービス業の開放、金融の開放および革新、投資貿易の円滑化、事中・事後の監督管理などに関する先行的な試行の実施をさらに進め、成功経験の模倣をさらに範囲を広げて普及させるとしている。

こうした方針に基づき、審査・許認可権の下部への大幅な委譲が図られることや、外資に対する投資規制が一層緩和されることを要望する。

内外無差別とグローバルスタンダードの採用

第13次5カ年規画要綱では、内資・外資に関する法令を統一し、外資に関する基礎的な法律を制定し、外資企業の合法的権益を保護することや、外資について参入前内国民待遇およびネガティブリスト管理制度を全面的に実施することが謳われている。

商務部が2015年1月19日、「中華人民共和国外国投資法」の草稿の意見募集稿を発表したことに対し、中国日本商会は2015年2月15日付で、修正提案に関する意見書を提出したが、同綱要の方針に従って、適切に外国投資法が制定され、外資系企業の投資に対し参入前内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルが実施されることを要望する。

<建議>

①外資系企業の対中投資のリスクと見られている不

透明な制度運営の問題について、法制度解釈の統一の運用、制度変更の際の十分な準備期間、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。

- ②2014年5月17日から発効した日中韓投資協定は、日中韓3カ国による経済分野で初の法的枠組みであり、同協定の適切な運用を希望する。また、日中韓3カ国による自由貿易協定(FTA)交渉については、中韓FTAが2015年6月1日に調印し、12月20日から発効しており、日中韓FTAについても早期締結を要望する。
- ③企業に対する商業賄賂案件をはじめとした調査手続の中で、依然として、担当官の私用メールアドレス(163、QQ等)を使用して情報のやりとりを行うことが見受けられる。秘密保持やセキュリティの観点から重大な問題があり、直ちに中止することを要望する。
- ④2015年4月10日から施行された「外商投資産業指導目録」の改訂版は、2011年版目録と比較して制限類が42項目、禁止類が3項目減少したことは評価できる。他方、奨励類も5項目減少しており、さらなる制限類、禁止類の減少および奨励類の増加を要望する。
- ⑤外資企業は、原則として、外貨建て資本金を人民元転して得た人民元を用いて中国国内において再投資することができなかったが、国家外貨管理局が公布した「外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達」(匯発[2015]19号)により、2015年6月から規制が緩和され、資本金を人民元に両替して中国国内に再投資することが認められるようになったことは評価できる。企業の健全な成長や拡大のために、外資企業による再投資規制の一層の緩和を要望する。
- ⑥「外債管理暫定弁法」第18条により、外商投資企業は中長期外貨借入の累計および短期外貨借入残額の総額は、投資総額と登録資本金の差額(投注差)を上回ってはならないとされている。このため、資本金により設定される海外資金借入れ枠を超えると国内調達が必要となるが、金利差が大きくなるという問題がある。他方、追加資本を投入すれば金利問題は解消されるが、投入した資本の回収という別の問題が発生する。積極的な投資を行うためにも投注差にかかわる規制の緩和を要望する。
- ⑦商務部は2015年10月28日、「一部の規定および規範性文書の改正に関する決定」(商務部令2015年第2号)を公布し、外商投資性公司等に対する最低資本金要求を撤廃した。しかし、「外商投資による投資性公司設立に関する規定」(商務部令2004年22号)に従い、設立後投資・借入等の活動を行う前提条件として、依然として最低資本金が要求されており、規制の撤廃を要望する。
- ⑧特定業種に対する外資規制について緩和を要望する。

る。例えば、外資投資建設企業(外資100%の建設企業)が実施可能な工事請負範囲は、現状では、外国投資が50%以上の中外連合による建設工事等に限定されている。また、通信分野においては外資独資或いは外資マジョリティでの事業ライセンス取得が認められていないといった規制がある。

- ⑨商務部は2015年1月19日、「中華人民共和國外国投資法」の草稿の意見募集稿を発表した。これは、三中全会で打ち出された「開放型の経済新体制構築」の方針に沿ったものである。中国日本商会は2月15日付で、内国民待遇の概念と範疇の正確な定義付け、一本化された透明な外国投資管理制度の構築等をはじめとした修正提案に関する意見書を提出した。パブリックコメントを踏まえて適切に外国投資法を制定し、外資系企業の投資に対し参入前内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルが実施されることを要望する。
- ⑩また、外国投資法の施行は、外資系企業の経営に大きな影響を与えることが予想されるため、施行前の事前説明等も含めて十分な準備期間を確保していただくとともに、施行後においては、最も実効性のある相応の関連法令が明確に制定されることを要望する。
- ⑪外資企業は新規出店にあたり、投資金額に応じた増資が必要と、法的根拠のない指導を受けるケースがある。出店計画の迅速化と1つの会社で多くの業態を展開する上での課題になっており、改善を要望する。
- ⑫市場経済化が進展する中で、競争の活性化を通じて、事業再編を余儀なくされる企業が出てくることは自然な流れであり、こうした企業が円滑に事業再編手続きを行えるよう税務審査の時間短縮などの措置を要望する。こうした措置がとられることで、産業構造の適正化につながることを期待される。
- ⑬中国の個人情報保護政策が未整備のため、個人情報の漏えいが頻繁に発生し、いたずら電話やショートメッセージ、電子メール等が防ぎようのない状態で、各級の従業員の業務に障害があり、日常生活上の大きな邪魔となっている。早急に相応な個人情報保護政策や、故意による迷惑行為への処罰措置が実施され、個人情報保護の欠缺が改善されることを要望する。
- ⑭法律法規および政策の調整時において、外資企業に関連の情報を入手するルートは比較的限られている。なおかつ、政府機関のウェブサイトが整備されていないなどのために、企業が必要な法律、法規、政策等に関する正確な情報をいち早く入手することが困難となっている。各政府機関がウェブサイト上の情報公開政策を改善され、関連情報が複数のルートを通じて適時に公布されるよう、また外国語版文書の増加を考慮されるよう要望する。

第3章 競争法

2015年は、前年に続き外国企業に対しても独占禁止法および不正競争防止法に基づく執行が行われた。まず、カルテルに関しては自動車部品業界および海運業界等でのカルテルおよび再販価格の拘束に関して処罰した案件があり、また外国企業による知的財産権の行使に関連して市場支配的地位の濫用であるとして処罰された案件があった。また、独禁法の具体的な運用を規定するガイドラインの意見募集稿が次々と公布されている。M&AおよびJV設立等の際に必要な商務部に対する事業者結合の届出については2014年に導入された簡易手続の影響等により届出案件が全体として増加し、日本企業絡みの案件も増加した。さらに、商業賄賂の摘発については華東地域を中心として地方の工商行政管理局による執行が引き続き行われている。

カルテル・再販価格拘束に関する事案

中国では価格に関する独禁法違反行為については国家発展改革委員会(NDRC)が、非価格関連行為については工商行政管理局(SAIC)が執行している。2015年には、カルテルについて、NDRCが日系3社を含む海運大手8社に対する調査を行い、リーニエンシー(自主的な申告による処罰の免除・軽減の申請)の申請を行った1社を除き合計75億円の制裁金を課し(12月)、また、日中合弁の自動車メーカーおよびそのディーラー17社に対してもカルテル等による制裁金を課した(9月、なお、同案件は再販価格拘束事案でもある)。その他、中国系テレコム会社、中国系保険会社等の価格カルテル案件でも処罰が行われた。再販価格拘束に関しても外資・内資系企業ともに複数の処罰が行われた。一方、SAICについても地方の工商行政管理局を中心として、市場支配的地位の濫用による処罰、共同ボイコット等の非価格カルテル案件の処罰を行った。いずれについても2014年より案件数は落ち着いているが、価格カルテルに関してはリーニエンシーの運用が定着したようである。SAICの調査に対して調査協力を拒絶したことが原因で中国企業に対して処罰を行った事例が出た(2015年7月)。なお、2016年2月にリーニエンシーおよび承諾による調査中止に関するガイドラインの意見募集稿が公表されている。

知的財産権の濫用による独占禁止法違反事案

NDRCは、クアルコムがCDMA等の無線通信標準必須特許ライセンス市場等で支配的地位を濫用し、不公平・高価格な特許ライセンス費用を徴収したとして、約61億元(約

1,150億円、同社の2013年の中国売上約8%)の制裁金を課した。本件は、有効期間が経過した特許のライセンス実施、無償のクロスライセンスの要求、特許の抱き合わせライセンス等を問題視したものであるが、知的財産権ビジネスに大きな影響を及ぼした。なお、2015年12月から2016年2月にかけてNDRCおよびSAICが相次いで知的財産権の行使が独禁法違反となる場合についてのガイドラインの意見募集稿を公表しており、その動向を注視している。

事業者結合案件の推移

企業の買収・出資やJVの設立を行った場合、双方当事者に一定の中国・世界における売上高がある場合、中国での商務部に対する事業者結合の届出が必要になることがある。届出は結合行為の前の事前届出制であり、また独占禁止法上の問題がある場合には、禁止決定や、承認されるにしても一定の条件を付されることがある。2015年は314件の審査の決定が出され、2014年の236件に比して大幅に増加した。2015年の案件のうち約25%程度が日本企業に関係する案件であったと思われるが、これは日系企業に関する案件数が減少したのではなく(むしろ増加している)、中国企業間の結合案件での届出が大幅に増加したことによる。また、事業者結合の審査に要する時間については全般的に引き続き長時間を要するものの、2014年5月に導入された簡易手続により、独占禁止法上影響の少ない類型の結合案件(例:中国国外でのJV設立案件で中国に対する輸出等を行わない案件、中国でのシェアが著しく低い場合等)については、審査期間の延長が原則として行われないなど、安定的な運用が行われている。

商業賄賂案件に対する執行

典型的には、民間企業同士の取引における買主の購買決定権者個人に対するキックバックの授受などが商業賄賂であるが、法律上の定義はこれよりも広く、およそ商品・サービスの対価以外の物品又は金銭の授受は、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付随的贈与を除き、原則として不正競争防止法の網にかかる。2015年には、特に華東地域での執行が多く、日本企業を含む外資企業に対する処罰案件も多く見られる。商業賄賂の形態としては、現金・買い物カードの提供という単純なケースの他、企業間でのリベート授受が不適切であるとして処罰されるケースも相当数存在する。

＜建議＞

＜独占的協定＞

- ① 独占禁止法第13条（水平的協定）および第14条（垂直的協定）に関して、具体的に一般的に許される場合と許されない場合の境界線が明確化されておらず、不透明である。価格独占の禁止に関する規定、工商行政管理機関の独占的協定行為の禁止に関する規定等の法令もあるが詳細ではなく、行動指針としては不十分であり、さらにガイドライン等を公布することにより明確化することを要望する。
- ② 独占禁止法第17条（市場支配的地位の濫用）の規制における詳細なガイドラインが存在せず、違法となる場合の境界線が不透明となっていることが、当局の裁量を大きくし、企業の行動上の障害となっている。行動指針としては不十分であり、ガイドライン等を公布することによる明確化を要望する。
- ③ 2015年4月7日に国家工商行政管理総局が「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」を公布し（同年8月1日）、また、2015年12月31日に国家發展改革委員会が「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」（中国語：关于濫用知识产权的反垄断指南）の意見募集稿を發表した。これらは知財の権利行使と独占禁止法への抵触を検討する際の重要な指針となるべきものであるが、判断基準が極めて不明確であり、実際の執行において当局の裁量を著しく大きくする懸念がある。また、FRAND宣言をしていない標準必須特許にFRAND条件でのライセンスを強制している等の問題があり、知的財産の保有者の権利行使が不合理に制約される可能性がある。世界各国の法令の制定および運用を踏まえて整合的な法令およびガイドラインを制定することを要望する。
- ④ 調査手続において、調査対象当事者からの調査協力においても、他の主要各国では認められている口頭報告が認められず、書面での提出が必要となる。その結果、米国民事訴訟でのディスカバリーの対象となり得るため、十分な調査協力を躊躇することがある。他の主要各国と同様、口頭報告を認める運用とすることを要望する。
- ⑤ 行政調査手続について、当事者の陳述、弁明の機会が実質的にも保護されるように法令を改正し、また実質的に運用することを要望する。例えば、価格行政処罰手続規定30条では、事前告知書を受領してから暦日で3日以内に申し出なければならないなど、機会付与の期間が非常に短く設定されているが、特に外国企業の場合は翻訳を踏まえて検討し、弁護士と相談をする必要があり、対応は著しく困難である。
- ⑥ 制裁金の算定方法に関するガイドラインが存在せず、当局の裁量が大きいいため、企業にとって行

為が違法となる場合の金額的なインパクトを予測し難い。制裁金額の予測は、企業が当局に対し自主申告を行うかどうかの判断においても重要であるため、ガイドラインの公布や前例における算定方法の公表等を通じた透明化を要望する。

- ⑦ 処罰事案について、公表の程度が案件ごとに異なり、特に地方レベルの処罰事案については未公表事案も多いように見受けられる。制裁金などの処罰が課された事案については社会の関心も高いため、処罰に至った理由も含め、積極的かつ公平に公表を行うよう要望する。
- ⑧ 世界的な案件においては、外国企業の委託する外国法律事務所の弁護士の関与が必須であるところ、中国の当局の運用上、中国弁護士と共にであっても、ヒアリング等への同席が認められないことが往々にしてある。諸外国との運用の統一性の観点からも、同席を認める運用とすることを要望する。

＜事業者結合＞

- ① 事業者結合の届出における簡易手続に関連する法令において明確にされているように、中国国外における結合行為で中国市場に全く影響がない場合（例：外国での外国企業同士の合併会社設立において合併会社が中国向けの輸出を全く想定していない場合）でも、中国での届出が義務づけられている。他の主要各国においてこのような不合理に広範囲な法規制は見当たらず、中国の法規制は過大な負担を特に外国企業に対して強いている。この点については、中国市場に全く影響がないような取引類型を届出の対象となる取引から除外する例外規定を設けるなど、一定の法制度の改善を行うよう要望する。
- ② 届出の要件とされる「結合」の要件が極めて不明確であり、事業者側の判断が困難となるケースがある。特にマイノリティー出資の場合の届出義務の有無に関するガイドラインを早急に公布することを要望する。
- ③ 企業が届出基準に達するか否かを判断する際に、届出が必要な場合は網羅的に広く記載されているが、一方で届出が不要な場合の基準は触れられていないため、世界的にも通用するような「セーフハーバー・ルール」の導入を要望する。
- ④ 事業者結合の届出において、書類の提出から正式な立件までの期間がケースによって異なり、また長すぎる。確かに簡易届出制度の実施と事例の蓄積により若干迅速化してはいるものの、同一案件での世界各国での届出の際に中国での届出のみがスケジュール上遅滞することが往々にしてあるため、さらなる運用の改善を要望する。
- ⑤ 中国企業間の事業者結合については、結合後の国内シェアが極めて大きくなって承認されているケースがあり、根拠規定や市場の範囲の取り方等その判断基準が不透明であるとともに、結

果として、独占・寡占が進むことにより当該分野における中国国内市場への参入障壁が高まることにもなる。そのようなケースにおいては、企業結合審査の透明性向上の観点から、独占禁止法上の適応の考え方について公表することを要望する。

- ⑥一部業種については国家安全審査を受ける必要があるが、対象業種、審査認可プロセスが不明確であり、かつ審査期限も引き続き明確ではない。対象業種や審査プロセスを明確にすることを要望する。
- ⑦事業者結合規制を遵守していない事業者に対する処罰事例が公表されたが、事業者結合規制を遵守していない事業者に対する処罰のさらなる徹底および処罰事例の公表の拡大を要望する。

＜商業賄賂＞

- ①商業賄賂規制の基本法である不正競争防止法は極めて曖昧な文言であり、これを明確化するガイドラインを公布するよう要望する。特に代理店経由での販売につき、簿外での資金処理や不適切な会計科目による処理は違法となり得るとしても、帳簿への記帳が正しくなされているにもかかわらず、不正を認定する場合がある。企業としての販売促進行為の中で過度の景品等の付随的贈与は一定程度規律されるべきであることは理解するが、どこまでであれば合法とされるのか明確ではなく、当局の裁量により処罰が行われうる仕組みとなっているため、改善を要望する。
- ②反不正競争法や商業賄賂行為禁止に関する暫定規定は、文言上、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付随的贈与を除き販売に伴う一切の物品・利益の提供が違法とされる余地があり、また取り締まり実務においても担当官からそのような発言がなされる場合がある。企業の経済活動を過度に萎縮させないため合理的な利益提供を適法化する法令改正を行うべきであるし、少なくともガイドライン等により取り締まり当局の運用を可及的速やかに明確化することを要望する。
- ③商業賄賂と認定された場合に没収される「違法所得」の内容を明確化することを要望する。違法所得の認定は「工商行政管理機関行政処罰違法所得認定弁法」に基づき行われていると思われるが、同弁法が典型的に想定している製造・販売・サービス提供それ自体が違法である場面と異なり、商業賄賂事案では販売行為自体は適法であることを踏まえて行われるべきであり、商業賄賂行為によって増加した売上が何であるかを画することなく単純に違法所得の認定を行わないことを要望する。

第4章 税務・会計

2015年における税収は初めて11兆元を超えたものの、伸び率は前年比6.6%増にとどまった。景気悪化の影響を受けて、ここ数年伸び率が徐々に落ち込んでいる。こうした中、徴税強化の動きは強まっており、移転価格調査の強化、個人所得税の課税強化、出向者給与の立替送金に絡むPE課税など税務局からの指摘を受けて納税を余儀なくされるケースが増えている。

税務上の問題点

制度運用上の問題点

税務および税法通達の実務上の運用にあたっては、税務当局の担当官によって解釈がなされることがある。このため、税務当局の運用には地域差があったり、窓口担当者によって対応が異なるケースが発生している。また通達の公布では、突発的に公布若しくは改定されて対応への準備期間がなく、さらに遡及適用されるケースも少なからず存在する。納税者の利便性を高めるため、税務問題について全国の税務当局が共通した見解を持った上で統一性のある運用を行い、ルールの制定にあたっては納税者の対応に十分に配慮することを引き続き要望する。

現状の税収管理の通達上、税務当局の課税判定に不服がある場合、納税者に対する中国での救済措置として上級税務機関への不服申立、さらには最高人民法院への提訴が認められている。しかしながら実務上は、課税判定を受けた税額を税務当局に納税しないと不服申立ができないとともに、実際に外資系企業が最高人民法院に不服申立をしても最終的に望ましい判断が得られるかについて不安を拭い去ることができない。また、別の救済措置としては相互協議が挙げられる。しかしながら、税務当局の担当部門の人員不足もあって、国税庁と国家税務総局間の相互協議は開催数が減っており、相互協議に委ねて問題解決するには相当な時間を要する。そのため、こちらも納税者にとって十分に有用な救済措置になっていない。

また、2008年の税制改正において多くの優遇税制が取り消しとなって徴税強化の動きが強まる中、中国で事業運営を行う上での税務コストが上昇している。企業の負担軽減につながるような措置の導入を要望する意見が少なくない。さらに、連結納税制度の導入を期待する声も引き続き聞かれる。

流通税（増値税・営業税）

営業税から増値税への改革は2016年5月より対象範囲が建設業、不動産業、金融保険業、生活関連サービス業に

まで拡大されることになる。この対象範囲の拡大を以って、2012年1月に上海市よりスタートした増値税改革は全ての業界にて適用されることになった。増値税改革そのものについては評価する声がある一方、対象取引範囲の解釈等で統一的な運用がなされていないとの声が日系企業から聞かれる。また、輸出取引における増値税の還付について、手続きが煩雑であったり、入金までに時間がかかる事態も散見される。そのため、増値税改革の運用面での統一化を要望するとともに、規定通りの手続きを行うことで増値税の還付に滞りが生じることがないように改善されることを要望する。

所得税（個人所得税・企業所得税）

個人所得税では、出向者の本国における社会保険の会社負担分を中国で課税する動きがある。過去の免税に関する通達が2011年1月に廃止され、実際に出向者の課税所得に含めるよう税務当局から指導を受けるケースが北京市などで広がっている。過去に遡った上での調整は金額的なインパクトも大きく、企業は対応に苦慮している。日本の社会保険への課税は企業および納税者に対して過大な負担となるため、非課税とするなど企業負担の軽減につながる措置が望まれる。

さらに企業所得税の分野では、税務当局による移転価格調査が継続的に強化されている。調査では企業の機能およびリスク、業界動向、そして所得移転の蓋然性を十分に確認せずに高い利益率を追及するケースも散見される。さらに、地域によっては税務当局が低利益率（若しくは赤字）だと企業に自主調整を促す事例も出ている。税務調査の現場においては利益率の水準のみをもって追徴課税の判断根拠とするのではなく、企業の個別事情を十分に考慮し、税法の解釈方法も統一した上で、移転価格税制を運用することが期待される。

一方、国際税務の分野においては、国際課税の管理強化（BEPS:税源浸食と利益移転）を受けて、中国の移転価格税制の基本ルールである特別納税調整実施弁法が改正中である。改正手続においては、草案の公開、パブリックコメントの募集を経るなど、納税者等の声を広く反映する手法がとられており、その完成が待たれるところである。

恒久的施設（PE）課税

各地でPE課税の認定における税務問題が発生している。1つ目は、日本をはじめとする海外からの出張者に対するPE認定である。日本から中国への長期出張者に対して、コンサルタント役務およびプロジェクト管理期間をめぐってPE課税される事例が発生しており、技術移転の阻害要因となる可能性がある。2つ目は、国外本社からの派遣駐在員に対

するPE認定である。国外本社が立替払いした駐在員の人件費を中国子会社から本社へ送金するにあたり、PE課税を受けた上で納税しないと送金に支障を来すケースが見られる。2013年に税務局および外貨管理局から新通達が公表され、出向者の真の雇用者が中国子会社であると判定されればPE課税が回避されることが明らかとなり、かつ必要書類を税務局へ登記することにより制度的には立替送金が可能となった。しかしながら、実務上は地域により税務当局の取り扱いが大きく異なっており、依然として送金時に従来と同様の資料を要求されて事前承認が必要とされるケースがある。駐在員の人件費の立替送金がPE認定を受けずに滞りなくできるよう、税務当局の画一的な対応が望まれる。

会計上の問題点

会計において注目される問題として、「中国新企業会計準則」（以下、新準則）の動向があり、これは、次の2つの観点から注目されている。第一に、グローバルな会計基準の方向性として国際財務報告基準（以下、IFRS）への統一が模索される中、経済大国としての中国がどのような方針を持ってIFRS統一の動きに対応しているか、第二に、中国における会計基準の動向が、在中国日系企業にどのような影響を与えるか、という点である。

新準則とIFRSの関係

現行の新準則は、2006年に公表され2007年以降、すべての中国証券市場上場会社が新準則を採用し財務諸表を公表している。新準則は、2006年当時のIFRSを参考に作成された会計基準であり、その後のIFRSの改正に伴い新準則本文は修正されていないものの、財政部の指導指針である「企業会計準則講解」等により実質的なアップデートがなされてきた。また、IFRSの改正が大きいものについては、現在、新準則本文の追加、修正作業が進行中であり、その一環として、2014年1月から6月にかけて、「長期持分投資（新準則第2号）」、「従業員報酬（新準則第9号）」、「財務諸表の表示（新準則第30号）」、「連結財務諸表（新準則第33号）」、「金融商品の表示（新準則第37号）」、「公正価値測定（新準則第39号）」、「共同支配の取決め（新準則第40号）」、「他の企業への関与の開示（新準則第41号）」の8つの準則が正式に公表された。2015年12月に入って、財政部は「企業会計準則第14号—収入（改訂）」の意見募集稿を公表し、2016年4月30日まで意見公募している。当該会計準則の改訂は、国際会計基準審議会（IASB）が2014年5月に発表した「IFRS第15号—顧客との契約から生ずる収入」に基づくものだが、一部の規定については、中国の実情に合わせて若干の相違がある。また、2016年2月末現在、「中国新企業会計準則—基本準則 改訂」が公開草案として公表されている。

中国財政部が2010年に「中国企業会計基準のロードマップ」において表明しているとおり、中国ではIFRSを直接採用（アドプション）することはせず、新準則にIFRSの内容を取り込み同等性を維持するコンバージェンス（中国語原文では「趨同」）を採用するとしている。中国政府としては、自国の会計基準をIFRSに委ねることを望まず、むしろ、新準則を

世界に容認させようとする動きが強化されているように見られる。その動きの代表的なものとして、従来、香港証券市場では実質的にIFRSと同等の香港会計基準のみが認められてきたが、2010年末以降、中国国内企業については、新準則による開示が認められるように制度改正された点などに現れている。経済大国として成長著しい中国の会計基準がIFRSをどのようにコンバージェンスしていくかについては、世界におけるIFRS統一の動きに大きな影響を与えると考えられており、その動向が注視されている。

中国における日系企業に与える影響

中国における日系企業は中国では非上場企業であるため、従来、新準則の適用は強制されず、多くの日系企業は「旧企業会計準則」および「企業会計制度」（両基準を合わせて、以下、旧準則）を採用してきた。しかしながら、近年、各地財政当局の指導により、非上場企業である大中規模企業に対しても新準則の適用が強制されている地域が増えており、これに伴い日系企業においても新準則を採用している会社が増えている。現在、新準則適用が実施または予定されている地域は、広東省、福建省、湖北省、上海市、青島市、遼寧省、吉林省などである。今後も順次新準則の強制適用の動きが全国範囲に及ぶことが予想される。

さらに、2015年2月16日に財政部より财会2015.3号が発表された。それによると、旧準則適用企業が準拠していた「旧企業会計準則」が全て廃止となっている（旧準則体系中の、「企業会計制度」は残存）。そのため、旧来から旧準則を適用している企業には少なからず影響がでるものと考えられる。当通達は、元々2つの会計準則が運用されている状況を是正するためのものであるため、早晚、「企業会計制度」も廃止になる可能性がある。財政部も新準則の適用を推奨している状況であるため、現在、まだ旧準則を採用している日系企業も新準則の適用が強制されると予想され、その準備を行うことが望ましいと考えられる。尚、新準則の適用が要求されているのは主に大中規模企業であり、小規模企業については簡便な会計処理が採用されている新小企業会計準則の適用も認められている。

新準則と旧準則における重要な相違点として、次の点が上げられる。(1)旧準則では連結財務諸表の作成は強制されていないが、新準則では子会社があれば連結財務諸表の作成が強制される、(2)旧準則では税効果会計は任意適用であったが、新準則では強制される、(3)旧準則では金融商品会計の考え方はなかったが、新準則ではIFRSとほぼ同様の金融商品会計の考え方が採用されている、(4)旧準則では曖昧であった減損会計について、新準則では明確に定められている、(5)旧準則に比べ新準則では財務諸表および注記の記載内容が著しく増加し、実務担当者の負担が増える、などである。

<建議>

<税務>

- ① 税収徴収管理において、納税者の適切な納税活

動を支援する体制を確保し、地域差をなくし、法規の解釈にて混乱が生じないような対応を要望する。

- ②法制度の突発的な改定により、企業収益を圧迫する事態が発生している。法制度の通知にあたっては、周知のための期間を十分に取り、遡及適用を行う施行も取りやめてもらうよう要望する。
- ③多くの優遇税制の撤廃や個人所得税の課税強化等を受け、中国にて事業を運営する上での税務コストが増加している。企業の税負担の軽減につながる措置の導入を要望する。
- ④中国内納税者の救済手続および不服申立制度について、課税再審査請求は対応する税務局の1つ上級の行政レベルの税務局に申し立てることになる。その審査体制は不明確であり、十分に機能しているとは言い難い。国家税務総局への再審査請求や租税裁判所の創設を要望する。
- ⑤二国間相互協議について、国家税務総局と国税庁間の協議開催件数が減っており、調査案件による二重課税が長期に渡って放置されている。国家税務総局担当部門の人的強化を図った上で、相互協議が円滑に機能することを要望する。
- ⑥移転価格調査が強化されており、企業の主張はあまり認められず、課税ありきの姿勢で調査が展開されている。2016年には移転価格税制の実務指針である特別納税調整実施弁法の改正が見込まれているが、移転価格調査現場においては個別企業の機能とリスクおよび業界の個別事情を考慮した上で課税根拠を明確に示していただくことを税務当局に要望する。
- ⑦中国全土での増値税改革がスタートしているが、対象取引範囲の解釈および運用は税務当局によって異なる部分もある。今後、金融業、不動産業、建築業でも増値税の適用が始まることになっており、解釈を統一化した上で運用するよう要望する。
- ⑧増値税還付に係る手続が煩雑である上、入金までの時間がかかるケースがある。還付に係る手続の簡素化や迅速な対応を要望する。
- ⑨日系企業出向者の日本における社会保険の会社負担分に対して個人所得税を課税する動きが本格化している。納税者に対して手続面およびコスト面で過大な負担となるため、非課税とするなど企業負担の軽減につながる措置を要望する。

<会計>

- ⑩現在グローバルベースでIFRS（国際会計基準）への移行が検討されているなかで、連結決算対応の観点より現在の中国における12月決算のみではなく企業の自主的判断で決算期を設定できるといった、中国企業会計制度の柔軟な適用を要望する。
- ⑪新しい企業会計準則への移行措置が各地で異

なっており、今後義務化するにあたっては事前準備期間を考慮した全国一律の対応を要望する。また、当該準則は2012年4月に欧州委員会によりIFRSと同等と認められたがまだ差異があり、一層のコンバージェンスへの取り組みを要望する。

- ⑫新しい企業会計準則では連結財務諸表の作成要件が規定されている。統括機能を有する投資性公司が多い北京地区において今後新しい企業会計準則が強制適用となる場合、体制整備やコスト増など運営上の大きな問題が出てくる。連結財務諸表作成対象会社を上場会社等に限定するなどの見直しを要望する。

第5章 労 務

2014年以来、中国のGDP成長率は鈍化傾向にあり、国内の就業状況が日増しに厳しくなる中で、企業の経営コストは一層増大し、外資企業の人員整理、資本撤退等の動きもみられている。就業確保は、2015年の中国政府が注力する重点問題の一つとされ、労働者の権益保護と、企業発展の維持のバランスを図るべく、各級政府からも一連の労務問題に関する法律法規、政策措置等が打ち出された。これらの中国政府による新たな施策に直面して、企業は労務管理および戦略決定を行うにあたり、より理性的かつ慎重な対応を迫られている。

2015年に公布・施行された 主な政策および行政措置

「中華人民共和国人口および計画出産法」の改正

2016年1月1日より施行された改正後の「中華人民共和国人口および計画出産法」は、すでに30年以上にわたり実施されてきた計画出産政策を調整し、「二人っ子」政策を全面的に展開するとともに、かつて晩産の場合にのみ適用されていた出産休暇褒奨の延長と、その他の法定福利の適用範囲が拡大された。このことから企業内部ですでに子女を出産している女性従業員が再び出産する可能性があり、これに伴って法定出産休暇の延長およびその他の待遇が要求され、ひいては企業の生産経営コストが増大する事態にもつながりうる。企業では適時に従業員のために出産保険を付保しなくてはならないほか、従業員が妊娠期、出産期、授乳期に入る状況が増え、そうした状況により企業の生産経営にもたらされる影響に備え、適切な措置を講じることが必要となる可能性があり、動向を注視している。

中共中央弁公庁、國務院弁公庁が「外国人永住権サービスおよび管理に関する意見」を公布

中共中央弁公庁、國務院弁公庁は2016年2月18日、「外国人永住権サービスおよび管理に関する意見」（以下「本意見」という）を公布し、外国人の永住権に関する制度について、全面的な改革と整備を行い、より積極的に有効な外国人永住権サービスの管理政策を実施する姿勢を強調した。①外国人が永住権を申請できる範囲の拡大（並びに外国の優秀な留学生が中国で就労する上での制限の緩和）、②外国人が永住権を申請する際の審査認可手順の制度化の促進および改善、③外国人の永住資格待遇の明確化および実施の徹底が盛り込まれている。本意見の実施後、中国で就労するより多くの外国人が永住権の申請資格を取得できるようになり、在中日系企業における経営の長期安定化に積極的な意義がある。今後続いて、公安部、人力資源社

会保障部および各地方政府により、新政策がどのように実施されるかを注意している。

國務院の「新情勢下の就業・起業にかかる業務をさらに整備することに関する意見」（国発[2015]23号）および國務院弁公庁の「新情勢下の就業・起業にかかる業務をさらに整備するにあたっての重点任務分擔に関する通知」（国弁函[2015]47号）の公布

國務院は2015年4月27日に「新情勢下の就業・起業にかかる業務をさらに整備することに関する意見」を提起し、これにより、生産経営が困難な企業は従業員との全体協議を通じて、在職養成訓練、交代勤務・交代休暇、フレックスタイム制、賃金協議等の方法により人員削減を回避するか、削減される人員数を減少できるとした。それでも人員削減を実施せざるを得ない企業は従業員配置案を策定し、労働関係や社会保険の移転処理を適切に行い、失業者がなるべく速やかに再就職できるよう促進しなくてはならないとされている。同時に、就業を牽引する作用のある起業を促進するとして、起業には一定の優遇政策が施される。2015年6月18日には、國務院弁公庁より「新情勢下の就業・起業にかかる業務をさらに整備するにあたっての重点任務の分擔に関する通知」が公布され、関連機関が各自の業務をさらに細分化し、早期に具体的措置を制定して国の政策の実施を徹底するよう要求している。

したがって、近く企業が人員整理を行うにあたり、これまで以上に政策を注視していく必要があると考えている。

中国各地でそれぞれ安定雇用手当制度に関する調整措置を公布

人力資源社会保障部等4機関は、2014年11月6日に連名で「失業保険により企業の安定雇用の問題を支援することに関する通知」（人社部発[2014]76号）を公布し、人員削減をなくし、または減らすための安定雇用の有効措置をとる企業に対し、失業保険基金により安定雇用手当を支給することを明らかにしたのと同時に、このような手当の適用範囲が明確に示され、国や所在地の産業構造調整政策や環境保護政策に合致した生産経営活動を行う企業がその対象であるとされた。その後、各地方政府より所属する省市の特性に基づき、各地域に適用する政策通知を發布した。各地で手当支給を実行する条件、範囲および手当の額等がそれぞれ異なるため、企業は所在地の具体的政策を確かめた上で、こうした手当を受けるための申請を行うかどうかを決定することが望ましい。

定年退職年齢の引き上げについて 2017年に方案公布の見込み

人力資源社会保障部が2015年3月10日に発表したところ

によると、段階的な定年退職年齢の引き上げ案が2017年に公布される見通しとなっている。第13次五カ年規画でも、段階的な定年退職年齢の引き上げが提起された。「段階的な」定年退職年齢の引き上げとは、「急がず少しずつ展開し、完成に向けて漸進する」政策を採用することを意味し、毎年数カ月ずつ定年退職年齢を引き上げ、比較的長期間をかけて最終的に設定された定年退職年齢に達するというものである。定年退職年齢の引き上げは、企業および従業員の共同の利益にかかわり、正式な公布の前に広く社会の意見を仰ぎ、一定期間の過渡期が設定されることになるとみている。日系企業としては定年退職年齢引き上げが企業にもたらす影響について十分検討し、同時に意見聴取の機会を逃さず意見を提出することで参考としていただくよう要望する。

社会保険政策の調整についての検討開始

第13次五カ年規画では、より公平で持続可能な社会保障制度の構築についても提起され、社会保険料率の適切な引き下げ、社会保険体系の整備、従業員の基礎養老年金の全国範囲での一本化、社会保険投資ルートの開拓、定年退職する従業員の医療保険加入政策の実施、都市・農村住民の大病保険制度の全面的実施、商業保険会社による医療保険参入奨励、出産保険および基本医療保険の統合実施等が提起されている。第13次五カ年規画の社会保障政策が確実に実現すれば、企業の経営コストが一定程度低減されることにつながる。

最高裁判所が労働報酬の支払遅延の典型的判例を2件公表

最高裁判所は、2015年12月4日、労働報酬の支払いが遅延した2件の典型的な判例を公表し、「刑法改正案(8)」において「労働報酬の支払いを拒否する罪」を新たに設けて、労働報酬の支払いを拒否する行為に対し、各級裁判所により厳しく取り締まる決心を示した。

2016年の展望

「企業の人員削減規定」の公布

人力資源社会保障部は2014年12月30日、「企業の人員削減規定(意見募集稿)」を公表して社会の意見を求めたものの、2015年末までに正式な公布はされなかった。本規定は企業の人員削減行為に対し重要な指導意義を持つもので、2016年内の公布が望まれる。

「労務派遣暫定施行規定」の過渡期満了

2014年3月1日より施行された「労務派遣暫定施行規定」において、派遣労働者数が使用する労働者の総数の10%を超えている企業は2年以内(即ち過渡期)に10%以下にまで低下しなくてはならないとされた。

この過渡期が2016年3月1日を以て期間満了となり、その後は労働行政所管機関により、企業の労務派遣従業員数の縮減状況についての検査が行われる可能性があるため、留意する必要がある。

定年引き上げ、社会保険等に関する政策の早期公布

社会保険制度改革、定年引き上げ等に関する政策について広く社会の各界から意見が聴取されるとともに、社会の公共の利益、企業利益、従業員個人の利益がいずれも考慮され、段階的な定年年齢引き上げや合理的な社会保険料率の実施モデルが設定され、社会保険の全国範囲の一本化、出産保険と医療保険の統合等の政策が徹底して実行されることが望まれる。

外国人入国管理および永住権制度の整備継続

- ・「外国人短期業務遂行のための入国に関する処理手続(試行)」が公布された後、各地の具体的実施状況には差異があり、同一の事由で入国する外国人について、査証の申請要否および手続期限が地域により異なる状況にある。より詳細にわたって規範化された政策の公布および「同一事項への同等の対応」の早期実現が望まれる。
- ・「外国人永住権サービスおよび管理に関する意見」の内容は原則的に過ぎるものであり、具体的な政策実施の観点から欠如している。各関連機関は本意見に基づき早期に関連する政策実施、永住権を申請できる外国人の範囲、手続の簡素化、享受できる資格待遇等について明確に規定した上これを整備して、新政策適用上の利便性を高めることが望まれる。

<建議>

①労働環境

経済成長率が低下している状況において、中国政府より就業環境を安定させ、自主起業を支援する一連の政策法規が打ち出されたことは、歓迎される。しかしながら、中国政府による上述の政策法規が外資企業の投資環境の改善に顕著な作用を及ぼしたわけではない。大いに注目された「企業の人員削減規定」の施行への過程が難航していることは、企業の人員削減に対する中国政府の慎重な見方を反映しているのみならず、現状の労働環境に対する懸念もここに存分に表れている。社会の意見を広く取り入れたうえで早急に本規定およびその実施細則を施行するようにし、従業員の合法的権益の保護と企業の存続維持と発展のバランスポイントが模索されることを要望する。

②社会保障関連

- ・昨年の白書の中で、中国での社会保険加入を日本人が自ら選択できるようにし、日中社会保障協定の交渉スピードを加速させ、日中社会保障協定の交渉期間内は社会保険料納付を免除する過渡期的措置を設定し、外国人の社会保険適用における地域差異を排除することなど合理的な要望を提出した。昨年になり日中社会保障協定の交渉が再開されたものの、制度面では未だ改善がなされていない。外国人が中国において社会保険待遇を享受する確率と可能性につい

て、関連機関において十分考慮されたいと、上述の問題を検討し、相応の解決策が可及的速やかに打ち出されることを要望する。

- ・実務においては、日系企業は通常法律を遵守し、従業員のために社会保険料および住宅積立金を納付しているが、中国資本企業においては未納付或いは過少納付となっている例が散見される。企業の社会保険料、住宅積立金の納付に関する制度が厳格に執行され、国内・国外資本の企業間における公平公正が図られるよう要望する。
- ・同一の日系企業が、中国の異なる地域に子会社を設立することはよくある一方で、社会保険料、住宅積立金の地域を跨ぐ移動や統一管理には障壁が存在している。社会保険料の地域を跨ぐ統一、住宅積立金の地域を跨ぐ使用等に関する制度が整備され、グループ企業内で中国各地間での企業人材の移動が容易になることを要望する。

③法律の運用

- ・昨年提起した、農民工の都市定住を推進するための実施政策各項（戸籍、失業保険等）に関する建議に関し、国務院が2015年11月26日に公布した、「居住証暫定施行条例」は歓迎されるものである。引き続き、政府より各項の農民工の都市定住にかかる政策の実行徹底に関する実施細則が公布されることで、農民工の都市定住や都市住民の相互流動に便宜が図られることを要望する。
- ・現在中国では多くの法律法規の理解および適用において不明確な点があり、労働争議の解決機関が問題を処理するにあたり、従業員に有利となる解釈が取られがちとなっている。例えば、「労働契約法」第40条1項3号に規定する状況について明確な関連法律法規がないために、同一の事由に対し同号を適用するか否かについて、異なる労働争議解決機関で正反対の処理意見が出されることにもなりかねない。同号に例示された状況の具体的な適用範囲について明確になるような解釈が示されることを要望する。さらに、紛争解決の場では事実を根拠とし、企業と従業員それぞれの立場の利益を総合的に考慮したうえで、適法かつ妥当な裁判がなされるよう要望する。
- ・各所管機関にて、適用に争いのある法律法規に関して適時に整理を行い、新法と矛盾する既存の法律を速やかに廃止もしくは改正するか、又は新・旧法律の適用関係について明確な解釈を示していただきたい。
- ・各地政府機関の施行地点の規則が法令の内容に別途規定を与える形になるために、各法律法規の間の適用の問題が、企業管理にとっての難点となっている。例えば、従業員が疾病罹患および労働災害によらない怪我のために取得した医療期間の満了後、企業は必ず労働能力鑑定を受け

させなければ労働契約を解除できないかどうかについて、各地の政府機関の裁量が大きくなっている。各法律法規間の統一性を考慮したうえで、現行の有効な法律法規を整理し、企業が無理なく、適切に関連の法律法規を遵守し、実施することができるようになることを要望する。

④出入国関連

- ・昨年の白書において、「外国人短期業務遂行のための入国に関する処理手続（試行）」の規定では、外国人の査証手続の状況について明確にされておらず、各地の所管機関での適用に相違が存在し、居留許可申請、延長等の手続に必要以上に時間がかかり、提出書類が煩雑であるなどの問題が存在することを提起したが、今年になってもこれらの問題は改善されていないため、日系企業は困っている。短期業務の適用範囲の明確化、日本人の15日以内の滞在に係るビザ免除を要望する。
- ・外国人が就業証の手続を行うにあたり、居住地と就業地が一致していることが要求される。しかし、当該規定は外国人の中国における出張や移動等にとり非常に不便であり、国が早急に関連政策を出し、こうした要求に応えるべく改善、緩和が行われるよう要望する。
- ・高齢化の進展に対応して、60歳以上の技術人員にも査証を取得できるように制限が緩和され、ベテラン技術人員が中国で引き続き就業することが可能となることを要望する。

⑤労務派遣

- ・早急に「労務派遣暫定施行規定」に関する実施細則が公布され、かつ労務派遣において、派遣従業員数が総従業員数の10%を超えてはならないとの制限を廃止するか、又は過渡期措置の適用期間延長が検討されることを要望する。従業員比率の制限について、業界ごとの必要性に応じてそれぞれ上限を設ける方法を採用することを要望する。昨年の白書においてもこの建議を提起したが、未だに改善されていないため、日系企業は困っている。
- ・外国企業が中国に設立する代表機構について、企業のコスト軽減のため、人材派遣会社等の仲介機構を介さずに従業員を雇用することが認められるよう要望する。

⑥工会

- ・工会の上部組織への上納比率が低減されるよう要望する。同時に、各工会上部組織には、運営実態を明らかにし、工会費用の用途を公開して透明性を保証することを要望する。
- ・労働争議、ストライキその他の集団事件が発生した場合、各工会上部組織が適切に介入し、企業に一定のサポートを提供いただけるよう要望する。

第6章 知的財産権

現状の概要

中国における專利（特許、実用新案および意匠）の出願件数は、2015年も世界一であり、いずれも前年よりも増加した。2014年と比較して、特許は約19%増加して約110万件、昨年は減少した実用新案および意匠も、それぞれ約30%および約0.8%増加して、約113万件および約57万件となった。また、商標の出願件数は世界一として増加を続けており、2015年は約266万件の出願がなされた（前年比約16%増）。このような状況の中、日本企業による專利・商標出願は、横ばいまたは減少傾向にあるが、依然として中国は事業展開先として有望視されていることから、出願件数としては外国企業の中で第一位（專利）または第二位（商標）となっている。

また、專利・商標の出願件数増大も関係して、知的財産権関連の民事訴訟の提訴件数は多く、2014年の第一審の受理件数は、專利で9,648件、商標で2万1,362件を超え、訴訟大国となっている。日系企業が被告となる事案は必ずしも多くないとみられるが、今後も知的財産権関連訴訟の増加が見込まれるところ、日系企業が関係する場合も増えてくることが予想される。中国政府も知的財産権の司法保護に力を入れており、2014年11月から12月にかけて、北京市、上海市および広州市に、これらの地域を管轄して特許等の第一審訴訟を中心として専門に扱う知的財産裁判所が設立された（ただし、広州知的財産裁判所における管轄は、深圳市を除く広東省全省）。

さらに、中国においては知的財産権の活用による運用効果の向上も図られており、2013年、中国における技術契約の成約額は、約7,500億元（日本円で約15兆円）とされている。ただし、そのうち專利権譲渡およびライセンスの割合は約3%である。

このように、知的財産の保護・活用が進んできているが、中国は依然として模倣大国でもある。これに対応するため、国務院は、副総理を組長とする「全国打撃侵犯知識産権和制售假冒偽劣商品工作領導小組」を設置し、関係30部署が連携して模倣品摘発を実施して大きな成果が得られていることは高く評価することできる。その一方で、巧妙化・分業化する模倣品、インターネット上で販売される模倣品といった困難な課題が顕在化しており、権利者の費用面・人的面での負担が大きい状況も当面変わらないものと思われる。

その他、知的財産権法の制度整備についての取り組みも盛んに行われている。2014年5月に改正商標法が施行され、侵害行為に対する法定賠償額を「50万元以下」から「300万元以下」と6倍に引き上げたり、故意侵害に対する

懲罰賠償規定を導入したりする等、民事救済の強化がなされている点で歓迎すべきものである。また、2014年から2015年4月までにかけても、專利法、職務発明条例、知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定等の改正・制定に向けた公開意見募集が行われた。これらに対しては、中国日本商会としての意見を個々に提出しているところである。

以上のとおり、中国の知的財産を巡る状況がダイナミックに変化している中、諸外国の知的財産制度・運用とさらに調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築が、日本企業および中国企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。しかしながら、こうした観点からは、中国の知的財産制度・運用について以下の課題がある。

現状と課題

研究開発成果・ブランド保護の現状と課題

出願手続

特許請求の範囲および明細書の記載要件並びに補正制限

特許請求の範囲および明細書の記載要件は、諸外国に比べて厳しい審査基準により運用されており、その補正および訂正についても同様である。特許請求の範囲および明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その補正および訂正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることになる。

出願言語

国家知識産権局（SIPO）への專利出願は中国語での出願しか認められておらず、外国語で記載された発明は中国語に翻訳して出願することが必要となる。しかしながら、翻訳に際して誤訳が生じることがあり、誤訳を原因として権利取得や権利行使ができない事例も存在する。日本を含む諸外国においては、外国語、特に英語での出願が広く認められており、さらに誤訳訂正も認められていることから、権利の安定性の面から好ましい制度となっている。

権利化プロセス

特許審査

特許の審査は、出願件数の増加にもかかわらず審査期間の短縮化・迅速化および審査の質向上・適格化が図られており、特許の適正な保護の観点から好ましい傾向であると評価している。また、現在試行延長中である日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、審査の迅速化のみならず出願人の負担軽減に大いに役立つものであり、試行およびその延長や申請必要書類の簡素化等の当局の取り組み

に感謝している。一方、審査促進を図る制度として優先審査制度が設けられているところ、中国が初出願で外国出願予定の発明等に対象が限定されており、この制度を十分に利用できないという問題がある。また、日中PPHについては、日本に申請する場合と異なり、出願公開等が条件となっていることから、利便性に問題がある。

秘密保持審査制度

中国で完成した発明を外国に出願する場合、SIPOによる秘密保持審査を受ける必要があるところ、そのために必要な説明文書は実質的に中国語による出願明細書と同等であり、海外市場を見据えた技術開発を中国で行った場合であっても、費用・労力の大きな負担が求められることになる。

実用新案・意匠審査

真のイノベーション活性化を図るためには、専利権の量のみならず質を向上することも不可欠となる。しかしながら、現在の実用新案および意匠は初步審査のみで登録を行い、十分な実体審査が行われないため、進歩性および創作性がなくイノベーション活性化に何ら貢献しない粗悪権利の発生を抑制できない。SIPOは、初步審査における新規性審査を強化するための審査基準改正を2013年9月に行ったが、その実効性は不透明であり、かかる保護価値の無い粗悪権利まで奨励され濫用されれば、高度イノベーション意欲の減衰や成長加速の阻害が懸念される。

専利権・商標権の冒認出願

他人の発明創造や外国商標を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法や商標法には直接の排除規定がなく、第三者に冒認出願をされた真の発明創造者、商標所有者に大きな訴訟の負担を強いることとなる。これは冒認出願を有効に抑制する上で問題である。

商標審査

改正後の中国商標法においても、外国で著名な商標について、中国内での著名（馳名）性を立証できなければ他者の悪意のある出願を排除できない。これら悪意ある出願による商標は市場を混乱させるとともに著名（馳名）な商標権者の利益や中国での活動を不当に阻害し、ひいては消費者利益も害する。これら悪意の商標を排除するには、馳名度を証明するため膨大な証拠資料の提出が必要である。また、証拠資料によっては審査されずに却下される場合があり、かつその審査に長期な審査期間を要しており、出願人のみならず当局にとっても相当な負担である。

商標審査における情報提供

特許審査の場合と異なり、商標審査においては、第三者による証拠資料の提出機会となる情報提供制度を有しておらず、安定性が十分でない権利が付与される懸念がある。

意匠制度

意匠的な創作は立体物や平面物の全体や部分についてなされるものであり、通常は創作された意匠のうちの一部から製品化がなされるものである。また、寿命の長い製品の意匠は、それ自体がブランド化して企業イメージを形成する要素となり、次世代製品に承継される場合がある。専利審査基準が改正され、2014年5月から画面意匠（グラフィカ

ル・ユーザー・インターフェース）の保護が導入されたが、意匠の保護の対象や態様について、さらに柔軟に認めてこそ、適切な意匠創作の保護が図れるものである。

職務発明条例草案

2015年4月、中国国务院法制弁公室により職務発明条例草案に関する公開意見募集が行われた。職務発明規定は、従前から専利法および同法实施条例において、専利については規定されているが、この職務発明条例草案は、専利以外の技術秘密、植物新品種権、集積回路配置権等の他の権利についても職務発明の取り扱いを規定するものである。

知的財産に関する競争環境の現状と課題

さまざまな模倣行為

再犯行為

日系企業は模倣業者に対する摘発に積極的に取り組んでいるが、模倣業者は処罰を回避するために模倣行為を巧妙化・複雑化している。また、行政による模倣品摘発がなされても、侵害行為に比して行政による制裁が十分なされておらず、刑事訴追基準の運用が地方によって不統一なこともあり、行政摘発後の刑事移送が困難となっている。さらに、同一者が会社名を変えて模倣行為を行った場合を再犯とする等の再犯行為類型の統一がなされていないこと、各地方当局間の連携体制が整備されていないこと等により、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者が後を絶たない。

不法経営額の算定

模倣品の摘発については、行政機関、特に工商行政管理局、質量技術監督局の実施によるところが大きく、公安機関による摘発はこれらの摘発に比して非常に少ないのが現実であり、その大きな根拠の一つとして、不法経営額の算定が非常に低いため、再犯行為につながっているものと考えられる。さらに、真正製品の一部を模倣品に取り換えて再包装したものは、全体として模倣品となっているにもかかわらず、不法経営額の算定や押収における侵害認定に際して、一部取り換えた模倣品に対して行われている。そのため、不法経営額算定が不十分であり、さらに、摘発されても一部模倣品だけ押収されて製品は返還されるため、その後の再犯を助長させることにもなる。

模倣巧妙化

模倣品を分業で組み立てたり、地域を跨いで生産したり、部品単位で輸出し輸出先で模倣品組立を実施したり、商標表示を切り替え可能としたりする等、模倣業者が摘発を免れるため、模倣手法の巧妙化が進んでいる。これは行政機関が模倣業者間の共同行為を権利侵害として認定する関連法規が明確でないことが一因であり、摘発実務においても、模倣行為が行政機関の勤務時間外である夜間や休日を狙って行われ、また巧妙化により個々の模倣業者の権利侵害度合いの程度が軽くなり、首謀者の特定を困難にしている。

違法看板

模倣品の販売店舗には、権利者の商標を許可なく無断で掲示した看板が立てられ、消費者に誤認・混同を与えているケースがある。放置した場合、正規販売店と競合し、当該販売店からのクレームや、当該販売店舗が粗悪な模倣品を取り扱っていた場合には、自社ブランドへのダメージが大きい。さらに、摘発を受けても、看板を布等により覆うだけでその場は回避して、その後で元に戻したり、文字の一部だけ削除したりして、確実な摘発の執行がなされないこともある。また、違法看板の認定やその執行手段に明確な基準が公示されていないことから、地域ごとに執行機関の対応が異なる事例が散見される。

インターネットを介した模倣品販売

知的財産保護プログラムの整備

インターネットを悪用した模倣品販売について、ネットビジネス量の増加により模倣品業者が急増し、1つのサイトで数千にのぼる出品のうち約半数は模倣品ともいわれている。各インターネットサービスプロバイダ（ISP）は、知的財産保護プログラムの整備や統一化、権利者との積極的な情報交換等の自主的な取り組みを行っているが、模倣品の多さに対応が追いつかない現実がある。また、ネット上の取引においては相手方の顔が見えないため、名称を変えれば容易に再犯がなされ、現実取引よりも模倣品業者の特定が困難である。さらに、インターネットは海外からもアクセス容易で海外への模倣品流出が広がる可能性が高い。さらに、インターネット（オンライン）における模倣品業者の情報により、実際の市場、流通経路および製造現場（オフライン）での摘発につなげていく必要がある。

外国企業名の使用

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使ったウェブサイトが増えており、外国企業と正式に契約した企業であると消費者に誤認させる悪質な不正競争行為である。

形態模倣行為

模倣行為の巧妙化の一つとして、商標は付されていないが、製品の外観が一致したものが流通している。これら形態模倣製品は他者のデザイン（特に外国製品）にただ乗りするものであって、放置すれば公正競争に反し、また、製作者の創作意欲が阻害されることになる。

知的財産に関する紛争処理の現状と課題

実用新案権の行使

実用新案の出願・登録は近年急速に増加してきたが、実用新案は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は産業の発達も阻害される。

先使用権制度の運用

企業活動においては、営業秘密として保護するため、または専利化には及ばないとして、研究開発成果の専利出願を行わない場合がある。しかしながら、情報漏洩等により後発的に第三者が同じ内容を専利出願し権利化される場合があり、このような場合に公平性の観点から認められるのが先使用権である。しかしながら、中国の先使用権は、発明ではなく実施製品についてのみ、使用を証明できた時点の製造能力の範囲内でのみ認められるにすぎない。同じ発明を利用した改良製品やその後拡大した製造範囲は先使用権が認められず、公平性の観点から先使用者の保護に欠ける場合がある。

判決の執行

訴訟により、知的財産権侵害が認められた判決を得られても、その履行が十分にはなされない執行難問題がある。強制執行制度はあるが、被執行人が執行通知を拒絶した場合や、財産を隠匿するおそれがある場合等に限られている。また、最高人民法院は、2013年7月に「信用喪失被執行人の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」を公布し、判決不履行者の社会的制裁を行うとしたが、その実効性は不透明である。

情報公開

専利復審委員会および商標評審委員会による審決や、人民法院による判決の全件は公開されていない。最高人民法院は、2013年11月に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を公布し、裁判文書の公開を進めるとしているが、その実効性は不透明であり、予見可能性を高め公平性を担保するためにも、より積極的な公開がなされることが必要である。

技術ライセンス関連制度

中国技術輸出入管理条例は、外国から技術を導入するライセンス契約において、中国ライセンシーが第三者の特許権等を侵害した場合、外国ライセンサーが特許保証責任を負うとしている。さらに、中国ライセンシーによる改良技術は、中国ライセンシーの帰属となるとされており、これらは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の障害となり、中国政府が目指す技術取引の進展に影響を及ぼすものである。

知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止規定

2015年4月に工商行政管理総局より「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」が公布され、同年8月に施行された。その後、同年12月末に国家発展改革委員会より「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン（意見募集項）」に対する意見募集、さらに2016年2月に工商行政管理総局より「知財濫用に関する独占禁止法執行指南（国家工商総局第七稿）」に対する意見募集がなされた。これらは、いずれも正当な知的財産権行使行為と、競争の排除・制限につながる権利濫用行為との境界を明確にしようとするものであるが、各ルール間の相互関係が不明である等の懸念が多く聞かれている。上記「独占禁止法執行指南（国家

工商総局第七稿)」には、独占禁止法を所管する商務部、工商行政管理総局および国家発展改革委員会に加えて国家知識産権局の4部局によるガイドラインが作成されていると記載されており、今後の動向を注視している。

＜建議＞

1. 研究開発成果・ブランドの適切な保護の促進

(1) 出願手続の合理化・多様化

① 特許請求の範囲や明細書の記載要件および補正制限の緩和

サポート要件等の特許請求の範囲や明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和していただくとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば、明細書および図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めていただくよう要望する。

② 外国語出願の容認

英語や日本語など外国語での出願を認めていただくとともに、外国語出願について翻訳文の誤訳訂正を認めていただくよう要望する。

(2) 権利化プロセスの合理化・適正化

① 特許審査の迅速化・的確化

優先審査制度の対象を「中国に初出願し外国出願予定のもの」以外の出願まで拡大していただくよう要望する。また、日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、速やかな正式合意を行うとともに、出願公開前の受理等の条件緩和をしていただくよう要望する。

② 秘密保持審査制度の改善

中国における技術開発がさらに活発になる中で、競争力を上げるためにも、中国で生まれた発明を外国に出願する場合に必要な秘密保持審査を行うことなく外国出願できる制度としていただくよう要望する。

③ 実用新案・意匠における審査主義の導入

実用新案と意匠について、審査主義（実体審査制度）を導入していただくよう要望する。

④ 専利権・商標権の冒認出願への対策

不正に発明創造・商標の内容を取得した者による専利権・商標権の冒認出願に対抗するため、拒絶理由や無効理由に冒認出願を加えていただくよう要望する。

⑤ 適切な商標審査

他者の悪意による出願を排除するため、外国における馳名（著名）性、商標標識の顕著性、地域ブランドを考慮した審査を行うとともに、類否判断において異なる商品役務区分の馳名商標を含めた判断を行っていただくよう要望する。さら

に、馳名商標の認定審査においては、出願人が中国国内でのホームページ閲覧数やインターネット販売数、中国業界団体との交流実績等、通常とは異なる資料を提出した場合であっても、審査の対象としていただくよう要望する。

⑥ 商標審査における情報提供制度の導入

権利の安定性を高めることは、権利者自身にとっても有益であることから、商標法等において、第三者による情報提供制度を導入していただくよう要望する。

(3) 意匠制度の見直し

意匠出願について、上述の実体審査を導入いただくとともに、実体審査を前提として部分意匠および秘密意匠制度を導入いただくよう要望する。また、自己開示による新規性喪失の例外適用も導入いただくよう要望する。さらに、意匠権については、ロングライフ製品保護のため、保護期間を10年から20年に延長していただくよう要望する。

(4) 職務発明条例草案の見直し

職務発明制度は、そもそも専利法および同法実施細則において包括的に規定されており、専利法のような上位規定がない植物新品種権や集積回路配置権等の他の権利まで適用範囲を広げることが、法体系上の混乱を招くことから、本条例を制定する必要はない。

2. 知的財産にかかわる公正な競争環境の実現

(1) 模倣行為抑制に向けた諸施策

① 再犯防止

再犯に該当する行為の統一化を図り、中央および地方を含む工商管理総局、質量技術監督局、知識産権局、海関、公安機関による摘発の処罰情報の共有化を要望する。また、再犯を抑止するために、行政機関と公安機関との間で刑事移送の一層の円滑化をお願いするとともに、海関が所有する情報を権利者に提供する等、権利者との連携も一層密にさせていただくよう要望する。さらに、再犯行為に対する厳罰化の法運用を適切に進めていただくとともに、これらの取り組みを全国規模で行っていただくよう要望する。

② 違法経営額の統一的で適正な算定

摘発された模倣行為の処罰が適切に行われるためには、違法経営額の算出額が重要であり、当該算出手続を明確にし、統一的かつ適正な運用を図っていただくよう要望する。

③ 模倣巧妙化への対処

行政機関に分業の繋がりを捜査する権限を付与することや、意匠権の間接侵害を適用する等の法整備を進めていただくよう要望する。また、商標が付されていない商品と商標ラベルとが見つ

かった場合、商標ラベルが商品に付されることを客観的に判断し、商品の押収もできるようにしていただくよう要望する。

④違法看板への対応

消費者保護の観点からも、速やかに違法看板を撤去いただくとともに、再犯防止のために、処罰を盛り込んだ法的対策を講じていただくよう要望する。

(2)インターネットを介した模倣品販売の対応

①知的財産保護プログラムの整備強化

インターネットサービスプロバイダ（ISP）による知的財産保護プログラムの整備をさらに強化し、迅速な模倣品販売サイトの削除要請や再犯抑制がなされるよう要望する。さらに、中国のISPに対して国外のISPと連携し同様に対策を講じるよう働きかけていただくよう要望する。

②外国企業名使用の取り締まり

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使い、外国企業と正式に契約した企業であると誤認させるウェブサイトの取り締まりを強化していただくよう要望する。

(3)形態模倣の禁止

反不正競争法等により、形態模倣行為を禁止していただくよう要望する。

3. 知的財産に係る紛争処理の公平化・合理化

(1)実用新案権行使時の注意義務化

実用新案制度については、上記のとおり審査主義の導入を建議するが、直ちに導入することが難しい場合、実用新案権行使時の評価報告書提出の義務付けする等、権利行使に一定の法的制限を課していただくよう要望する。

(2)先使用権制度運用の適切化

先使用権の範囲（先使用権として実施が許容される対象範囲、実施範囲）を拡大していただくよう要望する。すなわち、発明としての同一性や事業目的の同一性を失わない範囲内での実施形式・実施態様の変更を認めていただくよう要望する。

(3)判決の執行強化

強制執行権の拡大、強制執行不可能時の社会的制裁の強化等により、判決による確定事項を確実に執行する仕組みを作っていただくよう要望する。

(4)情報公開の促進

国家知識産権局・商標審査委員会の審決および人民法院の判決の公開を促進していただくよう

要望する。また、営業秘密情報を除き、誰でも審査資料、裁判資料の閲覧を可能とする制度を設けていただくよう要望する。

(5)技術ライセンス関連制度の是正

技術輸出入管理条例におけるライセンサーの過大な義務を是正していただくよう要望する。

(6)知財濫用による競争排除・制限行為の禁止規定の明確化

「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」案につき、知財濫用となる基準を明確にし、知財の正当な行使が安易に知財濫用と判断されることがないように要望する。

第7章 省エネ・環境

2015年4月に水質汚染防治行動計画が発表され、2016年1月1日から改正大気汚染防止法が施行されるなど、深刻な環境問題に対してさまざまな政策が打ち出されている。今後も引き続き法整備が進むと考えられ、法の実効性を高めるため、情報公開の徹底、監視体制の強化や取り締まりなどの面での厳格かつ公平な執行が求められる。

また、第13次5カ年規画にも省エネ・環境分野への発展が盛り込まれている。環境対策において、豊富な経験、技術、ノウハウを有する日本企業が貢献できる領域は広範に存在することから、環境関連プロジェクトに日本企業による関与が拡大できるよう期待する。

環境汚染問題の現状

依然深刻な大気汚染の状況

環境保護部によって発表された2015年の重点74都市の空気質量状況報告によると、大気環境基準達成日数の年間に占める割合の全国各都市平均は2014年の66.0%から71.2%に増加。京津冀地域では52.4%（2014年は42.8%）。大気汚染の主要原因物質とされる微小粒子状物質（PM2.5）の全国平均濃度は $55\mu\text{g}/\text{m}^3$ と前年に比べて14.1%減少はしているものの、日本の年平均環境基準（ $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の3倍以上である。北京市では2015年11月30日から12月1日にかけてPM2.5の濃度が一時 $900\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、また2015年12月8日～10日および12月19日～22日に中国全土でも初となる大気汚染に係る「赤色警報」が2度にわたり発令され、工場操業の停止、車両ナンバー走行規制、学校の休校等の措置が取られた。依然、健康に影響を及ぼし得る深刻な状況が続いている。

改正環境保護法の施行による取り締まり

2015年1月1日に環境保護法が改正、施行された。これは深刻化する環境問題に対応すべく、1989年の旧法施行から25年ぶりに改正され、これまでで最も厳格な環境保護法となった。改正環境保護法では、環境違法処罰が強化され、また、汚染物質の排出総量管理規制や許可管理制度の導入がされている。こうした改正環境保護法などに基づく行政処分の件数は、2015年通年で9万7,000件に上り、罰金総額は前年比34%増の42億5,000万元に達した。また、環境対策として177万社を検査し、このうち19万1,000社で環境関連の各種違法行為を発見し、うち2万社に閉鎖命令を出し、3万4,000社を生産停止にしている。

これら取り締まりの結果、昨年、全国の74都市で行われた観測では上述の通りPM2.5の数値は減少しており、中国

の環境保護相は、深刻な大気汚染は「改善の傾向が明らかになってきた」と成果を強調した上で、今後も環境保護を強化する姿勢を示した。

また、中国政府は汚染物質の排出量に応じて企業に課税する「環境保護税法」を制定し、企業の汚染物質排出削減を促進していく予定である。2015年6月にパブリックコメントを募集しており、2016年の立法計画に組み込まれている。具体的な内容、運用方法については今後公表されるものと認識するが、新たな制度導入にあたっては、事前に情報周知が徹底されることを要望する。

環境関連制度の状況と政策動向

水質汚染防治行動計画の公表

2015年4月16日に中国国務院は「水質汚染防治行動計画」（水十条）を発表、全10条35項目から成っており、これまでの水質汚染対策と比べ、水源地から蛇口に至るまでのプロセス全体を管理するという特徴がある。全体の数値指標として、長江および黄河など7大河川の流域で、水質5段階評価のうちⅢ類以上に属する水域の割合を2020年までに70%以上、2030年までに75%以上へ引き上げることとした。また、地区級以上の都市部の飲用水源では同比率を2020年に93%以上、2030年に95%前後まで高めるとし、中長期の具体的な目標を示している。

水質改善のため、①汚染物質の排出抑制、②経済構造調整の推進、③水資源の節約と保護、④科学技術の利用や普及の強化、⑤市場メカニズムの発揮、⑥法の執行と監督管理の厳格化、⑦水環境管理の厳格化、⑧水生生態環境安全を全力で保障、⑨関連管理部署の徹底的な責任執行、⑩大衆の参加と社会による監督の強化、の項目を打ち出している。その中には、企業や地方政府への違法に対する取り締まりを厳しくし、汚染物質の排出量が基準を超えた企業には生産停止と改善を求め、改善が見られなければ強制的に閉鎖させるとし、これら問題企業のリストを2016年より定期的に公表するとする項目も含まれている。

「土壌汚染防治行動計画」（土十条）については、近日国務院への審議上程が予定されている。大気十条、水十条と共に、この三大行動計画が今後全国の大気、水、土壌領域の汚染防止にかかる行動指南となるため、新たな制度導入にあたっては、事前に情報周知が徹底されることを要望する。

「大気汚染防止法」の改正

2016年1月1日より大気汚染防止法が改正、施行された。改正大気汚染防止法は、2000年に改正されて以来、15年ぶりの改正となり、1995年、2000年の改正に次ぐ3回目の

改正となる。改正大気汚染防止法は、全8章、合計129条で構成されており、現行法の全7章、合計66条から内容が増加している。

改正大気汚染防止法の特徴として、第一に罰則の強化が挙げられる。2015年1月1日より施行された改正版環境保護法を踏まえ、罰則規定が30条と、現行の20条と比べても詳細な内容となっており、処罰金額も大きく引き上げている。具体的には、現行法は大気汚染事故をもたらした企業に対する罰金額につき「最高50万元を超えない」という金額の上限を設けていたが、改正大気汚染防止法では上限規制は設けず（第122条第2項）、また、企業等が大気汚染防止法に違反した行為につき罰金処分を受け、是正を命じられても是正を行わない場合、是正を命じた日の翌日より是正する日まで罰金が日計算で継続して科せられる（第123条）とした。また、大気汚染の事故をもたらした企業の直接主管者およびその他責任者に対しても、前年度に汚染企業から得た収入のうち最高50%の罰金を科すことができるとし（第122条第1項）、企業責任者への罰則も規定されている。

第二に、改正法では、脱硝・揮発性有機化合物（VOC）対策・水銀除去・残留性有機汚染物質（POPs）・有毒有害大気汚染対策が導入された。第4章「大気汚染防止措置」において汚染源ごとに「石炭燃焼およびその他エネルギー」、「工業」、「自動車、船舶等」、「砂埃」、「農業およびその他」による汚染防止に分けており、現行法に比べより詳細に規定されている。工業汚染対策の節では、現行法の脱硫措置導入に加えて、脱硝・VOC対策を盛り込み、特にVOC対策では、VOC含有原材料・製品の生産・輸入・販売・使用時の含有量規制順守、VOC廃ガスを排出する生産・サービス活動の密閉空間化や排出削減措置等を打ち出している。

企業に対する監督管理および処罰措置は強化され、企業の違法リスクとコストを増大させることになるため、法の実効性が高められるよう、情報公開の徹底、監視や取り締まりなど執行面において厳格かつ公平な対応を要望する。

第13次5カ年計画の概要

第13次5カ年計画は、2016年3月16日に中国全国人民代表大会で承認された。第13次5カ年計画期の主要目標・任務と重要措置として、今後5年で、単位GDP当たりの水使用量、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量をそれぞれ23%、15%、18%削減し、エネルギー・資源の開発利用の効率を大幅に高めるといった具体的数値目標を打ち出し、「美しい中国」づくりを目指すとしている。また、2016年の重点活動としては、人々の健康と持続可能な発展に大きくかわる汚染対策・環境保護を強力に推し進め、主にスモッグ対策と水質汚濁対策を一層強化するとしている。化学的酸素要求量（COD）とアンモニア性窒素排出量をそれぞれ2%、二酸化硫黄と窒素酸化物（NOx）の排出量をそれぞれ3%減らし、重点地区のPM2.5の濃度を引き続き低下させることを目標としており、国民も含めた社会全体がクリーンで効率的なエネルギーを使用するよう強化し、政府は企業の省エネ・超低排出目的の技術改良を推し進める施策を実施する。また、政府は新たに改正された環境保護法を厳しく執行し、汚染物質を超過排出もしくは不法排出している者を

厳しく取り締まる内容となっている。このような環境分野での規制の厳格化に伴い、環境ビジネスの規模はさらに拡大することが見込まれ、環境分野において豊富な経験、技術・ノウハウを有する日本企業が貢献できる領域は広範に存在することから、日本企業の技術が公平に扱われ、ビジネス進出の門戸が均等に開かれることを要望する。

電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）

中国版RoHSである「電子情報製品汚染制御管理弁法」は、大量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削除し、環境汚染を低減することを目的に2007年に施行されたものである。

同管理弁法は、当初は第1ステップ（有害物質低減設計・生産の導入と有害物質使用保護期限の表示等）、第2ステップ（重点管理製品の強制認証等）と、段階的に施行される予定であったが、その後の法改正準備が整わず、結果として2016年3月時点においても、第1ステップだけが実施されている。

同管理弁法は2016年1月21日に公布された「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」によって改正されることになっており、この改正管理弁法は2016年7月1日に施行されることとなっている。この改正により、対象製品は従来の電子情報製品に加え、白物家電製品、照明機器、電動工具等の広範囲な電器電子製品に拡大されることとなるが、対象品目、あるいは対象から除外される品目が何か、といった具体的な内容について明確になっていない。また、有害物質の含有制限（第2ステップ）の制度が強制認証から合格評定制度に変更されているものの、合格評定制度の詳細は不明であり、対象品目も含め、今後示される制度の詳細を確認する必要がある。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

中国版WEEEである「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」は、廃家電のリサイクルの促進を目的として2009年に公布され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目を対象に2011年1月1日から施行されたものである。このリサイクル制度は、対象製品の生産者および輸入業者がリサイクル基金を納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金が支給されることにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。

対象製品は、当初の5品目に加え、2015年2月に、温水器、レンジフード、携帯電話、複写機、プリンター、モニター等が追加されて14品目となり、追加品目については2016年3月から実施されることとなっていたが、2016年3月時点では、対象品目の詳細、基金・補助金の額等が決まっておらず、基金への徴収等は開始されていない。

リサイクル工場に対する補助金については、リサイクル事業者が補助金申請後、交付に約1年の期間を擁するなど、制度の仕組み自体に改善を要する事項が残っている。

＜建議＞

①大都市圏および周辺地域の大气汚染は、PM2.5については若干改善はされたものの、依然として深刻な状況が続いており、健康的な事業活動が行えない重度の汚染が多くみられる。また、水質汚染、土壌汚染などの環境問題も早急な対策が求められている。PM2.5の成分分析を含む汚染データの測定・公表による情報開示を進めて、国民の環境意識の向上に努めるとともに、環境規制および執行体制の強化、執行の透明性向上など抜本的な対策を要望する。また、日系企業としても環境汚染の改善に役立つことを望んでおり、技術・設備の導入普及等、関係のプロジェクトにさらに参与させていただくよう要望する。

他方、地域の汚染濃度が一時的に高まった場合の操業停止等の措置について、任意の工場に突発的に指示することは避け、事業者選定の客観的基準の公表、事前通知の徹底等、公平かつ合理的なルールを構築することを要望する。

②環境・省エネ関連の政策・法律・計画の策定過程において、外資企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めていただくよう要望する。手続等については透明性・公正性の確保を要望する。また、新しい制度やプロジェクトを開始する際に提案や申請を募集する場合、優れた製品や技術を普及させる観点から、十分な時間を用意するよう要望する。また、実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関する問い合わせ窓口の明確化を引き続き要望する。取組みは徐々に進んでいることから、さらなる発展を要望する。

③環境保護法の改正等によって、法令違反の企業に対する罰則は強化されている。日系企業としては法令遵守については誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、法令遵守を適切に行うことができるよう、地方政府等による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準などに基づく運用がなされることを要望する。また、新たな規制を執行する際、既存設備への適用については、猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮をいただくよう要望する。

さらに、中央政府・地方政府、環境NGO等が協力し、違反企業に対する取り締まりの強化と罰則の徹底を図ることを要望する。

④省エネ・汚染物排出削減目標の対応については、より広い視野に立った総合的な政策的対応を要望する。例えば、省エネ・環境改善のための改造・設備更新を行う企業に対する優遇策、資金面などの支援、地域間での執行の差の縮小、設備投資のスピードなど企業の能力を考慮すること等を要望する。また、ISO等認証取得企業に対する優遇施策等について検討を要望する。

また、所属区政府からの補助は、手続が相対的に簡単で承認が早い、市、国からの補助は手続が複雑で承認が遅いという状況がある。そのため、申請資料を含む手続の統一化および簡素化、審査の加速化を要望する。

⑤省エネ・環境関連ラベル制度において、認証、試験、ラベル貼付等に時間やコストがかかる現行制度の合理化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として一種類のラベルに統合すること、多地域での相互認証を認めること等を要望する。また、対応にあたっては、企業の対応時間に考慮したスケジュールを事前に設定し、そのスケジュールを堅持することを要望する。

さらに、環境配慮製品を普及させるため、政府調達額などの計画目標や実績の公開を要望する。

⑥電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国版RoHS）

- ・「電子情報製品汚染制御管理弁法」に替えて2016年7月1日から「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」が適用されることとなった。
- ・当該管理弁法の対象品目については、別途定められることとなっているが、旧制度から対象品目の拡大を検討される場合には、外資系企業に対しても十分な説明を行い、制度策定手続の透明性・公正性を確保することを要望する。
- ・対象品目が追加される場合には、これら新規品目における対応時間を考慮し、実施まで十分な猶予期間を設定するよう要望する。
- ・認証（合格評定）制度については、国内外およびサプライチェーン全体の企業負担の軽減を図りつつ有害物質削減制度を効率的に実施する観点から、先進国並みに生産者自身が適合性を証明できる仕組み（自己適合宣言）を導入することを要望する。例えば、欧州等の制度を参考に中国に最適な制度を作成いただくよう要望する。

⑦廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

- ・リサイクル制度において、処理基金の徴収額の設定（決定）根拠、処理実態、補助金の支給やその他の基金使途の状況について不透明であり、公平性を確保するために公表を要望する。
- ・対象品目が追加され、2016年3月1日から適用されることとなったが、これらの追加品目を含め、品目の対象とその徴収基準額が処理実態を反映させ、公平性を確保するために、品目毎に基金が管理されること、また、その実態に合わせて補助金額や徴収金額の見直し、対象品の削除も含めて対象品目の見直しが適宜適切に行われるよう要望する。
- ・また、当該制度に参加している事業者間の公平性を確保するためにも、認定リサイクル事業者への補助金の支払いが速やかに行われるよう要望する。

第8章 技術標準・認証

技術標準・認証の現状 中国の技術標準・認証に係る動向

第12次五カ年計画の最終年である2015年に中国で発表された国家標準規格は1,931件で、前年比で26.2%増えた。届出のあった業界標準規格は4,414件、地方標準規格は4,004件であった。2015年末現在、中国の国家標準規格は合計3万2,000件、業界・地方の標準規格は合わせて8万4,000件となり、標準規格の総数は11万6,000件に達している。

標準化法の改定動向

現行の「標準化法」は1989年に公布、施行され、現在既に26年以上が経つ。国家標準化管理委員会は2002年に「標準化法」の改正作業に着手しており、2015年末に「標準化法」改正案を国務院での審査に送っている。国務院では2016年3月22日から4月21日にかけて改正標準化法案のパブリックコメントを実施しており、今後、2016年内に実施される全人代常務委員会での審議に付される可能性が高くなっている。

標準化体系の改革

国務院は2015年8月に「標準化事業の改革深化にかかるプランの徹底実施のための行動計画（2015～2016年）の通知」を発表し、また同年12月には、「国家標準化体系構築発展計画（2016～2020年）」を発表し、標準化事業の改革深化にかかる要件を「第13次五カ年計画」における標準化事業発展の全体的な青写真を示している。

この標準化にかかる改革は、標準化の全体調整のための仕組みづくりの他、①強制的標準規格の統合と簡素化、②推奨標準規格の改善と整備、③標準化団体の標準規格のテコ入れ、④企業標準規格の規制緩和と活性化、⑤標準規格の国際化レベル向上の5つのポイントでまとめられており、これらを以下のとおり紹介する。

強制標準規格の統合と簡素化

従来の強制標準の公布機関は、国、業界、地方の3つの階層があり、既に多くの業界強制標準や地方強制標準があるが、これらと国の標準の間に矛盾や重複が見られる。今後の改革の方向性は、強制標準は国家標準に一本化し、また、強制標準の範囲を人の健康や生命、財産の安全、国家の安全、生態環境の安全などに限定するとしており、業界強制標準や地方強制標準は段階的に廃止するとしている。

化学工業分野では、国家標準化管理委員会、工業情報化

部、農業部が強制標準規格の統合・簡素化にかかる試行事業を展開し、国土資源部、環境保護部などの部門や浙江省、重慶市などの地方機関での強制標準規格の整理と評価を経て、2015年末に強制標準規格の統合・簡素化試行業務の知見がまとめられ、標準化の調整推進にかかる部際間合同会議の審査を経た「強制標準規格の統合・簡素化にかかる作業プラン」が国務院から2016年2月に公布されている。

推奨標準規格の改善と整備

現有の推奨標準規格の数量や規模を段階的に縮小するものとし、各階層、各分野の推奨標準規格の対象を適正に境界分けするとしている。現行の国家、業界、地方標準規格については、集中的に再検討を行い、運用に適しないものは廃止し、階層間で矛盾や重複がある場合は統合と改正を行い、国際標準規格との差が大きいものや、産業・技術の発展状況に見合わなくなっているものは、順次改正するものとしている。また、推奨標準規格の制定・改正手順を最適化、簡素化し、制定・改正のサイクルを短縮し、標準規格の質的向上や制定・改正の効率化を図っている。

標準化団体の標準規格のテコ入れ

中国では現行の標準規格体系に標準化団体の標準規格という位置付けはなく、そのテコ入れは中国の今回の標準化改革における重要な措置となる。中国は今後、能力のある学会、協会、商会、連合会といった民間の組織や産業技術アライアンスに対し、関係する市場参加者との調整を行って共同で標準規格を制定するよう奨励し、標準規格の拡充を図ろうとしている。中国は標準化団体の標準規格を行政許可の対象とせず、民間の組織や産業技術アライアンスが自主的に制定かつ発表するものとし、政府機関は標準化団体の標準規格について必要な規範化、誘導、監督を行うとしている。

企業標準規格の規制緩和と活性化

企業標準を定めた場合、企業は所管の監督部門への届出が必要であったが、今回の標準化改革の重点として、政府がこれまで企業標準規格に適用してきた届け出方式を段階的に撤廃し、企業標準規格の自己発表・公開とこれに対する監督の制度に切り替えようとしている。2015年に国家標準化管理委員会は企業標準規格の情報公共サービスプラットフォームを立ち上げ、上海市、福建省、山東省など7つの省・市で石材、合成パネル、医療品、家電など13分野を対象に試行事業を行っている。2015年の試行事業を土台に、2016年も引き続き試行事業の拡大と深化が進められ、2017年には企業標準規格の自己発表公開制度が全面的に実施されるとしている。

標準規格の国際化レベル向上

中国は、第12次5カ年計画において、積極的に国際標準化を推進することとし、国内標準の国際標準との整合化等の作業が進展している。2015年末現在、中国は既に国際標準化機構（ISO）の常任理事国、国際電気標準会議（IEC）の常任理事国、ISO技術管理評議会の常任メンバーとなっており、中国人の専門家がISO議長、IEC副議長、ITU事務局長に就任している。第12次5カ年計画の期間中、中国の技術または標準規格を基に中国から提出または立案された国際標準規格の提案は102件に上り、中国の主導により制定・公布された国際標準規格は86件である。2015年、中国の専門家が国際標準化機関（ISO）の中国人としては初のISO会長となった（任期は2015～2017年）。

2014年末時点の標準の国際規格の採用は、国家標準総数3万680件のうち約40%となった。中国は引き続き国際標準化のレベル向上や拡大を図ろうとしている。中国の標準規格の国際化を推進し、国際的な標準化事業への参画能力をさらに増強し、国際標準化を担う技術機関の数を引き続き増やし、2020年までに中国が制定に参画、または制定を主導する国際標準規格の数を同年度に制定・改正される国際標準規格総数の50%に引き上げ、主要消費財分野においては、国際標準規格との一致性を現在の90%から2020年には95%以上へ引き上げる目標である。

国家標準に関わる特許の管理規定

国家標準化管理委員会と国家知識産権局は、2013年12月19日に「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」を制定し、2014年1月1日より施行した。これは、国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者および関連権利者の合法的權益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するための規定であるとしている。この制定前の2012年12月に意見募集稿が公表されたところ、用語の定義や手続に曖昧な点があり、さらに、標準化団体等で規定されているパテントポリシー（例えば、ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー）との整合・調和をさらに図るべきであることから、中国日本商会として意見書を提出したが、十分には採用されていない状況である。当該規定の実施規則として、2014年5月1日から、推奨標準であるGB/T2003.1「標準制定の特別手続き第一部分：特許に関わる標準」が施行されたところ、当該規定の今後の運用について注視していくことが重要である。

個別事例（情報セキュリティ関係） IT製品の情報セキュリティ審査制度

IT製品に対する情報セキュリティ審査制度は、2010年5月に中国強制認証制度（CCC）にIT製品が追加されて実施され、認証の過程でソースコードの開示という問題が指摘されているが、この対象は政府調達に適用されている。しかし、2007年6月に公布された情報セキュリティ等級保護管理弁法（Multi-Level Protection Scheme：MLPS）により、

セキュリティ上の要件を厳しく課とするレベルの対象に、同様の審査制度が課される可能性があり、また、2015年7月に意見募集稿が公表された中国サイバーセキュリティ法案に示されたように、規制体系の中に位置付けられ、その対象が広げられる可能性がある。

また、2014年8月には電気通信およびインターネット業について、9月には銀行業について、ネットワークセキュリティの強化に関する指導的意見が、さらに、2015年10月には保険業に対して保険機構情報化監督管理規定の案が公表されている。いずれも、情報セキュリティコントロール技術の応用によりセキュリティの強化を図るとしている。

国家安全や公共の利益に係るシステムで使用される重要な情報技術製品・サービスおよびその提供者に対し、今後セキュリティ審査が実施される可能性がある。

商用暗号管理条例

1999年に導入された規制であり、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込みおよび使用について申請・許可が必要となるものである。現在の対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器およびソフトにのみ限られている。なお、国家暗号管理局は商用暗号管理条例を2011年に改正することについて声明が発出されているが、現時点でも条例改正は行われていない。

<建議>

改正標準化法の検討に伴い、強制標準の一本化、各種標準間の整理、業界基準の制定といった制度改善に向けた進展は評価できる。引き続き、国際的にオープンな形で透明性を高め、公平性を確保し、イノベーションを阻害しかねない制度や運用が改善されるべく、下記建議を要望する。

<透明性の向上、公平性の確保（※制度設計プロセスへの要望）>

- ① 標準化法の改定プロセスや内容は全産業に影響のある大きな関心事であり、その透明性の向上を要望する。
- ② 「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」（2014年1月1日施行）の運用および「国家標準の特許に係る処置規則」の制定に関し、中国国家標準化管理委員会は外資系企業を含む産業界の意見を聞き、国家標準の制改定において、特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続きの簡素化、判断基準の明確化を図るよう要望する。また、専利法をはじめとする関連法規と整合をとるよう要望する。
- ③ 国家標準、業界標準などの公的標準策定プロセスにおいて、例えば会員資格、会員費用などを内資・外資で区別されることが依然見られるなど、標準工作組によって運営方法が統一されておら

ず透明性に欠ける。標準化活動にかかる策定・改定過程は、公開を原則とし、外国企業の標準化技術委員会や標準化策定工作组などへの参加を中国企業と同等の条件とするなど、外資企業の参画も容易にすることで透明性と公平性を高めるよう要望する。

- ④強制標準や認証等の実施に当たり、企業に影響を与える規定や内部書簡、解釈、説明会の開催情報と一般的な質疑応答（FAQ）等に関する情報は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけでなく、関連する全ての機関・部門のホームページ上に即時かつ正式に公布するよう要望する。また、新規分野などについて、標準策定部門の早期明確化、提案窓口一本化に努めていただくよう要望する。
- ⑤標準公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るよう要望する。特に強制標準については、公に誰もが入手可能となった日を起算日として、1年間ないしは2年間の猶予期間を確保すべきである。

<イノベーションの基盤として（※標準内容への要望）>

- ⑥一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や目標値、理想値のような高い数値設定が見受けられる。過度なスペックや、過度に詳細化した標準の策定は避けるよう要望する。また、標準の統廃合による簡素化を進めるよう要望する。技術水準や社会状況が考慮されない標準は、技術進歩や自由な競争を阻害しかねず、イノベーションを進める中国政策の方向性にも反する。
- ⑦標準の適用範囲の曖昧さ、標準間の重複・矛盾などを是正するよう要望する。例えば、同一機器に対して異なる業界による複数の標準が併存するだけでなく、標準間に矛盾が存在するとの指摘がある。
- ⑧国際標準に準拠した標準の採用をさらに徹底するよう要望する。ISO、IECだけでなく、多くの国が採用している国際的な規格の採用も積極的に推進していくよう要望する。
- ⑨国連法規を基に作成された法規では、一世代遅れているケースもある。認証においては、最新の国連法規での認可も認めていただくよう要望する。

<合理的な制度運用（※制度運用への要望）>

- ⑩国家標準の解釈や制度運用による混乱を防ぎ、認証、試験等に係る、さらなる手続透明化と合理化を図るため、例えば、国と地方の連携の強化や役割分担の明確化、判断基準の明確化、担当官での運用の統一・遵守、制度および手続の簡素化、審査のスピードアップ、に努めていただくよう要望する。
- ⑪抜き取り検査や認証の現場において、遵守義務のない推奨基準が強制基準と同等に扱われるこ

とがないようにしていただくよう要望する。

- ⑫消費者協会などが独自に抜き取り検査を行う際に、企業側に弁明の機会を与えられることなくメディアで一方向的に公表することはやめるよう要望する。独自検査による一方向的な行為は、企業のイノベーションを阻害するだけでなく、標準・認証制度の正しい運用と理解の妨げにもつながりかねない。
- ⑬自動車や電気電子製品分野において、CCCと類似する検査制度、認証制度等との間で、重複の排除或いは制度の一本化を図るよう要望する。

<情報セキュリティ認証制度>

- ⑭国家インターネット情報弁公室が導入を発表した「ネットワークセキュリティ審査制度」については、制定プロセスで外資系企業を含む関係者が意見を述べる機会をつくるとともに、外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度・運用面での配慮を要望する。また、本制度との関係が不明であるが、従前より運用されている、情報セキュリティ認証制度（CC-IS）、情報セキュリティ等級管理弁法（MLPS）の運用においても、外資企業が不当に差別されることがないように、制度・運用面での改善を強く要望する。
- ⑮サイバーセキュリティ規制制度において、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展に妨げとならないよう、また、これらのビジネスで外資企業が不当に差別されないよう、制度設計や制度の運用に配慮されるよう要望する。
- ⑯商用暗号管理条例については、その運用に際し2000年に発出した通知を尊重するとともに、条例改正の検討に際しては手続きの透明性、公正性を確保し、日本の産業界の意見に十分に配慮することを強く要望する。

第9章 物流

2015年のGDPは実質ベースで6.9%の伸び率にとどまった。ソフトランディングを模索する政府の想定を超えた経済成長の減速に、先行きはかなり厳しいという見方もある。しかし、中国の経済成長減速は今に始まったことではない。「新常态」の下で安定成長を重視して進められる構造転換を見据え、如何に上手く環境変化に対応していくか、経済大国への成長を遂げた中国において引き続きビジネスを展開しようとする企業側にも相当の努力が求められている。投資・輸出主導型経済から内需主導型経済への移行が着実に進む中、物流を取り巻く情勢も大きな転換期を迎えつつある。

物流を取り巻く情勢

外部環境

2015年の中国の貿易総額は、リーマン・ショックの影響を受けた2009年以来、6年ぶりに減少に転じた。安価で豊富な労働力を背景に強みとなっていた価格競争力も人件費の上昇により低下、以前のような廉価多売モデルは成り立たなくなり、加えて欧州の景気低迷や日中貿易も縮小したことにより輸出が減少した。一方、輸入については鉱物資源の価格下落が輸入額落ち込みの主因とされるが、内需の低迷も大きいと見る向きもある。

表1：中国の輸出入総額の比較（単位：億ドル）

	輸出		輸入		輸出入合計	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
2015年	22,765	△2.8%	16,820	△14.1%	39,586	△8.0%
2014年	23,427	6.1%	19,603	0.4%	43,030	3.4%
2013年	22,096	7.9%	19,504	7.3%	41,600	7.6%
2012年	20,489	7.9%	18,178	4.3%	38,668	6.2%
2011年	18,986	20.3%	17,435	24.9%	36,421	22.5%

出所：2011/12/13年国民経済と社会発展統計公報、海関統計资讯网

中国国家統計局発表の資料によると、2015年のGDPに占める第三次産業の割合は初めて50%を超え、相対的に伸び悩んだ第二次産業に代わってGDPの成長を下支えした。特に15年前半は金融業のGDP伸長が第三次産業を押し上げた背景はあるが、民間消費も堅調であり、経済成長の牽引役を担い始めていると言える。第三次産業はまだまだ成長できる余地があり、消費の拡大が内需拡大に寄与していくことが期待される。

モノの動き

いわゆる「李克強インデックス」と呼ばれる指標の一つに鉄道貨物輸送量が用いられるが、2015年の輸送量は前年比で大きく減少している。これも中国経済が想像以上に減

速していると判断される根拠となっているが、主な原因は石炭需要の低迷による輸送量の減少にあると考えられ、第三次産業への移行が進む現状では必ずしも経済動向を測る物差しとはなり得ない。トンキロベースで輸送量が鉄道の倍以上となった道路貨物輸送のほか、各輸送モードで微増ながらも増加傾向を維持しており、全体の荷動きは過小評価できない。爆買いに続いて急成長する越境ECのように、旺盛な購買意欲に後押しされる消費市場は今後も拡大が続くと見られ、消費者物流への取り組みが日系企業にとっても新たなトレンドとなっている。

表2：2015年中国の輸送モード別貨物輸送重量・貨物回転量

輸送モード	貨物輸送重量 (単位：億トン)		貨物回転量 (単位：億トン・キロ)	
	重量	対前同増	回転量	対前同増
鉄道	33.6	△11.9%	23,754.3	△13.7%
道路	315.0	1.2%	57,955.7	2.0%
水運	61.4	2.5%	91,344.6	△1.2%
民間航空	0.063	5.2%	207.3	10.4%
パイプライン	7.1	1.7%	4,138.8	6.6%
合計	417.1	0.2%	177,400.7	△1.9%

出所：2015年国民経済と社会発展統計公報

政策の行方

第13次五カ年計画により2016年以降の政策方針が明らかにされた。構造改革を通じて量より質を求め、安定成長を目指す方向性が打ち出されたが、「一帯一路」も改めて重点政策として位置付けられた。沿線各国への投資が積極的に行われており、鉄道や道路、送電網や港湾などのインフラ整備の進展も見込まれている。

対外的には開放政策を推し進め、対内的にはイノベーション促進による生産性向上を通じて構造改革を実施するという経済面での方針は、中長期的な安定成長につながることを期待されている。一方で、中国遠洋運輸集団と中国海運集団の統合を含め、国際競争力を高める目的で政府が主導する国有企業の相次ぐ統合は、巨大企業による市場の支配をもたらすという懸念も持たれている。

新たな転換期を迎える中国において、日系企業を含む外資系企業も生き残りのための努力は当然に求められるが、特に管理・運用面で公平な競争ができるような政策の推進を期待したい。

<建議>

①通関・検疫の運用基準整備

地域通関一体化が全国規模で推進され、制度面では統一の動きが見られるが、実務面では依然として運用細則が不透明で、解釈が地域や担当者によって不統一という問題も存在している。申告手続の簡略化と運用基準の統一化につき、さらなる改善を要望する。

②自由貿易協定への対応

FTAを活用して輸出入手配を行う際、原産地証明の対応ルール不統一により手配に遅れが生じる、或いはFTAの利用自体ができなくなるといった状況が見受けられる。FTAのメリットを享受できるよう、制度上の課題の早期解決を要望する。

③CFSにおける荷役品質向上

空港や港のCFSにおいて扱われる輸出入貨物は、指定業者の手荒なハンドリングによるダメージのほか、税関・検疫局の検査による商品の汚損・紛失、検査後の梱包不良などの問題が多々発生している。荷役品質の改善と、物流業者の立入り・立会い規制緩和への取り組み強化を要望する。

④通関・検疫システムの改善

通関や検疫のシステムはアップグレードが進められる一方で、申告内容の訂正に時間を要する、システムの不具合で手続に遅れが生じる、通関と検疫のシステムで類似データの重複入力を強いられるなど、申告手続の効率を低下させる事象も依然として散見される。効率性、安定性、汎用性を考慮したシステムの整備を要望する。

⑤危険品取り扱い状況の改善

危険品の国際輸送手配において取り扱いの制限が強化されているが、具体的な規制内容が公開されず、地域や税関、検疫によっても取り扱いに対する見解が統一されていないため、輸送手配に大きな支障を来している。徒に制限を強化するだけではなく、実務への影響を考慮した対応措置を早期に講じるよう要望する。

⑥別送品輸入許可の簡素化

別送品の輸入については、依然として居留許可日数が365日以上でなければ許可しない地域があるほか、居留許可を待って輸入許可を出すルールにも変更は見られない。パスポートのみで簡易申告できる仕組みの導入等、簡素化の実現を要望する。

⑦過積載への対応

輸送車両の過積載は、特に地方都市では依然として違反が顕著に見られる。運搬車両の設計基準に厳しい規制があるために非効率な運用を強いられることや、違反に対する取り締まりが地域や時期によって不統一であることもその要因となっていると考えられるため、規制内容の合理的な改正とさらに公平な取り締まり実施を要望する。

⑧交通規制の合理化

公用行事や大気汚染対策などによる臨時の交通規制がショートノーティスで実施される状況は未だ散見され、特に物流企業は交通規制そのものだけではなく、その対応に追われることで生産性の低下を強いられている。交通規制は必要最低限に留め、十分な告知期間を設けた上で計画的に実施するよう要望する。

⑨道路交通環境のさらなる改善

道路交通網の整備が進められ、交通マナーも大都市では徐々に改善が見られるようになっていくが、パーキングエリアの整備や交通安全への対策はまだ十分ではなく、都市部の渋滞も慢性的なものとなっている。付帯インフラの整備や安全対策、渋滞解消へのさらなる取り組み強化を要望する。

⑩鉄道貨物輸送インフラの整備

高速鉄道網や鉄道駅の整備が進み、特に旅客輸送については急速な発展が見られるが、貨物輸送についてはまだ十分な整備がなされておらず、総合物流企業にとっても参入障壁が高い領域となっている。ハード・ソフト両面でのインフラの整備推進を要望する。

第10章 政府調達

中国の政府調達に関連する法律法規が大幅に変更された2014年に続き、2015年の中国の政府調達関連政策は、主に「官民パートナーシップ (PPP) モデル」に集中して変革が行われ、これが2015年度の関連政策のうち最も注目を集める内容の一つとなった。このほか、「政府調達の法規制度をより体系化する」、「政府によるサービス購入等の各種改革業務を推進する」、「政府調達の政策機能を一層発揮させる」、「政府調達の監督管理を強化する」、「情報化および標準化を強化する」、「政府調達の透明性を向上させる」、「政府調達の宣伝・研究活動に力を入れる」、「『政府調達協定 (GPA)』交渉およびその他関連の交渉を積極的かつ着実に進める」等といった事項も、各レベルの政府財政機関の2015年における政府調達に関する取り組みの重点となった。

2015年に公布された関連政策および動向

中国のWTO「政府調達協定」(GPA) 加盟交渉

2014年12月22日に、WTOに対してGPA加盟のための第6次オファーを提出した後、2015年においては第7次オファーが提出されず、GPA交渉にも実質的な進展は見られなかった。このことから、第6次オファーの範囲は既にGPAのその他の加盟国による全般的なオファー水準に相当しているにもかかわらず、他のGPA加盟国は中国政府の譲歩に満足しているわけではないことが窺える。依然として、中国政府は政府調達のカバー範囲、オファー方法等の面で調整を行う必要がある。

相次ぐ官民パートナーシップ (PPP) モデル関連政策の公布

2014年12月30日に財政部より、「政府・社会資本合作の契約管理業務の規範化に関する通知」が出された後、PPPモデルに関する政策の公布が相次ぎ、より規範化された実務マニュアルが提供され、PPPモデルの適用範囲が拡張された。

PPPモデルの実務手順の規範化が進む

財政部より2015年4月14日に公布された「政府・社会資本合作プロジェクトにかかる財政負担能力考察の手引」は、PPPプロジェクトを実行するにあたっての財政負担能力を考察し、PPPプロジェクトの財政支出管理の規範化、プロジェクトの秩序ある実施推進、財政リスクの有効な防止および制御並びにPPPの持続可能な発展の実現に役立つものとなっている。2015年12月18日に公布された、「官民パートナーシップ (PPP) の総合情報プラットフォームの運営の規範」では、PPPプロジェクトを実現するために政府調達資格の事前審査公告、調達書類、交渉確認にかかるメモ、落札

候補又は成約結果、プロジェクトの契約書、落札・成約結果といった、調達に関する情報共有を実現し、政府がPPPビッグデータを運用して政府業務を行い、監督管理する上でレベルと効率を向上するよう求めている。

PPPモデルの適用範囲拡大

財政部は2015年5月6日、5月7日、5月22日でPPPモデルを奨励し拡大する実施意見を計4件公布しており、水質汚染防止、有料道路、公共サービス、公共賃貸住宅の投資建設および運営管理分野におけるPPPモデルの推進を提起した。さらに、2015年6月26日には「政府・社会資本合作プロジェクトの示範業務を着実に進めるための通知」を公布し、各地で初回の示範プロジェクトの実施推進を加速するよう求め、公共サービス分野においてPPPモデルの採用に適するプロジェクトを広く募集した。このほか、国の他の関連機関からもPPPモデルの普及を奨励する関連意見が相次いで出されている。国家発展改革委員会が2015年7月10日に公布した「社会資本投資による鉄道建設を一層奨励し拡大することに関する実施意見」では、独資、合弁等の複数の投資方式による民間資本により鉄道を建設、運営することを支持し、鉄道所有権および経営権が民間資本に対して開放された。国務院は2016年2月17日に「特別貧困者の救助扶養制度の整備を進めるための意見」を公布し、PPPモデルを運用した「公建民営 (政府が建設して民間が運営する)」、「民弁公助 (民間が開設して政府が助成する)」等の方法による福祉サービス施設の建設を支持した。

PPPモデルのプロジェクトおよび投資総額の大幅な増加

国家発展改革委員会の集計によると、2015年12月16日までに推奨・紹介されたPPPプロジェクト数は合計2,529件、投資総額は約4兆2,443億元となった。また、財政部の集計によると、推進されたPPP示範プロジェクトの総数は233件であり、投資総額は約8,170億元に達した。この時点で、中国国内でのPPP示範プロジェクト、推奨・紹介されたプロジェクトの投資総額は約4兆9,500億元に達している。この他に、財政部や国家発展改革委員会よりまだ公式に発布されていない多量のPPPプロジェクトが中国各地においてあらゆる資本提供者に推奨・紹介されている。PPPモデルは、中国のインフラ建設プロジェクトにおける融資モデルの主流となりつつある。

中国と国連の欧州経済委員会が正式にPPP領域で協力協議を締結

国家発展改革委員会は2016年1月、欧州経済委員会と協力了解覚書を正式に締結した。双方はPPPモデルの共同推

進の面で協力交流を強化し、中国のPPPモデルの推進が国際協力の段階に入ったことを印象づけた。当該覚書により、国家発展改革委員会は欧州経済委員会と、PPP理論の研究、経験についての意見交換、業務研修、実務の扱い等において、全面的に協力していくとしている。

政府調達に競争性交渉調達方式を導入

財政部が2014年12月31日に公布した「政府調達の競争性交渉調達方式にかかる管理暫定施行弁法」（財庫[2014]214号）では、規定された条件を満たすプロジェクトには競争性交渉方式を適用できるとしている。競争性交渉のメカニズムが導入されることで、政府調達プロジェクトがより整備され、最適な資源配分に貢献し、政府調達にサプライヤーを存分に動員し、積極的に参加させることに繋がる。

政府調達の情報公開が一層進む

財政部が2015年7月17日に公布した「政府調達にかかる情報公開への取り組みを徹底することに関する財政部の通知」（財庫[2015]135号）により、各関連政府機関は政府調達の情報公開への取り組みを大いに重視し、健全かつ統一的なルートを構築して公開すべき情報の範囲を明確にし、情報公開にかかる各種の基準および要求等を規範化するよう求めた。サプライヤーが政府調達に参与する公平性を確保する上で、政府調達情報の果たす役割は大きく、政府調達に関する情報の公開を進めることで、裏工作等の法律法規に対する違反行為を根源から減らすことが可能となる。

2016年の展望

GPA加盟への各取り組みを継続して促進

中国政府の関連機関は積極的かつ着実に中国のGPA加盟に関する各取り組みを進め、二国間・多国間での政府調達に関する交渉を統括していただきたい。GPA加盟を早期に実現するために、重大問題に関する交渉の進め方について、研究や政府調達の国際交流・協力が強化されるよう望む。

PPPモデルの普及継続

2015年に中国政府が打ち出したPPPモデルに関する政策文書に鑑み、2016年はPPPモデルのより広汎な普及が進められる1年になると予想される。PPPの総合情報プラットフォームの関連業務を整備し、PPPモデル下の取引規則体系の統一、PPPモデル総合情報プラットフォームと政府調達プラットフォーム間の情報共有を進め、情報公開を徹底し、適用範囲を拡大する等といったことが、2016年における中国政府のPPPモデルに関する取り組みの重点となるであろう。

インターネット技術を利用した政府調達の利便性向上

政府調達管理取引システムおよびPPP総合情報プラットフォームの広汎な運用は、インターネット技術が政府調達へのサービス提供にもたらす効果が優勢であることを明らかに示している。政府調達電子取引プラットフォームの構築整備、インターネットのプラットフォームを利用した政府調達のビッグデータ分析実現、政府調達管理取引システムへ

の政府調達プロジェクトおよび調達の全過程の取り込みなどが、今後の趨勢となるであろう。

政府調達の監督管理の強化

2015年には政府調達の情報公開、政府調達の行政処罰、政府調達センターの疑義の処理方法にかかわる通知が財政部より多数公布され、政府調達の監督管理強化について、中国政府より十分な発信がなされた。財政部の計画によると、2016年中国政府は引き続いて情報公開の強化、関連政策等に関する考察の徹底、法に基づく政府調達に関する苦情申し立てや通報の処理、違法行為への取り締まり強化といった取り組みを継続するとされている。

<建議>

①早期のWTO「政府調達協定」(GPA)加盟を要望

中国政府がGPA加盟に向けて取った各種の積極的措置は評価されるものであるが、2007年、中国政府よりGPAへの加盟申請時に第1次オファーがWTOに提出されて以来、一向にGPA加盟が実現できていない原因についても重視し、改善方法を講じる必要がある。もし中国が早期にGPAに加盟できなければ、中国の外資企業がGPAメンバー国の政府調達に参加するうえでも制限を受けることとなる。中国政府にはGPA加盟が中国政府、中国企業にもたらす重大な影響を意識したうえで、政府調達の商品やサービスの範囲の一層の拡大といったさらなる譲歩を通じて、早期のGPA加盟が図られることを要望する。

②政府調達活動の透明化

2015年3月1日より施行された「政府調達法实施条例」の中で政府調達情報、調達基準、入札結果、調達契約などを指定メディアで公表することが要求され、その後財政部より2015年7月17日に公布された「政府調達情報公開業務に関する財政部の通知」により、政府調達情報を公開する主体、範囲、ルート、要求等の内容に対するさらなる要求が提示されたことは歓迎される。但し、政府調達の規則違反の行為や現象が依然認められており、政府調達情報の公開が不足である、又は調達プロセスが不透明であるといった問題の可能性を示唆するものである。上述の条例、通知において政府調達情報の確実な公表がなされるとともに、輸入製品、外資企業による入札募集参加行為に対する制限が減らされ、公平、公正かつ開かれた政府調達が実現することを要望する。

③政府調達の規則違反行為に対する処罰の確実な実施

2015年3月1日より施行された「政府調達法实施条例」において、政府調達の違法行為に対する処罰が大幅に強化された。その後2015年8月20日に公布された「政府調達の行政処罰の規範化に係る問題についての財政部の通知」の中で、政府

調達にかかる行政処罰の中で証拠確認を行い、法律法規を正確に使用することや、政府調達のサプライヤー、代理機構、評価審査専門家に対する行政処罰決定の公示、政府調達上の重大な違法による信用喪失行為の名簿記録実施等を、各級の人民政府財政機関に要求したことは歓迎される。但し、実務において、企業が提案している政府調達の規則違反行為の通報には、いまだに関連機関による重視が得られていない。関連政府機関によりサプライヤーと調達主体間のコミュニケーションや交流のルートが拡大され、同時に調達サプライヤーによる政府調達の規則違反行為の通報、苦情申し立て等の提案に対し、適切な対応が取られるよう要望する。

④ PPPモデルの適用範囲拡大、外資企業の平等な参与の権利の保障

今年の政府調達の全体的状況から、PPPモデルが政府調達における重要なモデルとなりつつあることが窺える。2015年、中国政府より有料道路、市政公用、公共賃貸住宅の投資建設および運営管理等の領域において、PPPモデルの推進に関する関連文書が公布されたことは、歓迎される。中国国内の関連文書では、外資企業によるPPPモデルへの参与について特に明確にされていないが、現時点におけるPPPモデルの試行領域の特殊性に鑑みて、外資企業の直接参与はきわめて困難である。PPPモデルの範囲が拡大されるとともに、外資企業のPPPモデルへの参与を奨励するか、又は認めることで、中国の政府調達に新風が送り込まれるようになることを要望する。

⑤ 法律の運用

- ・「政府調達実施条例」において、調達のサプライヤーの参入要件が厳しく、調達に際して提出すべき書類が多く、手続が煩雑である。政府調達の公平性、適法性が保障されたいと、関連手続が適切に簡素化されることを要望する。
- ・中国資本企業に比べると、外資企業の事業者登録手続は非常に煩雑なものとなっている。実務上、外資企業が政府調達への参加登録を更新する際には、毎回膨大な証明文書を提出する必要があり、且つこれらの証明文書をかなり短時間で準備しなくてはならない。企業の負担ができる限り軽減されるよう、更新頻度を減らし、申請資料の準備に十分な時間を設定いただく等の配慮がなされるよう要望する。
- ・「政府調達法」、「政府調達法实施条例」等の関連法規および「入札募集・入札法」の関連法規において監督管理機関、内容、手続等の面で差異が存在し、実務に際して混乱を招きやすいため、関連機関が上述の法律法規を整理し、企業の政府調達参加に、より明確で制度化されたガイドラインを提供されたい。昨年の白書でもこ

の問題を提起しているが、関連機関に重視いただき、実質的な改善がなされるよう要望する。

⑥ その他

- ・昨年の白書でも提起した通り、中国の公務員が出国するための航空券を購入する際、中国の航空会社を優先的に選択することを定めた関連規定が改善されるよう要望する。上述の規定を改訂するか、又は中国の航空会社を優先的に選択する規定を廃止して、航空券の価格やサービスの質等の総合的要素が政府調達にもたらす作用を重視するような、他の比較的公平な競争方式が採用されることを、今年も引き続いて中国政府に要望する。
- ・昨年の白書の中で言及した通り、関連の問い合わせ窓口等の体制は、法律法規の事前公示や事後の監督にとり十分整備されているとはいえず、改善を要望する。今年も引き続いてこの点を提案し、関連政府機関に重視されることを要望する。

第11章 商工会組織

商工会組織の問題点

中国における外国の商工会は、外国商会管理臨時規定によって管理監督されているが、この規定では一国について一つの「商会」しか認めていない。このため、北京の中国日本商会は民政部から認可された唯一の日本の商工会組織である一方、他地域の多くの日系商工会組織は未公認組織となっている。

中国には、進出日系企業で構成される商工会組織が40以上ある。それぞれが独立運営されており、会員間の相互扶助、地元政府との交流、会員企業の事業展開に対する支援、地元社会への貢献など、重要な役割を果たしている。参考までに、会員企業・団体数の多い商工会を順に並べると、上海(2,302)、大連(763)、北京(682)、香港(666)、広州(613)、蘇州(595)、深圳(452)、青島(387)となる(出所:2015年全国日本人交流会会議資料)。なお、中国における在留邦人は2014年10月現在13万3,902名(出所:平成26年度外務省領事局政策課海外在留邦人数統計)で、多くは中国各地の日系企業で働く者とその家族である。

こうした商工会組織は、製造、貿易、サービス事業など企業のビジネス活動が円滑に進められるようさまざまな支援と協力を行ってその実現を図り、中国の経済社会の発展、日中両国経済関係の深化、ひいてはグローバル経済の進展に貢献していこうという団体である。

支援すべき事項の中でも専門的な技術的知見を必要とするテーマに関しては、小グループを設けて情報交流や検討を行っており、地域を越えた交流へと発展しているケースもある。例えば、知的財産権(商標・特許等)に関するグループでは、北京市・上海市・広州市で情報を共有して連携を深めるとともに、さらなる成果実現に向け一体的な活動を行っている。また最近では、危険化学品分野において、中国の関係当局や欧州の業界との交流・対話を積極的に進め、企業の円滑な事業展開に大きな成果を上げており、メディカル(医薬品・医療機器)分野に化粧品業界も加わったライフサイエンスグループでも本格的に対外交流活動を開始した。ビジネスに大きな影響を与える政策・施策について、日中双方の政府当局者を交えた交流会がそれぞれの分野で実現するなど効果的な取り組みが相次いでいる。

こうした取り組みは、日系企業のみならず中国企業だけでなく、中国企業のビジネスならびに中国人民の生活を充実・向上させる極めて公益的に意義の大きい活動であり、今後さらに中国の中央政府、地方政府および関係機関と緊密な連携関係を構築していきたい。中国の各関係当局において積極的に我々と対話・交流する機会を設けていただければ幸いである。

れば幸いである。

また、各地の商工会組織は、より公益的性格の強い社会貢献活動をそれぞれの地域で行っている。例えば、小中学校やその生徒たちへの援助、災害被災者救済のための義捐金提供などである。こうしたことを含め、中国で起きる各種の出来事(政治・経済・制度・環境・邦人保護等)に対し、各地の日系社会・商工会組織で情報と知見を共有することが強く求められている。

一方で、中国各地の商工会組織はそのほとんどが未公認団体という位置付けとなっていることから、次のような運営上の困難に直面しているケースが少なくない。

- (1) 当該地方政府との交流・交渉において、未公認団体であるため当該商工会組織名を提示できない場合がある。
- (2) 当該組織としての銀行口座を開設できない。
- (3) 専任事務局を必要として事務所や職員を置く組織において、事務所借用であるとか、職員の身分保証やビザ取得などに苦慮している。

外国商会管理臨時規定は、外国商会を「国別に設立」することを規定しており、これが一国一商会の根拠となっている。しかし、中国は地理的に広大であり外国企業の進出先も大都市に広がっている。各地域においてそれぞれ実情に合った商工会組織の運営・活動が可能となるような規制の緩和と融通性のある運用を盛り込んだ規定の整備が望まれる。これにより、中国社会と外国企業の一層の交流促進が図られ、中国進出外国企業の健全な事業経営および中国経済の持続的な発展への道が拓けるものと考ええる。

<建議>

各地域の商工会および日本人会に対し法人格を与える等、融通性のある活動ができる外国商会管理規定への改正を要望する。



第3部 各産業の現状・建議

第3部 各产业的现状及建议

第1章 農林水産業・食品

2015年度は中国にとって戦勝70周年という大きな節目を迎えたとともに、以前から話題であった一帯一路や57カ国が加盟したAIIBが大きくマスコミにも取り上げられた。さらに、最近では元が国際通貨の仲間入りを果たすという、発展していく中国を象徴した事象が数多く挙げられる。

一方で深刻な大気汚染が広がり、天津では化学薬品の安全管理の問題も露呈した形となり、さらに衣食住の中の特に食に関係する事象では、後述する安全安心な食品流通には依然として多くの課題が残されている。国民の食にかかわる課題の中で、生産関係の制約にかかわる事象や物流に関する規制については早急な改善を要望したい。中国経済の発展と共に、それに見合った改善が進み安全で豊かな食生活を過ごせる国へと発展していただきたい。

2015年の動向および回顧

中国の加工食品市場は年率二ケタもの成長を続け、3兆元にせまる世界でも有数の規模となっている。その内容も嗜好の多様化を反映し、より高付加価値化が進む一方、中国製食品の安全性を疑わせる報道は収束する兆しが見られない。中国政府は食の安全を国の重点課題として取り組み、2014年には食品安全法をさらに厳格化した修正案も提示された。この食品安全法は、2015年4月に改正され10月より施行されたが、品質管理のさらなる強化、厳罰化を盛り込み、ある意味では世界的に見ても大変厳しい法律となった。但し、中国で安全・安心な食品が流通されるためには、この様な関連する法整備に合わせて何よりも食品事業者のモラルの向上、および政府のもう一段の取り締まり強化も望まれる。

中国政府の腐敗防止の取り組みの結果、高級料理店や酒類の消費は落ち込んだものの、国民の所得の向上、豊かで多様な生活を求める消費行動により、日本食など外国料理、加工食品の消費は増え続けている。一方で著名な食肉加工メーカーが期限切れ肉を使用する事件は記憶にも新しく、中国の食の安全に関する問題は根深いものがあり、2015年も偽装、汚染、有害食品の報告がなされており、一向に無くなる気配がない。

食に対する関心の高まりを背景に中国政府も食の安全を国の重要な課題として取り組んだ結果、中国の法制晩報によると、中国最高人民検察院は、2014年1月から2015年6月までの1年半の間に、食の安全をめぐる犯罪で1万2,000名を起訴したことを明らかにした。今後もさらに食品安全法関連法規の見直しや遵守しなかった場合の罰則の強化、取り締まりの強化を進められることを望む。中国日本商会も主に公正、現実的な対応という観点からパブリックコメントを

提出してきた。中国で販売される食品が安心して消費者に届くようになることは、食品事業に携わるものとして喜ばしいことであり、ぜひパブリックコメントを十分に考慮いただき、適正な法整備と公正な運用を求めたい。

在中国日系企業が直面している問題点

生産許可関係

一言で食品と言ってもその分野は多岐に渡り、一部の食品について中国政府の関係機関が詳細まで把握できておらず、既存の食品分類にない新分野への対応が従来からの課題である。

新しい法律や条例が執行される中、関係機関の現場運用においては依然として混乱も散見され、企業にとって大きな機会損失となる場合がある。担当や地域によって法令解釈が異なり、新しい認証手続や必要資料等についての実務上の説明や実務面における役所内の実務担当者への事前説明や教育が欠けている。新たな課題として解決していただきたい。

食品の生産許可証についても、地域により運用が異なり中国内の複数の地域で事業を展開する企業が混乱する事例があった。例えば、同一企業が既に許認可を受けた製品を他省で生産するため許認可申請をしたところ、これまでの実績が全く勘案されず、許認可を得るまでに非常に長い時間を要したケースもあった。また現在徐々に正常化してきているが、食品を管轄する部署が食薬局に変更になったことにより、一時期管轄する部署が政府のどの機関なのか混乱する事例もあった。

法改正およびその施行に関連して、その解釈変更開始時期が地域により異なる場合があった。具体的には2015年10月より施行された食品安全衛生法関連で「食品生産許可管理弁法」では、委託生産備案を巡って地方政府の窓口により、条例がまだ変更されていないので登録が必要、と言うエリアと、すでに管理弁法で登録は不要となっているので必要なし、とするエリアがあり、法律変更と条例変更の時差改善をお願いしたい。

さらに定義解釈に関する事案もある。包装の表示義務に関して、食品標識管理規定では最小販売単位に表記義務があるが、業務用小袋食品に代表されるように、他商品と組み合わせることにより単独で表記が不要になる場合でも包装単位での表記が求められることがある。最小販売単位の定義の明確化および統一を望む。

加えて特にQSの法改正による表示の一斉切り替えは資源の甚大な廃棄につながり、ひいては環境負荷となる。表示移

行に猶予期間を設けるなど柔軟な施行が必要と考える。

輸入食品中の樹脂製容器の可塑剤溶出が問題となった際、新たな標準値が設定されたが、その値が中国内の分析技術に則さない値だったため、問題の有無を証明する方法がなかったという事態も発生した。さらに分析技術については公的試験・検査機関における検査結果が企業の分析結果と乖離している場合や、検査結果そのものも示されない事例もあった。世界的には分析技術の向上により微量成分の分析や一斉分析ができるようになっており、実態に応じた技術レベル向上が望まれる。

模倣品の取り締まりに関しては各地政府の協力により摘発されるケースも増えてきた。しかし模倣品業者の撲滅には至っておらず、市場には未だに模倣品が散見される。さらに一度摘発されたにもかかわらず場所を変えて再び犯罪行為に及ぶ悪質業者も後を絶たない。模倣品の撲滅は市場だけの問題ではなく、国の信頼にも及ぶ問題と捉えた厳格な対応策を講じていただきたい。

評価できる点として、政府は市場の変化に応えようとしており、以前に比べ一部改善されている部分もある。例えば2014年末に公表したサラダ・カットフルーツの生産許可審査基準に続き、北京市は2015年7月にチルド即食食品の生産許認可基準を策定し、「弁当」「サラダ」など今までQS認証カテゴリでは存在しなかったチルド即食食品にも明確な審査基準ができ、企業の認証手続が比較的スムーズになった。同基準の作成は中国の中食市場の形成、発展に大きく寄与すると期待する。

また、生産許可の取得や更新において、手続の簡略化、申請時間の短縮、企業負担の軽減などに関しても、政府の努力が見られる。2015年11月より施行開始の「北京市食品生産管理弁法」においては、「一企一証」が原則となり、商品ごとに許可証を取得する必要がなくなった。企業の認証申請を受理してから1カ月以内に許可証を発行する、許可証の有効期限を3年から5年に延長する、など企業のQS認証作業負担が大幅に低減された。

さらに、「食品経営許可管理弁法」の公表によって、食品の流通過程においても、生産許可と同様に大きな変化が見られる。「食品経営許可証」の登場によって、従来の「食品流通許可証」、「飲食サービス許可証」および「食品衛生許可証」が集約され、コンビニエンスストアをはじめとする量販チェーンの業態に合致するようになった。

食品輸出入関係

食品輸入に関して、継続した問題として通関業務の運用が地域によって異なるため、国内の複数地域で事業を展開する日系企業が混乱するケースが起きている。例えば通関時に適用される標準が地域によって異なり、企業側の判断を困難にしている場合がある。通関後衛生証書発行までの手続についても通関によって異なり、震災後の輸入規制についても地域で輸入可能品に差異が生じている。運用の統一が輸入手続の円滑化につながると考える。

食品・食品添加物の輸入から衛生証明書発行までに時間がかかりすぎる点も未改善の問題である。通関する場所

によっても異なるが、ある場所では中国到着後約10日間で通関が終わり、その後サンプル検査が開始され、検査に2週間を要した。この点については、検査日数の短縮が図られるなどの一定の改善が見られたが、衛生証明書が届くのに10営業日を必要とし、食品を客先に提供できる日数は約1カ月強かかったままである。さらに同じ品目を複数回輸入しても同様の手続を必要とし短縮されることはない。商品は衛生証明書がないと流通できないため、賞味期限が短いものは廃棄せざるを得ないケースもあり、企業収益を悪化させる一因となっており、また、中国国民への食供給に多大な影響をもたらす問題である。

食品の輸出業務については、ペーパーレス化等手続簡素化の動きはあるものの、現場では運用されておらず、さらに輸出食品の検査日数に関してはむしろ延長された事例もあり、業務効率化の妨げとなっている。

2011年の東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故から5年が経過したが、依然として輸入規制を受けており、これは他国の対応と比較しても非常に厳しいものである。2014年には中国日本商会からも科学的なデータを基に規制範囲を縮小する要望書を提出した。一刻も早く規制が解除され震災からの復興に中国でビジネスを展開する日系関係企業も貢献できる日を待ち望んでいる。

輸入された食品添加物は、出入国検査検疫機関を経て、輸入商品の検査に関する法律や行政法規の規定に従った検査に合格しなければならないルールとなっている。しかし、国家標準(GB)に使用標準が制定されているが規格・基準・試験方法が策定中の食品添加物に関しては、試験方法が未定との理由で分析が実施されず、輸入食品衛生証明書が発行されない恐れがある。2015年10月の新食品安全法施行に伴い、CIQの運用が厳密化された一環だと思われる。まずは各食品添加物の規格・基準・試験方法の早期の策定を要望したい。加えて、策定期間中においては、救済措置の設置を要望したい。

輸出入港の事故・台風などにより、正常な荷扱いが出来ない非常時の対応について、復旧させるとともに大切な点は、輸出入の迂回ルート構築である。現在輸入食品の検査内容は地域により異なるため通常と違う迂回港を経由する場合、輸送距離はもちろん検査手続のため2~3倍の期間を要し、経済活動復旧遅延の一因となっている。国としての検査内容の統一、および検査項目の開示を要望する。検査および手続による遅延、経済活動停滞の解消の一助になると考える。

香港などからの密輸食品が依然存在していることも継続した問題である。密輸貨物は税金を逃れているため価格が低く正規商品ではありえないような価格設定で販売されている。正規の輸入業者が不利にならないよう厳格な取り締まりを望む。また酒類の個人輸入については、食品安全法の改定で通関輸入に対する責任強化項目が追加されたが、現実には未だに個人輸入の無関税品がネット上で横行している。

食品物流関係

中国の小売業はコンビニエンスストアをはじめとする量販チェーンが増えており、かつそれらの店舗の多くがチルド商品を扱うようになってきている。チルド網は北京・上海等の大都市のみならず、高速道路の延伸と共に地方都市へも徐々に整備されつつある。チルド商品を扱う物流業者は増えているが、管理がずさんな業者も多く、チルド温度帯を保持できていない場合が散見される。チルド商品を確実に管理できる物流業者がさらに増えることで中国国民の食生活がさらに豊かになることを期待したい。

国際会議や国家イベント実施時に急遽、交通規制（物流規制）が行われるが、その通達が直前であり、企業活動上で障害となる場合が多い。食品は賞味期限が短く、企業や流通は最低在庫しか確保していないので、急な対応は取りづらい。せめて数カ月前には内容提示をお願いする。

北京市では2015年12月に政府として初めて赤色警報を発令した。車両規制が発令され、食品配送のトラックが通常通り運用できなかったことにより便利店への納品に大変大きな影響が出た。食品の配送にまで規制を設けることは、市民への不便さを助長し、さらに欠品商品の補充のための通常の2倍配送や追加納品などの混乱を招くことになる。これらがなくなれば、市民生活も食に関しては安定することになるが、こういったことが長引けば、国際都市としては脆弱さを露呈することとなる。市民の食の供給に関して、車両規制発令中でも然るべき窓口に通証を発行させる等、余計な混乱を招くことの無いよう事前の整備を要望したい。

省エネ・環境関係

経済の発展により、企業周囲環境が様変わりし環境規制強化の要求がなされるケースがある。具体的には創業当初には空き地であった場所に後から住宅などが建設された結果、後付けで環境規制強化のレベルが上がる場合である。またその場合、根拠となる法令関係や管轄局が多岐にわたりすぎ、局毎に要求レベル・要求内容・実施時期が統一されず、企業としてどこまで対応すれば良いか計画が立てにくく、無駄なコスト支出となっている。また、2015年に環境保護法が改定施行され、CO2排出規制等が打ち出されたが、規制基準が厳しく現状のインフラでは達成できない地域がある。

飲食業関係

北京市工商局が2013年12月9日に発表した「餐飲行業不公平合同格式條款」第1条に関連して、北京市工商局が運用を推奨している「北京市訂餐服務合同條款」によれば「飲食店は酒を提供する」と記載され、また「對餐飲行業不公平合同格式條款認定的詳細解説」（2013年12月13日発表）中でも「酒類の持ち込みを実質的に推奨している訳ではない」としているものの、実際には当該条例を利用して消費者がケース単位で酒類を持ち込むなどの事象が発生し、日系飲食店が経営に支障をきたしている場合がある。特に、外国の飲食文化において、酒類は食品と同様に非常に重要な位置を占めており、外国の食文化を中国で正しく伝えるためにも、飲食店の酒類販売権利は保護されるべきである。

その他・開放型経済体制の構築

食品生産設備で機械の性能や食品加工適正においてやむを得ず日本製の機械を導入する場合がある。往々にして高額になる場合、外資合弁企業の合弁先国の設備については国際入札の手続きが必要であるが、入札の手続きは時間とコストがかかり現実的対応とは言えない。

<建議>

<生産許可関係>

- ① 食品分野の許認可申請において、新しい分野の標準策定や企業標準の更新などで、中央官庁（AQSIQ：国家質量監督檢驗檢疫總局）から地方官庁（CIQ：各地方出入境檢驗檢疫局）への情報伝達が、地方官庁の各担当官にまで十分届いておらず地域間での対応にバラツキがある。そのため、企業への混乱が生じないような配慮を要望する。
- ② 前述の申請や法改正およびその施行についてはその解釈変更開始時期に地域格差が生じないよう、役所内担当者への手続の流れや必要書類など、実務面における事前説明や教育面を強化し、企業への混乱が生じないような配慮を要望する。
- ③ 前述に関連して、法令用語が何を指すのか、その用語の定義に関する解釈を統一するよう要望する。
- ④ QSの法改正による表示の一斉切り替えなどは資源の多大な廃棄につながるため、表示移行に猶予期間を設けるなど無理のない施行を要望する。
- ⑤ 食品分野の分析について、測定技術の現状を踏まえて標準を作成し、公的試験機関の検査結果については開示する等、透明性向上を要望する。
- ⑥ 模倣品の取り締まりについて、各地の政府機関での情報共有を強化し、商品や商標の登録申請時に簡易的な審査を実施する等、先行企業のブランド保護や財産保護に繋がる厳格な体制を整えていただくことを要望する。

<食品輸出入関係>

- ⑦ 食品輸入手続に関して、地域による不統一な運用を改善し、公平かつ効率的なものになるよう要望するとともに、食品および食品添加物の輸入から衛生証書発行までの時間については、手続の迅速化によるさらなる短縮を要望する。
具体的には行政検査等に該当せず、書類が完備されている貨物については、営業計画の円滑な実行のため審査所要時間の目安等を明示することを要望する。また行政検査に関しても、同様の理由から検査所要時間の目安を明示することを要望する。
- ⑧ 食品輸出に関して、手続のペーパーレス化とともに検査期間の短縮等効率的な運用を要望する。

⑨東日本大震災後の日本産食品の輸入規制については、まずは食品輸入上問題となっている事項を明確化し、安全証明の必要書類に対して統一見解を出していただき、科学的に合理的な範囲まで縮小することを要望する。また、地域もしくは時期よってのCIQの取り締まりに差が生じないことを要望する。

⑩輸入された食品添加物に関して、まずは各食品添加物の規格・基準・試験方法の早期策定を要望する。加えて、策定期間中においては、救済措置の設置を要望する。

⑪輸出入港の事故・台風などにより、正常な荷扱いが出来ない非常時の対応について、地域による検査内容の格差、検査手続の時間遅延などを回避するため、事前の国としての検査内容の統一、および検査項目の開示を要望する。

⑫香港等からの密輸食品取り締まりについてはさらなる強化を要望する。また、酒類の個人輸入の無関税品がネット上で横行しており、厳格な法の執行を要望する。

<食品物流関係>

⑬道路貨物輸送、安定したチルド配送網の構築において大都市だけでなく地方においても、小売業の発展形態に則して対応できるよう管轄当局間の調整がスムーズとなるように支援を要望する。

⑭国際会議や国家イベント実施時の交通規制（物流規制）通達の実施直前告知ではなく、数カ月前には内容提示を要望する。

⑮赤色警報等での急な車両規制による、食品物流への規制は国民の食生活に大きな影響が出るため、食品物流への配慮の仕組み構築を要望する。

<省エネ・環境関係>

⑯環境保護に関する法律・規範の施行に関しては、要求内容にもバラつきがあり、政府の総合的かつ統一見解の作成と実行を要望する。

⑰現状の政府都市計画インフラでは2015年の環境保護法改定による規制基準を達成できない地域がある。天然ガス化等の都市インフラ整備を最優先で要望する。

<飲食業関係>

⑱地域によって定められた条例である「飲食店への酒類持込可条例」の改善または撤廃を要望する。具体的には、飲食店は消費者との間で事前に了解すれば酒類の持ち込みに対し「開瓶費」を徴収可能とする。また、ケース単位での持ち込みのように、常識を逸脱した消費者に対しては、さらに適切な「開瓶費」または「服務費」を要求できるなど、飲食店が酒類を販売する権利を守る対策を要望する。

<その他・開放型経済体制の構築>

⑲外資合弁企業の高額輸入設備について、合弁先国の設備については国際入札手続の免除を要望する。中国企業との合弁会社であれば、合弁先の技術を取り入れることによって生産効率の改善や、技術発展効果が期待でき、ひいては中国の経済発展に寄与できると考え、撤廃を要望する。

第2章 鉱業・エネルギー

1. 石炭

市場動向

2015年の石炭消費量は速報値ベースで39億7,000万トンと、昨年に引き続き中国の石炭消費量は前年比減少となった。中国経済成長の減速、エネルギー需要を牽引する第二次産業の停滞、石炭使用に関する環境規制、再生可能エネルギーおよび天然ガスの台頭等に起因し、石炭消費量は減少した。中国国内の一般炭価格指標である環渤海指数（5,500NAR）は2011年11月の853元/トン进行ピークに、価格下落が進んだ。2015年の最高値は2015年1月の520元/トン、最安値は2015年12月の371元/トンを記録。石炭は供給過剰の状況であり、引き続き下落を続けている。

図1：環渤海指数5,500NAR推移（2011年～）



出所：秦皇島海運煤炭交易市场

需給動向

中国経済と一次エネルギー

中国経済の著しい発展に伴い、中国の一次エネルギー消費量は増加し、2009年以降は米国を抜き世界一のエネルギー消費国となった。しかしながら、表1の通り一次エネルギー需要の大半を石炭にて賄っているのが現状であり、環境問題解決およびエネルギー構成のベストミックス追求の観点から、石炭の依存度を下げる必要がある。現在、天然ガスや再生可能エネルギー導入が進められており、これらの割合は増加傾向にある。

又、これまで著しいエネルギー消費の増加を遂げてきた中国であるが、経済成長の低迷に伴いエネルギー消費の増加率も鈍化し、中国国家統計局によると、2015年のエネルギー消費量は43億トン（標準石炭換算）と前年比で僅か0.9%増と低い伸びに

留まる見通しである。2012年以降エネルギー消費の増加率は減少していたものの、2015年はより一層の減速となった。

表1：中国の一次エネルギー構成

暦年		2010	2011	2012	2013	2014	2015
エネルギー総消費量 (億トン(標準石炭換算))		36.1	38.7	40.2	41.7	42.6	43.0
前年比		7.4%	7.2%	3.9%	3.7%	2.2%	0.9%
割合	原炭	69.2%	70.2%	68.5%	67.4%	65.6%	N/A
	原油	17.4%	16.8%	17.0%	17.1%	17.4%	N/A
	天然ガス	4.0%	4.6%	4.8%	5.3%	5.7%	N/A
	その他	9.4%	8.4%	9.7%	10.2%	11.3%	N/A

出所：中国国家統計局

弱含む石炭需要と供給過多

エネルギー消費量が鈍化している中、特に石炭消費量は2013年にピークを迎え、2014年並びに2015年は石炭需要が減少傾向にある。かかる石炭需要減の影響を受けて、中国の石炭輸入量も減少している。

表2：中国の石炭需給推移（単位：百万トン）

暦年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
供給量	生産量	3,171	3,578	3,839	4,040	3,983	3,750
	輸入量	133	185	224	289	327	292
	合計	3,304	3,763	4,063	4,329	4,310	4,163
輸出量	22	19	12	9	7	6	5
需要量	3,306	3,666	4,027	4,141	4,244	4,150	3,970

出所：中国煤炭運銷協会

中国の経済成長の減速を背景に、電力需要も伸び悩みを見せている。電力需要量自体は増加しているものの、火力発電の伸びは停滞傾向である。特に火力発電の9割超を占める石炭発電は、都市部において新設が禁止・制限され、小規模発電所や環境基準を満たさない石炭火力発電所などは淘汰されていく傾向にある。石炭消費の多くは発電によるものであるため、石炭需要および石炭価格低迷の主要因となっている。2015年も石炭発電量の停滞傾向が継続したと考えられる。

表3：中国の電源別発電量推移（単位：百万kWh）

暦年	発電総量	内訳		
		火力	水力	その他（再生可能エネルギー、原子力など）
2013	54,316	42,471	9,203	2,643
2014	56,496	42,337	10,643	3,515

出所：中国国家統計局

今後の展望

老朽化・中小規模炭鉱の淘汰

国家能源局は、2016年に老朽化炭鉱・中小規模炭鉱を1,000

力以上、生産能力を合計6,000万吨淘汰する事を発表した。石炭の過剰生産および深刻な環境問題を解消するために、中小規模の炭鉱を健全に淘汰する事は、中国の安定的な石炭業界の発展に必要な不可欠であると考えられる。

輸入炭の動向

2015年12月20日より、中国・オーストラリア間にて自由貿易協定（FTA）が発効、関税引き下げが実施された。これに伴いオーストラリアからの一般炭の関税は6%から4%に引き下げとなった。又、2年後にはゼロ関税となる見込みである。尚、オーストラリアから輸入する原料炭は3%からゼロ関税となった。中国の輸入原料炭の約5割、輸入一般炭の約3割をオーストラリアが占めており、中国輸入炭市場への影響は大きい。

輸出货量増加の可能性

世界一位の石炭生産量および消費量を誇る中国であるが、2000年代前半までは世界でも有数の石炭輸出国であった（石炭輸出のピークは2003年の約9,400万吨）。

中国国内におけるエネルギー消費量増に伴い、自国のエネルギー資源保護の観点から、2006年11月に原料炭に対して5%の輸出税を設定、その後、2008年8月に全ての石炭に10%の輸出税が課せられた。これにより、中国炭の国際市場における競争力は低迷し、輸出货量が大きく減少する要因の一つとなった。

中国の国内石炭消費量は以降大きく増加したものの、2014年以降は減少傾向、供給過剰感が顕著となり、2015年1月より輸出税率が3%に引き下げられた。7%分の減税分を加味しても世界市況に比して中国炭の競争力は高くはないものの、極東石炭バイヤーにとっては、近距離ソースもしくは供給ソースの多角化の観点からニーズは高いと考えられる。さらに競争力を高めるためには、輸出税の関税撤廃、並びに増値税の還付制度の再施行が期待される。

<建議>

①石炭輸出税の関税撤廃および増値税還付の再開

現在中国炭を輸出するに際し輸出税（3%）および増値税（17%）が賦課されていることが、他国の石

炭に比して中国炭が割高感のある要因の一つとなっている。2006年9月以降、増値税還付は中止され、2006年11月から原料炭のみに5%の輸出税賦課、2008年8月よりは原料炭・一般炭ともに10%の輸出税が賦課されることとなり、本邦向けを含む他国向けの輸出炭の数量は大幅に減少となった。2015年1月に原料炭・一般炭の輸出税が3%に減税され輸出炭も復活の兆しが見えつつあるが、未だ十分とは言えない。中国の国内石炭消費量は環境政策の強化等を背景に伸び悩んでおり、今後石炭産業をバランスよく発展させるためにも、一定程度は輸出炭に注力すべきであり、中国炭は価格次第なるも近距離ソースとして本邦を含む極東諸国を中心にニーズは高いものと考えられる。オーストラリア炭やインドネシア炭等の世界の主要な石炭ソースに比しても遜色ない価格水準とすべく、石炭輸出税の関税撤廃および増値税還付が再開されることを要望する。

②高品位炭使用やクリーンコールテクノロジー活用の奨励

中国にて深刻化している大気汚染問題、大気中に存在する汚染物質、特に直径2.5μm以下の粒子物質（PM2.5）は、呼吸器の深部まで吸着しやすいことから、健康被害を及ぼす可能性が高いと言われている。PMの発生源は石炭燃焼により排出される煤塵と二酸化硫黄（SO₂）があげられる。煤塵や硫黄処理の徹底、高品位炭の使用奨励、又クリーンコールテクノロジー研究および活用は大変深刻な事態を迎えている大気汚染の軽減に資すると考えられ、実施を要望する。

③統計データの精度向上

2015年、中国国家統計局が公表している統計データ、主に2000年以降の石炭消費量が上方修正された。中国は世界第一位の一次エネルギー消費国であり、石炭は世界の約半数を消費しており、中国の統計データ修正は世界のエネルギー統計への影響も大きく、中国のエネルギー統計の信頼度を高めるためにも統計データの精度向上を要望する。

表4：中国の石炭輸出货量推移(単位:百万トン)

暦年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
輸出货量合計	58.8	85.9	85.8	93.9	86.6	71.7	63.3	53.2
日本向け数量	16.5	26.7	27.6	31.3	29	23.2	20.6	15.7
日本向け割合	28%	31%	32%	33%	33%	32%	33%	30%
増値税還付税率 (施行開始月)	13%	13%	13%	13%	一般炭 / 無煙炭 :11% 原料炭 :5%(1月～)	一般炭 / 無煙炭 :8% 原料炭 :5%(5月～)	増値税還付 ゼロ(9月～)	—
輸出税 (施行開始月)	—	—	—	—	—	—	原料炭 :5% (11月～)	原料炭 :5%

暦年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
輸出货量合計	45.4	22.4	19	12.1	9.3	7.3	5.8	5.3
日本向け数量	13.4	6.4	6.5	6.3	4.0	3.1	2.2	1.6
日本向け割合	30%	29%	34%	52%	43%	42%	38%	30%
増値税還付税率 (施行開始月)	—	—	—	—	—	—	—	—
輸出税 (施行開始月)	全ての石炭: 10%(8月～)	全ての石炭: 10%	全ての石炭: 10%	全ての石炭: 10%	全ての石炭 :10%	全ての石炭 :10%	全ての石炭: 10%	全ての石炭 : 3%(1月～)

出所：中国国家統計局

2. 電力

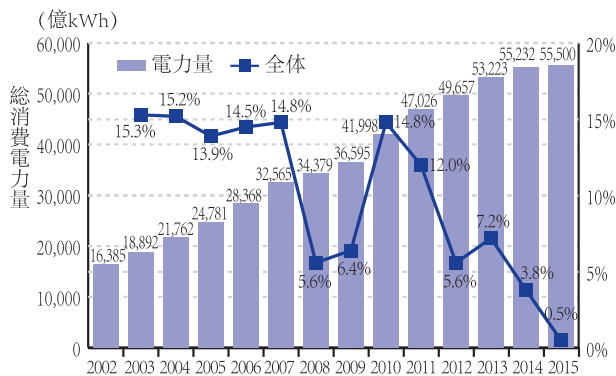
長年の課題であった電力の安定供給、無電化地域の解消が実現した一方で、大気汚染が深刻な社会問題となっており、省エネとクリーン電源化、電力売買の自由化など電気事業へのニーズが新たな段階に突入したことは衆目の一致するところである。

2015年の電力消費量は前年比0.5%の伸びの5兆5,550億kWhに留まった（国家能源局速報値による 図1参照）。今後の見込みとして、電力需要は引き続き増加するもののエネルギー効率の低い企業の淘汰や省エネ技術の普及などで低成長率化が予想され、2016年の伸び率は1~3%と見込まれている。電力供給面でも石炭火力発電の省エネクリーン化、原子力発電や再生可能エネルギーの拡充、配電システムの増強、スマート化が進むことが期待される。

2015年の動向および回顧

国家能源局速報値によると2015年に約1億2,974万kWの新規電源が運開し、2015年末の総発電設備容量は15億673万kWとなった。内訳をみると総発電設備容量に占める火力発電の比率は65.7%に低下している。火力発電は2015年に6,400万kW増加したが設備利用率は2011年の60.4%から2015年は49.3%まで低下している（設備利用率＝能源局発表利用小時（時間）/8,760（時間））。

図1：電力消費量の推移



出所：中国電力年鑑、2014年、2015年は電力統計速報値(国家能源局)

全国最大の最大電力需要（ピーク）は7億9,989万kWと前年比0.32%の低い伸びであり、ピークシフトや電力使用制限は一部計画的に行われた程度であった。天然ガス自家発電では輸送工程に原因があると思われる天然ガス不足で発電できない事例が聞かれる。

なお2015年の電力設備投資の内訳は電源分野4,091億元、流通小売分野4,603億元であった。火力電源への投資額が急増したことが2015年の特徴である。

1960~70年代の日本同様、慢性的な大気汚染による健康被害や環境破壊が国民の不満を高めていることを受け、

政府は2015年12月に「石炭火力発電超省エネ・低排出改造全面実施方案」を発表し、2020年までに石炭火力発電の省エネ低排出化の徹底と、基準を満たさない発電所の淘汰などの改善策を示している。

原子力発電や再生可能エネルギーの開発は順調に進んでいる。しかしながら出力制限（「棄風」「棄光」など）が西北、華北、東北地区を中心に悪化しており、電力供給設備として順調に利用されているとは言い難い。

電力体制改革では2015年3月に「電力体制改革のさらなる深化に関する若干の意見」（中発〔2015〕9号）が発表された。電気料金改革、送配電と小売の分離、電力市場創設、一部電気事業分野への民間資本参入等が謳われている。同年11月には電力体制改革関連の6つのセット文件が発表された。

在中国日系企業が直面している問題および中国政府への改善要望

電力事業においては環境問題への取り組みが今後の大きな課題であり、日系電力関係企業は高度な省エネ・環境技術や、電力設備の保守管理技術、さらには産業構造転換の経験などでさまざまな実質ある貢献が期待できる。

化石燃料発電のクリーン化

- 石炭火力の電源の主役としての座は変わらない。脱硫装置は2015年12月末の設置率99%、脱硝装置については92%となっており、立ち遅れた設備の淘汰促進などが謳われている。しかし装置の不良や効果の出ない運用例などが聞かれ、ステークホルダーの意識改革と、装置の品質向上、運用管理の高度化が最も必要と推量される。
- 2015年に石炭火力設備が急増している点には心配の声も聞かれる。石炭火力発電所の野放図な建設、設備製造能力が過剰状態化していることを憂慮する声も聞かれる。
- 天然ガスは効率的でクリーンな石炭代替エネルギーとして熱電併給自家発電設備を中心に推進が謳われているが実績は低調である。背景には現在の天然ガス供給体制ではガス価格が高いこと、またガス供給等に運用上の問題が多いという現実がある。

一部発電会社が海外から直接天然ガスを購入、利用する取り組みが進められている点は注目される。

非化石エネルギーの推進

- 十二・五規画およびエネルギー行動計画2020の電源種別の開発目標は「表1」のとおりで、ほぼ順調である。
- 系統連系の遅れや出力抑制により「ゾンビ」発電所が存在しており、非化石エネルギー全面利用の方針に疑念の声が強いの。

表1：非化石エネルギーの2015年実績と開発目標
(発電設備容量)

	2015年 (実績)	十二・五計画		エネルギー 行動計画2020
		2015年	2020年	2020年
水力	3.19億kW	2.9億kW	4.2億kW	3.5億kW (揚水除く)
風力	約1.2億kW	1.0億kW	2.0億kW	2.0億kW
バイオ マス	不明	1,300万 kW	3,000万 kW	記載なし (代わりに地熱 利用規模5,000 万標準炭トン)
太陽光	4,200万kW	2,100万kW	1.0億kW	1.0億kW
原子力	2,608万kW	4,000万 kW	7,000万 kW	5,800万kW (建設中 3,000万kW)

出所：中長期発展計画、十二五計画、能源局速報等

送配電設備

- ・特高压送電線の整備では、送電線拡充のスピードを電源開発のスピードが上回り、再生可能エネルギーの出力制限が起きている。
- ・配電網の整備では2015年に無電化地域のゼロ化を達成し、引き続き供給信頼度の向上や、お客さま電力原単位の増加を進めている。
- ・電力メーターは電力取引上、重要機材のひとつであるが、取り付け数や品質レベルが公式発表されることがほとんどなく、実態が不明である。また年間6,000万台の必要量に対し、2億台の製造能力があると言われる、低品質な電力メーターが安価大量に出回り、電力取引のトラブル、不良品の繰り返し工事が生じる懸念がある。
- ・全球能源互聯網構想の具体化にも注目している。

電力体制改革

- ・モデル地区での実証試験でさまざまな検証を重ねながら体制改革や電気料金改革、電力市場化を進めるものと考えられる。
- ・電気料金については今後第二次産業から第三次産業や家庭へと電力消費のシフトや、直接取引の拡大が進むと、従来のような電気事業内での工商業需要から家庭用需要への料金補填は立ちいかなくると予想される。
- ・第13次五カ年計画期間で予定される電力体制改革については、既存事業者や中国経済に大きなインパクトが予想されるが、ロードマップやスケジュールが不明である。

中国社会科学院の展望では電力需給の長期計画について2020年までの電力需要を年6～7%の伸びと予想しているが、電力需給の実態と著しくかけ離れている印象がある。

<建議>

①市場経済ルールの整備と適正運用

- ・石炭に比べ高い燃料を利用する天然ガス発電の推進に向け、政策的助成金の充実、託送料金制度の標準化などで発電のクリーン化を力強く押し進めることを要望する。天然ガス分散型発電の導入量や支援策に関して、地方政府に明確で拘束性のある目標を与えることを要望したい。石炭火力発電所については、非効率で環境対策の遅れた発電所はもちろんのこと、対策を実施していても不適正な運用を続けている発電所には稼働停止を命じるなどの対策が公正かつ着実に実施されるよう要望する。

- ・2017年から全国実施予定の温室効果ガス排出権取引市場について試験実施の評価結果、取引ルールなど具体的情報の適宜提供を要望する。

- ・電力体制改革について、ロードマップの時間軸を明示するとともに実証試験の評価結果を都度電気事業者や消費者に示しながら進めることを要望する。

②過剰な政府規制の緩和

- ・原子力発電所の情報公開の推進を要望する。

③その他

- ・再生可能エネルギーや大型電源の新規設置と並行した送電網整備を着実に進めるとともに、実施に於いては発電所が連系しやすく高効率で高信頼度に運用できるシステムとなるよう、連系電圧や直流交流を適切に選定したネットワーク建設を引き続き要望する。

第3章 建設業

1. 建設

2015年の中国国内建設市場は、中国経済減速の影響により競争が激化し厳しい一年となった。また、この数年間継続している日本からの直接投資の減少は、外資系工事業が受注できない日系建設企業にとって経営を難しいものとしている。一方で、深刻化する都市問題、環境問題への対策として、2016年からの第十三次五カ年計画においても、政府主導でさまざまな施策が推進され始め、中国の建設業は従来のビジネスモデルから新たなビジネスモデルの構築に向け、大きな転換点を迎えている。過去に公害をはじめ同様の問題を克服してきた日本の経験、知見を活かして貢献する好機が到来している。

2015年度の都市部の固定資産投資額は55.2兆元、前年比10.0%増となり2013年の19.6増%、2014年の15.7%増に比べ低い伸び率となった。これは、2015年のGDP成長率が6.9%と25年ぶりに7%を割り込んだ大きな要因の一つとなった。固定資産投資が低調に終わったことは、固定資産投資額全体の3割超を構成する製造業投資が前年比8.1%増と振るわなかったことに加え、不動産投資額も9.6兆元、前年比1.0%増と低水準となったことが大きな要因である。

低調だった不動産の販売面積および価格は購入制限の緩和策等を受けて、沿海部を中心に徐々に回復傾向にあるものの、2015年12月末で7.1億㎡に積み上がった販売在庫の存在が新規投資の抑制圧力となっている。政府もこの問題を重視し、2015年12月開催の中央経済工作会议、同じく住宅都市農村建設部工作会议でもこの問題への対応が2016年の重点任務と位置付けている。

一方で、政府の方針として共同溝事業・海綿都市事業等都市インフラの整備事業は既にPPPでのパイロット事業が全国各地で始動しており、さらに、環境配慮、品質向上を目的とする建築プレハブ化の促進も本格化してきている。

このような状況下、進出日系建設会社が直面する問題点と改善要望に関して述べる。

建設業にかかわる問題点と改善要望

2015年に改善された項目

2015年の白書において建議した内容のうち、改善が見られた項目について述べる。

1. 子公司（子会社）、分公司（支店）設立に関して、中央政府による統一的な法整備により、地域格差の無い統一性の確立を要望したい（2015年白書建議事項②・③）。

施工許可申請時における以下の諸要求の緩和・地方毎の運用ばらつきの改善を要望したい（2015年白書建議事項⑫）。

上記について、2015年9月21日の「住宅都市農村建設部建築市場の統一開放推進に関する若干の規定発行に関する通知」（建市[2015]140号）の附件1（建築市場の統一開放推進に関する若干の規定）第四条において「外地建築企業と本地建築企業に同等の待遇を与える」との規定が設けられた。さらに、第八条において、（一）勝手にいかなる審査承認、登録事項、或は告知条件を設けること、（三）外地企業への子会社設立、分公司設立要求を行うことの禁止、など9つの禁止条項が規定されたことは、非常に評価できる。今後、この規定が徹底され、全国統一の公平な競争が確保されるように、中央政府のさらなる指導、監督に期待したい。

2. 2014年11月6日付けで公布された建設業企業資質標準における、新しい認可要件と受注制限内容に関し、以下をはじめとして、各種の柔軟な運用や緩和を要望するとともに、住宅都市農村建設部として各地建設行政機関に追加制限を実施しないよう運用統一の指導を要望したい（2015年白書建議事項⑩）。

上記について、2015年10月9日の「住宅都市農村建設部建築業企業資質管理についての問題に関する通知」（建市[2015]154号）第二項において、一級資質の場合、3,000万元と定められていた受注金額の下限が撤廃されたのは非常に評価できることである。今後、他の条件についてもさらなる見直し、撤廃を期待したい。

2016年以降引き続き改善が求められる問題

入札に関する問題

「入札法」（主席令第21号）、「工事建設項目入札募集範囲および規模の標準規定」（国家発展計画委員会第3号令）では、インフラ施設・公用事業・国有資金投資・国家融資・国際組織または外国政府の資金使用等のプロジェクト等については入札募集が必要であると規定されている。

上述規定では省政府レベルで入札募集範囲、規模を規定できるため、上海市、江蘇省等では、外資民間投資プロジェクト（非国有投資）では入札手続が不要な一方、北京市、天津市等においては、入札募集が必要であり、地域毎にばらつきがある。

入札手続については資格を有する入札代理機構が実施し、入札評価も第三者機関が実施するため、発注者の意向通りの発注ができない可能性がある他、入札手続に時間を要する、少なからぬ入札代理報酬の発生等、プロジェクト遂行に影響が出ている。

建造師資格に関する問題

2008年2月の住宅都市農村建設部通知（建市[2008]48号）により、項目經理（プロジェクトマネージャー）制度が建造師制度に変更されたことで、日本人を含む外国人項目經理に対する扱いが変更となり、外国人が現場責任者となる場合、「建造師」試験を受験、合格するしか方法が無くなった。

後述の建設会社の資質認定標準でも、この「建造師」有資格者数が関係するため、「一級建築士」など日本の公的資格を保有し、中国人の建造師資格保有者と同等の技術水準にある日本人技術者を「建造師」人数に参入できないことは、建設業の資質維持の観点から経営上の問題であると同時に、外国人技術者に対する不平等となっている。

外資企業の設計資質、外資独資建築企業についての問題

外国の設計事務所が中国国内で設計業務を請負う場合、建市[2004]78号により、中国での設計資質を有する中国の設計事務所（設計院）との合作設計が必要である。また、外国の設計事務所が中国国内で設計会社を設立する場合、「外商投資建設工程設計企業管理規定」により、常駐外国人技術者（中国居住期間が1年間で6か月以上）の数が、独資の場合は技術者総数の4分の1、合弁の場合8分の1を下回ってはならないと規定されており、常駐技術者数維持が負担となっている。

また、外資独資建築企業については、「外商独資建築企業管理規定」により、請負可能な工事について、①100%外資、海外無償援助、②国際金融機構による借款、③外資50%以上の中外聯合建設、あるいは外資50%未満であるが技術的に困難で、省、自治区、直轄市政府が許可した中外聯合建設、などの工事に限られている。国内建設投資の主要部分である中国資本100%の工事については、中国企業では施工が技術的に困難な場合のみ省、自治区、直轄市政府の許可を得て中外建築企業は受注可能であるが、外資独資建築企業へは門戸が開かれていない。この結果、中国の建設市場は日系建設会社にとって魅力的な市場となっておらず、また保有する先進的技術を活かす機会を失っている。

2013年9月に発足した、「中国（上海）自由貿易試験区」では、試験区内で設立された外資独資建築企業は、上海市で外資50%未満の工事の請負が可能となった。従来の規制の緩和という点では歓迎できるが、既に試験区外に設立されている外資独資建築企業には適用されないこと、また施工エリアが上海に限られること、依然中国資本100%の工事には適用されないこと、など日系建設会社が規制緩和の恩恵を受けるには不十分であり、今後のさらなる規制緩和に期待したい。

新建築業資質標準についての問題

中国の建設業者は、外資企業も含め「資質」と呼ばれる

等級の取得が義務付けられている。資質取得には特級から三級までの等級毎に各種要件が定められており、また等級毎に請負可能な工事範囲、規模が定められている。2014年11月に、一級から三級までの資質標準が改訂された（建市[2014]159号）。今回の改訂には、頻発する不良工事問題や農民工の処遇改善への対応が背景にあると思われる。前述の通り、昨年の白書建議により改善された事項もあるが、依然直面している問題点を挙げたい。

- ①各建築資質で等級に応じ労務技術者資格保有者数が資格要件に追加となった。進出口系建設会社の多くが保有する「建築一級元請負」資質の場合、最低150名の労務技術者の直接雇用が要求されており、市場の縮小が続く中で、費用負担増が懸念されている。
- ②「建築二級元請負」では、受注可能な延床面積が「4万㎡以下」と従来の「12万㎡以下」と比べ大幅に減少しており、工事受注機会の逸失が懸念される。

これら問題点について柔軟な運用や基準の緩和を要望すると共に、住宅都市農村建設部として各地建設行政機関が追加制限を実施しないよう運用統一の指導を要望したい。

品質終身責任追及制の問題

2014年8月に住建部より公布された「建築工程五方主体項目負責人質量終身責任追及暫行弁法」（建質[2014]124号）により、建築プロジェクトにかかわる五方（発注者、勘察会社、設計会社、施工会社、監理会社）のプロジェクト責任者個人は、工事対象物の設計使用年限（通常50年）において品質の終身責任を負うことになった。

この責任は個人が所属会社を離職した場合でも継続して追及され、品質問題が生じた場合は、資格停止処分等行政罰の他、刑事罰を負うことも規定されている。

工事品質を重視するという政策意図は理解できるものの、経済のソフト化進展により建設業への従事希望者が年々減少している中で、このような政策はさらに建設業が敬遠される一因となることを懸念しており、規定の撤廃を含め、今後の見直しに期待したい。

施工許可申請における諸問題

建設工事施工許可は施工地の建設行政機関に申請を行うが、地方により以下のような各種要求・指導が行われ、プロジェクト工程に影響が出ている。さらに要求条件によっては当該地域への進出断念、工事受注機会の喪失といった問題に直面している。上述の通知（建市[2015]140号）により、今後の改善は期待されるが、中央政府の地方政府への改善指導に期待したい。

分公司（支店）の設立に関する問題

一部施工地の行政機関から子公司（子会社）・分公司（支店）の設立を条件とされることがある。この場合、農民工保証金の納付、法人名義口座維持、一定面積の事務所維持等が必要となり、工事費に影響がある。また、地方により必要な条件、書類が異なる等手続が煩雑で、適時に子公司・分公司設立が出来ない場合、工程に多大な影響が出ている。

工事登記人員(現場施工管理有資格者)の 社会保険証明についての問題

日系建設会社の進出地域の殆どで、現場施工管理有資格者が自社従業員である証明として社会保険証明の提出が求められている。但し、各地の社会保障局発行の社会保険証明は書式・記載内容にばらつきがあり、往々にして施工地の建設行政機関の書式・記載内容要求を満たせず、解決に時間を要している。この他、分公司名義で納めた社会保険証明を認めない、直近5年間の納付証明でなければ認めない等の地域もあり、年々厳しくなるそれら諸要求につき、制限の緩和・運用の統一に期待したい。

工事ボンド(担保状)についての問題

工事ボンド(担保状)とは、工事費支払ボンド、請負者契約履行ボンド等、請負契約当事者双方の債務不履行を担保するものであり、契約条件により相手方に差入れるものである。しかし、当事者間で差入不要と約定しても、一部地域では建設行政機関より差入(契約条件の変更)を指導されることがある。

要求されるボンド種類・金額は地域により異なるが、契約当事者双方で一工事1,000万円以上の費用(ボンド費用)が発生する地域もあり、工事費増加への影響があるため、契約当事者間の合意を尊重した運用に期待したい。

施工契約モデル書式についての問題

上記③と類似の問題であるが、一部の地域では工事請負契約約款について、施工地行政機関から「モデル書式」(住宅都市農村建設部・各地建設局制定)の使用を強制されることがある。一方、日系を含む外資系工事の発注者からは、全世界の拠点で統一して採用している契約約款(FIDIC約款等)の使用を強く主張され、建設会社もこれに応じることが多い。しかし、当事者間で合意して発注者指定の契約約款を使用して契約締結しても、さらに当局要求により「モデル書式」による申請用契約の締結が必要となることがある。これにより、両者の整合性確認に多大な時間・労力を要する他、紛争発生時に混乱が生じるリスクがあるため、これについても、契約当事者間の合意を尊重した運用に期待したい。

<建議>

- ① 企業活動の実態に即した工業プロジェクト用地に関する国の規制について、実態に即した見直しと法令の整備を要望する。
- ② 建設業の本社所在地以外の地域への進出および同地における施工許可申請取得のために子会社(子会社)、分公司(支店)設立を条件とすることにつき、2015年に住宅都市農村建設部から地方への指導がなされたが、実施の徹底について引き続き指導を要望する。
- ③ 外資系工事(非国有民間投資プロジェクト)において、勘察(事前探査)・監理・設計・施工それぞれの業者決定にあたり発注者による入札実施が必要であることの見直し、手続の簡素化を要望する。

④ 建設業に従事する外国人社員と現地社員との資格取得制度の不平等な取扱の是正と法令の整備が必要である。外国人社員が、中国人社員と同等な取扱をされる制度への見直しを要望する。具体的には日本の一級級建築士、施工管理技士などの資格を中国の建造師資格等と同等に取り扱うことを要望する。

⑤ 納税制度の地域格差の是正と見直しが必要である。建設業という業態にあった法令の整備を要望する。

⑥ 納税や保証金の支払において二重払いが課せられる状況が見受けられるので、改善を要望する。

⑦ 外資企業の設計資質取得規制(中国設計院との合併、常駐外国人設計士の人数等)について緩和を要望する。

⑧ 外資独資建築企業について受注規制(中系客先工事受注制限)の緩和を要望する。中国(上海)自由貿易試験区に新たに法人を設立した場合には、受注規制が緩和されるが、既存中国法人の域内支店に対してもこの規制緩和の適用を要望する。

⑨ 2014年11月6日付けで公布された建設業企業資質標準における、新しい認可要件と受注制限内容に関し、以下をはじめとして、各種の柔軟な運用や緩和を要望するとともに、住宅都市農村建設部として各地建設行政機関に追加制限を実施しないよう運用統一の指導を要望する。

- ・認可要件として追加された「一定数の技能工の雇用義務付け」(一級資質の場合150人以上等)基準の撤廃。

- ・同2級資質における「延床面積制限4万㎡以下」の緩和など。

⑩ 中国における建築技術水準向上に資する建設関連資格制度の広範な普及を促進するという観点から、「プロジェクトに携わる発注者・勘察・設計・施工・監理責任者個人に対する品質終身責任制」の撤廃を要望する。

⑪ 施工許可申請時における以下の諸要求の緩和・地方毎の運用ばらつきの改善を要望する。

- ・工事登記人員(現場施工管理有資格者)の社会保険証明書提出。
- ・当事者間(発注者-施工業者)では不要と合意している工事ボンドの発行要求。
- ・請負契約締結にあたっての「施工契約モデル書式」の使用強制。
- ・法人身分証明書(外国人の場合パスポート)提出など。

2. 不動産

2015年は前期から後期にかけ上昇

不動産における金利引き下げ、頭金引き下げ、貸付金の拡大、購入金額制限の取り消しなど政策調整がされた後、年間不動産投資総額は9兆5,979億元、不動産売買総額は8兆7,281億元、現在施工中の不動産規模は73億5,693万㎡となり、どちらも歴代最高となった。また不動産売買総面積は12億8,495万㎡となり、歴代第2位の規模となった。

都市、企業、プロジェクト間で需給に温度差

1級都市（北京市、上海市、広州市、深圳市）の不動産市場は、2級都市（直轄市、省レベル都市、計画的財政独立市（注1）等約40市または省）より、1、2級都市の不動産市場は3級都市（約300市）、4級都市（約2,000市）より良好である。大型ブランドの不動産企業が急速に市場シェアを拡大しており、その一方小規模不動産企業の収縮が絶えない。

住宅売買賃貸の回転は比較的速く、オフィスビルや商業用物件の在庫量は増加している。全国の売買待ちの不動産総面積は7億1,853万㎡となり、これは全国における7カ月分の市場販売量に相当する。

3、4級都市の問題は需要によって決まり、その需要は安定しているものの、現在の段階では供給量が需要量を超えている状態にある。

注1：経済計画の面で省と同等の権限を持つ都市；重慶市、武漢市、厦門市、深圳市、南京市、成都市、長春市、瀋陽市、大連市、広州市、西安市、哈爾濱市、青島市、寧波市を指す。

表1：2015年代表都市の不動産投資状況

	不動産投資総金額(億元)	増加幅(%)	住宅(億元)
北京	4,177.0	12.4	1,889.5
上海	3,468.9	8.2	1,813.3
深圳	1,331.0	24.5	897.1
広州	2,137.6	17.7	1,331.0
西安	1,820.9	4.5	1,304.6
成都	2,435.3	9.9	1,472.3
武漢	2,581.8	9.7	1,777.9
南京	1,429.0	27.0	1,081.0
杭州	2,472.6	7.4	1,442.2
大連	897.5	-37.2	682.2

出所：中国房地産業協会、若葉不動産

表2：2015年模範都市の不動産建設面積状況

	施工面積 (万㎡)	着工面積 (万㎡)	竣工面積 (万㎡)
北京	12,993.1	2,706.9	2,631.5
上海	15,095.3	2,605.1	2,647.2
深圳	4,978.4	1,208.3	360.2
広州	9,345.6	1,741.3	1,511.5
西安	13,332.6	2,509.7	955.6
成都	18,334.8	3,796.8	1,435.7
武漢	11,062.5	2,320.0	804.6
南京	7,084.4	1,609.6	1,449.1
杭州	11,145.9	2,030.8	1,665.2
大連	4,911.5	607.8	289.3

出所：中国房地産業協会、若葉不動産

表3：2015年模範都市の不動産売買面積状況

	不動産販売総面積 (万㎡)	増加幅 (%)	即入居可能物件 (万㎡)	建設中物件 (万㎡)	住宅 (万㎡)	オフィス (万㎡)	商業用物件 (万㎡)
北京	1,554.3	6.9	510.0	1,044.2	1,126.8	243.0	84.8
上海	2,431.4	16.6	944.6	1,486.7	2,009.2	197.4	113.7
深圳	831.5	56.1	148.6	682.9	747.8	56.5	19.8
広州	1,653.1	7.3	401.7	1,251.4	1,344.9	152.6	96.8
西安	1,762.7	3.9	242.2	1,520.5	1,583.5	50.3	86.8
成都	2,997.4	1.6	516.9	2,480.5	2,447.1	94.3	232.8
武漢	2,627.2	15.6	630.8	1,996.4	2,413.8	35.2	103.2
南京	1,543.2	27.8	367.6	1,175.5	1,429.2	31.8	64.5
杭州	1,482.2	32.0	309.5	1,172.6	1,292.4	81.7	57.8
大連	637.3	-14.6	197.5	439.8	596.7	5.5	20.8

出所：中国房地産業協会、若葉不動産

表4：2015年模範都市の不動産売買金額状況

	不動産販売総金額 (億元)	増加幅 (%)	即入居可能物件 (億元)	建設中物件 (億元)	住宅 (億元)	オフィス (億元)	商業用物件 (億元)
北京	3,517.7	28.4	1,025.6	2,492.1	2,512.9	702.7	231.6
上海	5,093.6	45.5	1,513.9	3,579.6	4,319.9	488.7	227.9
深圳	2,822.2	114.3	484.5	2,337.6	2,517.3	219.7	65.1
広州	2,415.5	-0.2	590.8	1,824.7	1,894.0	262.5	183.4
西安	1,146.0	4.5	161.8	984.2	985.0	49.0	90.6
成都	2,060.9	-0.7	349.1	1,711.8	1,611.2	72.7	301.7
武漢	2,247.8	24.4	498.4	1,749.3	2,028.4	36.7	146.5
南京	1,722.9	31.1	196.6	1,576.3	1,609.3	52.4	96.9
杭州	2,137.6	37.0	381.3	1,756.3	1,906.0	116.6	87.8
大連	569.1	-17.3	180.8	388.3	519.8	7.0	25.3

出所：中国房地産業協会、若葉不動産

中国10大代表都市の市場状況に開き

中国の1、2級都市は中国不動産市場の風向きを示しており、全国不動産投資総額の55%、不動産売買総面積の45%、不動産売買総額の56%を占めている。

10大代表都市は全て1、2級都市に属しており、市場状況も各都市異なる。広州市不動産取引価格は比較的安定している。深圳市の不動産取引総額と総面積は、全ての2級都市に比べ少ない。10大都市の市場発展の方向はおおよそ一致しているが、成長幅は各都市異なる。2015年の大連市不動産市場は他の都市よりも暴落した。1級都市の不動産市場規模と価格は上昇し、全体としては正常な状況となった。北京市、上海市においては、本世紀初頭の10年（2001～2010年）内で人口純増規模がそれぞれ500～600万人にま

で達した。土地の供給がここ数年で大幅に下降したことにより、土地価格の値上がりが不動産価格の値上がりに影響したことは明白である。

中国不動産市場集中レベルは絶え間なく上昇

不動産トップ100企業においては、2015年の不動産売買総額は3兆4,954.6億元となり、全体の不動産売買総額の40%を占めた。不動産売買総面積は3億1,940.3万㎡となり、全体の不動産売買総面積の25%を占めた。

トップ50企業においては、2015年不動産販売総額は2兆7,989.1億元となり、全体の不動産販売総額の32%を占めた。不動産売買総面積は2億5,844.8万㎡となり、全体の不動産売買総面積の20%を占めた。

トップ20企業においては、2015年不動産売買総額は2兆122.8億元となり、全体の不動産売買総額の23%を占めた。不動産売買総面積は1億8,952万㎡となり、全体の不動産売買総面積の14.7%を占めた。

北京市や上海市の中心区域内最高レベルのオフィスビル市場は史上最好調

2015年末の上海浦東地区調査の発表によると賃貸費用レベルは過去最高金額に達し、なおも上昇する余地がある。賃貸率も歴代最高となり、いくつかのオフィスビルは満室の状態となった。陸家嘴金融貿易区開発有限公司は、オフィスビル開発のために、顧客からの500㎡以下のオフィスビル賃貸と1,500㎡以下のオフィスビルスペース購入を、現在は基本的に断っている状態にある。いくつかの甲級オフィスビルなどは特に難しく、賃貸するためには申請順番待ちをしなくてはならない。

入居可能な時期は入居者が移転するかしないかで決まり、入居希望者もその時期を決められない状況にある。いくつかの甲級オフィスビルは、賃借人に対して借りる資格の有無を審査する。一般的な小企業、名の知られていない企業、甚だしいものの場合、トップ500企業に入らない企業等も賃貸でも売買においても拒絶される。今年はいくつかのオフィスビルは三カ月ですでに即満室となった。

<建議>

- ① 外資の不動産建設業への投資における制限の緩和を要望する。
- ② 2014年国務院が発表した文書で不動産仲介人職業資格許可と認証を取り消したため、不動産仲介会社は毎年主管部門へ不動産仲介人の資質認可申請をしなくてはならない状態になっている。企業の負担を減らすためにも、関連法律規定を同一に整えることを要望する。
- ③ 伝統的なオフィス面積では会社登記に数量制限があるが、「連合オフィス」のような新型オフィスは、SOHO（小規模）企業の会社登記において難しく悩ましい問題があるため（一般的に不動産所有登記証1つに1カ所のオフィスしか登録でき

ず、複数のオフィスが共同で入居する場合、企業登記ができない）、政府には相応の解決法案を発表してもらうことを要望する。

- ④ 政府に対し不動産賃貸、販売の関連法細則を整えてもらうことを要望する。
- ⑤ 不動産所有権登記証の抵当権が設定された不動産の賃貸において、例えばオーナー（賃貸人）側が銀行支払い未払い等の問題を起こした際に、賃借人側は当該物件において賃貸人自身が破るリスク（設定不動産抵当権の没収など）に対して、それを受け入れることができない問題がある。政府機関は立法化し賃借人の権利を守ることを要望する。
- ⑥ 消防審査のための改築、改修、修繕工事等に長期間を要する場合、施工日程を確定するのは非常に困難な場合がある。建築基準法における消防審査は厳格にすべきではあるが、これまで不透明であった施工日程をより明確化し、指導サービスの提供を要望する。
- ⑦ オフィスの所在地、商工税務の変更手続がとても複雑である。特に納税区変更に関する法律改善を要望する。
- ⑧ オフィス移転の際、住所変更申請の事務手続、スケジュールがとても不明瞭である。政府管理窓口で相談するが窓口担当者からの返答が異なる。手続の方法の簡素化と効率化、それにおける担当者の知識およびサービス等のレベルの向上を要望する。
- ⑨ 不動産賃貸の成約後、現登記所と異なる区へのオフィス移転を検討した際、政府機関より当該物件は外資が登録できないと指導されたケースがあるが、明確な法に基づく根拠がないため、政府事務機構の法律に基づく対応を要望する。
- ⑩ ある企業の納税管轄区税務局と現在の事務所所在地が異なる場合、この問題が中国の法律に反するか不明である。納税に関する明確な法律に基づく説明を要望する。
- ⑪ 工業団地内の不動産売却の際、工業団地管理者側が売却に関するさまざまな制限条件を提出してくるが、法律が不明確なところもある。これを明確化し、同様な問題の処理がスムーズになるように要望する。

第4章 製造業

1. 繊維・アパレル

第12次5カ年計画の最終年となった2015年の中国繊維産業は、マクロ経済全体と同様に比較的安定した中高速增长をたどった。主要業務収入2,000万元／年以上の企業3万8,744社を対象とした国家統計局データによると、収入総額は前年比5.0%増の7億713万円で、中国紡織工業聯合会の年初予想通りに着地した。工業増加値は前年に比べ6.3%増加、伸び率は0.7ポイント低下した。業種別では紡織7.0%、アパレル4.4%、化繊11.2%の伸びとなった。2016年も安定成長が続くとみている。輸出は人民元安の継続で回復が期待され、国内消費は固定資産投資の恩恵により産業資材が貢献するであろう。

中国の繊維・アパレル産業動向

2015年の生産動向

表1：2015年（1～11月）繊維製品生産量

	単位	1～11月	前年比増減%	対象企業数
紡績糸	万トン	3,662	4.8	4,385
うち綿糸	万トン	2,633	5.0	3,346
綿混糸	万トン	501	6.9	837
化繊糸	万トン	528	1.8	733
生地	万メートル	6,432,116	2.7	3,686
うち先染め※	万メートル	242,916	2.8	232
綿製	万メートル	3,527,793	2.5	2,100
綿混製	万メートル	1,187,155	5.1	971
化繊製	万メートル	1,716,691	1.6	166
後染め生地	万メートル	4,672,070	-14.6	1,045
毛織物	万メートル	57,363	0.5	169
不織布	万トン	4,034,062	15.8	528
衣類	万点	2,788,032	2.2	10,701
うちニット製	万点	1,303,474	-0.7	4,146
布帛製	万点	1,484,558	4.8	7,426
化学繊維	万トン	4,422	12.7	951
うちレーヨンS	万トン	291	5.5	48
レーヨンF	万トン	24	-6.6	21
ポリエステル	万トン	3,596	13.8	578
ナイロン	万トン	272	17.6	174
アクリル	万トン	66	7.1	13
ビニロン	万トン	7	-5.8	7
ポリプロピレン	万トン	24	-1.0	52
スパンデックス	万トン	47	6.0	36

出所：国家統計局。年商200万元以上の企業が対象 ※デニムを含む。

1～11月の主な品目毎の生産量の増加率は紡績糸4.8%、生地2.7%、衣類2.2%、化学繊維12.7%とそれぞれ増えた。

昨年は5.5%増だった化繊がポリエステル増産で再び2ケタ%の伸びとなった以外は、1ケタ%前半に止まった。排水規制強化による染色加工場の廃業等により、後染め生地の生産量が減少したことが目立つ。

表2：2015年中国服装生産量（省別）

順位	省区市	万点	前年比増減%	シェア
	全国	3,082,723	2.0	100.0%
1	広東省	658,547	2.5	21.4%
2	江蘇省	482,132	4.7	15.6%
3	浙江省	395,632	-2.3	12.8%
4	福建省	394,276	3.1	12.8%
5	山東省	305,152	2.2	9.9%
6	河南省	157,529	10.2	5.1%
7	江西省	127,946	0.1	4.2%
8	安徽省	117,020	-2.4	3.8%
9	湖北省	110,930	2.5	3.6%
10	河北省	54,520	-7.8	1.8%
11	広西	45,641	108.5	1.5%
12	遼寧省	45,378	-24.9	1.5%
13	上海市	44,867	-6.2	1.5%
14	湖南省	32,128	-15.3	1.0%
15	吉林省	22,446	-14.2	0.7%
16	天津市	21,081	16.7	0.7%
17	四川省	18,780	2.1	0.6%
18	重慶市	11,984	5.5	0.4%
19	北京市	7,647	-12.4	0.3%
20	貴州省	7,445	70.9	0.2%
21	黒龍江省	6,155	-3.6	0.2%
22	内モンゴル	5,096	18.3	0.2%
23	陝西省	2,306	-6.3	0.1%
24	雲南省	2,168	27.7	0.1%
25	山西省	1,653	8.8	0.1%
26	新疆	1,387	35.6	0.0%
27	寧夏	1,270	38.6	0.0%
28	甘肅省	992	16.7	0.0%
29	青海省	615	0.0	0.0%
30	海南省	NA	NA	NA
31	西藏	NA	NA	NA

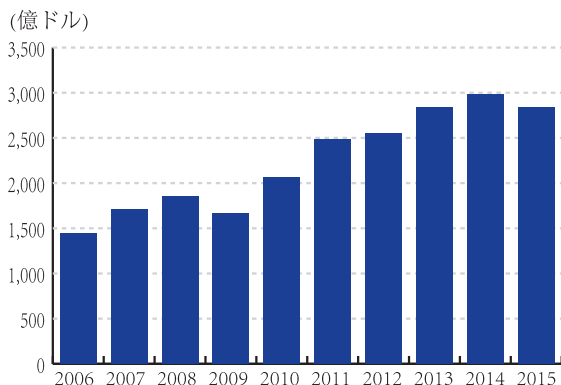
出所：国家統計局、網掛けは中部8省

衣類生産量を省別にみると、広東省（65.85億点）、江蘇省（48.21億点）、浙江省（39.56億点）、福建省（39.43億点）、山東省（30.52億点）の上位5省で全国の7割強を占める。浙江省が前年に比べ2.3%減った以外はいずれも微増だった。人件費高騰により沿海部からの生産移転が注目される中部8省は、河南省が10.2%増になった以外は微増か減少となったが、南西部の広西チワン族自治区、貴州省は大幅な伸びを見せている。

縫製など衣類生産は統計対象に入らない小規模企業が多いため、業界全体では400億点近くが生産されたとみられる。

2015年の繊維品貿易

図1：中国繊維品輸出の推移



出所：中国海関統計

2015年の中国繊維品（合繊ファイバー等原料は含まない）は、前年比4.9%減の2,839億ドルに止まった。前年割れはリーマンショックの影響を受けた2009年以来6年振りになる。主要市場で伸びたのは米国（6.7%増）、中東（4.6%増）、韓国（11.2%増）など。EU（9.4%減）、日本（11.7%減）、香港（15.3%減）等が落ち込んだ。素材を中心に近年増加が続いていたアセアンも0.8%減とブレーキが掛かった。

表3：2015年中国繊維品輸出（地域別）

相手国地域	輸出額 (億ドル)	前年比増減%	シェア
全世界	2,839.0	-4.9	100.0%
うちアセアン	358.2	-0.8	12.6%
うちEU	531.3	-9.4	18.7%
① 米国	477.4	6.7	16.8%
② 日本	216.5	-11.7	7.6%
③ ベトナム	148.9	-5.8	5.2%
④ 香港	138.7	-15.9	4.9%
⑤ イギリス	124.1	7.8	4.4%
⑥ ドイツ	96.7	-15.3	3.4%
⑦ 韓国	91.6	11.2	3.2%
⑧ ロシア	88.9	-32.6	3.1%
⑨ アラブ首長国連邦	83.7	4.3	2.9%
⑩ オーストラリア	54.5	0.8	1.9%

出所：中国紡織品進出口商会

日本の貿易統計で中国からの衣類輸入数量をみるとニット製が11.7%、布帛製が8.7%それぞれ落ち込み、合計で25.05億点だった。ピークの2007年に比べると8.8億点の減少となる。代わって増えたのがベトナムを始めとするアセアンとバングラデシュで、07年の1.75億点が15年には9.09億点まで増えた。

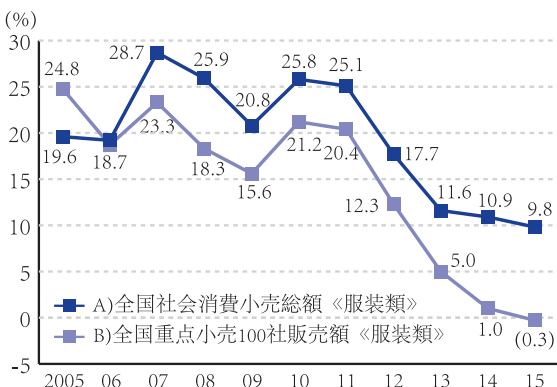
輸入も256億ドルで3.5%減だった。その中で注目されるのはアセアンからの衣類輸入の伸びである。まだ規模は小さいが、27.1%増の15.2億ドルとなった。

内需と繊維・アパレル企業収益

国家統計局による全国社会消費品小売総額の衣類販売額は前年比9.8%増の1兆3,500億元だった。一方、中華全国商業情報センターが集計した、全国重点小売企業100社の衣類販売額は前年比0.3%減とマイナスに転じた。後者には電子商取引（Eコマース）を含んでいないためと思われる。

商務部によると、Eコマースによる衣類販売の伸びは21.4%増だったという。

図2：中国アパレル販売額の伸び率推移



注：年別、前年比%

出所：A) 国家統計局 B) 中華全国商業信息中心

実店舗の販売が低迷するなか、右肩上がり急成長を遂げたアパレル企業の業績は明暗を分けた。カジュアル衣料チェーン「Metersbonweメタス・バンウェイ」を全国展開する上海美特斯邦威服飾は2011年に売上高99億4,500万元、純利益12億600万元を計上していたが、2012年以降は減収減益が続き、2015年は売上高62億8,500万元、純損失4億3,200万元と初の赤字に転落した。同業の浙江森馬服飾も2012年は減収減益決算だったが、2013年以降は増収増益軌道に復帰。2015年は売上高94億3,000万元、純利益13億4,500万元と過去最高益を更新した。

スポーツでは安踏体育用品が2012、2013年の減収減益から脱し、2015年には売上高111億2,600万元、純利益20億4,000万元と過去最高益を計上した。李宁は2012年から3年連続で最終赤字に苦しんだが、2015年は黒字転化した。

固定資産投資

繊維製造業の固定資産投資（500万元/件以上）の完成額は前年と比べ15.0%多い1兆1,900億元だった。地区別の伸び率は東部15.3%、中部13.1%、西部19.2%。新規着工件数は18.3%増の1万6,149件であった。

統計は存在しないが、沿海部の賃金上昇を敬遠してカンボジア、ミャンマー、ベトナムなどへの縫製分野での進出や環太平洋経済連携協定（TPP）の繊維製品原産地規則がヤーンフォワードになることをにらんでのベトナムへの紡績工場建設が相次いだ。

日本向けアパレルOEM大手の江蘇三潤服装集団は、2013年からミャンマーで1,000人規模の縫製工場を稼働させているが、2015年8月には第2工場（550人規模）を設立。さらに2,000人規模の第3工場の建設を決めた。同社はカンボジアにも工場があり、南通の本社工場と生産ロットなどに応じて使い分けていく。

ベトナムでは綿紡大手の天虹紡織が125万錠の設備でコアスパンヤーンを生産している。中国国内の設備と匹敵する規模だ。中国紡織工業联合会によると、ベトナムの中国系紡績設備は200万錠に達し、さらに増えるという。

表4:2015年中国繊維品貿易(商品別)

	数量単位	輸出				輸入			
		数量	前年比増減%	金額(億ドル)	前年比増減%	数量	前年比増減%	金額(億ドル)	前年比増減%
繊維原料	万トン	137.2	3.0	26.1	-11.0	330.9	-22.2	75.2	-26.9
綿花	万トン	2.9	114.7	0.5	62.6	147.5	-39.6	25.7	-48.5
繭糸	万トン	0.8	1.0	3.6	-8.3	0.2	-11.5	0.1	-22.4
羊毛	万トン	1.6	-11.4	0.7	-24.9	35.3	6.3	24.8	2.2
ウールトップ	万トン	4.7	-3.3	4.4	-14.4	1.2	12.5	0.9	16.5
化学繊維	万トン	126.8	2.3	16.9	-11.2	64.7	-1.4	16.7	-18.7
その他繊維	万トン	0.5	-2.0	0.1	-3.8	81.8	0.8	6.9	-4.1
紡織品				1,095.4	-2.4			190.8	-6.4
紡績糸	万トン	401.7	-8.8	110.0	-8.8	299.8	11.1	88.9	-0.2
綿糸	万トン	34.4	-19.1	16.7	-19.1	234.5	16.6	63.7	2.3
絹糸	トン	4,887	-16.3	1.9	-16.3	178	-39.4	0.02	-58.9
毛糸・獣毛糸	万トン	3.2	-3.3	9.8	-3.3	1.6	-0.3	2.4	11.5
化繊紡績糸	万トン	285.6	-7.7	70.2	-7.7	37.2	-6.1	18.8	-9.1
その他紡績糸	万トン	78.1	-0.8	11.4	-0.8	26.5	-4.0	3.9	2.1
テキスタイル				548.0	0.7	30.8	-8.5	63.6	-12.2
綿織物	億メートル	83.1	-0.9	140.9	-0.9	5.8	-11.7	12.3	-14.3
絹織物	億メートル	1.3	-19.7	7.2	-19.7	0.1	-19.6	0.5	-7.2
毛・獣毛織物	億メートル	0.7	-12.6	5.4	-12.6	0.3	-7.4	4.1	-13.7
化繊織物	億メートル	183.5	1.8	205.7	1.8	11.3	-7.0	21.8	-12.1
その他テキスタイル	億メートル	122.1	2.0	188.7	2.0	13.3	-8.4	38.3	-11.1
製品				43.7	-4.2			38.3	-9.7
家庭用製品				17.5	-9.8			1.7	3.0
絨毯	億平方メートル	6.4	-1.9	26.3	-1.9	0.4	-16.2	1.4	-10.9
産業用製品				71.3	-6.2			18.0	-10.8
不織布	万トン	13.0	5.7	48.6	5.7	1.7	-10.2	11.7	-10.3
その他製品				115.7	2.1			5.3	-8.1
服装				1,743.6	-6.4			65.3	6.0
ニット製衣類	億点	196.7	-11.4	738.0	-9.7	3.1	11.7	21.9	11.6
綿製	億点	86.6	-13.9	316.2	-13.0	2.1	6.8	11.6	9.6
絹製	万点	4,296	-17.8	1.8	-33.2	18.1	-32.0	0.1	4.2
毛製	万点	12,628	-4.9	21.2	-3.9	370.5	27.3	2.1	-2.9
化繊製	億点	89.3	-9.8	331.8	-7.6	0.6	19.3	5.6	20.0
その他製	億点	19.1	-7.1	67.0	-4.5	0.3	33.5	2.4	18.6
布帛製衣類	億点	136.4	2.6	750.1	-3.4	2.9	9.8	35.0	4.5
綿製	億点	42.0	-3.1	281.0	-4.1	0.8	18.5	12.4	5.8
絹製	万点	4,296	34.5	11.6	54.8	48	-20.5	0.9	-7.4
毛製	万点	12,628	2.8	19.5	-0.5	349	13.9	4.2	1.8
化繊製	億点	81.4	6.1	362.6	-2.9	2.0	6.4	15.2	7.0
その他製	億点	11.9	-0.4	75.3	-9.4	0.1	9.9	2.3	-6.3
毛・皮革製衣類	万点	1,239	-22.1	25.6	-23.5	43	35.2	1.4	-9.8
付属品				151.8	-5.1			4.8	-2.3
帽子				47.7	5.3			0.5	5.3
その他服装	億点	7.5	1.8	30.4	-0.3	0.3	25.4	1.8	10.0

出所：中国紡織品進出口商会

2016年の展望

中国紡織工業聯合会の副会長兼秘書長は、2016年1月17日に北京で開かれた「中紡円卓フォーラム」における講演で、2016年の繊維産業について次のように述べている。

繊維・アパレル産業の現在の問題は、輸出と国内消費の勢いが共に我々の予測を下回っている点にある。特にアパレルの国内消費の伸びは社会消費品小売総額全体の伸びを下回っている。今般、中央政府が打ち出したサプライサイドの改革では、国内消費が振るわない理由を、我々サプライヤー側が消費者ニーズを満たしていないからだと分析している。第12次5カ年計画期間中、我々は構造改革に積極的に取り組み、成果を上げた。これを踏まえて第13次5カ年計画でも改革の先頭を走りたい。2016年は安定成長が続く

とみている。輸出は人民元安が続くことで回復が期待される。国内消費は固定資産投資等の昨年からの政策効果、特に全人代政府活動報告で示された財政出動で景気が浮上し、産業資材やホームテキスタイルからその恩恵を受けることになるだろう。

具体的な問題点と改善要望

日本の繊維産業にとって、中国は輸出・輸入ともに最大の貿易相手国であり、日本企業による中国直接投資や中国におけるアパレル生産も引き続き重要な位置づけにある。また中国から見ても日本は最大の輸出先（2000年前後は日本が1位、現在順位2位であるが依然として2兆5,000億円規模）の一つである。この様に相互に最重要パートナーとの

認識の下、両国繊維業界は、日本繊維産業連盟と中国紡織工業聯合会の業界間国際会議「日中繊維産業発展・協力会議」を2004年から開始させ、相互の産業発展、貿易拡大のための各種情報、意見交換を行ってきた。

その後、アジアの繊維先進国同士の新たな協力関係構築を目指して、韓国を加えた「日中韓繊維産業協力会議」を2010年から立ち上げ、協力関係をさらに発展させ、繊維先進国として相応しい見識と豊富な経験を活かして意見交換を深め、相互の繊維産業の発展に結びつく方策を見出している。

環境保護、省エネを織り込んだ産業政策と製品安全対策

昨今大きくクローズアップされている大気汚染に代表されるように、中国にとって環境問題は喫緊の課題となっている。中国政府も改正環境保護法を施行させるなど最重点で取り組んでいるが、日本の繊維産業界は世界に先駆けて環境問題に直面した実績があり、長年培った繊維技術や特殊機能を付与した繊維製品は、大気・水環境の保全、浄化に大いに貢献するものである。既に中国の繊維業界とも各種の情報交換を行っているが、政府としても環境対策のために有効な繊維技術、繊維製品が積極的に導入、活用されるような法制度作りを推進するよう要望する。

一例として日本では「化学的变化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物」を含有する家庭用繊維製品等について、2016年4月1日より法規制がスタートする。日本繊維産業連盟では2009年12月に自主規準を制定し、2012年3月からは一般公表して自主的に対応してきたが、今後は上記の法規制が施行されることになり、2015年9月に自主規準をガイドラインに改訂して、加盟団体とともに引き続き対応を継続している。これについて中国紡織工業聯合会は2009年から日中業界間で検討され開発された「ホワイトリスト管理システム」を運用しており、今後は上記の日本法規制に合わせて同管理システムの一層の登録企業の増加と厳しい管理体制を強化することが期待されている。

また中国は既に世界最大の繊維生産国であり、繊維産業自体の環境問題への対応も重要である。地球温暖化対応（CO2削減）の観点から省エネ、リサイクル、非石油由来の各種繊維開発、有害化学物質の排出削減、大気汚染、水質汚濁防止等への徹底した取り組みが必要である。さらには繊維製品オペレーションのボーダレス化が進む中、製品安全にかかわる情報交換、業界基準と運用に関する情報の共有を推進し、共有の懸案課題の検討を実施していくことも重要なテーマとなっている。

知的財産権保護について

知的財産権保護の問題は日中の繊維産業界双方とも重要な課題と認識し、2008年末に日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会（現聯合会）の間で覚え書きを締結した。知的財産権侵害の内容はさまざまであるが、繊維産業において最も多く深刻なのは i) 商標の冒認登録 ii) インターネットサイト等での模倣品の横行の2点。冒認登録とは、例えば日本のアパレルの著名商標が中国の第三者によって中

国で登録されてしまい、現地での販売行為に支障を来すもの。模倣品は、日本アパレルのブランドやデザインを無断でコピーした商品であり、そのブランド価値や企業イメージを毀損するもの。日本アパレル産業協会によると、ネット販売の急激な増加を受けて偽ブランドがEコマースサイトでも増加している。

現在、覚え書きに基づいてこうした問題の解決・予防策を協議中であるが、中国国内企業、国民へのさらなる啓発が必要である。今後の日本企業の中国への投資活動を促進する上でも知的財産権保護に関する協力が重要であり、昨年度に引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を要望する。

自由貿易協定（FTA等）に向けた取り組み

前述の通り日中間の繊維貿易は巨大であり、貿易自由化の効果も非常に大きい。貿易自由化、特に関税撤廃による国内産業への影響は慎重に検討しなければならないが、日本の繊維産業界は中国からの輸入拡大の脅威より、成長する中国市場向けの輸出ならびに投資機会の拡大に期待を置く。その上で2012年11月に合意された日中韓FTA交渉の開始を歓迎、その重要性を認識し「日中韓繊維産業協力会議」における専門家委員会を通じて情報交換を進め、マーケットアクセス、原産地規則に関するそれぞれの考え方を整理し、報告書を取りまとめた。

一方、去る2015年12月発効した中韓FTAの繊維分野は、関税撤廃除外と長いステージングが多くあるなど、留意を要する点もある。この内容が日中韓FTAにも影響するとASEANにおける商流構築が加速し、特に中国にとっては、日本からの直接投資の大幅減、高度なサプライチェーン構築への悪影響が出るものと危惧される。

中国政府として、高レベルの自由貿易構築こそが互いの繊維産業を将来の繁栄に導き、投資も増大させ、今後も世界の繊維先進国としてのさらなる発展を実現するという認識を新たにしていきたい。加えて知的財産権保護の問題、製品安全基準の統一等の非関税障壁についても情報交換や共同研究をさらに進める必要があり、推進についての積極的な支援を要望する。

投資、事業運営に関する障害、各種問題点の是正

- ・外貨決済による中国を産地とした三国貿易において、仕入先に対する決済のタイミングを、売り先からの入金確認がない段階でできるよう改善を要望しているが、現状変化はない。中国からの輸出拡大の奨励策として引き続き規制緩和を要望する。
- ・輸出増値税の還付手続きについて、生地取引の商売において既に仕入れて在庫となっているものから輸出するケースもあるが、その場合には還付対象外となる現状ルールを緩和するよう要望する。また輸出入手帳に関しては開設に要する期間の短縮（現状1カ月）、ならびに恒常的にロスが発生する生地の輸出入取引については、一契約においてある程度の許容数量を設ける事を検討いただくよう要望する。
- ・アパレル製品に関する品質表示基準について、依然として商品の下げ札に記載する品質表示基準が不明確

で、各省により異なったルールが運用されている。また品質表示は、混率や組成状況および商品品質の分類記載も必要以上に細かく求めているため、遵守する企業は限られている。中国全土での統一基準の制定を要望すると共に、品質表示をより簡素化し、遵守可能なルール運用をしていただきたい。

- ・品質管理基準については、自社の基準を企業基準として登録できる対象を、生産型企業に限定せず、非生産型企業も対象とするルール改正を引き続き要望したい。また国内販売する商品の品質検査は、CNAS（中国適格評定国家認定委員会）とCMA（中国内販試験検査機関）双方から認定・認証を受ける必要があり、これにより企業はほぼ同内容の監査を2度受け入れなければならない。品質検査機関への認定・認証はCNASとCMAのどちらか片方で済むような改正を要望する。

＜建議＞

- ①繊維産業においても環境保護、省エネ、製品安全対策を加味した産業政策が望まれている。この中でも喫緊の課題として環境保護に貢献する製品・技術の導入強化（例としてグリーン購買制度の導入）、ならびに製品安全にかかわる制度情報の公開を要望する。
- ②知的財産保護に関しては引き続き商標登録審査の厳格化と模倣品に対する取り締まり強化を要望する。
- ③繊維製品の広域経済連携、特に日中韓FTA交渉に向けた取り組みに関し、関税の相互即時撤廃を含めた高いレベルを目指して、中国政府としての積極的な推進支援を要望する。
- ④輸出増値税の還付のタイミングについて、さらなる期間短縮を要望する。
- ⑤アパレル製品の品質表示法に関しては、全国統一かつ簡略化してルール遵守可能な制度運用を要望する。
- ⑥品質管理基準について、生産型企業以外でも自社基準を適用できるよう、また品質検査機関への認定・認証はCNASまたはCMAいずれかとするよう要望する。

2. 化学品

2015年の中国の石油・化学工業市場は、経済成長の鈍化、国際原油価格の低迷やコスト増等を背景に、売上総額は前年比5.5%減の13.35兆元、利益総額は19.5%減の6,440億元となった。固定資産投資は前年比0.5%減となり、統計開始以来初めて減少に転じた。

第13次5カ年計画の初年度となる2016年は、売上は前年比6%増の14.1兆元、利益は7%増の6,860億元を目標に掲げている。しかしながら、過剰設備などの構造的矛盾、環境保護や安全管理等の課題も多く、中国経済全体が「新常态」に移行し産業構造の調整が続く中で、石油・化学工業業界においても量から質への転換をいかに図っていくかが注目される。

原油輸入依存度は引き続き増加

2015年の中国原油需要は、2014年同様、前年比6%増の5.48億トンに達した。国内生産は前年比2%増と微増の2.15億トンにとどまる一方、原油純輸入量は前年比8%増の3.33億トンと過去最高を更新しており、輸入比率は前年比2ポイント増の61%に達している。

石油消費量は今後も2030年前後までは増加する見込みで、輸入依存度も国内生産量の拡大が見込めない中、2020年には67%、2030年には70%程度に達すると予想されている。一方、中国のエネルギー消費総量に占める非化石エネルギーの割合は、現状11.4%を2020年には15%まで引き上げる目標が掲げられており、今後は天然ガス等の石油代替エネルギーに加え、新エネルギーや再生エネルギーの増加の取り組みが加速していくとみられる。

表1: 原油 (単位: 億トン)

	12年実績	13年実績	14年実績	15年実績
原油生産量	2.07	2.08	2.10	2.15
純輸入量	2.69	2.80	3.08	3.33
消費	4.76	4.88	5.18	5.48
輸入依存度 (%)	56	57	59	61

出典: 中国国家统计局、中国通関統計

エチレン生産量は史上最高に

化学品の基礎原料であるエチレンの15年の生産量は、前年比1.6%増の1,715万トンとなり、過去最高だった前年を上回った。誘導品まで含めたエチレン換算自給率は依然5割強にとどまっており、今後さらに自給率の向上に向かうとみられる。また、石炭からのオレフィン生産 (CTO) やメタノールからのオレフィン生産 (MTO) に加え、国際原油価格の低迷が続く中、延期になっていたスチームクラッカーの新設計画が再検討される可能性も出てきている。

一方、プロピレンの15年の生産量は、2,400万トンであった。誘導品の生産拡大を背景に、CTOやMTOに加え、プロ

パン脱水素(PDH)装置の新增設が活発化しており、前年比20.7%増の大幅な増加となっている。ただ、ここにきて需要の伸びも鈍化してきており、タイト化が進むエチレンとは対照的に、需給緩和傾向が続くものとみられる。

表2: エチレン (単位: 万トン)

	12年実績	13年実績	14年実績	15年実績
生産	1,487	1,623	1,704	1,715
輸入	142	170	150	152
輸出	0	0	0	0
消費	1,629	1,793	1,854	1,867
消費対前年 (%)	-0.2	10.1	3.4	0.7

出典: 中国国家统计局、中国通関統計

表3: プロピレン (単位: 万トン)

	12年実績	13年実績	14年実績	15年実績
生産	1,534	1,675	1,913	2,400
輸入	215	264	305	277
輸出	0	0	0	0
消費	1,749	1,939	2,218	2,677
消費対前年 (%)	6.5	10.9	14.4	20.7

出典: CPCIF、中国通関統計

過剰設備等の構造問題も依然継続、環境保護や安全管理も課題

誘導品においては、特にこの2、3年間に国内設備の新增設が相次いだ高純度テレフタル酸 (PTA)、フェノール、カプロラクタムなどは、過剰設備問題が解消されておらず、厳しい事業環境が続いている。一方、原料であるベンゼンやパラキシレン(PX)などは輸入がさらに拡大しており、恒常的な設備過剰と供給不足が混在した状況が続いている。

一方、環境問題が深刻化する中、2015年1月に改正環境保護法が施行され、また、2015年8月に発生した天津市での爆発事故に起因して危険化学品の安全管理に対する要求が高まり、化学産業に対する取り締まりや規制がますます強化されることが予想される。

中国経済が「新常态」に移行し、第13次5カ年計画でも構造改革の重要性が掲げられる中、化学産業においても量の拡大から成長の質を高めることへの転換が大きな課題となってきた。

<建議>

中国の経済成長モデルが転換期を迎える状況の下、化学産業においてもより質の高い成長を実現することが求められている。

化学品は中国の多くの産業のサプライチェーンを支えており、過剰設備問題の早期解決とともに、環境保護や化学品管理および安全管理などの規制が合理的な基準をもって整備され、円滑且つ公平に運用されることが、化学産業のみならず、中国社会全体の持続的発展のために不可欠である。併せて、レスポンシブル・ケアの活動

を普及推進し、広く社会との対話により相互理解を深め、社会と共存することが求められる。

これらの課題の解決に向けたさらなる政策が打ち出されることを期待し、政策の策定とその運用について、以下の建議を提案する。

1. 環境の保全とエネルギーの効率的な利用

化学産業の役割は環境の保全とエネルギーの効率的な利用を促進し、社会が求めるニーズに対応することおよび新しい価値を提供することにより、社会の持続的な発展に貢献することである。

1. 環境規制

1) 公平性と透明性

今後の環境規制の策定と実施に当っては、公平性と透明性が不可欠であると考える。

①現在までの削減実績の反映

CO₂やCOD等の総量規制は、現状からの一律削減ではなく、現在に至るまでの企業の自主的削減実績を反映させることが公平である。業種別原単位目標の導入のほか、合理的で実態に即したきめ細かい施策の実施を関係当局に強く要望する。

②法令遵守の徹底

地方保護主義を脱却し、環境法令の実際の運用に際しては、違法操業を厳しく取り締まり、法令を遵守している企業が不利にならないような、公平な取り締まりや指導をすることが、企業間の健全な競争と環境の保全につながると考えている。

③合理的な政策の実行

規制の策定については、化学業界と積極的に意見交換することを通じ、合理的な政策が実行されることを要望する。

2) 排出規制に関する具体的な意見

①固体廃棄物について

危険廃棄物処理事業者については、49カテゴリー別のライセンス制になっているが、処理事業者の立地とそのカテゴリーが、発生する場所とカテゴリーの実態にそぐわないため、大きな処理能力過剰と未処理の廃棄物保管量が増えるというミスマッチが現実には起きている。排出状況の実態を把握した上で、市場だけに任せるのではなく、地方行政が計画を立てて危険廃棄物処理場建設を進めることを強く要望する。

また、少量の危険廃棄物は一定量に達するまで、回収してもらえないケースが多発しており、企業は廃棄物の在庫を持たざるを得ない状況になっている。危険廃棄物は少量でも回収するよ

う処理業者に指導することを要望する。

②大気汚染防止について

VOC規制について、過度な規制強化にならないように、地方の環境保護局に対して本局より適切な指導が行われることを要望する。

③水汚染防止について

④土壌汚染防止法について

今後公布される予定の土壌汚染防止法の制定に際しては、規定（土壌のサンプリング方法、測定方法等）や基準が、実態に即した合理的なものとなるように広く関連業界に意見聴取することを要望する。併せて、十分な意見募集期間を設定することを要望する。

⑤工場用地の土壌についてのモニタリング制度

工場用地の土壌については、移転・撤退する際に汚染責任問題が生じる可能性があるが、稼働中の工場用地に対しての土壌モニタリング制度については、きめ細かい制度設計を要望する。土壌汚染修復の検収制度が制度化されていないので、早急な法整備を要望する。

また、過去の別工場が犯した土壌汚染や、隣の工場の汚染の影響などにより、土壌汚染が確認された場合の責任分担は合理的に考慮されることを要望する。

⑥行政命令

必要以上の環境規制の強化により、企業に対して、ある日突然に移転や操業停止命令が下ることがないように法律の施行並びに運用について十分な配慮を要望する。

2. CO₂排出取引

CO₂排出規制では、業種別の原単位目標を盛り込むことである一定の公平性が担保されるが、企業としての削減努力が的確に反映されることを要望する。

3. 環境保護総合リスト

1) 環境保護総合リストは2013年版から意見募集がされているが、意見募集の期間は1週間しかなく、関連業界が十分に検討し意見纏めができるように、意見募集の期間を少なくとも1カ月に延長することを要望する。

2) 現在は高汚染、高環境リスク製品のリストを公表する際は、製品名と除外プロセス名だけが公表されているが、高汚染、高環境リスク製品と判断した合理的な根拠も同時に公表することを要望する。

3) 優遇政策の対象であった環境友好プロセスは、2014年版のリストから削除されたが、企業が先進的なプロセスを採用することをさらに促進するため、引続きリストアップし、優遇政策を講じることを要望する。

II. 化学品管理

1) 危険化学品関係

① 少量危険化学品の登記免除

下記少量の危険化学品については、事業者の円滑な商業行為のため、危険化学品登記を免除するか、或いは備案制度（備案提出後即時生産、輸入可能）の導入を強く要望する。

- ・危険化学品登記のための鑑定用サンプル
- ・年間の生産又は輸入量が1トン以下の危険化学品

② 鑑定機関と鑑定免除物質リストの早急公表

物理危険性鑑定分類管理弁法は2013年に公表されたが、物理危険性鑑定機関と鑑定免除物質リストがまだ公表されていない。早急に鑑定機関と鑑定免除物質リストを公表し、また鑑定期間を法律に定められた20就労日に厳守することを要望する。

③ 危険化学品登記の統一的運用

危険化学品登記管理弁法（第53号令）施行後、一部の下位文書等が未公布のまま、各地方個別の運用が先行しているため、主管部門内部でも運用状況に対する認識の相違が見られる。物理危険性鑑定機関および鑑定免除物質リストが公布された段階で、目録外物質を含め、登記業務の統一的な運用について文書による公表を要望する。

④ 移行期間

上記の文書公表から一年間を移行期間とし、当局と事業者双方が本制度に対する理解を深めるとともに、企業の経済活動に支障がでないよう、十分な準備を実施する期間とすることを要望する。

⑤ 危険化学品判定基準の継続的検討

危険化学品目録記載の危険化学品定義および確定原則によれば、GHS注意喚起語「危険」および「警告」相当の危険有害性区分が該当することになる。

「警告」の区分を含めると、対象化学品が膨大な数となるため、「危険」の区分のみを危険化学品の確定対象とし、対象化学品を合理的な範囲に抑えることを要望する。

⑥ その他

- ・ポリマーの鑑定免除

物理危険性がないポリマーと樹脂コンパウンドを物理危険性鑑定免除物質リストに取り入れるよう要望する。

- ・系列登記の承認

現在は系列鑑定の制度はあるが、系列登記の制度がない。系列鑑定のように成分と分類結果が一致する製品の系列登記を認めることを要望する。

2) 新規化学物質関連

① 他国試験データの採用

一部の生態毒性試験については、中国の生物により国内施設で実施した試験データしか認められていない。将来、国際データ相互受け入れが可能になった場合には、生態毒性に関する外国で取得された然るべき根拠のある試験データ（外国政府に認可された実験室又はGLP実験室の試験報告書）を採用することを強く要望する。

② 既存モノマーから重合されたポリマーの申告免除

既存モノマーから重合されたポリマーの申告を免除することを要望する。

③ 簡易基本申告における試験データ取得免除

簡易基本申告に必要な生態毒理学試験データを不要とすることを要望する。

④ 他国と同等の試験項目

常規申告の各数量帯で要求されている試験項目は諸外国に比べ種類が多く、特に1～10トン、10～100トンの申請について、中国で試験を要求されている項目は、物理化学的性状・毒性試験・生態毒性試験のいずれ分野でも数が多い。他国と同等の試験項目となるよう、引き続き検討することを要望する。

⑤ 動物試験の回避

昨今、化学品についても動物実験を回避する傾向にある地域も多い（EUなど）。3Rの理念に準じ、ある種の動物実験（特に、2級で要求されるトキシコキネティクス、90日反復毒性試験、生殖毒性など）は代替できるデータがあれば無くすよう要望する。

例えば、トキシコキネティクスに関しては、EUではECHAガイダンス"Chapter R 7c"に基づいた既存データからの考察文書で十分受け入れられている。中国でも同様のデータを積極的に受け入れることを要望する。

⑥ スペクトルデータについて自社データの承認

他国では自社データが認められている。スペクトル測定に使用するUV, HPLC/GC, MS, IR, (NMR)等は、化学メーカーでも保有し、日常的にデータ取得が行われている。自社の物質のアイデンティを特定するために、企業は既に諸々の関連データを保有していることが多い。これらのデータの利用を認めることを要望する。

III. 過剰設備問題への対応

過剰設備解消の重要性、緊急性に対する認識の深まりを背景に、鉄鋼、セメント、電解アルミ等の重点業種では、中央政府の指導の下で、生産能力削減に向けた政策措置が推進されている。

近年、化学産業においては、一部製品で、技術的

に劣化する生産能力の淘汰や需給バランスの改善の兆しが伺えるものの、全体としては依然として生産能力の調整過程にある等設備過剰の矛盾が顕在化しており、市場の原理に加え、政府の適切な指導により市場秩序が回復されることが望まれる。

こうした状況下、生産能力の総量規制、参入条件の厳格化等の措置により、盲目的な生産能力の拡張を抑制する政策が引き続き推進されることが重要である。また同時に、汚染物排出やエネルギー消費の少ない企業を優遇することで、化学産業の技術水準の高度化を促進するとともに、環境規制に適應していない企業や、技術劣位企業の退出を促進する法規制を整備することにより、公平な競争ができる基盤を早急に整備することが化学産業が持続的に発展するために不可欠である。

IV. 社会との対話と共存（レスポンシブル・ケア）

化学産業は、多くの日常生活で使われている製品を提供するとともに、今後とも社会のニーズに応えた優れた製品を提供することにより、市民生活の向上と、中国経済の発展に貢献していく使命を持っている。

中国の化学産業が社会と調和し、持続的に発展するためには、健康、安全、および環境それぞれの面で、管理の水準を不断に向上することが重要である。例えば、物性、安全性、環境面での正しい知識に基づき、生産（技術、製造プロセス）、使用、リサイクル・廃棄という製品のライフサイクルを通じ、社会において、適切な管理が継続的に維持向上されることである。

そのために、政府、事業者と地域社会間の透明な対話を通じて、科学的且つ合理的な管理のための法規制が整備され、平行して企業の法令遵守と適切な情報公開が促進され、地域社会の理解、信頼を得るとともに社会の意識を向上させることにより、化学産業が社会と調和共存し、持続的な発展ができるよう、関係当局の理解と積極的な支援を要望する。

V. 安全管理

1) 物流の安全管理

① 化学品貯蔵

「危険化学品目録（2015版）」（危険化学品の定義と判定基準）のGHSに基づく危険有害性分類の考え方は、危険貨物分類や倉庫保管物品の火災危険性分類と整合しない部分が多々ある。現在の危険品の貯蔵要求と標準は危険貨物の定義に基づいたものであるが、危険化学品の判定基準に該当し、危険貨物に該当しない化学品に

ついても危険物倉庫にて厳格に保管管理することが求められている。危険物倉庫に保管する物質は危険貨物の範囲内の物質とすることを要望する。

② 化学品輸送

危険貨物でない、いわゆる中国国内輸送関連法令である「道路危険貨物輸送管理規定」（交通運輸部令2013年第2号）、「危険貨物品名表」（GB12268）、「危険貨物分類と品名番号」（GB6944）の定義に該当しない化学品の輸送については、危険化学品の判定基準に該当しても、以前の通りに一般車両による道路輸送ができるよう要望する。

2) 安全管理の強化

中国での化学品の安全管理については、ゼロ災害の達成を目的とした①法規制の整備、②法遵守徹底、③安全意識の向上、の施策が不可欠である。

3. 医薬品

医療分野における日中の連携強化の重要性

中国共産党第18期中央委員会第三回全体会議において「中国共産党・改革の全面的深化をめぐる若干の重要問題の決定」が策定され、その中の「11の重点改革分野」において「医療衛生体制」が重点分野として挙げられている。

そして、2015年「中国製造2025」および「国務院44号令」によって新制度確立が行われている。また、第13次五カ年規画ではイノベーションの推進と民生の保障と改善が、2016年第12期全国人民代表大会第四回会議における政府活動報告「医療と医療保険と医薬の連動改革をバランス良く推進する」の章では「医薬品・医療機器の審査・許認可制度を深化させる」等医療分野改革のさらなる推進が報告された。

これは「より公平で持続可能な社会保障制度の構築」を2020年までに目指すものである。今後、特に医療行政・社会保障制度における医療分野の日中官民連携強化は重要性を増して来ている。

中国日本商会および医薬業界組織としては、今後、日中衛生分野関係当局による対話・交流の新ステージおよび当局と民間の交流深化を推進し、中国政府のこれら取り組みに積極的に関与し貢献し、政府方針同様全国民が共に等しく成果を享受していくべきと考える。

医療政策と医薬品市場の状況

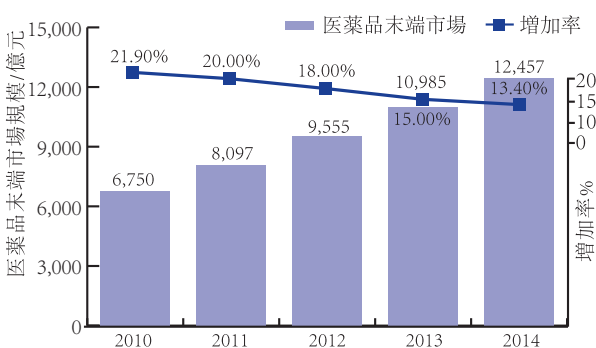
「医療衛生体制改革重点实施方案（2009～2011年）」で幕開けた新ラウンド医療改革の実績として、2009～2014年全国医療衛生分野の財政累計支出は4兆元であり、その内、中央政府の財政支出累計は1兆2,000億元に達した。基本医療保険制度、国家基本薬物制度、基層医療衛生サービス体系の構築、基本公共衛生サービス均等化および公立病院改革のモデルテストは重点として進められた。

また、2016年からスタートした「第13次五カ年規画（十三五）」は引き続き「健康中国2020」に向け、医療衛生体制の改革、医療・医療保険・医薬の連動の実現、医薬分業推進、分級診療の実現、都市部・農村をカバーする基本医療衛生制度および現代的な病院管理制度の確立を中心とした取り組みを示している。上記の連続且つ複合的な政策方針に則り、「医薬品価格改革を推進する意見の通知」（発改委〔2015〕904号）、「公立病院の医薬品集中買付作業の完全化に関する指導意見」（国弁発〔2015〕7号）、「国務院の医薬品医療機器の審査許可制度の改革に関する意見」（国発〔2015〕44号）（「新GMP」「新GSP」）等々各種の新しい関連法規が公布・実施されており、制度化は着実に進んでいる。

市場を見ると、2014年医薬品流通業界総売上高は前

年比15.2%増で、1兆5,021億元にまで達した（中国商務部〔2014年医薬品流通業界運行統計レポート〕）。医薬品販売末端市場規模は「第11次五カ年規画（十一五）」期間中では、年平均成長率（CAGR）の20%まで立ち上り、「第12次五カ年規画（十二五）」期間中に成長速度の鈍化が見られ、2014年は13.4%の増加率であった。CFDA南方医薬経済研究所の統計によると、2014年中国医薬品末端市場（注1）の規模は1兆2,457億元に達した（図1）。中国全体GDP成長の鈍化に伴い、医薬品市場の成長率も減速しているが、中国医薬品市場は依然大きく、潜在力のあるものである。医療改革の強化により、民間資本は医薬市場に参入し、民営医療施設の増加、医療機構システムの健全化が見られる一方、医薬品製造および販売企業間の買収、新薬の増加、インターネット経由の医薬品販売システムの構築等進む中、医薬品業界の競争もより激しくなっている。

図1: 2010-2014 中国医薬品末端市場規模および増加率



出典：CFDA南方経済研究所広州標点医薬情報有限公司末端データベース

注1：「中国医薬品末端市場規模」とは医薬品の平均小売価格で計算したものである。この統計は化学原料薬、化学製剤、生物製剤、漢方薬、漢方加工薬などを含めた総計である。また、「末端」とは、各級公立病院、社区卫生サービスセンター、衛生院等すべての公立医療機関および各類薬局を全て含んでいる。

日本企業が直面する問題点

日本の医薬品企業は多くの革新的で有用性が高い医薬品を中国の患者に提供しており、また、中国の改革開放に伴い、多くの日本医薬品企業が積極的に中国に投資してきた。2013年に設立された中国日本商会メディカルグループは、2014年化粧品企業団体の正式加盟によりライフサイエンスグループとなり、グループ60社の内、医薬品は23社となっている。これらメーカーは事務所・研究開発・生産・販売または投資会社を設立し、中国の医療・人々の福祉に積極的に貢献している。今後も、中国日本商会・政策交流会・官民訪中などの活動を通じて、日本の経験が中国の医療改革に役立つよう積極的に交流活動を行っていく予定である。

この様に中国で活動し、中国の医療に日々貢献している日系医薬品企業も以下の諸問題に直面しており、中国政府に改善を要望する。

法規の実施細則作成と改正時の対話促進

中国当局は、医療改革を推進するなかで各種法規・ガイドラインの作成・整備を進めているが、その運用に当たって

は事前通知と実施細則の作成による周知徹底が望まれる。

日中間の政府・民間レベルでの対話は定期的・不定期的なものを含め実施されている。特に日中衛生分野関係当局による対話・交流の再開および当局と民間の交流は深化しており、中国関係当局も日本との対話に前向きである。引き続き、中国日本商會を窓口とした対話の実施を希望する。

新薬開発における審査・許認可制度の改善

2015年は薬事行政に積極的な全面改革が行われた年と言って過言ではない。特に8月18日に國務院より公示された「医薬品・医療機器の審査承認制度の改革方針」では、中国政府が行政としてこれまでの多くの問題を抱えてきた審査制度に対して、抜本的に改革を進める方針が示された。このように内容は審査・承認制度に留まらず、薬事行政全体に対する改革方針であり、業界全体としてはその方向性に対して全面的に賛同する。今後はこの政策の確実な推進を希望する。

また、CFDAから7月22日に医薬品の安全性と有効性を根本から保障するため「薬物臨床試験データ自主チェック・照合検査業務に関する公告」が公示された。申請者は自主チェックで臨床試験データには不真実、不完全などの問題があると発覚した場合、CFDAに登録申請の撤回を申し込むことができる。本公告公示以降、多くの企業から自主撤回が行われ、結果としてこれまで蓄積していた審査が大幅に改善されたことは大変歓迎すべき結果である。その一方で現場査察における指摘内容も大小さまざまであり、企業も自主撤回の理由も千差万別であることから、今後は規制当局、病院、企業による対話を増やし、より健全に治験が実施できる環境を整えることを希望する。

CFDAからはその他、11月6日に「薬品上市許可ホルダー制度試点方案、および化学薬品登録分類改革業務方案の両案についての意見募集公告」が公示された。まだ運用面では不透明な部分も多く、今後より詳細な説明を希望する。

2015年はその後もCFDAおよびCDEから多くの意見募集稿等が公示され、多方面にわたり審査制度について見直される年となった。その方向性は概して国際的な基準に向かっているものであり、業界全体としても全面的に賛同すべき内容である。2016年以降も改善は推進されるものと思われるが、今後も我々業界と引き続き継続的な対話を持ち、より良い医薬品の審査・許認可制度の構築を希望する。

薬価新政策の推進

2015年5月、7部門合同で最高小売価格を撤廃し自由競争により薬価形成を行う、保険償還制度を整備するという薬価新政策が発表された。有用な新薬や高品質なオリジナル薬を適正な価格で安定供給し続けるために、日系製薬企業などの意見を募集しながら、法整備が進むことを要望する。

現行法規では、新薬創出時の研究開発・特許・品質・市販後調査・安全性情報収集等に要する費用を薬価に反映させる評価基準が未確立である。そのため世界的な新薬と後発品の価格差が問題となり、新薬の価格を引き下げようとする動きが顕在化している。過剰な新薬薬価の引下げは、新薬を供給しようとする企業努力を阻害し、市場の拡大抑制

につながり、結果として後発品市場を縮小させる可能性がある。新薬と後発薬の薬価算定方法の分離が望まれる。

昨年2月の國務院弁公庁の指導意見および6月の衛生計生委の通知に沿って、新しい医薬品集中購買が各地で実施されているが、従来の入札制度と同様に多様な制度となれば、医薬品の供給に地域差が生まれる。安定した医薬品の供給を達成するために、制度運用の全国的な統一と定期的な入札の実施を要望したい。さらに年末から限定した品目で価格交渉方式（談判）による薬価決定が試行されているが、輸入オリジナル薬の扱いなど対象薬の基準を明確化し、薬価の引下げだけでなく、薬の有用性や市場規模による薬価算定を協議する機会となるように運用方針と薬価算定過程の公開を要請する。一部地域では入札後の二次価格交渉による薬価引下げが実施されているが、二次価格交渉は、企業の追加業務となるだけでなく、入札価格の意義を無くしてしまうので、入札での適正な価格調整と入札後の二次価格交渉の廃止を要望したい。

保険償還薬リストについては、2009年から6年間改定されていない。現在、化学薬品は甲乙リスト合わせて1,164品目であり、患者が最適な薬を選択できていないと言いがたない。新薬の市場承認後、保険償還されるまでに非常に長い時間がかかっており、患者は新薬の使用機会を制限されている。2016年1月に國務院から公布された医療保険制度の統合に関する意見に沿って、速やかな償還リストの統合と更新および多くの品目の償還リスト収載を求めたい。また、保険償還薬の償還標準がいまだに公開されていない。早期公開と共に品質を考慮した償還価格が設定されることを推進していただきたい。保険収載や品質の基準を明確にしていれば我々製薬企業は基準を達成するために努力する。

MAH制度の導入

今日、医薬品製造は、国境を跨いだ委託生産が広く行われており、日本を含む主要国は全て販売承認（Marketing Authorization Holder: MAH）制度を導入済である。一方、中国は国内企業が国内で製造することを前提とした製造承認制度を続けている。

しかし、2015年8月には「國務院による医薬品医療機器の審査承認制度改革に関する意見」（国発〔2015〕44号）が発表され、その中でMAH制度の試行が主要任務に位置付けられた。これを受け、CFDAは2015年11月に「医薬品市販許可保有者制度試行方案」を発表し、広く意見募集を行うこととなった（2015年第220号）。これは将来のMAH制度導入に向かう具体的進展として大いに評価でき、中国日本商會では上記試行方案で言及されていない輸入薬や海外製造委託に対する運用や詳細なホルダー要件の明確化等を要望したところである。MAH制度の導入は医薬品供給に対する企業責任の明確化や生産体制の合理化を介して創新薬開発を活性化し、ひいては医療サービスのさらなる向上をもたらすものであり、本格導入の早期実現が望まれる。

安全で信頼できる医薬品の供給

医薬品企業の資質向上や品質安全保証のレベルアップを図ることを目的として、GMPに関しては、衛生部から2010

年に「医薬品生産質量管理規範（第79号）」が通知され、また、2015年12月30日にはCFDAから「医薬品生産質量管理規範を確実に実施するための業務に関する通知（277号）」が公布され、2016年1月1日より完全施行された。

さらに、GSPに関してはCFDAより2015年7月1日に「医薬品経営品質管理規範（局令第13号）」が公布され、また、2015年12月30日には「新しく修訂された『医薬品経営品質管理規範』の実施を全面的に監督する事項に関する通知」を発表し、2016年1月1日から完全施行となった。これら製造および流通における医薬品の品質および安全性向上への取り組みを今後も継続して行くことが望まれる。

上記の品質および安全性向上への努力がなされている一方で、医薬品の安定供給という面では課題もある。中でも許認可における課題は企業の国籍を問わない共通の課題である。

まずは、医薬品欠品リスクを避けるために、審査手続の遅延による許認可切れ期間が発生した際の救済措置として臨時輸入許可の回数制限撤廃や更新審査結論受領までの「許可証」の期限延長などの制度の充実が望まれる。

また、一つの医薬品承認に対し一カ所の製造場所しか登録できないことによる製造所移転や製造トラブル発生などの際の市場での医薬品欠品リスクも懸念される。日本など主要国では一承認に対し複数製造所での製造が認められている。安定な医薬品供給のため、中国においても同様な制度が取り入れられることが望ましい。

OTCの承認審査簡素化とスイッチOTC

海外の多くの国で承認されている使用経験が長く安全性が高いOTC製剤については、中国の医療改革推進の中、医療費低減に繋がるセルフメディケーションを浸透させるため、新規OTC製剤に現在要求されている新薬と同じ申請要件の軽減化（資料の軽減化と臨床試験の省略化）と既承認処方薬のスイッチOTC化を推進することにより、患者が選択できる製剤数を増大させることが望まれる。

<建議>

新薬を一日も早く中国国民に供給すること、安全で高品質の医薬品を中国国民に供給すること、医薬品製造業が発展することを願い、以下の改善を要望する。

法規作成・改正時につき以下の改善を要望する。

- ①日中衛生分野関係当局による対話・交流の再開および当局と民間の交流深化を要望する。
- ②法規公布・改正時、中国日本商會を日系企業との窓口とした対話の強化を要望する。
- ③法規実施細則の早期改定を要望する。
- ④各種ICHガイドラインの採用、施行を要望する。
- ⑤新規施行時の経過措置や遡及適応に関して、配慮を要望する。

新薬開発の審査・許認可制度につき以下の改善を要望する。

1. 臨床試験実施に関する障壁軽減。

- ①臨床試験許可までの期間の継続的な短縮を要望する。
- ②臨床試験に対する届出制度の推進を要望する。
- ③CFDA・CDE申請前相談制度の充実を要望する。
- ④申請者との対話によるCDE審査の事務手続期間短縮を要望する。
- ⑤輸入薬登録薬検をIND段階ではなく、NDA段階で実施するよう要望する。
- ⑥CDE審査待ち段階での補足資料の受入れを要望する。
- ⑦申請者向けCDEのガイドラインの充実を要望する。
- ⑧検体の海外輸送規制の簡素化を要望する。
- ⑨審査過程で発現する問題点と対応事例を参考にFAQ等の形式での情報公開を要望する。
- ⑩優先審査評価実施細則の明確化を要望する。
- ⑪輸入医薬品開発段階でのCMC・製造場所変更の受入れを要望する。
- ⑫医薬品IND・NDA審査途中の同じ活性成分の異なる適応・規格の追加申請の受入れを要望する。

2. 申請資料要件のグローバル化。

- ①海外データの受入れ促進を要望する。
- ②申請書類の簡素化と英語資料の受入れを要望する。
- ③eCTD申請資料フォーマットの推進を要望する。

医薬品価格改革につき以下の事項を要望する。

1. 薬価形成システムの整備。

- ①新薬創出時の研究開発費・特許・品質・市販後調査・安全性情報収集等に要しているコストの薬価への反映を要望する。
- ②価格交渉方式の運用方針の公開を要望する。

2. 医薬品集中購買制度（或いはシステム）の整備。

- ①地方毎に発表された方案の明確化と統一を要望する。
- ②落札後の二次価格交渉の廃止を要望する。

3. 医療保険償還制度の整備。

- ①保険償還薬リスト改定間隔の短縮を要望する。
- ②保険償還薬リスト収載品選定過程の透明化を要望する。
- ③償還基準の早期公開を要望する。
- ④品質を考慮した償還基準の設定を要望する。

試行中のMAH制度について以下の事項を要望する。

**1. 2015年11月の意見募集に対する中国日本商会
提案内容の前向きな検討。**

- ①輸入薬および海外での製造委託に対する運用を明らかにすることを要望する。
- ②ホルダー要件の詳細を明らかにすることを要望する。

**安全で信頼できる医薬品を供給するために
以下の改善を要望する。**

- ①医薬品、原体の品質向上への継続努力を要望する。
- ②医薬品許可更新の時間厳守と許可内容の速やかな通知、および審査遅延品目に対する救済措置の充実を要請する。もしくは、輸入医薬品の許可更新後に国産品と同様に許可番号変更しないことを要望する。
- ③安定供給を図るための、1製品複数製造所よりの供給を認めることを要望する。

**OTC専用の承認審査制度の確立とスイッチOTCの
推進を要望する。**

4. 医療機器・体外診断用医薬品

中国の医療機器・体外診断用医薬品産業の状況

人口13億人を超え、社会の近代化、国民の所得向上を背景に、高齢化や健康管理への関心が高まっており、巨大な医療需要が見込める市場である。医療機器・体外診断用医薬品市場は、10年以上高い成長率を維持しており、現在もその成長率は衰えていない。また、今後は都市部だけではなく農村部での医療設備の充実も期待されている。

近年、医療保険をはじめとするさまざまな医療制度改革、高齢化の進展、人間ドックや家庭での健康管理への関心の高まりなども追い風となり、医療関連サービスに対する需要は拡大している。特に高齢者割合の増加に関しては、2010年の60歳以上の高齢者は既に全人口の13%を越えており、2011年以降も高齢化は進み、60歳以上の人口比率が2040年には全人口の28%に達すると言われている。また、PM2.5等の環境汚染による健康への影響などもある。この様なことから、中国の医療機器・体外診断用医薬品市場は急速に成長している。医療機器市場は、2001年から2010年にかけて年平均24.4%増と、世界の平均8%増をはるかに上回るペースで拡大し、2010年には1,200億元に達した。近年も高い成長率を維持しており、2014年には2010年の2倍となる2,400億元を超え、2019年には6,000億元を突破すると見込まれている（出典：中国医療機器産業協会、中国健康産業藍皮書2015版）。

一方、都市部と農村部の医療サービスの格差は顕著になっており、2014年12月に国家の指導者が江蘇省鎮江市丹徒区の衛生院を視察した際、「医療衛生業務の重心を地方に移し、医療資源を地方に配置することで、都市と農村の医療サービスの均等化を推進しなければならない」とコメントしている。今後は農村部も急速に医療設備が充実する可能性がある。

中国の今後の市場では次のような傾向が予想される。

ハイエンド市場だけでなく、ミドル・ローエンド市場にも注目

中国国内の病院施設数を見ると、全国の約2万の病院施設のうち、ハイエンド（3級）病院は約1,800カ所とその割合は少ないが、診療延べ人数、病床数では大多数がこのセグメントに集中している。すなわち、今後もハイエンド市場の需要は続くと思われる。一方、中央政府はそのような医療資源配置のアンバランスさや農村部の医療アクセスの悪さ（いわゆる看病難・看病費）に対し強い課題意識を有しており、全国の県クラス公立病院強化や農村部を中心とした地域医療の抜本的な改革を推進する方針であり、今後はミドル・ローエンド市場にも大きな財政投資が見込まれている。

慢性疾患向け診断設備に対するニーズ拡大

高齢化の進展と共に、腫瘍、脳血管疾患、心臓病、糖尿病

などの慢性疾患が増加しており、医療サービスや医療機器へのニーズが増大する。中国は糖尿病患者の増加ペースが世界一速い国となっている。

日本企業が直面する問題点

監督管理法令の大幅改訂

2014年6月に「医療機器監督管理条例（医疗器械监督管理条例（国务院令第650号））」が改訂され、それに応じて多くの医療機器および、体外診断用医薬品の監督管理法令が変更された。2015年には、関連通知の発行や審査ガイドラインの公布、法令に関するセミナーが多数実施され、運用安定に向けた規制当局の努力に感謝したい。しかしながら、例えば法令に定められている期間以上に審査期間が掛かっているなど、運用面では未だ少なからず混乱している。さらなる運用安定に向けた対応を要望する。

臨床免除や中国での適合性評価の簡略化

2014年度に発布された法令改訂では、GHTF（Global Harmonization Task Force：現IMDRF）ガイダンスで示されている内容が大幅に取り入れられた。これは中国行政のIMDRFへの参加、CIMDRによる国際的な規制、規格への相互の理解を深める活動などの賜物と考える。中国の法令がグローバルスタンダードに近づくことを大いに歓迎する。しかしながら、GHTF創設国（日本、米国、カナダ、EU、豪州）で承認実績がある品目に関しても実機試験を伴う厳しい適合性評価が求められており、さらには、中国での臨床試験を求める場合があることも規定された。GHTF創設国で承認実績がある品目は、既に適合性評価および臨床評価を済ませた品目であり、改めて中国での評価を行うことは双方に取って負担が大きい。実機試験の省略や臨床試験免除などの簡素化を要望する。

CMDEの体制強化、仕組み改善

日々進歩し続ける医療機器・体外診断用医薬品を適切に審査するためには、CMDE審査官の能力アップは欠かせない。非常に多くの申請案件を審査するために、CMDE審査官の増員など中国当局も最大限の努力をしているものと思われる。しかしながら、増員したCMDE審査官が新しい医療機器の知識や医療現場での知見を身につけることは非常に難しいことでは無いかと危惧する。CMDE審査官によっては、新しい医療機器・体外診断用医薬品の知識不足や医療現場を知らないことなどから、審査期間が長期化することがある。中国日本商会には、日本の多くの医療機器・体外診断用医薬品メーカーが参画しており、さらなる審査期間短縮のため、CMDE審査官の処理能力アップに貢献させていただきたい。また、中国のCMDE審査センターと類似する組織として、日本にはPMDA（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency, Japan）という組織がある。PMDAには審査前の事前相談制度があり、審査期間の大幅短縮に寄与している。CMDE審査センターでも同様に事前相談制度を設けていただきたい。さらに、日本では厚生労働省より民間企業と共に策定した「医療機器審査迅速化のための協働計画」がある。中国でもCFDA・CMDEと企業がそれぞれ認識する問題を話し合い、日本のような改善計画を策定する場を設定していただきたい。

法令やGB/YY規格を確実に遵守できるようにするために

法令やGB/YY規格の発布後、施行までの期間が非常に短い場合が多々見受けられる。特にGB/YY規格に適用させるためには、設計変更や製造工程変更、品質確認が必要となる場合もあり、遵守に相当な期間が掛かることもある。さらには発布されたGB/YYが入手できないこともある。GB/YYが入手できるようになってから、最低2年程度の猶予期間を設けていただきたい。また、新しい法令やGB/YY規格を発布する際には、事前に十分なパブリックコメント等の意見募集を行っていただきたい。

また、GB/YY規格は国際規格（ISO/IEC）の参照を行いつつあるものの、中国独自の変更が加えられていることや、国際規格の古いバージョンを参照したままの場合がある。そのような場合、他国で既に承認、販売の実績がある医療機器・体外診断用医薬品であっても、中国向けだけに追加の適合性評価を実施する必要がある、国際規格の旧バージョンで要求される試験を改めて中国国内で行わなければならない。国際規格に該当するGB/YY規格は、最新版の国際規格をそのまま引用するようにしていただきたい。

通関手続の統一、簡便化

生物由来原料・純化学製品の輸出入が複雑で時間が掛かる、H.S.コードの変更への対応時間が短い、など通関手続に苦労している。特に、実機試験および自社内品質管理時に使用する標準物質や上位物質（中国国内調達不可品、CFDA未登録品）の輸入が非常に難しい。さらには、中国には通関拠点が4,000カ所近くあり、それぞれの税関において法制度やH.S.コードの解釈に違いが見られるなどの問題が発生している。地域による通関手続の統一と手続の簡便化をお願いしたい。

入札を効率的・効果的に実施できる様にするために

中国において、医療機器・体外診断用医薬品などを企業が販売し施設が購入するためには、病院単位の入札、各省や市単位の集中購買入札、軍病院など入札、民間病院のシステムによる入札、などさまざまな購買方法が存在する。入札はその市場において公平性を保つことができ、医療従事者または医療受給者に対し一定の国家基準を満たした製品を、安全にかつ適正価格で供給できることが大きなメリットである。国家医療政策の一環として医療消耗品を具体例に挙げると、2004年中国衛生部が施行した「医療機構高額消耗品集中購買試行（医疗机构高值耗材集中采购试点）」は8都市で展開され、対象製品は心臓分野とペースメーカー、人工関節であった。その後2008年には全国展開され、2012年には対象製品も血管介入類、心臓ペースメーカー、電気生理、非血管介入類、骨科植入、神経外科、体外血液浄化、眼科材料、歯科材料と範囲も広がり、政府機関、医療施設および関連企業が対応している。入札制度に関しては前述したような大きなメリットがある一方で、政府部門入札対応課、病院内の製品購買担当者、医療機器・体外診断用医薬品企業は、その対応に追われ年々業務量が増大している傾向にある。

例えば、入札を行うためには、どの様な製品が入札対象かといった「目録」が存在するが、各省・市毎に目録が異なり、記載方法が統一されていない。そのため、自社の製品が当て

はまるのか、項目追加依頼をしなければならないのかの分析も必要であり、複雑な業務の一つとなっている。まず、この入札の基礎となる「目録」の統一化が入札業務の効率化では必要と考える。また、地域によって審査基準が異なり、入札のために準備する資料が膨大になる場合がある。全国で資料を統一すれば、企業負担が軽減できるだけでなく、それを審議する審査機関の業務効率も上がるため、入札資料の統一化と簡素化を要望する。さらに、地域によっては、紙資料で提出を求められるが、全て電子化で行う事でさらなる効率化も実現できる。一方、入札の開催時期が不定期であり、入札資料の準備に苦労する場合もある。さらには、長期間、入札が実施されない場合もあり、患者にとって有益な新しい医療機器を中国医療機関に提供する事ができない。入札時期の計画化と事前提示を行っていただければ、企業も質の高い資料を提供する事ができ、審査機関の業務効率化にも繋がる。また、入札の審議において、FDAやMDDを取得していればポイントが加算される制度を取っている場合があるが、日本の薬事取得のポイント加算は無い。日本の薬事制度も欧米と同様、安全・安心な医療機器・体外診断用医薬品の証明となるので、日本薬事取得製品のポイント加算を要望する。

2014年度の医療機器監督管理条例の改定に始まり、多くの医療機器および体外診断用医薬品の監督管理法令が大幅に改訂されるなど、中国当局の改善活動に敬意を表する。我々としても中国当局と共に協力して中国の医療環境をより良くすべく努力していきたい。

<建議>

中国行政のIMDRFへの参加、CIMDRによる国際的な規制、規格への相互の理解を深める活動が行われ、2014年には医療機器監督管理条例をはじめ、多くの医療機器および体外診断用医薬品の監督管理法令が大幅に改訂された。その後、2015年には各種通知、審査ガイドラインが公布され、法令に関するセミナーも開催され、新法規施行後の運用安定化に対する、規制当局の努力に感謝する。さらに、安全で高品質の新しい医療機器および体外診断用医薬品を一日も早く中国医療機関などに供給することで、中国の医療発展に貢献することを願い、以下の改善について要望する。なお、本建議は作成時点のものであり、その後の法令改訂、行政通知等で改善が進められている可能性がある。

① 法令の発布や改訂後の運用安定化を要望する。

- 2015年度は、2014年に発布された法令に関する通知や審査ガイドラインの公布、法令に関するセミナーの開催など運用安定化のための規制当局の努力に感謝したい。しかしながら、例えば、法令に定められている期間以上に審査期間が掛かっているなど、運用面では未だ少なからず混乱している。CFDA、受理センターと審査センターが一緒に企業と座談会を開催する等して、混乱を早期に収める取り組みを要望する。

②GHTF創設国で承認実績がある品目は、臨床免除や中国での適合性評価の簡略化を要望する。

- ・2014年度に発布された法令改訂では、GHTF (Global Harmonization Task Force: 現 IMDRF) ガイドンスで示されている基本要件への適合性評価が受け入れられた。GHTF創設国(日本、米国、カナダ、EU、豪州)で承認実績がある品目は既に適合性評価が行われているので、それらの国で承認実績がある場合は、中国での適合性評価は簡略化するなどの措置を要望する。
- ・2014年度に発布された医療機器登録管理弁法(局令第4号)および体外診断用医薬品登録管理弁法(局令第5号)では、輸入医療機器に関しても臨床試験を求める場合があることが規定された。GHTF創設国で承認実績がある品目は既に臨床評価が行われているので、中国での臨床試験の免除を要望する。
- ・医療機器および体外診断用医薬品を実際に試験場に持ち込んで試験を課す実機試験を廃止することを要望する。廃止が困難であれば、少なくとも他国の承認申請の際に既に実施されている試験については免除する規定を設けることを要望する(IEC60601-1電気安全性評価等)。
- ・新規申請時、当該製品での「生物適合性評価資料」が要求されている。ISO 10993-1や、諸外国の審査要求と同様、新材料のみ生体適合性の評価対象とし、既存原材料は提出不要とすることを要望する。若しくは、別製品での同原材料の生体適合性評価資料の受け入れを要望する。

③CFDA/CMDEの仕組み改善、体制強化を進めて、さらなる審査期間の短縮を要望する。

- ・CMDE審査員の増員と共に、審査レベルの統一、最新科学水準への理解を深めるための育成プログラムの実施等を行い、量・質共に充実させ、さらなる審査期間の短縮を要望する。
- ・新製品を申請する際、特に中国市場に類似品がない場合、クラス分類や一般名称、中国の関連標準や評価方法が不明のまま申請し、CMDE審査側も製品内容が不明確なまま審査するため、審査期間の長期化に陥る場合がある。審査期間の短縮、審査業務の効率化や省力化にも繋がるため、CMDEとの事前相談制度の設立を要望する。
- ・GB/YY標準のどこにも規定がなくCFDA/CMDE内部規定により通知単が発行されることがある。また、法規やGB/YY標準の解釈がCFDAと地方FDAで異なり、既に製品登録で基準をクリアしているにもかかわらず、地方FDAで指摘を受ける場合がある。CFDA内部でも解釈が異なる場合がある。内部規定の情報公開と共に、全国レベルでの監督部門の訓練と法規、標準解釈の統一を要望する。

④メーカーが法規やGB/YY標準を確実に遵守できる様、仕組みの改善を要望する。

- ・GB/YY標準発布後、医療機器および体外診断用医薬品ともに、即時の標準適用が困難な場合が多い(設計変更、製造工程変更や品質確認が必要となる)。よって、企業が対応できるように、新規標準の施行猶予期間を新標準が入手できる日から最低2年設けることを要望する。また、パブリックコメントをホームページで公開し、最低限1カ月以上の回答期間を設けることを要望する。
- ・規制の公布から施行までが即日など、非常に短期間の場合が少なくない。従来規制との変更量にもよるが、6カ月から1年程度の猶予期間(周知期間)を設けることを要望する。また、パブリックコメントを募集し、十分に期間を取って、広く意見を聞くことを要望する。
- ・日本の承認を持たない輸出専用の医療機器および体外診断用医薬品(CEマーク品など)があるが、医療機器監督管理条例に「届出人所在国の主管部門が医療機器の販売を承認する証明書類を提出すること」が定められているので、中国では当該医療機器および体外診断用医薬品を登録できない。登録できるようにすることを要望する。

⑤法規、手続などの統一化の実現を要望する。

- ・地域により異なる通関手続を統一し簡便化することを要望する。
- ・医療機器および体外診断用医薬品の一般名称において、CFDA認可時の一般名称、病院での薬価や物価局で記載されている一般名称の統一化を要望する。

⑥医療機器入札に関する改善を要望する。

- ・現在、医療機器企業が入札に参加する際、地域によって審査基準が異なり、入札のために準備する資料が膨大になる場合がある。また、入札サービス費や保証金などの各種費用を徴収される場合もあるが、根拠および徴収基準が不明確である。審査基準、費用徴収基準の明確化、統一化と共に、準備資料の簡素化による効率化を要望する。
- ・入札の開催時期が不定期であり、新しい医療機器を提供できる時期が予測できない。さらには、長期間、入札が実施されない場合もあり、患者にとって有益な新しい医療機器を中国医療機関に販売する事ができない。入札時期の計画化と事前提示を要望する。さらには、入札を経ずとも販売できるような特別枠を設けることも要望する。
- ・入札の審議において、FDAやMDDを取得していればポイントが加算される制度を取っている場合があるが、日本の薬事取得のポイント加算は無い。欧米と同様、日本薬事取得製品のポイント加算を要望する。

5. 化粧品

概況

2015年の中国化粧品市場は、米国に次ぐ世界第二の市場としての地位を固めつつある。そして今後もこの成長を継続するポテンシャルは十分にあり、日本のみならず全世界の化粧品企業にとって非常に重要な市場であり続けると考えられる。

2015年の回顧と今後の動向

中国国民の可処分所得の増加、美容意識の高まりに支えられた、販売地域、年齢層、所得層の拡大傾向は、ここ数年変わっていない。中国の「化粧人口」は、当面は順調に伸び続けること、そして1990年代生まれの「90後世代」が、化粧品購買においても主役・リーダー役となりつつある。

2015年を振り返った時に、日本と中国双方で大きなインパクトを残したのは、「爆買い」である。日本では、大きな経済効果をもたらすと同時に流行語年間大賞も受賞している。一方中国では、自国民に国内での購買を促進させるため、輸入品の関税引下げ等の措置が執られている。その「爆買い」の主要なターゲットの一つが日本製化粧品であり、中国の顧客が、日本製化粧品を高く評価していることがわかる。

化粧品販売チャネルという観点でのここ最近の目立った特徴は、インターネット販売の急激な伸長と百貨店チャネルの落ち込みである。

前者については、その利便性と代金決済システムおよび商品配送システムの急激な整備が相まって急速に普及しており、必然的に化粧品販売企業もインターネット販売に力を入れざるを得ない状況が出てきている。インターネットでの販売は、その産業としての新しさから規制面での対応が十分ではない。特に、前記の「爆買い」と関連し、並行輸入品のインターネットでの販売拡大に伴い、さまざまな問題、トラブルが生じている。当局もこの点を重視し、2015年には「網購保税模式跨境電子商務進ロ食品质量安全監督管理細則」の意見募集稿が発表される等、法規の整備を進めようとしている。余談だが、本細則は食品と銘打っているが、化粧品も対象としている。

後者については、百貨店チャネルを主戦場とするブランドや企業が苦戦している。

次に、売上構成をカテゴリー別に見る。主に化粧人口の増加による市場成長を反映し、全てのカテゴリーで増加が見られる。そして、スキンケア化粧品が多くを占めるという、日本と類似した傾向が続いている。スキンケアにおいては、「美白」や「アンチエイジング」といった効能を持つものが人気を集めると同時に、「自然、天然成分」や「敏感肌用」といった、より安全なイメージがあるものを求める傾向も依然として強い。

中国政府が進める法規整備は、2015年一段と強化、加速している。2015年に発表された法規類の意見募集稿に対し、中国日本商会からは合計10件の意見を提出した。このように、法規ならびにその運用管理体制の整備が非常に精力的に行われていること、加えてその過程で外部から広くコメントが募集されることに関し、中国政府に対し深く敬意を表すると共に感謝する。2015年に発表された主な法規類は、以下の通りである。

- ①化粧品監督管理条例(訂正草案審議用稿)〔中文名：化妆品监督管理条例(修订草案送审稿)〕2015年7月公布
- ②化粧品安全技術規範〔中文名：化妆品安全技术规范〕2015年12月公布
- ③化粧品安全リスク評価指南(意見募集稿)〔中文名：化妆品安全风险评估指南(征求意见稿)〕2015年11月公布
- ④植物類化粧品新原料行政許可申請資料要求(意見募集稿)〔中文名：植物类化妆品新原料行政许可申报资料要求(征求意见稿)〕2015年11月公布
- ⑤既使用化粧品原料リスト2015年版〔中文名：已使用化妆品原料名称目录2015年版〕2015年12月発表

上記①は、化粧品領域の最上位法である現行化粧品衛生監督条例の改正案である。2015年は、國務院立法計画第4類(研究項目)に基づき、國務院から訂正草案審議用稿が公布された。2016年は、國務院三類立法計画に位置づけられていると推察される。

上記②は、化粧品原料およびその最終製品の衛生要件を規定する化粧品領域で最も基本となる技術規範であるが、2015年2月に意見募集稿発表、8月に修正稿の意見募集稿発表、9月にWTOへTBT通報、そして最終的に12月に公布という、非常にスピーディに改正された。

上記③も、長い検討期間を経て意見募集稿が発表された。その内容は、大変厳しいリスク評価を求めるものとなっており、日系企業に限らず非常に多くの企業が問題に直面している。

上記④は、植物性新原料の承認に道を拓くと期待できる法規である。その中には、2015年版白書でも改めて提案した「新原料を安全性上のリスクレベルに応じて分類管理する方法」が採用されている。これは、我々日系企業がこれまで繰り返し提起したことであり、採用いただいたことに深く感謝する。

上記⑤については、2015年版の白書に、本リストの追補・修正に関する運用ルールが明確でない等の問題点が残っており、この点については早急な改善を希望する旨記していた。今回、初版から約1年半を経て改訂版が発表されたことを高く評価する。今後も適宜更新されることを期待する。

上記のような法規類の整備は、より安全かつ安心な化粧品を消費者に提供すべきという当局の強い意思に基づくものであると考えられ、2016年になっても化粧品関連の法規、基準の整備という流れは変わらないと推測する。

最後に、法規制度の運用面での2015年のトピックスについて1点記す。2015年の本白書に期待を込めて記した輸入非特殊用途化粧品の管理につき、CFDAから省級FDAへの

移管が現時点で実現していない。本移管が早急に実現されることを期待する。

日系企業が直面する問題

まず、化粧品品の安全管理が、現在の中国において非常に重要な課題であることは、我々も中国政府と認識を一にする。次段で述べる新原料の承認が遅々として進まない状況も、安全性上の懸念を払拭するためのシステムが構築できていない点に理由があるように思われる。

そもそも化粧品品の安全管理は、商品が上市される前の段階でどれ程厳しく管理しようがそれだけでは不十分であり、上市した後に行なわれる有害事象の発生確認とセットで行われることで、はじめて実効性が高い安全管理が可能になると考える。中国政府には、商品が上市された後のモニタリングシステムの構築にも注力いただくよう希望する。

さて、2015年に発布された③化粧品安全リスク評価指南(意見募集稿)は、上市前の管理にかかわる指南である。本指南が示すリスク評価の考え方は、科学的・合理的であり評価できる。ところが、これを全てそのまま実施できる企業はほとんどないと推察されるほど、技術レベルが高い要求がなされているという問題がある。この点については、リスク評価には国際的に認められている方法や科学的に同等の精度を有する方法も認める等の対応を強く要望したい。また、これが指南であることから、本来であれば法的拘束力を持つ法規性文書ではないと考えられるが、指南本文にはその記載はなく本法規の位置付けが不明瞭であることも問題であり、その点の改善も要望する。

中国で新原料の承認が遅々として進まないことは、日系企業にとっても大きな問題となっている。中でも植物抽出エキス原料は日系企業の強みであり、この新規承認が得られることは、日系企業にとって大きな意義がある。

2015年11月に公布された④植物類化粧品新原料行政許可申請資料要求(意見募集稿)には、「新原料を安全性上のリスクレベルに応じて分類管理する方法」が採用されており、業界の要望に沿ったものと高く評価する。本意見募集稿が一日も早く詳細な運用細則と共に公布され、新原料が承認されることを切に願う。さらには、中国の消費者にとって利益のある新技術、新原料を迅速に中国市場に提供するためにも、植物類原料以外の原料についても、実効性のある詳細な運用ルールを、化粧品原料に係る国際的な流通や安全管理の実態等を踏まえて早急に整備されるよう強く要望する。

2015年から特に、輸入化粧品の原包装上の表記に対し削除もしくは修正の意見が出される事例が増えてきた。具体的には、日本語での「無香料」、「無着色」、「鉱物油無添加」、「界面活性剤無添加」、「PA++++」等の表現に対する意見である。この理由はいくつか推察されるが、その一つには2014年11月に発布された化粧品ラベル管理弁法(意見募集稿)や、遠くない時期に公布されると推察される化粧品監督管理条例の影響があると推察する。しかし、現行の中国法規には、外国語による表示を規制するものはなく、前

記の審査は法的根拠が不足すると考えられる。しかも、このような事例は日系企業にのみ発生しており、対応に苦慮する日系企業は決して少数ではない。

最後に①化粧品監督管理条例(訂正草案審議用稿)について記したい。これは日系企業が直面する問題というよりも、中国化粧品市場で事業を営む者としての期待である。条例が正式改定される際、企業の下記期待に応えていただくことが10年先、20年先の中国化粧品事業の健全な発展につながると固く信じている。

本条例は、現行化粧品衛生監督条例の改正案であり今後最低でも数年間は中国の化粧品産業の方向性を決める法規である。今回改正の目的は、法規の内容を時代にマッチさせること、現状の問題点解消、実施細則との一元化であると伝えられている。それらに加えて、中国化粧品産業に関する中国政府のビジョンが明確に示されると共に、グローバルに主流となりつつある「企業による自主管理の促進」の考え方の中で、健全且つ高い競争力を有する中国企業が育成できる法規が制定されることを強く期待する。

<建議>

2013年3月国家食品薬品監督管理総局(CFDA)が設立されて以降、法規ならびにその運用管理体制の整備が非常に精力的に行われていることに対し、深く敬意を表すると共に感謝する。

化粧品が中国国民の美しさの向上に貢献すること、加えて中国の化粧品産業の健全なる発展に貢献することを期待し、以下の通り要望する。我々の提案が、当局の法規策定並びにその運用管理に役立つことを、強く希望する。

<法規の制定および改定について>

現在制定・改定作業が進められている下記法規、およびその他法規の運用について以下の通り要望する。

①化粧品監督管理条例

2015年7月、化粧品監督管理条例(修訂草案送審稿)が、国務院より公布された。化粧品衛生監督条例が、発布後26年を経て改正されることを強く歓迎する。

法律の条文は、政府の意思であり、メッセージである。化粧品監督管理条例は、世界第2位の化粧品市場を有する中国の化粧品領域の最上位法として、時代の先を読む先見性・新規性と法規の世界標準として他国から尊敬される普遍性に溢れた条文になることを強く要望したい。そのためにこの条例が具備すべき基本要件は、本業界に対する中国政府のビジョン、すなわち10年後、20年後の本業界をどうするのかそれをどのように実現するかが盛込まれることを、切に要望する。

企業による自主管理の促進という方向性の下で、

健全且つ高い競争力を有する中国企業を育成するために必要なことは、研究開発に対する投資と世界標準下での競争の促進である。その実現を促進するため、科学性、客観性を重視する政府の姿勢を、条文中で示すことを期待する。

②化粧品安全性リスク評価指南(意見募集稿)

本指南が示すリスク評価の考え方は、科学的・合理的である点を評価する。しかし一方で、指南本文を見ただけでは、本法規の位置付けが不明瞭だと感じる。さらに、現実には本指南には外資系企業のみならず中国化粧品企業もその多くが対応できない内容が含まれていると思われる。そこで、本指南の起草説明文に記載されている以下の内容、すなわち本指南は化粧品を監督する法的な根拠ではなく、メーカーが商品の安全リスクを十分に評価することができない場合は、従来法で評価できる旨を、指南本文中に記載することを要望する。さらに、評価方法には国際的に認められている方法、例えばOECDガイドラインやISO法等、科学的に同等の精度を有する方法(動物実験代替試験法を含む)も認めるよう要望する。

③植物類化粧品新原料行政許可申報資料要求(意見募集稿)

受理規定発布後、6年間で4原料しか新原料許可を取得できていない状況は、中国の化粧品産業の発展にとって、大きな妨げとなっている。中国の消費者は外国で販売されている最新原料を配合した化粧品を使用できない状況にあり、流行に後れをとることになる。その観点で、2015年11月にCFDAから標題の資料要求案が公布されたことは、業界の要望に沿ったものと評価する。消費者にとって利益のある新技術、新原料を迅速に中国市場に提供するためにも、植物類原料以外の原料についても、実効性のある詳細な運用ルールを、化粧品原料に係る国際的な流通や安全管理の実態等を踏まえて早急に整備されるよう強く要望する。

④輸入食品税関検験監督管理弁法(意見募集稿)、ネット販売保稅形式の越境EC輸入食品安全監督管理細則(意見募集稿)

標記2つの意見募集稿は、共に2015年10月に国家質量監督検験検疫総局(AQSIQ)から発布された。それらは、何れも化粧品を管理対象とするものの、その旨の記載は、各法の末条に一行記載されているに過ぎない。これは、化粧品産業を軽視しており、看過できない。化粧品単独の法規類として独立させるか、「輸入食品化粧品」という形で化粧品についても条文中に詳細に記載するよう強く要望する。

⑤輸入化粧品の原包装上の表記に対する審査意見

2015年から特に、輸入化粧品の原包装上の表記に対し削除もしくは修正の意見が出される事

例が増えてきた。具体的には、日本語での「無香料」、「無着色」、「鉱物油無添加」、「界面活性剤無添加」、「PA++++」等の表現に対する意見である。さまざまな状況から推察すると、審査員は中国の消費者が繁体字による日本語表現を理解できることを問題視しその結果が意見書の発出に結びついているようである。現行の中国法規には、外国語による表示を規制するものもなく、この審査は法的根拠が不足すると考えられる。また、「PA++++」と同様の状況にある「SPF50+」に対しては、このような意見は出されておらず、審査の公平性および審査基準の統一性においても合理ではないと考える。従って、輸入化粧品の原包装上の表記に対しては審査されないことを要望する。

＜並行輸入品について＞

中国における企業活動に多大な影響を与えている外的要因としては、ニセモノの横行、商標権の侵害に加えて、並行輸入品の販売が、店頭のみならずネット上でも年々著しく拡大してきていることである。

化粧品に関しては、輸出先より中国国内企業1社のみ授権できるとされているが、授権者が労力を費やし資料を作成し、疑義照会を通じて、厳格な審査を経た上で、登録または認可という流れを経て漸く輸入販売している商品が、全く別ルートで中国国内にて販売されていることは、CFDAが目指す薬事行政と相いれない。

さらに、消費者にとって一番大きな問題は、正規の授権者が、それらの商品について全く責任を取れないことである。これは、部分最適の最たるものであり、消費者保護の観点、また、薬事行政の視点より、整合性のあるものにしていただくことを強く要望する。

6. セメント

概況

中国経済の減速に伴い、2015年のセメント生産量は23億4,796万トンとなり、前年比4.9%減と大幅に落ち込んだ。天安門事件後の影響を受けた1990年以来、25年ぶりのマイナス成長である。

中国のセメント生産量はピークを過ぎたものの、全世界セメント生産量の約60%を占め、31年連続で突出しての首位にある（2位のインドの約8倍）。一方、生産能力は、33～35億トンのレベルにまで上がっていると言われ、ここ数年間課題となっている生産能力過剰の解消は、解決へ向かうどころかその差をさらに広げている。

生産能力過剰問題は企業間の悪性競争による売価下落・利益大幅減をもたらし、環境問題にも影を落としている。

表1：中国セメント生産量の推移

年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
生産量(百万t)	1,388	1,629	1,868	2,063	2,184	2,414	2,476	2,348
伸び率(%)	2.5	17.9	15.5	16.1	7.4	9.6	1.8	△4.9

出所：数字水泥網

2015年の動向

2015年のセメント生産量が大きく落ち込んだ要因は、不動産開発投資の下落である。2014年には前年比10.3%増の伸びをみせていたが、2015年は伸び率が前年比1.0%増に止まった。住宅投資額は前年比0.2%減、住宅施工面積は前年比2.4%減となっている。

地区別の生産量は発展途上にある西南地区が前年比1.3%増と伸びたことを除くと、他の地区は全てマイナス成長となった。特に、華北・東北においては前年比約15%減と低迷した。

表2：2015年中国の各地区別セメント生産量

地区	生産量 (千トン)	伸び率 (%)	割合 (%)
全国	2,347,961	△4.95	100
華北(北京市、天津市、河北省、 山西省、内モンゴル自治区)	197,761	△14.60	8.42
東北(遼寧省、吉林省、黒竜江省)	111,489	△15.77	4.75
西北(陝西省、甘肅省、青海省、寧夏 回族自治区、新疆ウイグル自治区)	209,300	△7.19	8.91
華東(上海市、江蘇省、浙江省、 安徽省、福建省、江西省、山東省)	751,769	△5.62	32.02
中南(河南省、湖北省、湖南省、広東 省、広西チワン族自治区、海南省)	672,420	△1.72	28.64
西南(重慶市、四川省、貴州省、 雲南省、西藏自治区)	405,222	1.30	17.26

出所：数字水泥網

セメント業界の利益については、全国に3,390社ある中で、43%の企業が赤字に陥った。

需要が低迷する一方で、一部の地方政府は大規模工場の新増設に対し認可を与え、生産能力過剰を加速させている。市場を主導すべき大企業が、市場シェアを奪おうと低価格競争を仕掛けたことも業界全体の利益を押し下げた。セメント業界全体の売上高は前年比10%減、税引前利益は前年比58%減という惨状である。

同じ生産能力過剰問題を抱える鉄鋼業においては、安価な製品を輸出して国際市況にも影響を与えている。一方、セメントの場合2015年の輸出量は前年比9.6%減の920万トン、セメントの中間製品であるクリンカ輸出量（656万トン）は前年比75.6%増と大幅に増えているものの、絶対数量は多いとは言えない。品質の問題以外に、セメントは運賃負担力が大きく販売半径の制約があること、大量輸送には大型専用タンカーが必要となること、中国企業が海外顧客開拓よりも「一帯一路」政策に沿った工場建設投資に傾いていることが理由と思われる。

主な政策・行政措置

生産能力過剰対策

セメント業界に対しては、古くは2003年に国家發展改革委員会、國務院が、盲目的投資と低レベルな重複建設の防止について意見を公布している。その後も関係政府部門が毎年のように相次いで生産能力過剰防止策を打ち出してきたが、需要の伸びに淘汰量が追いつかず、さらに過度な新増設が続いている状態である。

2015年は、工業情報化部が「セメント業界規範条件(水泥行业规范条件)」、「一部の深刻な生産能力過剰業種の生産能力置き換え実施弁法(部分产能严重过剩行业产能置换实施办法)」を施行。セメント産業に対する投資者の参入基準を厳格化し、盲目的拡張の禁止を求めたが、等量又は減量による置き換えが認められたこともあり、規制は有名無実化。

2015年に淘汰された生産能力が3,900万トン(工業情報化部目標値、実績未公表)だったのに対し、新設能力は4,700万トン、2016年にも3,500万トンの新設能力が操業開始する見込みである。

品質・環境対策

新環境保護法では、汚染物質の総量規制、環境モニタリングと環境アセスメント、行政区を跨ぐ共同予防システムなどが完備され、環境汚染企業に対する処罰も厳格化された。「セメント工業大気汚染物排出基準」の実施においては、PM2.5等汚染防止のための煤塵・NOxの排出基準が世界トップクラスの厳しさとなった。

品質面においては、製品品質のグレードアップのため、2015年12月から32.5複合珪酸塩セメントGB基準が取り消された。

冬季生産ピークシフト

2015年は、前年に続き生産能力過剰と環境問題を解決する臨時措置として、「冬季生産ピークシフト」策が実施された。冬季(11月～翌年3月)の暖房使用時期に、需要減退

地区である東北・華北・西北地区でセメント生産窯を停止させる措置である。2014年は自主的色合いが濃かったのに対し、2015年は工業情報化部と環境保護部が連名で通知を発し、強制力を示した。

2016年の展望・重点政策

2016年も不動産開発投資の伸びが見込めず、生産能力過剰の解消も短期的には解決が難しいことから、セメント生産量は引き続きマイナス成長が予想されている。中国水泥協会傘下の数字水泥網では、2016年のセメント生産量を前年比3%減、22.8億トンと予想している。

2016年3月に開催された全人代の「政府活動報告」の中で「供給側の構造改革」という言葉が5回用いられており、供給側の構造改革を断行する決意が示された。特に過剰生産能力の削減は、第13次5カ年計画の重点の一つである。新規生産能力拡大の抑制、旧式設備の淘汰等により、秩序的に過剰生産能力を削減すること、合併再編や債務整理、破産清算等の措置によって「ゾンビ企業」を処理することが求められている。但し、失業者の増加、景気の下振れ圧力等の痛みを伴い、企業や地方政府の抵抗も予想されることから、どのように具体的かつ有効的に実施していくのかを注目していく必要がある。

セメント産業の問題点と改善要望

生産能力過剰問題

生産能力の新增設については、国が把握しているプロジェクト数よりも、実際に投資・建設されているプロジェクト数が多くなっている模様である。

生産能力の淘汰についても、地方政府や企業の抵抗により、旧式設備の淘汰が足踏みしている。中国水泥協会によると、第12次5カ年計画期間(2011~2015年)、約7億トンのセメント生産能力が淘汰されたとされているが、この内訳のほとんどが旧式の窯生産ラインとクリンカ粉碎工場である。実際に淘汰されたクリンカ生産能力はわずか3億トン、同期間に新增設された能力は6.9億トンであり、クリンカ生産能力純増分は3.9億トンとなる。これをセメントに換算すると、6.5億トンの生産能力が増えていることになる。

工業情報化部が2010年から毎年公表していた旧式設備・企業淘汰リストは、2015年には公表されなかった。有名無実化している「等量又は減量による置き換え」政策の廃止も含め、実効性のある政策や財政補助の制定を期待する。

但し、法律法規を順守し環境・省エネ・品質・技術・安全に優れている企業に対しては、淘汰対象から除外すべきである。

品質問題

32.5複合珪酸塩セメントGB基準は取り消されたものの、まだ他の32.5級品GB基準は残っている。32.5級品は構造用に適しておらず、主に中小企業が環境問題を無視しながら生産しているケースが多い。また、32.5級品はGB基準上、

混合比率50%以下となっているものの、一部の中小企業は50%以上の混合物を使用しているとも言われている。セメント総生産量のうち、約半数が32.5級品である。製品品質グレードアップのためだけでなく、生産能力過剰対策と環境対策のためにも、今後、32.5級品全体のGB基準取消を求める声が業界の大企業から上がっている。

冬季生産ピークシフト、生産停止問題

工業情報化部によると、2016年も北方地区を中心に冬季生産ピークシフトを実施するとのことだが、顧客との売買契約上、生産停止できない企業もある。また、2014年のユース五輪期間前後での南京、2015年9月の反ファシズム戦争勝利70周年記念行事での北京、また一部地区では、PM2.5の値によって一律強制的な生産停止措置が敷かれる。環境基準を順守している企業の正常な経営活動を阻害しないようにしていただきたい。

<建議>

- ①法を順守し稼働している生産ラインに対する閉鎖圧力は、地元経済、雇用等社会貢献の観点からも好ましくない。このようなことが起きぬよう、引続き適切な指導を要望する。
- ②2015年1月の新環境保護法施行により、業界を問わず一律に規定されたSOxやNOxなど汚染物質の排出基準は世界的に最も厳しい基準となったが、日系企業としては先進事例となれるよう積極的に対応していく。しかしながら、法運用に当たっては、瞬時の基準値超過を許さないというような無理なものとはせず、工学的なばらつきを勘案し、一定の期間での平均値を取り締まりの指標とするよう要望する。
- ③全く同じ手続を同時期に行っても窓口(担当者)が違っただけで必要書類が異なることが多く見受けられる。行政機関での手続の際、必要書類の統一、手続の明確化、案内等、行政機関のサービス向上を要望する。例えば次のような事例が挙げられる。
 - 1) 設備輸入の際、以前と同じ設備を輸入したにもかかわらず、関税率の高いHSコードに訂正を求められた。納期の関係上、迅速に通関させることが最重要事項であり、粘り強く説明、理解を求める時間はない。変更が必要な場合は相応の納得できる説明を要望する。少なくとも過去に輸入しているものは同様に扱うことを要望する。
 - 2) 2015年6月より海関「報関単位注册登記」において、年度報告が新たに義務付けられた。これにより企業の負担が増加した。簡素化に逆行しており、改善を要望する。

3) 各行政機関の手續において、オンラインでのシステム導入が増加している。しかし、企業側端末の種類やバージョン等によりアクセス出来ないシステムもあり、使用する企業側の利便性を考慮し、改善を要望する。

④日本人の社会保険料における本国との二重払い解消に向けて、二国間協議による早期解決を要望する。

⑤北京市以外の居住者であっても、勤務地が北京市である場合は、北京市にて就業証手續（発行、変更等）ができるよう、居住場所と勤務地の一致の原則を撤廃するよう要望する。

⑥北京市人事労働部門における外国人の就業申請に関し、学士以上の資格あるいは外国の国家資格を有していない場合や60歳超の場合でも、経験や技術が優れている人材は多い。一律に就業不許可とするのではなく、門戸を広げるよう要望する。

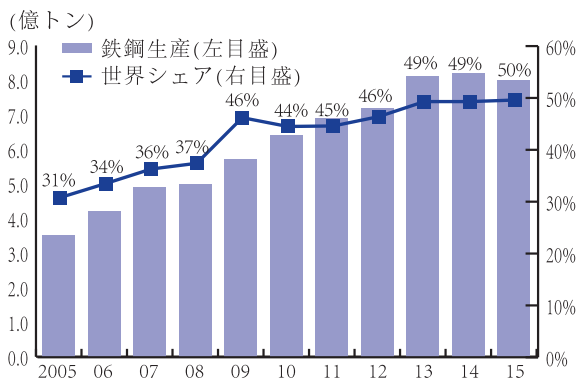
⑦セメント業界は、2003年の段階から国家発展改革委員会により「盲目的投資の防止」が謳われ、生産能力過剰抑制に動いてきた。以降、国务院や政府各部門からも毎年のように同様の通達が出ているにもかかわらず、規定された新設・増設の禁止や生産能力置換え(等量淘汰・減量淘汰)が徹底されていない。その結果、需給ギャップが拡大して悪性競争を引き起こし、売価の下落、大部分の企業の業績悪化をもたらしている。認可権限のある省級発展改革部門や工業情報化部門には、指導の徹底を要望する。

7. 鉄鋼

中国鉄鋼業の概況

2015年の中国の粗鋼生産は前年比2.3%減の8億400万トンとなり、1981年以来34年ぶりの前年割れとなった。なお、2015年の世界粗鋼生産（16億2,000万トン）に占める中国のシェアは約50%であった(図1)。

図1：中国の粗鋼生産量と世界シェア



出所：World Steel Association, 中国国家統計局

中国の鉄鋼生産は2000年以降急拡大したが、近年は鉄鋼需要の急速な鈍化に伴い生産能力の過剰が顕著となっている。中国政府は2005年7月に発表された「鉄鋼産業発展政策」以降、鉄鋼業の構造調整に向けた継続的な取り組みを行ってきた。この間、旧式設備の廃棄が継続的かつ着実に進められたが、一方で、製鉄所の移転や設備更新による能力増強がさらに進展した。また、恒常的な赤字体質を抱え、環境基準を満足出来ず事業継続が困難であるにもかかわらず、地方政府が支援を与えて温存している「ゾンビ企業」の存在など、市場メカニズムによる需給調整機能が十分に発揮されない状況となっていると考えられている。

中国の国内消費（粗鋼換算見掛消費）は2013年をピークに減少に転じ、2015年には前年比5.4%減の7億100万トンと2年連続のマイナスとなった（中国鉄鋼工業協会、以下CISA）。内需の減少に伴い国内市場における鋼材の需給緩和が著しくなり、鉄鋼企業の経営は2015年通年のCISA会員企業の利益（税引前）が645億元（約1兆1,600億円）の赤字となるなど、急速に悪化した（CISA会員企業の50.5%が赤字）。

国内市場の市況低迷を受けて鉄鋼企業の輸出シフトが一段と強まり、2015年の鋼材輸出量は前年比約2割増の1億1,240万トンと初めて1億トンを突破した。安価な中国材の急激な流入を受け、中国材を対象としたAD、CVD案件が2015年には世界各国で37件（CISA）に上った。

鉄鋼需給～2015年の回顧と2016年の展望

2015年を通じて不動産開発は調整局面が続いた。年央以降

は住宅購入規制の緩和などにより大都市を中心に販売は回復したが、住宅在庫は高水準のまま推移し、新規住宅着工件数は2年連続の前年割れとなった。こうした影響を受け建材分野を中心に鋼材需要は低迷し、粗鋼生産も前年を下回った。

また、2015年後半に入ると9月の戦勝70周年軍事パレード（於・北京）に伴う大気環境保全のため、一部地域で生産制限措置がとられた。さらに冬場に入ると、経営難に苦しむミルの減産、生産停止の動きが広がり、粗鋼生産ペースはさらに減速した。

固定資産投資額は、不動産、重工業などが減速する一方で、インフラ分野は高い伸びを持続したものの、条鋼類を中心に鋼材消費は低迷を続けており、鋼材需要全体への恩恵は限定的であったことが窺える。製造業関連では、機械、建機分野の低迷が続く、自動車生産・販売も2015年10月以降は販売促進政策により急回復したものの、それ以前は前年割れが続いたほか、家電も冷蔵庫、エアコンが前年を下回るなど不振が続いた。造船業は、建造量は前年並みを維持（中国船舶工業協会）したものの、新規受注量は前年比で概ね半減と厳しい状況が続いた。

工業情報化部（以下、工信部と表記）は2016年の展望として、「能力過剰の解消は長期にわたる任務であり、短期的に鉄鋼市場の供給過剰が解決されるのは困難」との認識を示している。

冶金工業規劃研究院は、2016年について、粗鋼生産量が7億8,100万トン（前年比3.1%減）、鋼材需要量が6億4,800万トン（同3.0%減）と予測している。

鉄鋼貿易～2015年の回顧と2016年の展望

2015年の鋼材輸出は1億1,240万トン（前年比19.9%増）と、過去最高であった2014年を大幅に上回り、初めて1億トンを突破した。

2014年に急増したボロン鋼輸出に対する各国からの懸念を受け、中国政府は2015年1月1日より、ボロン鋼の輸出に対する増値税還付を撤廃したが、ボロンに代えてクロム等、他の合金を添加した鋼材の輸出が引き続き高水準で推移し、中国材を対象とした新規の通商措置が世界各国で多発した。なお、工信部は2016年の輸出について、貿易摩擦の激化等により輸出環境は厳しさを増すものの、全体として高水準を維持するとの見通しを示している。

鋼材輸出の急増に伴い、2015年には主要輸出仕向先であるASEAN諸国が中国材に対する新規のアンチ・ダンピング（AD）調査を開始したほか、豪州、EU、米国などでも対中AD調査が開始された。加えて、輸出量が急増したパキスタン、トルコなども対中AD調査を開始するなど、中国材を対象とした貿易救済措置が各国で広がりを見せた。

鋼材輸入は、内需の減少と国産化推進により年初来減少傾向が続く、2015年は、前年比11.4%減の1,278万トンと3年ぶりの前年割れとなった。輸入の約9割弱を占める日本・韓国・台湾はそれぞれ、日本が前年比9.2%減の556万トン、韓国が12.5%減の402万トン、台湾が16.6%減の169万トンと軒並み前年割れとなった。

中国の対日貿易救済措置については、2015年7月、日本製を含む方向性電磁鋼板のAD調査が開始され、同年12月に開催さ

れた公聴会では、日本の利害関係者が関連データを提出するとともに意見具申を行った。

中国鉄鋼業の構造改革の動き

中国鉄鋼業は、「鉄鋼業、第12次五カ年計画」（2011年）、「深刻な過剰生産能力解消に関する指導意見」（2013年）などを中心とする政策により旧式生産能力の廃棄を進め、第12次五カ年計画期間中（2011年～15年）に9,480万トンの製鋼能力を淘汰した（工信部）。

旧式生産能力の淘汰と並行し、工信部は2014年、「鉄鋼業規範条件」（以下、「規範条件」と記す）を制定し、これに適合する304社を公表した。「規範条件」は、適合企業以外を優遇政策の対象外とし、市場競争力を剥奪、金融面でも制約を課すなど生産能力の管理体制を強化した。また、2015年1月には「史上最も厳格」（新華社含む各種メディア）と称される新「環境保護法」が執行され、環境基準に不適合な企業に対しては厳しい罰則が課せられることとなった。

このように、鉄鋼企業に適用する条件の厳格化や環境規制の強化により、市場原理に基づく生産能力の総量抑制の進展が期待される一方で、2014年末の鉄鋼生産能力は11～12億トンに達しており、3～4億トンの過剰生産能力があるとみられている。加えて2014年以降、2年連続で国内鉄鋼消費が減少したこともあり、需要と生産能力とのギャップの拡大が続いた。2015年に入ると、供給過剰により、原料価格の下落を上回るペースで鉄鋼製品価格が下落し、多くの鉄鋼企業が赤字経営に陥った。

2015年12月に開催された中央経済工作会议（翌年の経済運営方針を決定）では、今後取り組む5大任務として（1）過剰生産能力問題の解決、（2）企業のコスト削減、（3）不動産在庫の消化、（4）有効な供給の拡大、（5）金融リスクの予防・解消が挙げられているが、「過剰生産能力問題の解決」が筆頭に挙げられていることから、この問題に対する中央政府の決意の大きさがうかがえる。

2016年2月、国務院は「鉄鋼業過剰生産能力解消、困難脱却実現に向けた発展に関する意見」（国発〔2016〕6号）を公布し、2016年から5年をかけて粗鋼生産能力を1～1億5,000万トン削減すると規定した。

この中で、能力削減を進める政策として、関連の法律・法規、産業政策を厳格に適用し、①環境保護、②エネルギー消費、③鋼材品質、④安全、⑤技術、の基準に照らし、これらを満たさない生産設備を法に基づいて撤退させるとの基準を定めた。また、企業の再編・統合、債務統合などを円滑に進めるべく、能力削減を進めるにあたり最大の課題とされる雇用対策に関する専用基金の設立など具体的な支援策も提示されている。

鉄鉱石について

2015年の鉄鉱石輸入量は前年比2.2%増の9億5,000万トンと、4年連続で過去最高を更新した。その一方、国産鉄鉱石生産量は7.7%減の13億8,000万トンと3年ぶりの前年割れとなった。

CISAは2015年の鉄鉄生産量（6億9,000万トン）から算出される精鉱需要（11億4,000万トン）に対し、供給は輸入（9億

5,000万トン）と国内生産（精鉱換算3億8,000万トン）合計で13億2,000万トンとなり、1億8,000万トン供給過剰であったと推計している。また、2015年通年の平均輸入鉄鉱石価格が前年比43.0%安の41.3ドルと、国産鉄石（29.5%安の225.2元）の下落幅を大きく上回ったと報告しており、国内鉄山企業は苦境に立たされている。

こうした中、中国政府は2015年5月、鉄鉱石に賦課される資源税の徴収比率を従来の80%から40%に引き下げ、鉄山企業の税制面で圧力軽減を図った。なお、冶金工業規劃研究院は2016年の鉄鉱石需要について、10億7,300万トン（62%換算）と予測している。

省エネ、環境保護に関する動き

2015年1月1日から施行された新「環境保護法」においては、鉄鋼業界に適用される新たな環境基準も引き上げられており、これらの対応のため鉄鋼企業の環境保護コストは大幅に上昇するとみられている。また、2016年1月1日より新「大気污染防治法」（2015年8月29日公布）が施行されており、鉄鋼を含む環境負荷の高い業界に対してはより高いレベルでの大気環境の保全管理が求められている。

2016年2月に国務院より公布された「鉄鋼業過剰生産能力解消、困難脱却実現に向けた発展に関する意見」（国発〔2016〕6号）の中でも、能力削減対象の中に、環境保護（污水排出標準、焼結・ペレット大気汚染廃棄標準、圧延業大気汚染標準など）、省エネ（粗鋼生産単位当たりのエネルギー消費限度などの強制性の要求）基準が満たせない場合は法に基づいて設備を閉鎖し市場から撤退させる、としており、鉄鋼企業はより厳格な対応を迫られるとみられる。

この他、2015年6月には「環境保護税」導入に関する意見募集を実施、また国家発展改革委員会は鉄鋼や電力等重点業界をカバーする排出量取引制度の2017年の導入に向けて検討を行うと表明しており、今後も環境規制の強化による中国鉄鋼業界への影響が注目される。

<建議>

①中国鉄鋼業「過剰生産能力」に対する政策について

中国政府は、2005年に発表した「鉄鋼産業発展政策」以降、鉄鋼業の量的拡大を改め、量から質への転換、資源利用効率の向上、収益性の改善等を図るべく、過剰生産能力の合理化を進めてきた。第12次五カ年計画期間（2011～15年）には約7,800万トン（2014年末時点）の旧式設備の淘汰が行われたが、これと並行して実需の伸びを大幅に上回る新規設備が建設されたため、2014年末には約11～12億トンの粗鋼生産能力を有するに至り、近年では、約3～4億トンの過剰生産能力があるとみられている。

一方、中国の鉄鋼内需（粗鋼換算見掛消費）は2013年をピークに減少に転じており、2015年には鉄鋼需給の不均衡がさらに拡大した。中国市場における鋼材市況は2015年を通じて下落が続き、鉄鋼企業

の経営環境は急速に悪化した。国内市場の低迷を受けて、中国ミルは輸出ドライブを強めたが、中国から安値で大量に輸出される鋼材は世界各国で深刻な通商摩擦を惹起し、中国の過剰生産能力の解消が世界鉄鋼業にとって喫緊の課題となった。

中国共産党第十八回中央委員会第三回全体会議（2013年11月）においては、経済活動に対する政府の関与を減らして市場原理を強化する方向性が示され、これにより競争力のない企業の淘汰と企業間の整理・統合が進展するものと期待されている。しかし、鉄鋼生産の約半分を国有企業が担っているという中国の実情を考慮すれば、中国全体の生産能力の適正化を進めるためには、市場原理のみならず政府による関与を通じて整理・統合を進めることも必要と考える。

日本鉄鋼業界は中国政府・業界によるこれまでの取り組みがより具体的かつ実効性のある形で適切に推進されることを期待するとともに、今後の過剰生産能力削減の進捗を最大の関心事項の一つとして注視している。特に、2016年2月に公布された《鉄鋼産業過剰生産能力解消、困難脱却実現と発展に関する意見》（国発〔2016〕6号）および、《鉄鋼産業調整政策》（2015-2025年）等により、構造調整に向けた適切な対策が講じられ、能力削減が着実かつ迅速に進展するよう要望する。また、中国鉄鋼業が早期に構造調整を実現できるよう、日本鉄鋼業界としても、過去の構造調整に係る経験を中国の鉄鋼業界と共有するなど、協力を惜しまない所存である。

②鉄鋼生産について

2015年のGDP成長率は6.9%にとどまり、中央政府は、中国経済は高速成長から中・高速成長へ移行した「新常态（ニューノーマル）」に適応し、第13次五カ年計画期間（2016～2020年）の経済成長のボトムラインは6.5%程度という認識を示している。

2015年の国内鉄鋼需要（粗鋼換算）は前年比5.4%減となり、2014年に続き2年連続の前年割れとなった。今後も需要の伸びが期待できない中、鉄鋼ミルは既に減産に取り組んでいるものの、需要の減速と比べ生産の減少はなお不十分で、深刻な供給過剰が継続している状態にある。また、2016年の鋼材消費も前年比4%減の6億4,600万トン（CISA, 2016年3月情報）と引き続き減速が予測されている。

日本鉄鋼業界としては、中国鉄鋼業界が企業間の整理・統合の推進により過当競争体質を改善し、健全な鉄鋼市場を早期に構築できるよう要望する。

そのためにも、両国政府が主催する日中鉄鋼対話などさまざまな機会をとらえて、中国鉄鋼業界との相互交流を一層促進させ、中国鉄鋼業の更なる発展に貢献していきたいと考えている。

③鉄鋼貿易について

2015年の中国鉄鋼貿易は高水準の生産を背景に、鋼材輸出も過去最高であった2014年の9,378万トンを大幅に上回る1.1億トンに達した。

こうした高水準の鋼材輸出を受けて世界各国で中国製鋼材に対する警戒感が強まる中、中国政府（商務部）は鉄鋼製品の貿易摩擦問題に関し、深刻な過剰生産能力が輸出激増の要因であるとの認識を示し、CISAは「企業は過度な安値輸出が国際市場に及ぼす影響に注意を払うべき」と警告を発している。

中国の鉄鋼輸出は2010年以降年々増加しているが、特に2014年以降は内需の減速に伴い鉄鋼輸出が一層加速し、世界各国における保護貿易措置の蔓延の大きな要因となっている。

日本の鉄鋼業界は、自由で公正な貿易の構築が世界経済発展のために不可欠と認識しており、中国政府ならびに中国鉄鋼業界に対しては、東南アジアをはじめとする世界鉄鋼市場の健全かつ持続的な発展に配慮するとともに、鋼材輸出に対する増値税の還付制度の見直しなどを含め、適切な通商政策がとられるよう要望する。

加えて、日中鉄鋼貿易においては、これまで長きに亘り培ってきた信頼関係をベースに、両国政府主催の日中鉄鋼対話というプラットフォームを通じ、鋼材貿易に関する相互理解を深めていきたい。

④省エネ・排出削減について

中国鉄鋼業界の省エネ・CO2排出削減は、近年中国政府の環境規制強化と鉄鋼企業の積極的な関連設備導入などにより、飛躍的な進展を遂げた。

日本鉄鋼業界は、2005年7月にスタートした日中鉄鋼業/環境保全・CO2省エネ先進技術交流会（その後の専門家交流会）での議論を通して、中国鉄鋼業界の省エネ・排出削減に貢献したと認識している。同交流会は2012年の中断後、2015年10月、4年ぶりに開催された。日本鉄鋼業界は、日中交流のプラットフォームの1つが再開されたことを歓迎し、両国が地球規模での温暖化対策という観点から、同交流会のような定期的な意見交換を通じて日中両国が目標を共有し、技術開発などを通じ協力の成果をあげてことを要望する。

また、中国鉄鋼業界に対し、2015年度をもって最後の開催となる国際的協力事業の一環である「エネルギー効率向上に関する国際パートナーシップ（GSEP: Global Superior Energy Performance Partnership）鉄鋼WG」への積極的参加を要望する。

⑤統計

適切な生産レベルを自律的に維持・確保し、また業界全体の構造調整を円滑に推進するためには、広範囲をカバーする鉄鋼関連統計システムの構築が不可欠である。中国鉄鋼業界は、すでに相当程度の鉄鋼関連統計（メーカー在庫を含む）を整備済みであるが、生産統計における鋼材の重複計上問題の改善や在庫統計の更なる拡充など、鉄鋼業全体のさらなる質的向上に資する統計システムの整備を要望する。

8. 家電

2015年の家電業界は、昨年に続きテレビの価格競争激化、スマートフォン撮影機能高機能化によるデジタルカメラ需要の減少傾向が続いている。大物白物家電も同様に経済の減速と不動産市場の低迷の影響で厳しい競争に追い込まれる一方、美容、調理・健康関連の小家電は人々の快適さへの意識向上やスマート化が進むなど全般的に活気づいてきている。オンライン市場は継続して伸びているものの、既存のオフライン店舗の収益性が悪化するなど、製造メーカーだけでなく、流通、小売り業者も急激な変化に対応を迫られている。

(※業界動向のグラフ、数字データ出所はGfK)

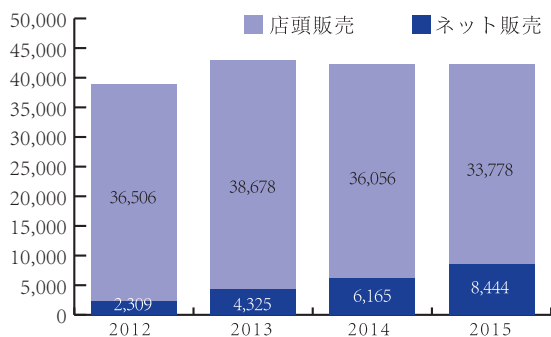
主要商品の概況

薄型テレビ

2015年のテレビは、店頭販売減少分をネット販売がカバーし、トータルで約4,200万台と前年並みとなった。2015年のトレンドは、1) さらなる大型化、2) 4Kテレビへのシフト、3) オンライン販売の増加。価格下落は続いている一方、大型の比率が上がっており、4Kテレビの比率も特に大型テレビの領域で大幅に増加。オンライン販売については、小型で廉価モデルがやはり主力であるが、大型モデルの販売も増えている。

また、LeTVに続き、PPTVや風行など動画配信会社もインターネットテレビに参入し、TCLとLeTVが資本提携、開発、製造、サービスなどの協力を展開するなど業種を超えた競争が加速している。

図1：テレビ販売台数 (単位：1,000台)

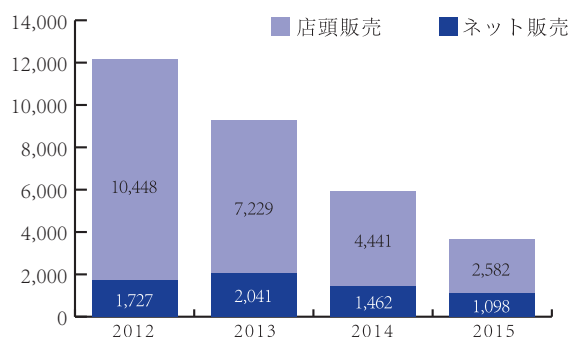


デジタルカメラ

デジタルカメラは、2014年の600万台から、2015年は400万台弱まで大きく台数が減少した。スマートフォンのカメラ機能の進化により、需要が奪われている傾向が続いている。スマホと差別化できないデジカメは今後とも減少が続くとみている。一方、高級レンズ交換式カメラについては、センサーの大型化のトレンドがあり、需要は前年から微増している。また、コンパクトデジカメについても、高機能なカメ

ラについては微減にとどまっている。しかし、全体としては、需要がスマホに置き換えられる傾向が続くと思われる。

図2：デジタルカメラ販売台数 (単位：1,000台)

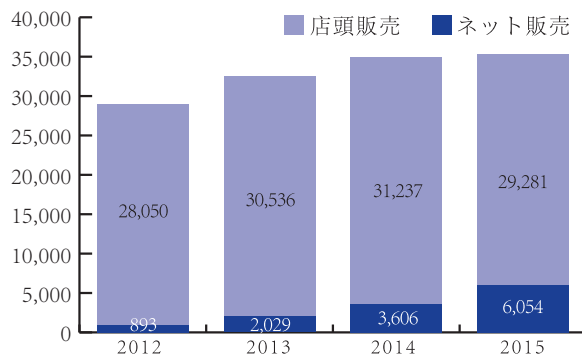


エアコン

2015年のエアコン販売台数は約3,500万台と前年より微増したが、業界の生産能力が過剰となり、大量の流通在庫が発生、ローエンドモデルからハイエンドモデルまで全面的に激しい価格競争が展開された。

丸型などデザイン重視の機種、PM2.5抑制機能の搭載機種などが前年より増加、また、子供用エアコンや、自動清掃機能など各社独自の特徴で差別化を図るトレンドは今後より鮮明になると予想される。

図3：エアコン販売台数 (単位：1,000台)



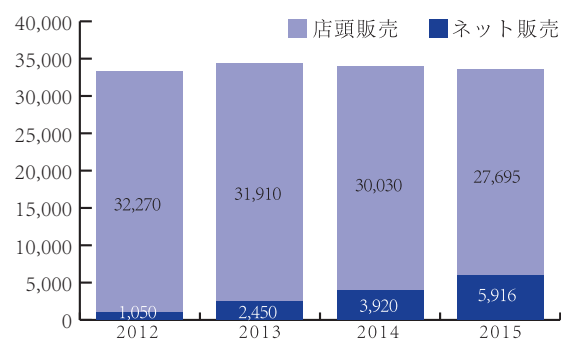
冷蔵庫

2015年冷蔵庫の販売台数はネット販売が増加するも、店頭販売の下落をカバーしきれず、トータル約3,400万台となり、前年から若干の減少となった。

商品カテゴリーでは、すでに主流となっている大容量、インバーター搭載、多ドアのシェアが継続して拡大。機能としては、鮮度保持への関心も高まりつつある。

Wifi機能付き、栄養分析、メニュー提案、ネットショッピングなどのスマート機能が注目を集めているが、まだ購入の決め手にまできていない。

図4：冷蔵庫販売台数（単位：1,000台）



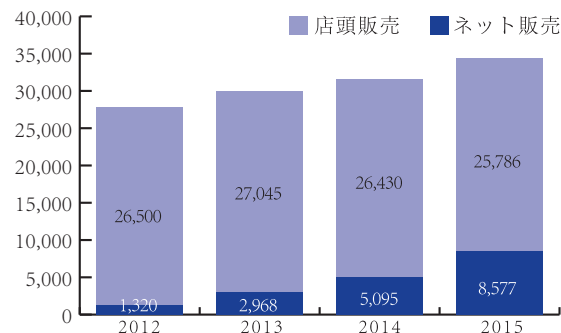
洗濯機

2015年洗濯機の販売台数は店頭販売では微減となったが、ネット販売は大きく伸びし、トータル約3,400万台となり、前年から増加した。

商品カテゴリーでは、ドラム式は水消費量の少なさ、インバーター式は低騒音で売り上げを大きく伸ばしている。また、大容量洗濯機は価格が低下しているが、台数の増加で販売額が伸びている。

また、子供服用やインナー用という市場細分化した機種はまだ販売が少ないが、今後の成長点として注目されている。

図5：洗濯機販売台数（単位：1,000台）



ネット販売のさらなる拡大、越境Eコマース

中国のネット販売は引き続き高成長を遂げている。販売高のみならず、全体の家電販売に占める構成比も著しく向上している。特にモバイル端末による販売、農村部での販売は大きく伸びている。販売の中身として、これまでの小物、低価格商品から大型化、ハイエンド化が進みながらも、ネット販売を主力にスマートテレビへの新規参入やネット専用モデルを開発するメーカーも増えている。また、京東と格力の提携、アリババと蘇寧の資本提携などでネット販売とメーカー、オフライン量販店の提携がさらに進む。一方、ネット専門業者がオフラインの店舗を開く動きも出てきており、今後は、流通業界の競争はさらに激しくなると思われる。

なお、中国人観光客による日本での「爆買い」を中国国内に呼び戻す狙いもあり、海外で販売する製品を中国で購入できる越境Eコマースが拡大、日系企業との合併を含めて参入する企業数や対象商品の種類が増加している。越境Eコマースは政策支援の元で自由貿易区や保税區を活用し、一

般消費者にとって通常の貨物輸入より税金上のメリットや物流の即時性が期待できる、アフターサービスが付くなどの特徴がある。

中国家電の海外進出

大手長虹電器による三洋電機の液晶テレビ事業の買収、ハイセンスによるシャープのメキシコ液晶工場の買収、ハイアールによるGE家電部門の買収、スカイワースによるドイツテレビメーカーメッツ (Metz) の買収など、2015年は中国家電メーカーが海外事業を買収する事例が増えている。また、TCLの米国における高成長と韓国への進出、美的の高級IH炊飯器のグローバル同時発売、IFAで中国ブランドのプレゼンス向上、ハイアールアジアが「アクア」へ社名変更など、中国家電の海外進出の取組みが加速している。

家電のスマート化、ハイエンド化が進む

競争が激しい家電業界で、同時に2つの動きが出ている。一つは、2015年より本格的なスマート化に乗り出すメーカーが増えてきており、顧客が実際に使えるようになって来た点。もう一つは、高機能、高品質、高価格を追及する動きである。スマート化については、これまでの小米などの大手メーカーが商品群を拡大している中、動きの良いスタートアップ企業がさまざまなスマート家電、ソリューションを提供し始めた。高級、高品質については、レンズ交換式カメラや、高級オーディオプレイヤーなどがあるが、これら高級品の需要は金額ベースで前年から微増している。機能面で差異化された商品を選ぶ顧客に受け入れられている。

ハイアールは高級サブブランド「Casarte」へ力を入れ販売を大きく伸ばしており、美菱がロゴを「MELNG」へ変更、インバーター式冷蔵庫を強化しハイエンド市場を狙っている。また、格蘭仕 (ギャランツ) はハイエンドシフトを加速、「双11」(独身の日)のセールでも値下げしないなど、各社ともに各自の取組みを実施している。

<建議>

廃棄電器電子製品回収処理管理条例関連

①「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」(中国版WEEE)は、2009年2月25日に公布、2011年1月1日に施行され、「廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法」も2012年5月21日に公布、2012年7月1日に施行された。メーカーの立場としては、公平性と透明性確保の観点から、処理基金の徴収・使用実績に関して製品別や中国生産品・輸入品別などの詳細を公開頂くとともに、生産者・輸入者の処理基金納付額の定期的な見直しを要望する。

②2016年3月1日から、中国版WEEE対象製品第2回目録により処理基金を徴収するが、2016年1月下旬まで、第2回目録製品の具体範囲および徴収単価とも未公布である。今後新たな関連

法律、政策策定時にできるだけ企業にとって長い準備期間の提供を要望する。

- ③廃棄電器電子製品解体補助金の支払いが遅く、リサイクル企業経営への影響の最小化のために、支払いのスピードアップを要望する。
- ④廃棄電器電子製品リサイクル企業の経営の健全性確保のために、廃棄電器電子製品回収体制および解体廃棄物処理施設の整備強化を要望する。

省エネ関連（エネルギー効率ラベル制度）

エネルギー効率ラベル制度の対象製品となった場合、メーカーにとって、能率限度値および能率等級の認証、試験、マーク添付等が煩雑でコストアップの要因となる。関連法規・基準の整理と効率的運用を要望する。

また、国家基準制定時には、外資企業、メーカー団体の参画を含めた公開性の向上と検査等の運用面での企業間の平等性確保の検討を要望する。

製品標識標注規定の廃止後の対応

国家質量監督検査検疫総局の2014年第70号公文書で「製品標識標注規定」を廃止すると公告された。以前、その規定に基づき表示していた内容について、今後の表示根拠、表示内容の正確さが把握できない状況にある。以下の三点に関する表示項目の要求を要望する。

- ①輸入品および委託生産（ODM/OEM）製品の生産者名称の表示。以前の「製品標識標注規定」に基づき表示した場合の問題の有無。
- ②輸入製品の品質合格証の表示。以前と同様に、品質合格証を表示無しでよい。
- ③輸入品の適合規格の番号表示の必要性。輸入品は企業規格を中国で登録できず、表示ができない現状にある。

物流関連

①運用上のルール of 文書化に関して

順守すべき内容・規則として法令・通達がよりどころとなるが、全国での当局の運用を顧みた際に必ずしも運用ルールが文書化されておらず、そのことが全国対応を行う多国籍企業にとっては不便につながることが存在する。例えば、昨年8月に天津港にて爆発事故が生じた直後に、地方ごとに危険化学品の輸送取扱を行わない空港・港が複数見受けられたが、取扱禁止の期間、対象貨物等に関して地方ごとに基準が異なり、かつ明文化されている通知が確認できない状況であった。このような状況下で、メーカーとしてはメディア情報もしくはフォワーダー情報を信じるしかなく、その真偽性の如何により実務に混乱が生じた状況もあった。運用を行う際に、迅速かつ明確な基準・考え方の発信を行う体制の徹底を要望する。

②保税加工貿易（手冊、保税部材）に関して、複数のポイントにおいて全国にて運用ルールがまちまちであり、長期的にその運用の違いを一元化していくことを多国籍企業として要望する。

- ・手冊消込時の盤盈、盤亏に対しての納税の考え方の違い（両方の差異見合いの納税を求められるケースもあれば、盤亏のみの納税を求められるケースもあり）
- ・電子手冊使用時の備案後核销（消込）前の通関BOM情報の修正申告の違い（修正申告が認められるケースもあれば、認められないケースもあり）
- ・深加工结转にて完成品を販売する場合の国内調達部材の増値税控除（認められないケースが多いが、一部では認められるケースもあると聞く）等

③HSコードに関しての判断の一元化

各地方により同一品番の部材・完成品であってもHSコードの判断が異なるケースがある。判断が難しいケースも確かに存在するために完全な一元化は難しいことは理解するが、企業としては過去に一度認められたHSコードが使用できない事例においては対応に苦慮するため、運用上この問題を打開する仕組みの構築を要望する。

<改善のアイデア>

- ・帰類センターの発行する預帰類建議書の有効期間、有効地域を拡大する。
- ・全国で通用する預帰類決定書の運用を本格的に実施する。
- ・過去に当局が使用を認めたHSコードに関して、別担当者、別地域の当局が異議を唱えた場合に、企業が仲裁を求めることのできる当局機関を設ける。

その他

- ①早期に中国に進出した外資家電メーカーの生産拠点は商品ごとに分散しているが、連結納税制度が認められていないため、積極的な投資ができない。グループ一体経営による競争力強化とさらなる発展に向けた連結納税制度の許可を要望する。
- ②現在、保税取引については、保税区の販売会社もしくは、製造会社が行う保税加工取引のみが認められている。一方、顧客が免税輸入枠で輸入品を購入するなど取引先のニーズにより、外商投資性会社においても保税取引の必要性が出てきており、外商投資性会社への保税取引の許可を要望する。

9. 事務機器

中国の事務機市場概況

中国の事務機器（OA機器）市場は、2008年のリーマンショック時に一時的に落ち込んだが、内陸を中心とした中国政府の積極的な投資により順調に回復して伸びを示した。しかしながら、2012年以降の中国経済減速の影響を受け、鈍化傾向にある。さらに新政権による「新常态（ニューノーマル）」政策により経済の構造改革が行われ、投資主導から消費主導への路線変換を謳っている。中国の事務機器（OA機器）市場は、成長が鈍化したとはいえ中期的にはまだ緩やかな成長が期待できる巨大市場であり、今後もメーカー各社は重要市場として注力していくであろう。

中国の事務機器（OA機器）の特徴としては、商品セグメントとして、圧倒的に低価格セグメントであるモノクロが主流である。近年では、カラー機の低価格化が進み二ケタ台の割合までカラー低速機の販売も伸びている。一方、中国国内の景気後退や政府購買の減少もあり、全体的には成長鈍化が見られる。またアフターマーケット（トナー、インク、パーツ）は、互換品メーカーの台頭や模造品の影響により、他国とは異なり純正消耗品販売が市場に連動して伸びないという状況に直面しており、各OA機器メーカーはさまざまな対策を講じているが苦労している。

多様な販売ルート

OA機器の販売ルートは、メーカーの直接販売もあれば、代理店を通じた販売もある。中国は国土が広く、直接販売は概ね沿岸部の大都市が中心であり、内陸部は代理店を通じて販売する傾向にある。また代理店もエンドユーザーに直接販売する場合と、さらに二次卸店などの代理店を通して販売する場合に分けられる。また電脳城とよばれる電器街での店頭販売や、営業担当やサービス担当を抱え直接エンドユーザーに訪問して顧客対応する訪問販売など、多種多様なルートでOA機器を販売している。なお最近の傾向としては、大都市を中心に家賃の高騰により、電脳城での店頭販売は減少傾向にある。

PP印刷分野への拡大

各OA機器メーカーはProduct Printing又はProfessional Printing（以下PP）と呼ばれる高速・高品質・大量印刷分野にも積極的に進出している。かつてオフセット印刷が担っていたこの分野は、デジタル化に伴いOA機器メーカーが得意とする電子写真方式が拡大しつつある。このPP印刷分野、特に企業内印刷、グラフィックアートなどの分野に各社が積極的に市場進出、事業拡大をしており、OA機器業界のトレンドとなりつつある。

顧客ニーズの多様化

中国経済の発展により、OA機器分野に対しエンドユーザーのニーズも多様化してきた。これに対し、各OAメーカーは、例えばエンドユーザーの印刷環境分析による総合的なコストダウン、ICカード認証と連携したセキュリティ管理、PCやサーバーなども含めた総合的なIT環境を提供するワンストップサービスなどを提案している。中国市場でも欧米諸国と同じようなオフィス環境を

求めるエンドユーザーも増加傾向にあり、従来のOA機器単体の販売（いわゆる箱売り）に変化が生じている。

一方、政府系顧客や中国大手企業では、全国統括購買を採用する場合も徐々に増えてきた。また、近年ではeコマースのプラットフォームを利用した販売方法も台頭してきており、さまざまなエンドユーザーのニーズに対応するための体制作りや代理店へのサポートなど幅広い対応が求められるようになった。

中国事務機市場の特徴と問題点

純正品以外の消耗品の存在

OA機器市場は、機器の設置とそれに伴うアフターサービスのビジネスが中心である。しかしながら中国では、トナーやパーツなどの消耗品は互換品の台頭や模倣品の影響で、日本や欧米諸国と比較するとアフターマーケットでの売上および収益を上げることが難しい状況にある。各OA機器メーカーも模倣品摘発などで多額の資金を使って対策を講じているものの、未だに大きな改善は見られていない。また、アフターマーケットの特徴として、日本や欧米では一般的に採用されているOA機器のメーターチャージ契約は、特に中国系企業において獲得が難しいこともあり、各OA機器メーカーの安定したアフターサービスビジネスに大きく影響している。また近年スピードアップを目的に改造されたOA機器の存在もあり、純正のOA機器販売にも影響を与えている。

製品に対する純正消耗品比率は各社および商品セグメントにより多少異なると思われるが、中長期的な企業収益安定、事業基盤の安定のためには、純正消耗品の販売がカギとなることは間違いない。特に中国市場では低価格機種が需要の半分以上を占めており、価格競争が非常に激しくOA機器本体で利益をあげることが難しい傾向にあり、アフターサービスによる安定収益の重要性が増している。

中国の中古機市場の存在

中国のOA機器市場において、前述のアフターマーケットとともに特徴的な点は、中古機市場ビジネスである。中古機市場は、海外からの中古機の輸入再生による販売、また国内機器の回収による再販が挙げられる。特に後者の国内機器回収については、多種多様な代理店が独自で回収して、再生販売するケースもあれば、専門の中古機業者を通じた販売など長年にわたり確固たる販売網を確立している。中古機市場は、統計として正確なデータはないが、新品のOA機器市場と同等もしくはそれ以上の市場があるともいわれており、アフターマーケットビジネスへの影響も大きく、各OA機器メーカーはこの中古機市場の動向について非常に注視している。

近年、中国政府も環境対策として、企業に対し生産、販売および回収まで含めた製品サイクルについて対応を求めている。廃棄電器電子製品回収処理管理条例（いわゆる中国版WEEE）が中国でも検討され、2016年からOA機器製品および消耗品についても適用されることとなった。新制度が施行予定の中、各OA機器メーカーの社会的責任も増していると同時に、既に確立された中古機業者と処理業者、回収業者との法整備など、今後制度改善の必要性も出てくることが予想される。

中国事務機市場の将来

今後の成長と展開

OA機器の需要は、経済低迷や政府購買の影響もあり昨今は成長が鈍化しつつある。ただし、中長期的にみれば、先進市場と比較しても巨大な市場であり、まだまだ成長は期待できる。現状は低価格なモノクロ低速機が主流の市場であるが、経済の発展に伴い、いずれモノクロ中速機およびカラー機比率が増えていくことも期待できる。現に昨今、カラー機比率も急速に上がっており、各OA機器メーカーもモノクロ中速機、カラー機シフトへの販売、またソリューションを組み合わせた販売に注力している。

一方、前述のとおり中高速化、カラー化という収益向上の機会はあるものの、OA機器の機能の差別化が難しくなると同時に価格競争も激化しており、アフターサービスによる収益確保、また人件費の高騰など各社とも利益面では非常に厳しい局面になると思われる。

また中国国内では、eコマースやWechatを始めとしたSNSの急速な普及により、販売体系やサービス体系も多様な対応が求められる。また、代理店間の競争も激しく、オフィス機器だけでなくオフィス全般のニーズに対応できる商品およびサービスを提供するなど、顧客への提供価値を高める販売方式も徐々に浸透してきている。

日系企業は以上のような産業・市場認識の下、日々ビジネスに取り組んでいるが、その中で直面する問題・建議として、以下を中国政府に改善要望したい。

<建議>

①製品標識標注規定

同規定の廃止に伴い、外国製品についても国内生産品と同様に「企業標準番号」などの表示が必要となっているが、外国製品については企業標準の登録先が無く対応が不可能であるといった問題が生じている。本規定の廃止に対する代替措置の導入を要望する。

②廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）での企業向け製品について

事務機製品は、一般消費者向けの製品とは異なり、大規模な中古品市場が既に確立しており、本体製造・販売企業による回収が困難な状態である。且つ海外からの横流れ製品もあり実態の把握も困難である。その中古事務機製品の回収業者、販売業者、処理業者などは、利用価値の高い製品や部品を扱っており、補助金がなくともそれぞれで利益を上げられているため、過度な補助金支給は不要である。基金額の設定方法や利用用途については、制度の改善につながるよう透明性のある実態の説明や情報公開の法制化を要望する。

③政府調達事業者登録

外資系企業による事業者登録の手続が内資企業と比べて非常に煩雑となっている。半年に一度の更新時に毎回膨大な証明書類を提出する必要があるた

め、申請資料の準備のため十分な期間設定を要望する。また少しでも企業負担を減らすために証明書類関係の提出は年に1回にするなどの改善を要望する。

④模倣品（消耗品）取り締まり

中国市場では依然として模倣品（消耗品）が多く存在しているが、近年では模倣品製造の組織化・分業化が進んでいる。模倣品は複数の部品を組み立てて完成させるが、トナーやインクのボトルのプラスチック成型専門工場や、そのボトルにトナーやインクを充填するだけの工場があったりする。プラスチック成型専門工場は、ボトル自体は大変低額であるため、これらが押収されても、経営に影響がなく、かつ、すぐに製造を再開でき、懲罰の効果が低く再犯がおきやすい。一方で、プラスチック成型の金型は高価であり、かつ、金型の製造自体に時間がかかる。懲罰の効果を高め、再犯を防止するためにも、トナーボトルやインクボトルのプラスチック成型用の金型を押収するよう要望する。また、中国で生産される模倣品が海外へ輸出されることにより、海外市場での模倣品流通を助長する恐れもあるため、税関による模倣品輸出取り締まりも引き続き強化するよう要望する。

⑤改造機を取り締まり

事務機器の改造機は、外観の名称変更による虚偽表示から、事務機本体のコントローラーの改造によるスピードアップや機能の追加など多岐に渡る。改造方法は、年々巧妙化しており、組織的に改造を専門とする業者も存在しており、消費者は正規品であるか判断できないものが多い。消費者保護のためにも、改造業者などの取り締まりを引き続き強化するよう要望する。

⑥省エネ・環境関連ラベル制度

- 能效標識のように新基準での国際的なEnergy Star基準に合わせて動いていただいており、企業の負担も減る方向なので非常にありがたいが、新基準での申請から施行まで一カ月足らずの期間しかなく、余裕をもった対応ができなかった。本基準に限らず、新たな標準を施行する際は、十分な猶予期間を設定いただくことを要望する。
- 異なる認証で同一内容の試験が要求されている。例えばCCC認証とNAL認可を両方取得する場合、EMC試験とサージ試験が双方で要求されており二度同じ試験が行われている。試験費用も二重にかかっており企業に不要な負担がかかっているため、試験結果を共有で使えるなどの改善を要望する。

⑦情報セキュリティ関連制度

情報セキュリティ関連の標準や制度が導入され、さらなる導入が検討されている。これらの標準や制度の導入について、中国国産技術や独自規格を用いることが情報セキュリティの確保につながるのと考え方が示されているが、情報ネットワークは世界中と接続されており、むしろ世界において広く用いられ安全性が確認された機器や技術を中国の標準や制度においても認めることが中国の情報セキュリティの向上に資するものと考えている。

10. 電子部品・デバイス

電子情報産業全体の世界生産額は、2014年（実績）が282兆780億円で前年比11%増、2015年（見通し）が318兆870億円で前年比13%増の伸びを示している。なかでも電子部品、ディスプレイデバイス、半導体からなる電子部品・デバイス分野は2014年が72兆3,478億円で前年比15%増、2015年が82兆3,550億円で前年比14%増と堅調な推移を見せている。

成長率の減速が懸念される中国においても、高速でインターネットに繋がる端末機器の普及、安全技術を支える自動車のIT化、さらに高齢化社会には不可欠となる医療電子機器の開発等新たな市場を積極的に取り込んでいる電子部品・デバイスは、今後の伸長が期待される産業分野のひとつである。中国の工業情報化部の発表においても、構造調整によって重化学工業の生産力が縮小する一方で、電子情報産業は全体として安定した伸びを示し、中国経済の成長を牽引する力として重要な位置づけにあることが報告されている。

中国政府は「第13次5カ年計画」の主要目標の一つとして「革新による発展」を掲げ、品質強国・製造強国づくりを急ぐことを表明している。日系企業を中心とした電子部品・デバイス分野の各企業は、来たるべきCPS・IoT社会の到来を見据えながらさらなる技術革新を実現すると共に、関係各機関等への建議を通じ中国政府が目指す産業社会の構造転換と発展に貢献することを望んでいる。

電子部品・デバイスの世界市場動向

電子部品では、スマートフォンの伸びが鈍化するなか、高速通信サービス（LTE）端末の増加、高機能カメラ、各種センサの採用拡大が需要を牽引した。自動車向けでは、自動ブレーキ等の安全技術の進展により需要は堅調に推移し、2015年における電子部品の世界生産額は23兆9,441億円でプラス成長が見込まれている。

中国市場の動向をみると、2015年のスマートフォン出荷台数は、4億3,800万台（前年比3%増）と微増に留まり、特に第4四半期は前年比4%減の1億1,790万台とスマートフォン市場の飽和や在庫レベルの高止まり、中国経済の低迷を強く受けた結果となった。一方、車載用途市場については、株価急落の影響による買い控え等により、2015年8月までは5カ月連続で前年割れが続いていた新車販売台数が、同年10月からの小型車取得税に対する減税措置の効果もあり2ケタ成長の回復に転じる等底堅い動きを見せた。通年での伸び率は前年を下回ったものの、台数ベースでは2,460万台（前年比4.7%増）と7年連続で自動車販売台数世界一位を記録しており、今後も引き続き需要の拡大が見込まれる。

ディスプレイデバイスでは、4K化、画面サイズの大型化、高解像度化などによって医療分野やデジタルサイネージ分野における高付加価値製品へのニーズが高まり、2015年は

プラス成長を確保する見通しである。今後、中国での景気減速や先進諸国でのスマートフォンの売上鈍化といった要因はあるものの、新興諸国での市場拡大などにより引き続き成長を確保する見込みである。

半導体については、大型薄型テレビの需要拡大、通信ネットワークやサーバー等のITインフラ投資、スマートフォン、自動車関連の需要拡大により、2015年世界生産額は初めて40兆円を超えることが見込まれ、堅調な伸びが期待される。今後は新興諸国での需要の鈍化により成長率は減速するものの、製造設備の更新や社会インフラ産業向けの市場拡大が見込まれている。

今後注目される分野の動向

ウェアラブル端末

近年、インターネットへの入口・出口端末として、小型・軽量で身につけて持ち運べるウェアラブル端末が注目されている。2025年における世界需要額は、6兆2,061億円（2014年から年平均27%増）と見込まれており、高い成長が期待されている。需要部門別に見ると、2020年までは保守点検作業支援や観光、医療など業務用途分野での市場拡大が先行し、2020年以降徐々にコンシューマ用途への市場拡大が見込まれる。

普及の鍵となるのは、ディスプレイ、センサ、ワイヤレスモジュール、電池など電子部品・デバイスのさらなる小型、省エネ化であり、中国市場においても日系企業を中心とした技術革新への期待が大きい商品群となっている。

ワイヤレスモジュール

クラウドネットワークやビックデータ、AIの活用等が本格化するCPS・IoT社会の実現において不可欠となるのが、すべてのモノとモノを繋ぐワイヤレスモジュールである。

2025年における世界需要額は11兆7,871億円（2014年から年平均5%増）と見込まれる。種類別では2014年でWi-Fiが27億9,000万個、Bluetoothが23億2,000万個、モバイル公衆回線が23億1,000万個となっており、2015年にはそれぞれ、76億5,000万個（年平均10%増）、51億3,000万個（年平均8%増）、43億1,000万個（年平均6%増）の成長が見込まれている。最大の需要部門はデジタルコンシューマであるが、今後大きな成長が期待される分野として、遠隔監視、モニタリング、セキュリティ、ヘルスケア、輸送管理、物流、車両追跡などが挙げられる。

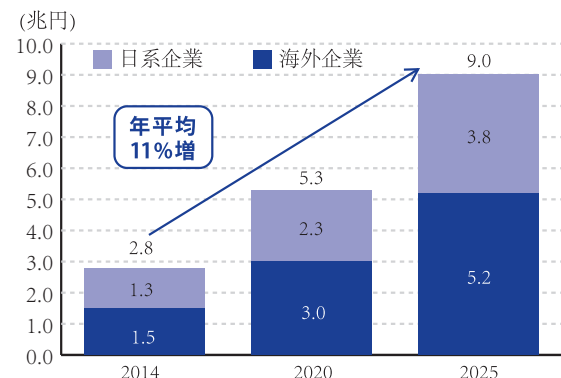
センサ

家電やインターネット端末、自動車、鉄道、船舶、航空等の交通システム、機械、化学、農業、土木、エネルギー等の産業ビジネス、医療、防災、防犯などの生活環境、宇宙、ロボット等のハイテク領域といった産業のあらゆる分野で広く需要が見込まれるのが、各種のセンサである。1台の機器に搭載されるセンサの種類や個数も増大しており、巨大な需要形成が期待されている。2025年における世界の需要額は9兆318億円（2014年から年平均11%増）と見込まれるが、重要部門別で見ると最も高い成長を示すのが自動車、物

流、交通用センサである。地域別では当面中国が最大の需要国となる。

上記の通り電子部品・デバイスはさまざまな産業分野にその用途を拡大しており、中国の産業高度化、革新駆動型発展戦略の実現に不可欠なものとなりつつある。

図1: センサの世界需要額見通し



出所：電子情報産業の世界生産見通し (JEITA)

電子部品・デバイスに関する具体的な課題

過去に建議した項目のうち改善がみられた点

- 1) 通関一体化と通関ペーパーレス化が実施され、海関の改善は確実に進んでいる。
- 2) 設備輸入の通関後、一週間後に商品検査局の現物確認があるが、開始までの日数が3日程度に短縮した。

引き続き改善が求められる点

- 1) 近代的な市場体系の整備

税関業務については、HSコードに関する見解の統一や柔軟な運用を望むと共に、税関と商品検査検疫の一括申告について引き続き検討いただきたい。税務行政については、不服申し立て、再審査請求制度の強化に加え、二国間相互協議の円滑な実施を求めたい。また、都市インフラや行政サービスの充実を図り、市場経済活性化の基盤作りがより一層促進されることを要望する。

- 2) 政府の機能転換

大気汚染、水質汚濁等環境問題の深刻化に伴う環境改善の取り組みは、最も強化すべき政府機能のひとつと認識している。各企業でもさまざまな活動を展開しているが、個別企業の環境改善に対する支援強化として、取り組み企業に対する補助制度の拡充や、改善目標設定における個別企業の改善努力の結果反映など、きめ細かな施策の実施によりさらなる改善の促進を期待したい。また、各種施策の加速と徹底を図る意味からも、改革の加速を妨げる煩雑な手続、過剰な検査等の廃止、削減を引き続き要望する。

- 3) 開放型経済新体制の提案

日中両国での社会保険料納付の継続は、日本人出向者のみならず今後グローバル化が加速し、中国現地

社員の国外勤務の機会が増す中で、中国企業の社員にとっても看過できない問題となっている。日中社会保障協定の早期締結により人的交流がさらに拡大することを強く要望する。さらに、日中韓3カ国による自由貿易協定のうち未成立となっている日中間協定を早期に実現すると共に、独占禁止法、対外貿易法等の公平かつ合理的な執行により、市場開放を確実なものとしていただきたい。

<建議>

近代的な市場体系の整備

①税関業務の運用改善

同一の部品や設備の通関において、同じ商品説明書、同様の写真を提出しても、税関内の部署間、担当官の違いによってHSコードに関する見解が異なることがある。見解を統一していただくか、もしくは、明らかな間違いでなければ担当官が柔軟な運用を実施できるよう必要な権限の付与を要望する。なお、HSコードに関する修正指摘については、修正時に過去の手冊も修正できるように改善を要望する。また、税関と商品検査検疫について昨年建議させていただいた「一括申告検査」の実施を引き続き要望する。

②税務行政の運用改善

課税不服申立・再申請請求制度にもとづく課税再審査請求は、直近上位の税務局に行うこととされているが、下位の税務局は上位の税務局の指示・指導により調査、課税を行なうことが多いため、不服申し立てが実質的には機能していない。国家税務総局への再審査請求を可能とすると共に租税裁判所の創設を要望する。

また、中国内の不服申立て・再審査請求機能の不足を補完する意味で、国家税務総局による二国間相互協議の円滑化が求められているが十分に機能していない。二国間協議が円滑に運営されるよう税務関連部門の強化を要望する。

③都市インフラ、行政サービスの充実

地方空港内の保税倉庫の増設や中都市間の交通網拡大、都市の排水設備の改善等市場経済活性化の基盤となる都市インフラの整備を引き続き要望する。また、各種行政通達の発行から施行までの準備期間を十分に確保し、法改正の内容が周知、徹底されるよう配慮いただきたい。なお、空港内職員の貨物の取扱方法などについて、基本的な作業品質向上のための継続的な努力を要望する。

政府の機能転換

①環境改善に対する支援強化

企業の環境改善努力に対する補助制度について支援の拡充を要望する。地域レベルでは比較的

簡素な手続で制度の利用が可能となったが、国家レベルについてはいまだ煩雑な手続が必要となっている。また、今後の環境改善に関する目標設定については個別企業の改善努力の相違が的確に反映されるきめ細かな決定を要望する。

なお、電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）の認証（合格評定）制度の導入については、企業負担の軽減を図りつつ有害物質の管理を確実に行えるよう、生産者自身が適合性を証明できる仕組み（自己適合宣言など）を導入することを併せて要望する。

②日本払い社会保険の個人所得税の扱い

日系企業出向者の日本における社会保険の会社負担分に対して、個人所得税を課税する動きが本格化している。納税者に対して手続面およびコスト面で過大な負担となるため、非課税とするなど企業負担の軽減につながる措置を要望する。

③中古品や一時輸入品の輸入手続の簡素化

中古品の中国への輸入は、「輸入中古機電製品検査監督管理弁法」により厳しく制限されており、商検局の事前承認が必要とされるが、この手続に約2カ月を要する。

また、サンプルや設備等の一時輸入品の通関手続には100%の貨物検査が実施され、約2週間を要し、製造スケジュールにも影響を及ぼす場合がある。これら中古品や一時輸入品の通関手続の簡素化、リードタイムの短縮を要望する。

開放型経済新体制の提案

①日中社会保障協定の早期実現

2011年7月1日に施行された社会保険法に基づく外国人の中国での社会保険制度への強制加入の促進により、日本人出向者を抱える多くの企業において日中両国での保険料納付が継続しており、企業財政の圧迫要因の一つとなっている。今般、日中社会保障協定交渉が再開されたことは歓迎されるが、その開催頻度やスピードをより一層加速していただき早期に協定が締結されることを要望する。なお、協定の締結実現までの間については、現行制度を見直し納付免除等の経過措置を実施頂くことについても併せて要望する。

②さらなる市場開放の促進

日中韓3カ国による自由貿易協定（FTA）のうち中韓間の協定が成立したが、日中間についても早期の協定実現を要望する。また、独占禁止法（独占的協定、市場支配地位の濫用）の執行について、公表される大型案件は外資企業に偏りが見られ、また自動車産業等外資企業が主要な地位を占める産業に集中しており、不公平感が強い。公表する基準の整備等も含め、一層の公平性・合理性の確保を要望する。

③技術輸出入管理条例の改善

「対外貿易法」の下位規定となる「技術輸出入管理条例」において、輸出入禁止・制限技術を規定した各技術目録の記載内容が曖昧であり、禁止・制限技術に該当か非該当かの判断が困難な場合がある。より詳細な判断基準となる仕様・性能などを追記するように改善いただきたい。また、自由輸出入技術であっても、契約登録管理制度に基づき、契約後の登録手続を求められ、業務が煩雑化している。登録要件は、対外的に送金が必要な場合に限定するなど運用面での改善を要望する。

11. 自動車

2015年1～12月自動車工業 経済運行状況について

2016年1月25日、工業情報化部装備工業司の発表によると、2015年の中国自動車市場は、小幅な成長を見せ、成長率は前年を下回った。自動車の生産販売は安定した状況で伸長した。大企業集団の生産販売規模は基本的に安定を維持し、自動車産業の構造がさらに最適化されたとしている。

自動車の生産・販売台数はともに2,400万台を上回り、世界一を維持した

2015年の中国自動車市場は穏やかな成長を見せ、毎月の生産・販売台数は150万台を超え、月平均の生産・販売台数は200万台を突破し、年間生産・販売台数は累計で2,400万台を上回った。乗用車の生産販売台数は初めて2,000万台を突破した。

中国汽車工業協会（CAAM）の統計によると、2015年の中国自動車累計生産台数は2,450万3,300台となり、前年比3.25%増となった。販売台数は2,459万7,600台に達し、前年比4.68%増となり、生産・販売の伸び率はそれぞれ前年比4.05%減、1.92%減となった。そのうち、乗用車生産・販売台数はそれぞれ2,107万9,400台と2,114万6,300台にのぼり、それぞれ前年比5.78%増、7.30%増となり、生産・販売の成長率はそれぞれ前年比4.42%減、2.6%減となった。商用車の生産・販売台数はそれぞれ342万3,900台と345万1,300台となり、それぞれ前年比9.97%減、8.97%減となり、成長率はそれぞれ前年比4.27%減、3.47%減となった。

2015年四半期ごとの中国の自動車販売台数は、それぞれ前年同期比3.91%増、1.04%減、2.35%減、15.84%増となった。

新エネ車の生産台数は38万台に近づいた

2015年の新エネ車の生産台数は累計で37万9,000台にのぼり、前年比で4倍増加した。そのうち、電気乗用車の生産台数は14万2,800台に達し、3倍増となった。プラグインハイブリッド乗用車の生産台数は6万3,600台となり、前年比で3倍増加した。電気商用車の生産台数は14万7,900台に到達し、前年比で8倍増となった。プラグインハイブリッドの商用車の生産台数が2万4,600台になり、前年比79%増であった。

排気量1.6L以下の乗用車市場は安定し、省エネ環境乗用車の市場は急成長した

2015年の排気量1.6L以下の乗用車の市場シェアは基本的に変わらず、排気量のさらに小さい乗用車の市場シェアは穏やかに回復した。2015年の1.6L以下の乗用車年間販売台数は1,450万8,600台に達し、前年比10.42%増となった。乗用車市場の68.6%を占め、占有率は2014年より1.87%増加した。自動車市場の58.98%を占め、占有率は2014年より3.02%増加した。

機動車完成車出荷合格証の統計によれば、「省エネ製品惠民工程・省エネ環境自動車（1.6L以下の乗用車）普及目録」（第1、2弾）に載せられた272モデルのうち、2015年12月の量産モデルは151になり、生産台数は合計で27万4,200台に達し、同年11月より3.5%減少した。

自主ブランド乗用車の市場シェアは向上した

2015年の自主ブランド乗用車の販売台数は、前年比15.3%増の873万7,600台となり、乗用車販売市場の41.3%を占め、市場シェアは前年比2.9%増加となった。このうち、自主ブランドの普通乗用車（セダン）の販売台数は243万300台に上り、前年比12.5%減で、普通乗用車に占めるシェアは20.7%となり、市場シェアは前年比1.7%減少となった。

企業の経済的利益の減少が始まる

2015年1～11月、17社の重点企業（グループ）の主要営業収入は累計で2兆7,900億元を実現し、前年同期比0.6%減となった。利益総額は4,930億9,600万元に達し、前年同期比1.4%減となった。

大手企業・グループの産業集中度は基本的に変わらない

2015年、6社の自動車メーカー（グループ）の生産販売規模は100万台を超えた。そのうち、上汽集団の自動車販売台数は500万台を突破し、586万3,500台を達成。東風が387万2,500台、一汽が284万3,800台、長安が277万6,500台、北汽が248万9,000台、広汽が130万3,100台に達した。トップ5社の自動車メーカー（グループ）の2015年の自動車販売台数は1,784万5,300台になり、自動車販売総量の72.6%を占め、自動車産業の集中度は前年比2.1%減となった。

中国の自動車販売トップ10の企業グループは合計で2,200万6,900台を販売し、自動車販売総量の89.5%を占め、自動車産業の集中度は前年同期のレベルを維持した。

自動車完成車輸出は引き続き下落した

2015年1～11月の中国の自動車完成車の累計輸出台数は69万9,400台に上り、前年同期比18.3%減となった。そのうち、乗用車の輸出台数は34万5,400台となり、前年同期比20.0%減となった。商用車の輸出台数は35万4,000台に達し、前年同期比16.5%減となった。自動車完成車の累計輸入台数は99万1,200台に達し、前年同期比23.5%減となった。そのうち、乗用車の輸入台数は前年同期比23.1%減の97万9,100台になり、商用車の輸入台数は前年同期比44.5%減の1万2,100台となった。

2015年1～11月の全国自動車製品の輸出入総額は累計で1,429億4,900万ドルに達し、前年同期比で13.9%増加した。そのうち、輸入金額は699億7,400万ドルで、前年同期比22.0%減となった。輸出金額は729億7,500万ドルで、前年同期比4.4%減となった。

出所：工業情報化部装備工業司

2016年市場予測について

自動車産業の展望

2016年1月12日に行われたCAAMの記者会見で、2016年市場予測の分析が発表された。

2016年自動車市場に影響を与える有利な要素は、①自動車供給側の改革が需要をさらに拡大し、②政策の推進が需要を刺激し、③区域市場成長の潜在力をさらに開放し、④SUVの増加傾向が続く、⑤道路建設および都市化の推進が商用車の発展を促進する、といったものがある。

また、不利な要素は、①マクロ経済が引き続き下落し、②政策による影響、③輸出入市場、が挙げられる。

2016年の乗用車市場について、①セダン市場の下落が続く、②消費需要の調整によってSUV、MPVの高速成長が継続し、③クロス乗用車の販売が引き続き低下し、④乗用車全体の販売が増加する、と推測する。

2016年商用車市場について、①マクロ的経済の成長鈍化によって、トラック市場の販売台数の低下が続く、②都市路線バスやスクールバスの旺盛な需要があるため、バス市場が小幅に成長し、③商用車市場全体が引き続き低下するが、その幅が小さくなると見込んでいる。

新エネ車の販売台数について、政策の推進によって2016年に高速成長を維持し、販売台数が70万台に上ると予測する。

輸出入について、輸出台数は2015年に比べ10%減の64万台になり、輸入台数は88万台になり前年比で20%減になるとの見込みである。

2016年自動車全体の市場予測について、年間販売台数が2,604万台（国内販売台数：2540万台、輸出台数：64万台）になり、前年比約6%増である。なお、2016年年間自動車市場ニーズは約2,628万台になることを見込んでいる。

（年間自動車市場ニーズ＝販売総量－輸出量＋輸入量）

2015年二輪車市場運行分析について

CAAM二輪車分会が発表した2015年の二輪車業界の発展状況は下記の通り。

2015年は、モデル転換・グレードアップのテンポが速まり、企業間の競争が激化した。一部の企業は倒産し、市場撤退に直面し、業界にはチャレンジとチャンスが満ち溢れている。CAAM二輪車分会は、中国汽車工業協会（CAAM）の主導により、理事長、副理事長と会員会社全体の多大な協力の下、業界への奉仕、業界発展の促進を柱とし、公平・公正・健全な二輪車生態環境の構築にかかわるさまざまな業務を展開した。

2015年中国の二輪車業界の運行状況

2015年は市場ニーズの変化による影響を受け、中国の二輪車の生産販売は落ち込みの傾向が続いた。二輪車生産台数は1,883万2,200台であり、前年比11.57%減となった。販売台数は1,882万3,000台となり、前年比11.71%減であった。業界の主要企業は、産業の高度化と市場変動に自主的

に対応し、製品研究開発、販売モデルの転換、マーケティングにおいては、改革・イノベーションに力を注いだ。都市向けのオートバイ、レジャー用大排気量のオートバイが続々と打ち出され、新製品の生産販売が増加した。

総合的にみると、2015年中国の二輪車工業の運行は次の特徴が見られた。

従来の農村市場の縮小が継続し、国内販売の低下が持続した

農民の収入の増加に伴い、二輪車農村市場の需要が変わり、二輪車が四輪車に代替される傾向が益々顕著化になっている。2008年の二輪車国内販売台数は約1,770万台に上り、四輪車の販売台数は938万台であったが、2015年の二輪車国内販売は約1,112万台になり、四輪車の販売は約2,460万台になった。

同時に、電気自転車の急成長も、従来型の二輪車市場における競争を生み出した。今後、中国の従来型の農村二輪車市場のさらなる落ち込みが予測される。しかし、中国の地域的な発展のアンバランス、大きな貧富の格差により、農村市場は長期的に存在し、比較的大きなシェアを占めると考えられる。農村二輪車市場の過度な流出を避けるため、二輪車メーカーが農村市場の維持を強化し、農民に好まれる製品を開発・設計し、農民の消費を誘導しなければならない。

二輪車新興市場の発展は比較的良好

交通渋滞は大型・中型都市での普遍的な問題であり、都市道路と公共交通が過去数年に大きく改善されたにもかかわらず、人々の便利な移動に対する需要は相変わらず満たされていない。二輪車は機動性と経済性に優れ、四輪車の走行規制や短距離移動時に、二輪車を交通手段として選ぶ都市の人たちがたくさんいる。都市部の二輪車市場は比較的速やかに拡大する傾向が見られる。2015年の都市スクーターは、二輪車全体の販売不況の中で逆に増加し、生産台数は338万3,900台となり、前年比0.15%減となったが、販売台数は338万2,600台に達し、前年比0.35%増となり、アンダーボーンを上回って中国の第二位の二輪車タイプとなった。

中国経済の高度成長や生活水準の向上につれて、中国の二輪車におけるレジャー市場が発展し、二輪車は次第に人気のある生活スタイルになった。レジャーを主要な目的とした250cc以上の二輪車が発展し、車種も益々豊富になり、輸入二輪車も急速に増加した。2015年、国産の250cc超の大排気量二輪車の販売台数は、3万8,800台に達し、前年比93.38%増となった。輸入二輪車は、2万3,400台となり、前年比88.8%増となった。そのうち、250cc超の二輪車は、1万6,200台であり、前年比110.39%増となった。新エネ電気自動車の技術は、電池技術と充電施設の影響を受け、技術は成熟していないが、国家政策の強い後押しを受けて急成長を実現した。そのため、電気二輪車も大きな市場を有し、都市で幅広く利用されることが期待できる。2015年中国の電気二輪車の生産台数は12万3,600台となり、前年比353%増となった。

輸出の減少が顕著

2015年、中国の二輪車輸出の減少幅は鮮明になり、輸出仕向け地の五大洲では、ラテンアメリカしか成長を維持できなかった。アフリカや欧州の減少幅は20%以上に達した。輸出仕向け国のトップ10で、一位であったミャンマーへの輸出は前年比25%減となった。ナイジェリアは前年比で50%以上減少した。税関の統計によれば、2015年、中国の二輪車輸出台数は850万7,900台になり、前年比8.28%減であり、輸出金額は45億3,000万ドルになり、前年比9.13%減であった。

アジア・アフリカ・ラテンアメリカなどの地域は、二輪車に対する潜在的な需要が相変わらず大きいと考えられる。中国の二輪車にとって、これらの地域は比較的安定した輸出仕向け地である。今後数年は、これらの地域の情勢緩和によって、中国の輸出成長は常態的なものになり、大きな変化は起こらないとの見通しである。

国内人件費の増加、資源環境の制約のため、インドなどの新興二輪車国と比べれば、中国の二輪車の価格優位性は徐々に失われ、二輪車輸出もモデル転換・グレードアップの圧力に直面していることを考慮しなければならない。過去二年間、国内市場競争の強化によって、いくつかの基幹企業は輸出に力を入れ、輸出台数も速やかな増加が見られた。今後数年間は、国内の二輪車市場の統合に伴い、二輪車輸出企業も優勝劣敗に直面する。中国の輸出製品は、全体としてさらなるレベルアップが行われるだろう。

業界の利益成長が維持された

今年の原材料値下がり、消費税の取り消しによって、業界の利益成長が維持できた。2015年業界全体の利益総額は48億2,100元に達し、前年比13.09%増となった。

2016年市場予測について

二輪車産業の展望

2016年中国の二輪車業界は、産業構造調整の進展を引き続き加速する中、業界の生産販売台数が相変わらず下落し、減少幅は8%になると予測する。トレンドに合わせてデザインされた大排気量のレジャー車種や都市部の交通手段である車種が強化され、二輪車の新興市場の伸びが速くなると考えられる。スクーターの増減は変わらず1%に止まり、250cc以上の二輪車の高度成長が続く中、大排気量の二輪車の倍増を維持できると見込んでいる。

業界構造調整の深化や市場競争の強化に伴い、益々たくさん企業の企業が市場から淘汰され、市場から撤退し、業界の生産集中度がさらに向上し、市場運行がさらに健全で秩序が保たれるようになる。

政府は益々環境保護を重視し、新エネ電気二輪車が市場の発展方向となる。

世界経済の短期的な回復は難しく、ミャンマー、ナイジェリア等大きな仕向け地の経済や政治情勢の動向は不確実であるため、輸出は相変わらず減少する。

2016年二輪車国4排ガス規制を発表し、国4エンジンと完成車の研究開発が全面的に開始される。

<建議>

- ①独禁法（独占的協定、市場支配地位の濫用）の執行について、公表される大型案件は外資企業に偏りが見られ、また自動車産業等外資企業が主要な地位を占める産業に集中しており、不公平感が強い。公表する基準の整備等も含め、一層の公平性・合理性の確保を要望する。
- ②対外送金の外貨両替で、ドルの両替ができない、或いは海外取引先にドル送金ができないケースがあった。規定・手続に従い運用し、人間的関与を避けて頂くよう要望する。
- ③行政環境で公務員の腐敗、行政の非効率性は、公務員の権限の大きさが1つの要因になっていると考えられる。企業がより公平な条件で競争でき、迅速な意思決定ができるよう、各種法令の内容をより明確にし、公務員の自由裁量権の縮小を要望する。
- ④外資メーカーによる自動車の小売の制限を撤廃、または緩和を要望する。法令の制限はないものの、当局指導により、直接小売や販売店の子会社化は実質的に不可能な状態にある。経済が「新常态」に移行する中、経営難に陥った販売店を早期に整理または再建し、顧客へのサービス低下を防ぐためには、メーカーの積極的な関与が必要となる場合が増えており、また今後も増加するものと考えられる。
- ⑤2015年10月より1.6L以下車両購置税の減税が発表された。市場環境が厳しいなか、このような政府主導の政策は大変心強い。しかし排気量を基準とした適用は意義に乏しく、国産メーカーを優遇していると理解される。今後は客観的に公平かつ意義のある基準の策定を要望する。
- ⑥厳しくなる排気規制に対応するためには、新しい排気技術を導入する必要がある。これらの技術導入には、同時にクリーンな燃料が要求される。中国では、大都市周辺市場の燃料性状については、ガソリン、ディーゼル共に大幅改善している。しかし地方市場における燃料が粗悪なケースが多く、排気規制のレベルと適合していない場合が有る。排気規制のレベルと市場での燃料性状の整合を要望する。
- ⑦燃費規制未達メーカーに対する管理強化に関する通達、CCC認証実施規則が発行され、未達時のペナルティなどが明らかになり、これは改善点。しかし、早急に燃費規制管理弁法を発行し、プーリング、クレジットトレード、罰則、罰金等に関する具体的運用ルールを明確化するよう要望する。第四段階においても第三段階の管理方法が踏襲され、実施時点で混乱が無いことを要望

する。また、企業平均値算出の際に、輸入車と現地生産車のプーリングが認められず、輸入車のみに扱っている会社の規制値達成が難しい状況となっている。輸入車と現地生産車のプーリングを認めていただけるよう、要望する。また、クレジット取引制度においては、試行期間の設定、取引相手・取引価格・自社内繰越（赤字含む）・クレジット有効期限等の自由度を設けていただくよう要望する。

⑧国産車と輸入車の認証や環境保護部の環境目録など、認可として自動車を管理する部門が多岐に渡り、対応が非常に煩雑化している。国家として自動車の認可を管理する部門の一本化を要望する。

⑨環境保護の観点で、排気部品に対するマーキングの要求や、触媒測定の要求、排気目録のためのVIN登録要求など相次いでいる。このような要求を出す前に、きちんと各国のメーカー等とも十分な議論を行い、リードタイムを確保した上で導入を要望する。

⑩本来、業界の推薦規格であるQC/T、GB/TなどをGBに引用し、認証時に強制法規として課すケースが多く存在する。規格はあくまでも強制的なものではなく、技術の方向性を示すものとして、国際的な場でも議論されている。未だ欧米の技術規格（ISO、SAE等）をベースとした自主基準（QC/T、GB/T等）が認証ルールに引用され、強制法規同等に扱われている。強制法規はあくまでも国家標準「GB」のみとし、QC/Tなどの規格を認証時に強制として適用するのを止めて頂く事を要望する。国務院において、本建議に係る「深化標準化工作改革」が進められており、結果に大いに期待する。

⑪技術標準・認証で、国連法規を基に作成された法規が多く存在するが、一世代遅れているものもある。認証においては、最新の国連法規での認可も認めて頂くよう、要望する。

⑫中国質量認証中心（CQC）から、在庫車両の登録可能な期日についての確認を得た上で、生産終了車両のCCC登録を抹消したところ、車両登録可能期日前であったにも拘らず、一部の地方車管所で当該車両の登録が許可されない事態が発生した。このような事が発生しないよう要望する。CQCから正式通達を、各地の車管所に発行する手続は煩雑で、時間が掛かる上に、それを受け取った地方車管所の側の対応にもさらに時間が掛かるとの理由で、メーカー側で問題が発生した車管所に対して、個別に説明を行って、解決せざるを得なかった。メーカー側で、問題が発生する都度、各地の車管所に対して個別に説明を行うのは大変大きな負担であり、CQCでの決定事項が、速やかに各地に周知徹底されるようなプロセスの構築を要望したい。

⑬知的財産権関連について、以下を要望する。

- ・知財訴訟において、証拠の採用基準に関して、社内資料、当事者が発行した資料、海外で発行された資料が非常に採用されにくい等、他国に比べて厳しい。権利行使および防御の機会が適切に与えられるよう、改善を要望する。

- ・税関における知的財産権に基づく摘発で、他国での摘発情報を共有し、侵害品が中国で通関して輸出されないよう、対策を進めていただくよう要望する。

- ・発明報奨制度について、従業員との無用の紛争を避けるため、専利法に基づくもの等、明確に権利化されたもののみを報奨の対象としていただくよう要望する。

- ・商標において、海外で既に著名な商標の権利化阻止を進めていただくとともに、一旦権利化されたものについても、海外での著名性を考慮して無効化するよう要望する。また、多数の冒認出願を行う悪意ある出願人の権利化を阻止していただくよう要望する。

- ・技術ライセンスに関係する法律の規定を整理していただくよう要望する。以下の具体例のように、既に廃止された法律を前提とした規定が他の法律に残存する等の矛盾が散見される。廃止された「技術導入契約管理弁法」を前提にした「中外合資経営企業法实施条例」43条（技術契約の期間は10年以内に制限）が存続。「技術導入契約管理弁法」に代わる「技術輸出入管理条例」で、契約期間の制限は廃止された一方で、「中外合資経営企業法实施条例」を根拠に、10年を超える技術契約が認められなかった事例がある。

⑭完成車物流トレーラーの搭載台数、トレーラーの長さ・幅に厳しい規制があり、非効率な運用が強いられている面がある。また、本規制による取り締まりに地域的、および時期的なバラつきがあり、規制よりも多い台数を搭載した違反車も多数公道を走っている状態で、公平性にも問題がある。妥当な規制内容への改正と一様公平な取り締まりを要望する。

⑮危険物等の輸入、危険物等の国内物流の新法規の事前告知の徹底と、窓口部署の一本化による正確な情報伝達を要望する。地域・時期により法規適用が異なり、オペレーションへの悪影響が過去発生している。

⑯自動車生産企業において、50%を超える出資ができない。また、50%以内の出資比率でも、出資比率変化に対し国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部など関係諸官庁の許可を得ることが必要である。これにより、合併企業の実質的支配権を掌握することができず、50%以内での出資比率の変更についても、関係各当局から条件（法・規則に則ったものではない）を付けられることが多く、会社事業の方向性に国が影響力

を行使できる形となっている。50%超の出資も認めて頂きたいと要望する。また、現制度下でも、出資持分の変動に関して複雑な許認可を不要とさせていただくよう要望する。

- ⑰新工場建設や拡張、新モデル導入の認可取得に自主ブランド車と新エネルギー車の導入が要求されている。工場建設認可と引き換えに、関連の無い自主ブランド車と新エネルギー車を通じた新技術の中国への移転を強要する形となっている。工場や新モデル導入認可と自主ブランド・新エネルギー車を切り離していただくよう要望する。
- ⑱自動車工場の新規進出に当たり、エンジン工場等の併設を求められる。技術移転や地域での雇用促進の観点で理解はできるが、中国国内や近隣国で複数のエンジン工場を建設することは、成熟化していく中国の自動車産業にあって、経済変動時に工場の稼働率の低下、生産能力の余剰感を生み、品質の安定やコスト低減活動の観点から課題がある。この様な無理の有る要求を無くすよう要望する。
- ⑲入札法の強化によって公平性はより担保されているが、厳格な運用を求められるため、業者確定後一定期間での契約確定など、個別のケースでは一部非効率な運用を強いられる場合があり、改善を要望する。
- ⑳国家税務総局、地方税務局、税関総署、地方税関業務のルール化について、以下を要望する。
 - ・税法、税規定等を狭義に誤って解釈すること、担当者による解釈の違いや、一旦批准した内容を覆すケースが頻繁に発生。税法の中立・公平・簡素の三原則を守っていただきたいと要望する。
 - ・通関ルールが地方毎に異なるケースがあり、認証車両の一時通関時にトラブルが生じている。一部の港では、認証車両であるにもかかわらず、ある一定距離を走行しているために中古車扱いとなり通関できないケースがある。税関には、認証車は一時通関であり転売を目的としたものではないことを理解して頂き、全土で共通の認識を持って対応頂きたいと要望する。
 - ・税関への輸出通関申告上、HSコード別に申告単位の管理をしている。但し、当局が自動車部品の輸出税関申告上でも増値税還付申告上でも重量を単位としているのに対し、企業の実態では部品集計上、個数を単位として管理しており、その都度、マニュアル作業で個数単位を重量単位に変換せざるを得ないという不効率な作業が発生している。企業業務上の実態に合わせてHSコード別にいくつかの申告単位の選択肢の設定を要望する。例えば、重量単位か個数単位かなど、申告者が自社の業務実態に基づいて自由に選択できるようにシステム上の設定にいただければありがたい。
 - ・輸入通関前に、輸出者が国家質量監督検閲検査

総局 (AQSIQ)の輸入車VIN管理システムにアクセスして、車両1台毎のデータ入力を行う必要があるが、通関後、さらに環境保護部 (MEP)の自動車排ガス目標達成管理申請システムに、同様のデータを再入力する必要がある。また、いずれのシステムも中国語のみの対応となっている。出来れば、入力済みのデータの再入力を不要とするワンストップ化を要望する。また、当該システムへの入力は、通常、輸出者である中国国外のメーカーが行うことが想定されるため、少なくとも英語対応を要望する。

- ㉑二輪車の都市への乗り入れ規制について、多くの都市で交通安全、または環境のためという理由で二輪車の登録や乗り入れの制限を行っているが、二輪車は、省エネ、省スペースの都市に適した通勤車であり、不合理な規制であるため、撤廃もしくは少なくとも緩和を要望する。
- ㉒大型二輪車の取り扱いについて、中国の経済発展に伴い、今後大型二輪車の需要も増えると考えられるが、30%を超える関税や高速道路の通行禁止など、諸外国に比べ大型二輪車普及への障害が存在する。このような大型二輪車に対する不合理な関税や不公平な取り扱いの改善を要望する。

第5章 情報通信業

1. 情報通信

2015年、中国政府は経済情勢が新常态（ニューノーマル）にある中、国家戦略として「互聯網+（インターネットプラス）」や、「中国製造2025」等の行動計画を制定し公表した。これらのベースになっているのが、スマートフォンをはじめとした移動通信やインターネットサービス等の情報通信基盤である。中国情報通信に関する業務収入は、2015年に収益規模1兆9,000億元（前年比13.1%増）まで成長している。また、著しい技術革新と混沌としたマーケットの中で、如何に世界に通用する次世代サービスとしての価値と品質を創造していくかは重要な課題となっている。

中国の情報通信マーケットの継続成長

固定通信、移動通信、インターネットの利用者数

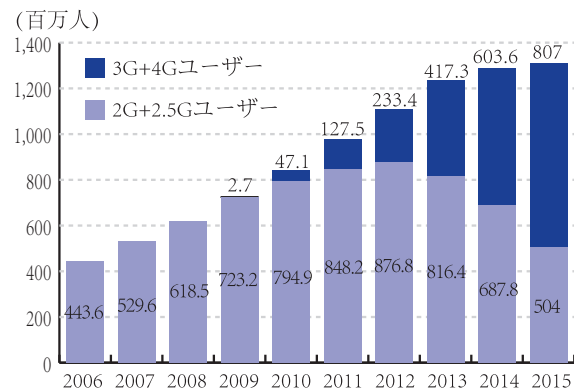
中国の情報通信環境は目覚ましく発展を遂げ、2015年末の携帯電話ユーザ数は世界で最も多く13億ユーザとなった。これは、中国の全人口からみる普及率では95.5%となる。モバイル通信はすでに情報通信産業の最も重要な成長分野になっており、中国は世界最大規模の4Gネットワークを構築し、2015年末までに3G+4G携帯契約数は8.1億に上った。一方、固定電話ユーザ数はわずか2.3億と全体の16.9%にすぎない。携帯電話の普及、携帯端末およびスマートフォンの進展に伴い、固定電話ユーザ数は近年約1,000万ユーザずつ減少している状況である。

表1：固定電話、携帯電話のユーザ数と普及率

	中国 ユーザ数	中国 普及率	日本ユーザ数 (2015年9月時点)	日本普及率 (2015年9月時点)
固定電話	2億3,100万	16.9%	2,628.2万	20.5%
携帯電話	13億600万	95.5%	1億5,289万	119.4%

出所：中国工業情報化部資料[2015年通信運営業統計公報]、日本総務省報道資料

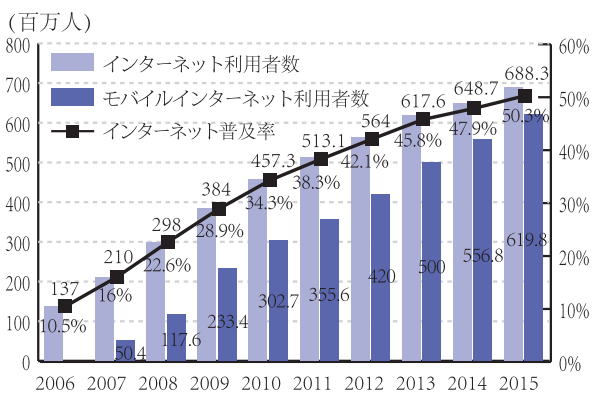
図1：中国の携帯電話ユーザ数推移



出所：中国移动、中国电信、中国联通各社の公開数値

中国のインターネット利用者は2015年末で6.9億人に達し、このうち約90%にあたる6.2億人がモバイルでのインターネットを利用している。利用者数は世界最大であったが、全人口が13.7億人であるから普及率は約50%となり、先進国と比べると低い（日本は約83%）。

図2：インターネット利用者数



出所：中国互聯網絡信息中心（CNNIC）資料「第37回中国インターネット発展状況統計報告」

2015年中国通信キャリアの成長

2014年に続いて2015年も中国の電気通信事業収入は前年比微減したが、中国3大通信キャリア（中国移动、中国电信、中国联通）の注力分野である3G+4G携帯とブロードバンドにおいて依然成長し続けている。フォーブスが発表した「世界最大通信キャリア」2015年版リストの首位に立ったのは世界最多の加入者数を誇る中国移动で、今年の売上高は6,683億元、中国电信と中国联通の収入のほぼ2倍である。ちなみに中国电信は同リスト10位で、中国联通は12位の上位15社圏内にランクインした。

表2：中国通信キャリアの契約数および決算状況

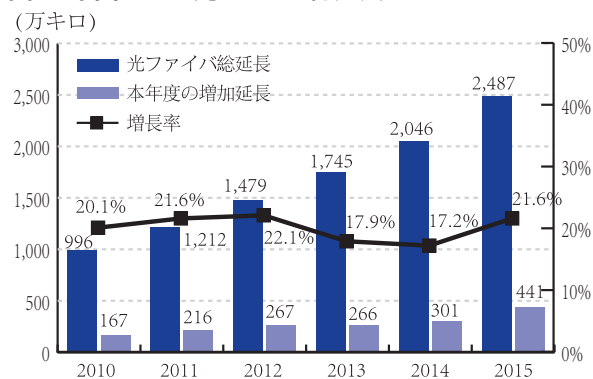
		中国移动	中国电信	中国联通
ユーザ数	携帯	8.26億 【24.3%増】	1.98億 【6.6%増】	2.87億 【4.2%減】
	(再) 3G+4G	4.82億 【43.4%増】	1.41億 【18.8%増】	1.84億 【23%増】
	固定	—	1.34億 【6.4%減】	7,386万 【10%減】
	ブロードバンド	—	1.13億 【5.7%増】	7,233万 【5.1%増】
売上高		6,683億元	3,312億元	2,770.5億元
純利益		1,087億元	200.54億元	105.6億元

【 】内は前年同期比

出所：中国移动、中国电信、中国联通、各社の公開数値ならびに報道発表資料

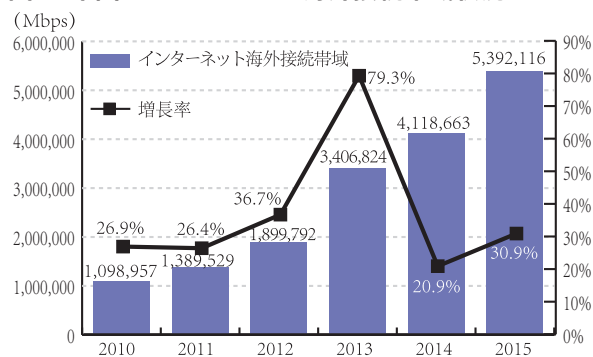
中国政府の「互聯網+（インターネットプラス）」戦略の下、ネットワーク通信料金を値下げ推進すると同時に通信速度向上の実現に向けて、通信キャリア各社は光ファイバ敷設や、インターネット帯域拡張等のインフラ建設に注力している。2015年末で中国全土の光ファイバ総延長は2,487万キロで、前年比20%以上伸びている。また中国のインターネット海外接続帯域は539万2,116Mbpsに達して、前年比30%増えている。

図3：中国全土の光ファイバ総延長



出所：中国工業情報化部資料「2015年通信運営統計公報」

図4：中国のインターネット海外接続帯域状況



出所：中国互聯網絡信息中心（CNNIC）資料「第37回中国インターネット発展状況統計報告」

情報通信新技術を活用したモバイルアプリケーションと人々の生活

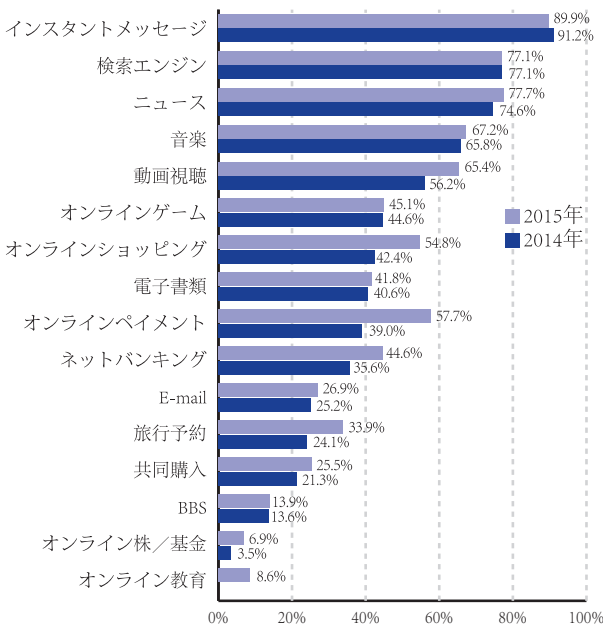
中国は世界最大のモバイル通信Appマーケットに成長し、2015年5月までに国内の第三者Appストアのダウンロード数は3,000億回に達している。インターネット関連企業が急成長して、多くの新ビジネスモデルが生まれ、伝統産業革新を促すと同時に広い領域でエンタテインメントや、公共サービス等で人々の生活スタイルに革命的な変化をもたらした。

モバイルインターネットの利用形態は多種にわたっているが、「微信（ウィチャット）」に代表されるインスタントメッセージの利用者が最も多く、利用者は、5.6億人となり、同サービスの利用率も89.9%となっている。ニュースを見たり、音楽や動画を楽しんだり、ゲームをする等の利用もインターネットユーザ全体の6割から8割を占めている。

また「阿里巴巴（アリババ）」グループが提供している「支付宝（アリペイ）」サービスに代表される第三者決済サービスであるネット決済の利用も3.6億人と急増し、昨年末から20%近く伸びている。この第三者決済サービスを活用したオンライン

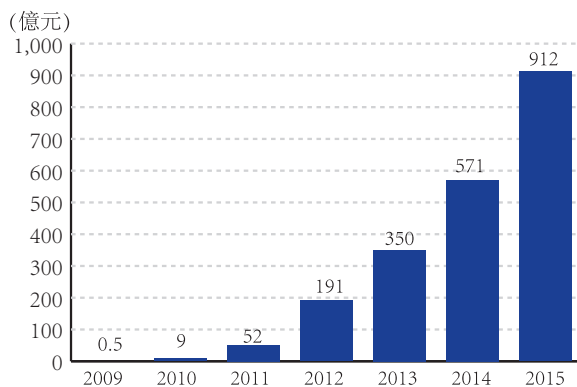
ショッピングは3.4億人が利用しており、インターネットユーザの半数以上が利用していることになる。2015年11月11日に「独身の日」セールと銘うって「阿里巴巴（アリババ）」グループが主に企画したネットショッピングイベントでは、その当日の取引額が912億元と日系大手デパートの年間売上とほぼ同じ額だと言われている。

図5：モバイルインターネットにおけるサービス別利用率



出所：中国互聯網絡信息中心（CNNIC）資料「第37回中国インターネット発展状況統計報告」

図6：「阿里巴巴（アリババ）」グループ「独身の日」売上規模



出所：「阿里巴巴（アリババ）」社発表情報

中国情報通信と取り巻く主な動きとその課題

中国情報通信を取り巻く主な動き

2015年の中国情報通信業界においては、国家戦略の「互聯網+（インターネットプラス）」と「中国製造2025」が発表され、情報化と工業化の融合に向けて推進すると提唱した。また情報通信インフラ建設には、光ファイバや4Gネットワークを普及させる「ブロードバンド中国」の推進と通信料金の値下げが行われた。一方、サイバーセキュリティに関して、2015年7月に「国家安全法」が公布された後、「サイバーセキュリティ法（草案）」も制

定し、金融業界や政府関係のような重要分野で具体的な実施条例を整備し始めた。基幹ネットワークインフラの安全性、個人情報保護等について規定し、該当業務への参入を一層厳しく制限した。

今後の動きに関して、中国信息通信研究院（CAICT、中国工業情報化部に所属）は2016年情報通信分野トレンドのトップ10を以下の通り発表しており、その中より中国情報通信の主要動向が読み取れる。

1. 情報通信サービス業界の収入が2兆元を超え、歴史的な転換が始まる。
2. 固定ブロードバンドが全面的に高速な光ネット時代に入る。
3. 4Gが加速的に展開、5Gの新ステージの基礎構築。
4. インターネットのネットワークのアーキテクチャが革新され、インターネットエクスチェンジが変わる。
5. SDN/NFVはデータセンターから広域網(WAN)に転換。
6. 物聯網(IoT)が2.0時代に先進し、グローバル生態システムを加速的に構築する。
7. 工業インターネットがグローバルには新産業革新を引き起こす。
8. 人工知能(AI)の発展を加速し、未来の革新を図る。
9. 「互聯網+(インターネットプラス)」のセキュリティがさらに重要、セキュリティ防御技術の人工知能が進化する。
10. 「互聯網+(インターネットプラス)」での融合と革新が著しく、監視管理制度を再制定する。

出所：中国信息通信研究院「ICT深度観察大型報告会および白書発表会」

中国情報通信の展望

情報通信は中国にとって国家経済構造変革に重要かつ不可欠な役割を担うようになっており、制定された国家戦略のもと今後も継続的に発展していくことは間違いない。IoT (Internet of Thing) や、人工知能(AI)技術進歩もさらに大きな産業変革をもたらすと予想される。これらを実現するために、クラウド、データセンター、ネットワーク等の情報通信インフラは今以上に高品質、安定的、安全にサービスの提供が求められるようになる。

新しい時代に向けて、世界中の国々はICT技術の研究開発が進んでいる。新製品、新サービスが続々世の中に登場する中、経済大国まで発展してきた中国にとっては、それらを有効に取り入れれば、国民に高品質な価値を提供できるだけでなく、国内産業の技術革新の促進や、海外市場への進出に大きく役立つに違いない。著しく進化し続ける時代において、従来産業の規制条件の緩和およびグローバル化の推進は中国情報通信産業の発展に大きく貢献するだろう。

効性のある成果が期待されている。2015年には「電信業務分類目録」を12年振りに更新したことは大いに望まれてきたことであり、今後こうした関連法制整備はより積極的に取り組んでいただくように要望する。

②事業ライセンス取得要件の緩和と外資への非開放項目の改善

基礎通信の事業については、2013年5月17日に発表された工信部通[2013]191号「移動通信転売業務試行プランに関する通告」により、基礎通信サービスに民間が参入できる道が開かれた訳だが、外資に対する扱いは、「参入事業者が海外で上場している場合に外資の出資比率が10%未満」と低い状況である。民間に開放する意義は、競争を導入することにより経営効率を上げると共に、サービスの品質を向上することであり、そのためには、外資のノウハウ・経験も入れることで、価格競争に拠らない健全な業界発展にも資するものと考ええる。試行プランが完了して正式展開する際には、中国の顧客に対し、広範囲な選択肢の中から、より顧客ニーズ(品質など)に合致した選択を実施いただけるよう、外資に対する緩和を是非進めていただくように要望する。

付加価値通信サービスにおいては、2014年1月6日に工業情報化部と上海市人民政府より中国(上海)自由貿易試験区における対外開放に関する意見が表明されているところであるが、その具体的な推進ならびに自由貿易試験区に留まらない外資参入要件の緩和ならびに対外開放の拡大についてご検討いただくように要望する。

<建議>

①情報通信関連の法整備の推進加速

情報通信は技術の進展、市場の発展速度が著しいことから電信法をはじめとする関連法制の整備が喫緊の課題であり、情報通信産業の発展を促進できて実

2. ソフトウェア

中国のソフトウェア産業は、日本をはじめとする海外からのオフショア開発拠点として発展してきたが、世界経済の変化や中国経済の「新常态（ニューノーマル）」に直面し、全面的な戦略転換やビジネスモデルの高度化への転換期を迎えている。近年の中国の経済発展に伴い、廉価な生産拠点という位置付けから、重要な市場として捉えた企業進出が増加している。ソフトウェア業界においてもこの傾向が増加しており、オフショアとしての生産拠点を有する企業に加えて、中国をソフトウェアビジネスの市場と捉える企業が増加し、中国市場向けに転向する例が増えている。

ソフトウェアビジネス市場として特に有望な領域は、中国が抱える社会問題の解決手段を提供する分野である。環境、高齢化、労働人口の減少等諸問題を解決するための重要な役割として、ソフトウェアを活用したICTが期待されている。

ソフトウェア産業にとって、現地人材の育成が鍵であることは言うまでもないが、これに加えて、中国に適合したビジネスモデルの構築が重要である。特に最近のトレンドとなっているクラウド、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ、モビリティや、従来の産業にインターネットによる付加価値を加える「インターネット・プラス」は、地場資本の企業も含めた在中企業にとって有益なものになると想定される。

中国のソフトウェア産業の変遷

日本企業にとって中国のソフトウェア産業は、長きに渡り日本向けのソフトウェアを廉価に開発する拠点としての位置付けであった。これは、中国当局の外資誘致、外貨獲得および雇用増加といった基本政策にも合致するものであり、沿岸部だけでなく内陸部までもソフトウェアパークなどのインフラが整備され、ソフトウェア産業の誘致、助成の政策となって表れている。

一方、日本企業においては、自社で開発していた業務アプリケーション分野にまでグローバルソリューションの適用が促進されており、ソフトウェア開発投資の一巡といったサイクルの重なりもあって、新規ソフトウェアの開発量が減少している。こうした開発量の減少傾向に加え、昨今の急激な円安により、中国におけるオフショア開発拠点の優位性が崩れつつある。さらに、中国における労働者コストの高騰は、タイ・インドネシア・ベトナムなどのASEAN地域におけるオフショア拠点の優位性を招く結果となっている。

但し、下記特性が強く求められる領域においては、他の国・地域での代替は困難な状況であり、中国がソフトウェア開発の中核リソース拠点として依然期待されている。

- ・漢字交じりの日本語や日本式の開発方式への対応力
- ・日本サイドでのオンサイト対応要員の充実度
- ・大型物件に対する多量の開発要員動員力

このような環境の大きな変化は、単なるオフショアとしての機能しか有さない会社を窮地に追い込む結果となっているが、中

国国内向けのソフトウェアビジネスは確実に増大しており、これらのマーケットに対応できているソフトウェア会社は急速に成長している。そのため、多くのソフトウェア会社はオフショア主体のビジネスから在中企業・組織をターゲットとしたビジネスへとモデル転換を図っている。

中国のソフトウェアマーケットの動向

2016年のエンタープライズ向けのICTマーケット規模は880億ドル（注1）の見込みである。この内、ソフトウェア・サービス市場規模は304億ドル（注1）であるが、ソフトウェア（製品およびアプリケーション開発）やサービスの伸び率は、ハードウェアプロダクトの伸び率を大きく上回っており、今後も成長が期待できる。このマーケット状況には、以下のような顕著な傾向が見て取れる。

投資分野の変化

日系を含む外資企業が、中国を世界の工場から世界の市場へと位置付けを変え、生産中心のIT投資から販売領域へのIT投資（製販一体の仕組みや販売チャネルの確立など）が増加している。また、人件費高騰を背景にした一層の効率化の追求、情報セキュリティおよび環境対策といった新規分野への投資の変化が顕著となっている。

中国政府の保護政策

工業大国から工業強国への転換を目指す中国政府が、インフラ整備を海外技術依存から脱却して中国国産品を優先させる政策も進行している。

新規ICT領域の進展とオープンソースの活用

ビッグデータやクラウドコンピューティング、モバイルインターネット、IoTなどのICT技術も進展しつつあり、ソフトウェア産業に新たな変革をもたらしている。一方で、商用ソフトウェアのライセンス料の高騰もあり、オープンソースの活用も活発化している。

（注1）出典：「Gartner "Forecast: Enterprise IT Spending by Vertical Industry Market, Worldwide, 2013-2019, 4Q15 Update" 27 January 2016、Software、IT Services、Devices、Data Center Systemsが対象」

中国のソフトウェア産業の方向性

このような状況変化の中で、中国マーケットにおけるビジネスの成長を目指す日系ソフトウェア開発会社やシステムインテグレータは、以下のような顧客の特性を理解し、これに対応しなければならない。

実績のあるソリューションの提供

在中企業においては、外資・内資にかかわらず、可能な限り迅速かつ安全にICT化を進めたいと考えている。そのため、一部の例外を除いて、実績のあるソリューションの活用を強く望んでいる。お客様が実際に、「目で見て」「操作して」、導入後のイメージが体感できるパッケージソフトウェアの提供が強く望まれている。

ソフトウェアビジネスの現地化進展

中国におけるソフトウェア人材のコストは上昇を続けているが、日本人駐在員あるいは日本からの出張者による開発・実施

に比べれば、コスト面の優位性を持っている。新たなソリューションの企画・開発においては日本に優位性があるが、導入後の維持や改善のコストダウンと迅速な対応を踏まえ、顧客側も中国人技術者のより広範囲での適用を求めている。

社会問題に対するICTでの取り組み

環境汚染、交通渋滞、医療、高齢化等の問題解決は、中央・地方政府が最も力を入れている政策である。日本ではセンサー技術、画像解析技術、ビッグデータ技術等の日本が有する先進的な技術を活用して、社会問題を解決する対応が活発に行われており、今後は蓄積したノウハウをベースとしたビジネス展開が中国においても期待されている。

SaaSをはじめとするサービスビジネスへの取り組み

ICTにかかわるハードウェアやソフトウェアを自前で購入して資産化するのではなく、費用として処理することのできるSaaS等のクラウドの提供など、ソフトウェアに基づいたサービスビジネスへの取り組みに対するニーズが中国においても高まってきている。

具体的な問題点と改善要望

ソフトウェア人材育成

日系のオフショア開発企業においては、大量に採用した大学新卒者に対して、高度なIT専門知識と日本語のカリキュラムを用意するとともに、実際のプロジェクト内でのOJTとの両輪で、オフショア開発に適した高スキル技術者の育成を図ってきた。さらに、企業がインターシップで多くの学生を受け入れ、IT企業への興味を喚起することで、自社企業への就職誘導を活性化している企業もある。

在中企業・組織を市場とするソフトウェア企業においても、日本語教育は別として基本的には同様の育成方法を行うと思われる。

企業による人材教育投資は、企業の思惑は別として、結果的には教育を受けた中国人技術者のレベルアップに繋がり、中国のIT産業発展に寄与するものとなるはずである。企業のソフトウェア人材育成に向けた教育投資を行い易くするための補助金制度等の継続性のある支援措置が望まれる。

日本への中国人社員の出向・研修時の課税問題

ソフトウェア人材の技術レベル向上や日本人技術者との合同プロジェクトへの参加を目的に、中国人技術者を日本で研修させたり、出向させたりする事例が日常的に発生している。特に合同プロジェクト遂行のためには、派遣期間が長期に及ぶケースもしばしば発生する。しかしながら、両国における二重課税問題は、企業において日本への派遣コスト高となってしまう、両国間技術者の人材交流を阻害する要因となっている。

知的財産権保護、ライセンス支払いの土壌

Gartner（注2）の調査によると、ハードウェア（特にPCなど）の売上額は日本を大きく超えているにもかかわらず、ミドルウェアやアプリケーションソフトウェアなどの売上額は、日本に比べて約2分の1という状況にある。これは、オープンソースの活用が増えているとはいえ、ソフトウェアにおける違法コピーが氾濫しているとされる中国国内のソフトウェア利用の実状を、売上額といった側面から類推させてしまう調査結果と言える。

ソフトウェア企業にとって、その知的財産権を侵害する模倣や許諾されていない複製の出回りは死活問題であり、中国でのソフトウェア産業への投資を躊躇させている主要因の1つとなっている。このような状況は、結果的に中国国内のユーザーが最新のソフトウェアサービスを活用できないことに繋がり、長期的な損失は計り知れないものとなる。不適切なコピー製品を活用している企業・個人に是正を促し、知的財産権保護に対して、先進国並みの断固たる処置を下す諸政策が期待される。

（注2）出典：「Gartner "Forecast: Enterprise IT Spending by Vertical Industry Market, Worldwide, 2013-2019, 4Q15 Update" 27 January 2016」

ソフトウェア事業環境変化に伴う開発拠点のシフト

近年の都市部における人件費やオフィス賃料等の経費の高騰によりソフトウェア産業の経営環境は年々厳しさを増している。その結果、開発拠点を都市部から低コスト化が可能な内陸の地方にシフトすることを目的に業務移管が行われてきている。そのために以下に示すような構造改革が必要となってきているが、そのスムーズな実現を促進する方策として労働契約面、税制面、補助金制度等での支援処置・優遇策が期待される。

- ・都市部での人員削減および地方部での増員の実施。
- ・地方部における開発拠点の開設。
- ・会社間の吸収合併（特に地方の企業による都市部企業の吸収）。
- ・上記施策に対応した、都市部から地方への人材の移動やスキル・ノウハウの移転の実施。

中国社会における問題解決分野への参入促進

環境汚染、交通渋滞、医療・高齢化、教育、省エネ等の問題は、中国社会において早急に対応すべき課題である。この分野は日本が過去に直面し乗り越えてきている分野であり、日本には行政および企業ともにノウハウ蓄積が十分あると考えられる。これらの諸問題は、技術領域、製品領域が多岐に渡るため、一企業での対応は難しく、関連する複数企業の強みを連携してこそ早期解決が図れると考えられる。しかしながら、現状は中国の各企業が地方政府や大学の研究機関と個別に連携はしているものの、全体的に整合の取れた推進体制とはなっていない。対象分野毎に、行政主導で課題解決のスキームを作り、先行する技術を保有する日本企業を積極的に活用することが、中国にとって有益と考えられる。

また、上記の社会問題解決分野に関しては、中央・地方政府や国有企業が関与する大型プロジェクトとして推進され入札をもって購買するケースが大半であるが、中国国産品が優先的に選択されることが多く、外資に対して公平な機会の提供が望まれる。

クラウドサービスにおけるソフトウェア事業と通信事業の分離

アプリケーションをソフトウェアサービスとして提供し、ハードウェア資源と併せて利用させるクラウドサービス（いわゆる「SaaS」）は、利用者の利便性を向上させ、TCOを削減できるものとしてICT利用のトレンドとなっている。アプリケーションを含むソフトウェアや、サーバ・ストレージなどのインフラを自己資産化することなくICT周りの運用・維持・保守も必要としないサービスの享受は、中・小規模企業の多い中国にとって、大きなコス

ト削減効果をもたらす。TCO削減と資源の本業集中によってもたらされる経済効果は、非常に大きいものと期待される。しかしながら、中国では、当該サービス自身が、いわゆる「付加価値電信業務（中华人民共和国电信条例：增值电信业务）」に該当するのではないかという解釈があり、外資企業の事業参入を妨げている。クラウドサービス事業において一日の長がある外資企業の参入を阻害することは、在中企業・組織にとって経営上有効なサービスを利用する機会損失となっていることは間違いなし。業務上のICT活用に寄与するクラウドサービスについては、経済効果の観点からも外資企業の参入を含め、奨励されるべきものとする。

＜建議＞

①ソフトウェア人材育成

ソフトウェア開発事業においては、人材育成が極めて重要な課題となっており、企業としての投資も大きなものとなっている。そこで、下記に示す施策の推進を要望する。

- ・インターンシップ制度による学生の受け入れは、新卒新入社員選別の妥当性や育成・早期戦力化の点で企業・学生双方にメリットがある制度と思われる。そのためのインターンシップ制度の強化およびその普及を加速する学生支援策の実施を要望する。
- ・人材育成における企業への支援策として、社員トレーニング費用に対する補助金の増額、海外からの指導者招聘にかかわる規制の緩和と支援策の設定を要望する。

②日本への中国人社員の出向・研修時の課税などにかかわる問題

ソフトウェア人材のレベル向上のために、中国人社員を日本の本社等に1年以上出向させるケースが多々ある。この際に生ずる下記問題点・課題等が日本へ人材を派遣する際の阻害要因となっている。この解決を要望する。

- ・個人所得税の二重課税。本来還付されるべき日本へ派遣した中国人社員に対する個人所得税が還付されず、結果として二重課税となっている事がある。日中間の租税条約の確実な実行を要望する。
- ・2011年から日中間で協議が行われている二国間社会保障協定の早期締結を要望する。

③知的財産権の保護

ソフトウェア産業における知的財産権の保護があることで、企業から中国への革新技術の開発移転や研究開発が進む。中国から見ても、ノウハウの蓄積や最先端技術の人材育成に影響を与えることになるので、必要な措置および具体的な対応を要望する。

④ソフトウェア事業環境変化に伴う優遇策

人件費、オフィス賃料の高騰、急激な円安等で中国における日系のソフトウェア産業の経営環境の厳し

さは年々増してきている。特にソフトウェアの対日オフショア開発会社の経営環境は非常に厳しい状況に置かれている。その結果、都市部から内陸の地方部への業務移管のための組織再編や会社間の買収・合併が実際に行われており、また業務革新や中国国内事業への業務転換への取り組みが必須となっている。これらに関連して、労働契約の最適化、税制優遇等による事業変革への支援の実施を要望する。また、業務移管を受けて今後事業拡大を図る内陸の地方部への技術・ノウハウの移転を促進するために、都市部からの高級・熟練技術者の受け入れを支援するための優遇策の検討を要望する。

さらに、従来からソフトウェアの対日オフショア企業に対して実施されている関連支援政策（企業所得税、サービスおよび製品増値税優遇、税金還付手続の簡素化、諸支援金等）の維持・強化を要望する。

⑤社会基盤整備等の政府主導物件への参入機会の拡大

環境汚染、交通渋滞、医療・高齢化、教育、省エネ等の問題は、中央政府、地方政府が最も注力している政策である。ICT関連の日系企業はこれら領域に関して先進的なテクノロジーに基づく多くのソリューションを有している。この分野の関連政策策定での情報公開、参入機会の拡大を要望する。すなわち、上記社会問題に関連する領域は、国家安全・国家機密および災害救済に抵触するものではないと考えられ、政府購買法・入札募集法で規定する内国製品優先の対象外とし、参入に際して公平な機会が与えられることを要望する。また、先進的な製品を提供できる企業への優遇施策の検討を要望する。

⑥クラウド等ソフトウェアサービス事業の扱い

IaaS、PaaS、SaaS等のクラウドサービスは付加価値電信業務（增值电信业务）に該当すると解釈され、外資規制となっている。その結果外資企業がサービスビジネスを実施するうえでの障害となっており、さらに、在華企業がSaaS等で提供される経営上有効なサービスを利用する機会を損失させており、中国におけるソフトウェアサービス利用の発展を阻害していると考えられる。そこで、自由貿易区以外においても付加価値電信業務を外資企業に開放してもらうか、或いは、クラウドサービスに関しては付加価値電信業務として扱わないという対応の実施を要望する。まずは第一弾として、B2BのSaaSは、特定のクローズされた顧客企業向けに当該企業のニーズに応じたビジネスプロセスを提供するものであり、電信市場に対する影響は極めて小さいと考えられるため、外資企業においてもそのサービスの提供が可能となる施策の検討を要望する。

3. コンテンツ

中国には日本のコンテンツに対する高い市場ニーズがあるものの、過度な規制により普及度は低く、そのため海賊版や違法配信が蔓延する状況が続いている。国内産業の保護よりも健全な競争市場と適正な著作権保護体制の構築こそが、中国コンテンツ産業のさらなる発展には効果的であり、外国企業や海外コンテンツに対する規制の緩和や参入障壁の撤廃が必要である。

成長を続ける中国のコンテンツ市場

中国のコンテンツ市場は年々拡大しており世界有数の市場規模を有する。近年の市場概況は以下のとおり。

映画

2015年の中国映画年間興行収入は、前年比48.7%増の441億元であった。そのうち輸入映画の興行収入は169億元を占めた。2015年の映画館の延べ視聴者数は前年比51.08%増の12億6,000万人であり、また8,035のスクリーンが新設され、中国におけるスクリーン数は3万1,627に達した。中国映画産業は既に世界第2位の規模を有するが、2015年は例年にも増して高い成長率であった。なお、日本の同年の興行収入は前年比4.9%増の2,171億円である。

テレビ番組・ネット動画配信（アニメ含む）

2014年のラジオ・テレビ産業の総収入は前年比13.16%増の4,226億2,700万元であり、テレビ産業の市場規模は着実に拡大している一方で、若年層を中心にテレビ離れが進んでいる。2015年のネット映像視聴市場は400億元を超え、前年比61.2%増を達成した。

出版

2014年の出版、印刷、発行サービス業全体の売上は前年比9.4%増の1兆9,967億元であった。2014年の出版図書は45万タイトル（前年比4,000タイトル増）、図書出版部数は81億9,000万冊（前年比1億2,000万冊減）。デジタル出版の売上は前年比33.3%増の3,388億元。

音楽

2014年の中国音楽産業は651億元。内訳は、CD/DVDのパッケージ市場が6億1,500万元、デジタル音楽市場が491億2,000万元、音楽演出産業が143億元、音楽図書出版産業が7億5,000万元、音楽著作権運営管理産業が2億7,600万元。2014年のデジタル音楽ユーザーは4億7,800万人以上、関連事業者は1,034社に及ぶ。かつて違法配信していた市場に正規品が流通してきている。

ゲーム

中国ゲーム市場の2015年の売上高は前年比22.9%増の1,407億元で、ユーザー数は3.3%増の5億3,400万人。売上高の内訳は、パソコン用オンラインゲームが前年比0.4%増の611億6,000万元、ブラウザゲームが前年比8.3%増の219億6,000万元、モバイルゲームが前年比87.2%増の514億6,000万元、コンソールゲームが前年比180.0%増の1億4,000万元であった。

外国企業や海外コンテンツに対する過度な規制が存在

従前より以下のような規制や参入障壁があり、日本企業の投資機会の損失に繋がっている。

映画

映画館設立への外資規制

2004年より施行された「外商投資電影院暫定規定」により、外資が独資で映画館を設立すること、および院線（映画館チェーン管理組織）を設立することを禁止。また、合資・合弁会社設立の場合は、登記資本金において中方の投資割合が51%以上であることが要件となっており、期限も30年以内と定められている。

輸入・放映に関する規制

国家新聞出版广电总局が上映を許可する海外映画は年間最大64作品であるが、日本映画は2012年7月以降2015年4月まで劇場公開されていなかった。日本映画については、2011年までは年間3〜4本程度上映されていたが、上映期間は約2〜4週間であり人気のハリウッド映画作品に比べると短い。国家新聞出版广电总局における「公序良俗」や「政治的配慮」に関する検閲・審査が厳しく、日本映画に対しては不公平な市場参入障壁が存在する。

厳しい契約慣行

多くの米国映画は、配給元と海外映画輸入会社（中国電影集团公司、華夏電影發行有限責任公司の2社のみが認可されている）の間で「分率」契約（利益分配方式）が締結され、共同配給の扱いを受ける。一方、日本を含む他国の映画は「フラット」契約（版權買いきり方式）が適用され、また中国語字幕制作費として一律70万元のコストが掛かる。

テレビ番組・ネット動画配信（アニメ含む）

テレビ制作会社の外資参入禁止

2004年に公布された「中外合資・合作廣播電視節目制作經營企業管理暫定規定」により、外資との合資によるテレビ制作会社の設立が認められた。しかし、2009年に公布された「一部の廣播影視に関する規定と規範的文書の廃止に関する決定」により、テレビ制作会社の外資参入が再び禁止された。

海外映画・ドラマの放送時間に関する規制

海外映画・ドラマはゴールデンタイム（19時から22時の間）にテレビ放送することが禁止されている。22時以降の海外枠もアメリカの大型映画が中心で、日本コンテンツの放送は極めて少ない。また、各チャンネルで一日に放送する輸入ドラマは、その日同チャンネルで放送されるドラマの25%を超えてはならないという規制もあり、海外ドラマが普及しにくい。

近年は海外番組（ドラマ・バラエティ番組）を中国企業がフォーマット購入して中国版を製作するケースも多くあるが、広発[2013]68号「關於做好2014年電視上星綜合頻道節目編排和備案工作的通知」（強化版限娛令）により、このような海外フォーマット番組もゴールデンタイムに放送してはならず、新規番組の放送は1年間で1番組を超えないことと規定された。また、同通知の全文は当局のホームページ上で公開されていない。

海外映画・ドラマのインターネット上での配信に関する規制

近時、海外の正規版コンテンツを海外における公開と同時に又は直後に中国国内のネットで公開することによって、非正規コンテンツのネット流通を防ぐ対策に一定の効果が認められているが、2014年9月に公布された「ネット上の海外映画・ドラマの管理について改めて審査審理することに関する規定」に基づく事前審査等の新規規制により正規版コンテンツの迅速な公開が妨げられることによって、非正規コンテンツの流通が再び増加に転じることが大いに懸念される。また、コンテンツの流通に対する当該規制は、中国国内企業が近年来構築してきた海外企業との商流に水を差すものである。

海外アニメに対する輸入規制・国産アニメ産業の過度な保護

海外アニメに関しても、17時から21時までのテレビ放送は禁止されている。国産アニメの放送枠は、アニメ放送枠全体の7割を下回ってはならないという規制（2008年「テレビアニメ放送管理強化に関する通知」）や、国産アニメを制作した機関はその制作数量と同じ分まで海外アニメを輸入できる（2004年「わが国のアニメ産業発展に関する若干意見」）等の国内産業優遇制度が存在する。また、輸入済みアニメの放送認可が益々厳しくなっている上に、新規に輸入を申請してもなかなか許可がおりない状況が続いている。実際に、日本アニメのテレビ放送は2007年以降許可されておらず、既に許可されたアニメのみが再放送される状況が続いている。一方、日本アニメへの視聴ニーズは高いため、CCTVでは劇場版アニメをアニメ枠ではなく映画枠で放送したり、独自審査権により放送したりすることで対応しているが、他のテレビ局では同様の対応は取り難い。また、権利元と正規に契約を結んだ上でネット配信されているアニメについても、社会道徳に危害を加えるとし、取り締まりが強化されているものもある。さらに、この取り締まりの基準が明確に規定されていないため、権利者側の対応が難しい。

出版

出版事業への外資参入は禁止されており、小売りへの参入は資本金49%までと規制されている。外国書籍の輸入は許可を得た国有企业のみ可能であるが、中国図書進出口（集団）総会社が国内の輸入図書市場の60%以上を取り扱っている状況である。原版の輸入ではなく、中国版を出版する場合は、書籍、漫画は書号（書籍コード）を取得すれば出版できるが、近年は海外の漫画作品の出版許可に対する審査・批准が厳しくなっている。雑誌の出版には刊号（雑誌コード）の取得が必要だが、海外雑誌コンテンツへの単独での新規刊号の認可はおりない。そのため、既に刊号を取得している中国国内の雑誌と提携し、コンテンツを提供する形での市場参入しか出来ない。

音楽

外商投資産業指導目録において「オーディオ・ビジュアル製品（映画を除く）の流通」が同目録2015改正版より、外商投資を制限する産業の目録より外され、外資規制自由化の進展が見られた。ただし「オーディオ・ビジュアル製品および電子出版物の出版、製作業務」や「インターネット出版サービス」は依然として、外商投資を禁止とする産業の目録に挙げられている。「イ

ンターネット出版サービス」については、2016年3月10日施行の「インターネット出版サービス規定」により外資企業の参入がより明確に禁止された。海外の音楽ソフトの輸入については新聞出版総署の審査・批准が必要である。さらに輸入音像製品をインターネットで流通させる場合には、文化部の審査・批准および新聞出版総署の内容審査・批准の両方が必要となる。

ゲーム

ネットゲームの輸入の場合、文化部のネットワーク文化経営許可証を取得したインターネット文化関連の運営会社の資格を有する輸入機関を通じて行う必要があり、外資系企業のみでの配信、課金活動は実質的に不可能である。また、ゲームの内容は文化部進口遊戯製品内容審査委員会、ゲームの出版（発行）は国家新聞出版広電総局の審査・批准を受ける必要がある。

メディアミックス・各種イベントの開催

外資企業や海外コンテンツへの各方面の規制・参入障壁が原因で、有力コンテンツを核とした、（例えばコミック出版×テレビ放送など）メディアミックスやマーチャンダイジング、イベント、プロモーション等の実施に大きな制約がある。本来コンテンツビジネス発展のためのプースターには、こうした施策の連動が不可欠であるが、現状では各分野の規制などを背景にして、それぞれが個々の展開に終止してしまっているケースが目立ち、結果としてコンテンツビジネスの大きな成功事例へと育ちにくい状況になっている。こうした分野で経験を有する海外コンテンツの成功事例は、国内コンテンツ企業発展のためにも寄与していくはずである。

著作権保護体制や行政手続における懸念事項

2014年6月に国务院法制弁公室より公布された著作権法改正案では、権利体系の整理のほか、創作の奨励・取引ルールの整備・権利保護の強化に関する規定が設けられた。特に権利保護に関しては、司法救済において賠償や証拠収集の面で強化が図られたほか、行政救済手続についても一定の強化が図られた点は評価する。但し、著作権法改正案や行政手続に関しては、依然として以下のような懸念がある。

従業員への奨励を法定することについての懸念

著作権は専利権等と異なり、多くの従業員が日常的に創作し、また登録を要せず発生する権利でもあることから、数量が膨大になるおそれがある。これにかかわる奨励、従業員の権利の拡充が認められると、企業の負担が過大になり、多くの企業の正常な経営に支障が生じるおそれがある。

法定許諾の範囲についての懸念

ラジオ局・テレビ局による放送、新聞・刊行物掲載記事の転載など、一定の要件で無許諾利用（法定許諾）を認める条文が少ない。事実上著作者からの許諾がなく著作物を利用できることに繋がる恐れがある。著作物の利用は、著作権者との利用にかかわる協議を前提として、無許諾利用は原則排除すべきである。ベルヌ条約第9条との整合性も検証が必要かと思われる。

著作権登記制度についての懸念

改正案は著作権登記制度を強化し、登記を「基礎的な証拠」

と位置付けている。ただし、著作権は登記が無くとも発生するものであり、登記を強調することで本来の権利者を侵害することにならないよう留意が必要である。特に現状では登録権利の取消し手続が未整備であり、著作権を冒認登記された場合に権利が守れない懸念がある。中国での登録が困難な海外コンテンツについては特にこの危険性が高く、現行制度でも日本の多くの著作権が冒認登記されている。

著作権集団管理組織に関する懸念

著作権集団管理組織については、組織の存在や実態、権限等が不明瞭である。著作権集団管理組織制度は今後も強化されると思うが、より多くの権利者に対して情報公開を進めることが必要である。また、著作権集団管理組織に属さない権利者がそのことによる不利益が生じないよう、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮が必要である。

その他の懸念

- ・プログラムの互換性に関する複製解析等を認めることで、不正利用を助長する懸念がある。
- ・技術的保護手段回避が可能な要件が法定されることで、海賊版を助長する懸念がある。積極的な回避や改変行為を禁止する等の回避禁止規制にとどまるべきである。

行政手続の簡素化・迅速化

- ・映画・アニメ・ドラマ・出版物への事前内容審査・検閲が存在し、規制基準も不透明である。
- ・中国では、コンテンツソフトの制作から流通まで全てのプロセスに規制が存在し、さまざまな官庁が二重三重に規制を行っていることから手続に時間を要する。

非正規コンテンツの市場からの排除

中国では、あらゆる分野に非正規版が存在している。映画・アニメなどの映像についてはネットへの無許可・違法配信、漫画など書籍については海賊版およびネット海賊版、音楽については海賊版CDおよび無許可・違法配信、ゲームについては海賊版およびネットへの無許可・違法配信、キャラクター商品については模倣品および非正規ルートの販売などがある。

インターネットでの無許可・違法動画配信問題

2015年の中国のインターネットユーザーは前年よ3,951万人増の6億8,800万人、そのうち90.1%のユーザーがモバイルWebを利用している。版權元にとって、インターネットでの無許可・違法動画配信問題の改善・解決は急務となっている。近年主力動画サイトが日本の人気作品の正規版の配信を始めるなど、版權に関する意識が少しずつ高まってきたことは、市場の健全な発展のためにも好ましい。ただし、まだ多くの作品が無許可で配信され、違法にビジネス展開されている。

産業発展や人材の創造性育成への障害

模倣品・海賊版の横行により、版權元が本来得べき利益を享受できていない。事業者の利益の保護や健全な市場競争こそが、事業者の創作性の育成や産業の発展に繋がる。また、非正規コンテンツへの対応・対策は、事業者に負担を課すのみでなく、行政機関や国民にとっても社会的費用となる。著作権改正案では、再犯者に対する罰則強化等、権利保護強化に関する規

定が導入されている点は評価したい。また、さらなる運用の強化を期待したい。

<建議>

①外国企業・海外コンテンツに対する規制の緩和・参入障壁の撤廃

中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。また、市場ニーズがあるにもかかわらず正規版の市場参入が制限されれば、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果に繋がる。そこで、以下を要望する。

- ・外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くこと。

②著作権保護体制の整備・促進、行政手続の簡素化・迅速化

中国コンテンツ産業の発展には、規制緩和とともに、著作権者の権利のさらなる強化が必要である。そこで、著作権法や行政手続に関して、以下を要望する。

- ・権利者の許諾を得ずに使用できる「法的許諾」は例外的な場合に限るように規定する。
- ・著作権の冒認登録が行われた場合に、登録を抹消する手続を整備する。
- ・著作権集団管理組織の実態、権限等に関して情報公開を進める。また、著作権集団管理組織制度においては、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮する。
- ・コンテンツに関する事前内容審査・検閲の規制基準を明確化する。
- ・コンテンツ分野における行政手続の簡素化や迅速化を進める。
- ・職務著作・実演において従業員に奨励を与えることは重要だが、奨励・報酬の方法や金額等については個社の経営判断に委ねるべきであるため、それを法定しない。

③非正規コンテンツの市場からの排除

正規事業者の利益を保護し、中国のコンテンツ産業のさらなる発展を促進するためにも、以下を要望する。

- ・積極的な行政取り締まりの継続と、再犯等悪質な権利侵害者に対する処罰を強化する。
- ・インターネットを介した海賊版や無許可コンテンツの配信・ダウンロードサイトの管理監督を強化する。
- ・著作権に関する紛争が多く、当事者、行政、司法、社会にとって負担となっている状況を改善するため、著作権保護に関する普及啓発等を推進する。

4. 広告

中国広告市場の現状

中国の大手調査会社、央視市場研究股份有限公司(CTR)によると、2015年の中国広告市場は9,200億元に達した。これにより、中国は世界第2位の市場となるが、広告市場の減速も観測される中でGDPに占める広告市場は、2014年の1.2%に対して2015年は1.3%にとどまった。

また2015年は広告法が改正され、広告ビジネスに大きな環境変化がもたらされた年であった。

中国広告費の内訳

2015年、従来メディア(テレビ、新聞、雑誌、ラジオ)の広告費は7,260億元となり前年比7.1%減を記録した。新聞・雑誌などの紙媒体での広告費削減が顕著となっている。デジタル領域での広告費は2,097億元となり前年比22%増を記録した。

業種別の広告出稿量では、上位5業種は、①化粧品・日用雑貨、②飲料、③サービス業、④食品、⑤医薬品であった。2014年との比較では、化粧品・日用雑貨が前年比22.7%減、不動産が25.5%減と大きく出稿量を減らし、中国経済の先行きの不透明感および一昨年からの政府の腐敗防止活動が上記2業種に大きな影響をもたらしたと考えられる。

一方で、通信関連のサービスは前年比8.4%増と大きく伸張、スマートフォンのゲームやアプリケーションの出稿量増加が大きく寄与した。2013年に規制強化を受けて大きく広告出稿を控えた医薬品分野は、サプリメントなど医薬品周辺分野での積極的な広告出稿もあり、前年比26.8%増と規制前の市場規模を上回った。

表1: 業種別出稿量(単位: 億元)

業種	2014年	2015年	前年比
化粧品/日用雑貨	1.10	0.85	-22.7%
飲料	0.99	0.96	-3.2%
サービス業	0.77	0.64	-17.3%
食品	0.84	0.78	-6.9%
医薬品	0.57	0.72	26.8%
酒類	0.39	0.37	-4.3%
不動産	0.42	0.32	-25.5%
娯楽/旅行	0.47	0.45	-4.1%
交通	0.42	0.37	-11.4%
通信	0.29	0.31	8.4%

出所: CTR, Adexpower

主なメディア

テレビ・ラジオ

テレビ広告は引き続き広告市場におけるシェアが約60%を占めるものの、前年比4.6%減となった。各放送局はデジタル・モバイル媒体への広告費の移行による収入減を止

めるべくデジタル化や付加価値を高める施策を進めるが、CCTVの収益が前年比5.4%減を示すなど、大きな市場環境変化に直面している。ラジオは乗用車の普及により聴取者が増え、前年比0.4%増となった。

新聞・雑誌

新聞・雑誌広告はここ数年の減少傾向がさらに加速し、それぞれ前年比35.4%減、19.8%減と大幅な減少となった。中国経済の減速の中で企業の広告予算削減の対象となった。各社はモバイルAPPの開発などに力を入れるが、落ち込みは補いきれなかった。

屋外

従来型の屋外広告は前年比0.2%減ではあったが、オフィスビル広告は前年比17.1%増、映画館広告は63.8%増となった。中国の映画市場は2015年の興行収入が441億元、前年比48.6%増となっており、映画館に足を運んだ人の数は延べ12億人にものぼった。

デジタル

広告市場におけるデジタル領域の拡大は年々進んでおり、2014年には市場の22.7%を占めるまでに成長した。デバイスの変化などによるデジタル広告領域内での変化も激しく、モバイル広告とビデオ広告が今後の主流として大きな成長を見せる環境となっている。

iResearch社によると、モバイル広告は広告市場において既に5%の市場を占め、今後も60~70%程度の継続的な成長を続けると予測されている。モバイル広告領域においては、モバイル検索広告、動画広告、APP上の広告が主たる広告になり、これまでPCからのアクセスを主としてきたネット広告において、マルチスクリーンの広告への対応が必要になってきている。

ビデオ広告は、インターネット動画サイトの発展と共に定期的にオンラインビデオを視聴する消費者の数が4億5,000万人を超えて拡大を続けており、2015年にはネット広告の8.2%を動画広告が占めている(iResearch社)。今後も50%程度の成長が見込まれると同時に、iQiYi、LeTV、Alibabaなどネット各社がテレビ一体型のスマートテレビを発売しており、デバイスの安価な価格設定に伴ってビデオ広告のプラットフォームの大幅な拡大も予想されている。

表2: 媒体別広告費(単位: 億元)

媒体種別	2015年 出稿額	2015年 シェア
テレビ	582,748	63.1%
ラジオ	38,465	4.2%
新聞	56,441	6.1%
雑誌	13,879	1.5%
屋外	21,944	2.4%
デジタル	209,700	22.7%
合計	923,176	100.0%

出所: CTR, Adexpower, iResearch

広告業務を取り巻く環境変化

2015年9月1日より新広告法が施行された。1995年2月に

発効した旧広告法は発効後20年を経ており、今回の改正は広範かつ多岐にわたるものとなった。大きな修正内容としては、①虚偽広告の定義の明確化と具体的状況についての列挙、②広告イメージキャラクターの規定が新たに追加、その法的責任の明確化、③タバコに関する広告が厳格に制限、④未成年者の心身の健康への保護、⑤インターネット広告規範の改正、という5つが挙げられる。

多くの内容が改正され、広告内容の準則も追加されたため、今回の改正内容は、広告における表現開発や提案作業などにおいて大きな影響を及ぼすことが想定されるが、実務面で影響を受けるであろう改正の重要ポイントは以下の10項目である。

1. マスメディアを通して掲出する広告には広告であることをはっきり表示し、他の非広告情報と区別しなければならない。消費者に誤解を生じさせてはならない。
2. マスメディア或いは公共の場所で全部或いは部分的に母乳を代替できると宣告する嬰兒乳製品、飲料又はその他の食品広告を掲出してはならない。
3. 広告イメージキャラクターは、使用したことがない商品又は受けたことがないサービスのために、推薦、証明を行ってはならない。
4. 10歳未満の未成年者をイメージキャラクターとして利用してはならない。
5. 虚偽広告で推薦、証明を行ったために行政処罰された自然人、法人又はその他の組織については、3年未満の場合、イメージキャラクターとして利用してはならない。
6. 小中学校、幼稚園の構内で広告イベントを行ってはならず、小中学生と幼児向けの教材、教学補導資料、練習帳、文房具、教具、学校制服、通学バス等を利用し、商業広告を掲出する又は変則的に掲出してはならない。
7. 14歳未満の未成年者向けの商品又はサービスの広告には、未成年者を勧誘し、その後見人に対し広告商品又はサービスを購入することを要求させること、或いは未成年者が安全ではない行為を真似することが可能な内容を含んではならない。
8. インターネットを利用し広告を掲出、送信する場合、ユーザーによるインターネットへの正常使用に影響を与えてはならない。インターネットのページ画面に自動的にポップアップする方式などの形式で広告を掲出する場合、当該広告を閉じるための標識をはっきり明示しなければならない。また、1回クリックすると閉じることができることを保証しなければならない。
9. 相手方の同意又は請求を受けず、その住宅、交通機関などで広告を配布してはならず、電子情報の形で広告を配布してもいけない。電子情報方式で広告を配布する場合、配布者の真実の身分と連絡先を表明し、受信者に対し受信の継続を拒否する方法を提示しなければならない。
10. 架空、偽造又は確認できない科学研究成果、統計資料、調査結果、文献抜粋、引用する言葉等の情報を証明資料とする行為を禁止する。商品を使用する効果又はサービスを受ける効果が架空であるものを禁止する。

広告主、広告会社、媒体社に限らず、広告に従事する者は広く上記変更を理解する必要があり、広告表現の可否、利用可能なコミュニケーションの方法や媒体の活用方法などが大きく変化することに留意が必要である。

＜建議＞

①新広告法に関する具体的な実施細則やガイドラインの策定

2015年9月1日より施行された新広告法では、多くの内容が改正され、広告内容の準則も追加されたため、広告会社における具体的な表現開発や提案作業などの面において大きな影響を及ぼしている。一方で、新広告法に対する個別具体的な広告表現の是非については中国広告協会による審査が存在するものの、その判断には法的な拘束力がない。また、新広告法の規定の解釈や適用範囲については、各地の工商行政管理局によって異なっている場合もある。工商局では、違反事例のデータベース化によって過去事例を参照できるようにしているが、現実的な判断は広告主や広告会社に委ねられている。このような状況下での新広告法遵守の実現に向けて、工商局が統一的な判断基準を持ち、その判断基準が実施細則やガイドラインという形で広告主や広告会社に公開されることを要望する。

第6章 運輸業

1. 海運

2015年の中国の貿易総額は前年比8.0%減の3兆9,586億ドルとなった。リーマン・ショックの影響を受けた2009年以來6年ぶりに前年水準を下回った。世界経済を牽引する存在となった中国の貿易不振は貨物輸送を支える外航海運の業績にも大きく影響を与えた。需要の低迷により船腹過剰が一層浮彫りとなり市況の悪化に苦しんだ年となった。

以下、バルク輸送の動向、コンテナ船輸送の動向を概観する。

バルク輸送の動向

2015年回顧

ドライバルク市況は、各船型の主要水域平均が通年値で、ケープ/パナマックス/ハンディマックス/ハンディで各々6,918ドル/5,506ドル/6,929ドル/5,355ドル（前年度は1万3,798ドル/7,733ドル/9,825ドル/7,683ドル）と、全船型で下がるという結果になった。

ケープサイズ市況は6月中旬頃までは低調（約5,000ドル）に推移していたが、西豪州からの鉄鉱石出荷増・遠距離ソースであるブラジルからの鉄鉱石出荷量増を背景に上昇、一時は約20,000ドルまで回復した。しかし、中国の景気減速への懸念等を背景に下落基調に転じる。解撤もケープサイズを中心に進んだが、新造船の竣工はピークアウトこそしたものの、未だ続いており、船腹過剰の解消には至っていない。

パナマックス以下の中小船型のばら積み船でも、中国の石炭輸入量の減少や、南米積み穀物の出荷時期の平準化に伴う滞船の緩和等の影響により依然として船腹余剰感が解消されず、市況は低調に推移。期待された冬季の需要増も殆ど見受けられず、12月中旬にはバルチック海運指数（BDI）が史上最低水準を記録するなど、全船型・全航路で大きく低迷した。

2016年展望

政府の製造業の過剰生産能力引き締めが市況に影響を与えるという見方が多い。政府は2015年12月の中央経済工作会议にて、2016年の施策の中に、生産量の増加を抑止し、新たな生産能力の過剰を防止するという事項を盛り込んだ。既に鉄鉱石の埠頭在庫は2015年4月頃から増加傾向にある。実際に大幅な人員削減を発表している鉄鋼

メーカーも有り、資源輸入が好転する材料は目下見当たらない。また、とうもろこしの在庫過多による穀物の輸入減少等、中小船型のばら積み船の市況に悪影響を及ぼす材料もある。

一方で、2016年以内とは限らないが、海運市況好転材料になり得る要素もある。特に中国政府が力を入れている環境規制関連には注視すべきである。目前に迫ったバラスト水管理条約の批准に伴う、改造に高コストを要する老齢船のスクラップや、中国の排出規制海域（Emission Control Area: ECA）導入に伴う、信用不安のある船会社の市場からの撤退等がこれに当てはまる。

コンテナ船輸送の動向

2015年回顧

上海国際港務集団のまとめによると、上海港の2015年コンテナ取扱量は前年比3.5%増の3,653万7,000TEUで世界一を堅持した。主要航路毎に2015年を2014年と比較して振り返ってみたい。

北米貨物輸送量

東航（アジア→北米）の1～12月累計ベースでは前年比2.9%増となった。このうち中国（含む香港）積みは前年比1.7%増。西航（北米→アジア）の中国（含む香港）揚貨物は前年比4.6%減と落ち込んだ。

出所：PIERS社の統計を「日本海事センター」が纏めたデータ

欧州貨物輸送量

西航（アジア発）は前年比3.7%減、東航（アジア着）は前年比1.0%増となった。

出所：CTS(Container Trade Statistics)社の統計を「日本海事センター」が纏めたデータ

日中間貨物輸送量

日本→中国向けが前年比2.4%減、中国→日本向けが前年比6.4%減となった。

出所：財務省貿易統計に基づく日本海事センターの推計

アジア域内貨物輸送量

アジア域内貨物輸送量について、2015年は前年比2.5%増の1,479万TEUであった。うち中国からの輸出は52億4,488万TEU（前年比7.3%増）、中国への輸入は294万TEU（前年比0.7%減）であった。中国貿易のアジア域内貨物輸送量に占める割合は55.3%となっている。

出所：日本海事センターの取り纏め数値

2016年の展望

貨物需要が伸び悩み船腹過剰に苦しんだ2015年と同様、2016年も厳しい状況が続くと見込まれる。2015年に荷動き減少が顕著であったアジア→欧州航路では欧州側の在庫調整が進むことで荷動きが回復する期待もある。しかし船腹過剰である状況に変わりはなく、コスト削減やサービスの統廃合など、航路運営の合理化・効率化に一層取り組むことが業界に求められるだろう。

<建議>

- ①人民元建てのサーチャージ（運賃とは別に徴収される料金）に関して、その基となるコストが上昇した場合には、船社から交通運輸部に対して料金引き上げの申請を行うこととなるが、最近では認可を受けられないケースが多くなっている。実際に中国国内において諸コストは上昇しており、船社からこういった資料を提出すれば認可を受けることができるのか、明確なガイドラインの提示を要望する。
- ②2015年12月2日発表の交通運輸部「珠三角、長三角、環渤海（京津冀）水域船舶排放控制区实施方案」に関して、円滑に新規制に対応していくためには十分な準備期間が必要。ついてはより詳細な規則・要領等を実施6カ月前までに明示していただくよう要望する。

2. 空運

中国経済そのものは高度成長から安定成長への転換期にあると言われているが、国民所得水準の上昇にあわせ、海外旅行を中心とした旅行需要や航空需要は、依然大幅な伸長を続けている。

今後もこの航空需要の伸びは続くと思われ、国際航空運送協会（IATA）は2030年までに中国が米国を抜いて世界最大の航空市場に成長するとの見通しを示している。

一方で、この航空需要の伸びを支える重要なインフラである混雑空港の空港施設拡大については、いくつかの計画が発表されているものの解決されるべき課題も多く、今後の進捗が注目される。

2015年の概況および2016年の予測

航空旅客

2015年、中国の航空旅客輸送実績（国内線、国際線合計）は4億3,565万人、前年比11.1%増で4,300万人増加した。そのうち国内線旅客は3億9,360万人で9.2%増、国際線旅客は4,205万人で33.3%増となっており、特に国際線における航空旅客需要は大幅な伸びを示している（出典：中国民用航空局、特に記載ない限り以下も同様）。

2015年は、比較的安定していた日中関係や消費税免税制度の拡充、円安、中国経済の成長に伴う海外旅行者数の増加が訪日需要を喚起し、中国からの訪日者数は、499万人に達した。これは前年の241万人に比較して107%増であった（出典：日本政府観光局）。一方で日本人の中国訪問者数は250万人にとどまり、前年比8.1%減と減少に歯止めがかからない状況が続いている（出典：中国国家観光局）。

このように中国からの訪日需要は大きく伸長しているが、その主体となる訪日観光の内訳については、これまでの団体旅行中心から次第に個人旅行の比率が上昇してきており、旅行目的や行き先の多様化、および訪日観光のリピーター化の傾向が顕著となり始めている。このような状況から、今後も中国からの訪日観光需要は引き続き堅調な伸びを示していくと思われる。

一方で、2015年頃からクルーズ船が人気を集めクルーズ船を利用した訪日観光が急速に伸長しており、航空需要はこのクルーズ船需要とのシェア競争が激しくなっている。またLCC（ローコスト・キャリア）を中心とした中国系航空会社による地方路線の積極的な開設、増便、チャーター便運航により航空会社間の競争環境も激しくなっており、2016年においても他交通機関（クルーズ船）との競争、ならびに航空会社間の競争にはますます拍車がかかってくると思われる。

航空貨物

2015年、中国の貨物輸送実績は、625万トンと前年比5.2%増であった。内訳は国内貨物（香港、澳門、台北路線含む）が440万トンで前年比3.5%増、国際貨物は185万トン

で前年比9.7%増であった。

日本向け輸出は円安、個人消費の低迷が長引き減少傾向にある。2014年後半に港湾ストの影響を受けた米国向け輸出は、船便からの振替需要により一時的に増加し、2015年に入り反動減はあったものの、需要は引き続き底堅く推移した。欧州向け輸出は、ユーロ安の影響も受けて減少傾向であった。一方でイントラアジア向け輸出については、東南アジアでの生産工場拡大の流れを受け、重量物の輸出が増加した。イントラアジアへの輸出増加が全体の重量を押し上げた。

2016年についても、前年の傾向が継続する見通し。日中国間の航空輸送については、減少傾向が続く日本向けをベースとしつつも、緩やかな景気拡大が続く米国向け、工場移転が進むイントラアジア向けを中心とした「3国間物流」がますます増加するであろう。

一方供給については、東京羽田路線の開設、増便が2015年10月より実現。また、中国地方都市と日本を結ぶ路線の開設、増便が相次ぎ、日中間の航空貨物スペースが増加した。加えて中国と北米・欧州を結ぶ直行便も増加したため、中国発の航空貨物をめぐる獲得競争が激化した。2016年もこの傾向が継続する見込みである。

今後の展望・課題

過去の建議でも要望し、2012年以來の課題であった北京市、上海市（浦東）、広州市各空港からの東京羽田路線の開設、増便が2015年に実現したことを高く評価したい。今後も中国経済の安定的な成長と訪日需要の拡大を背景にこのような施策の実現が功を奏し、日本向けの航空需要は活況が持続すると思われる。

今後も中国各地で積極的な空港拡張、建設が計画されている。現北京空港での滑走路増設案や北京首都第二空港の建設計画など、今後大都市部を中心としたさらなる需要拡大が見込まれる状況下においては必要な対応であると考えられる。一方でこれらの空港施設拡大を有効に活用するためには、空域の問題など航空路混雑改善が必須であり、今後空港施設拡大に併せてこの点に関する対応も期待したい。

併せて、混雑空港におけるスロット配分や運用基準の透明化、および利用者利便性向上につなげるための空港建設計画の情報開示については、乗り入れ航空会社にとって事業運営上極めて重要な問題であり、早急な改善を求めたい。

<建議>

①混雑空港におけるスロット配分、運用について

中国内の主要な空港は全て混雑している状況にあるが、その空港のスロット配分において、徐々に改善はされているものの、スロット前年使用実績の通知やスロットの交換、回答期限などに関するIATAルール of 正確な適用を要望する。また、各主要空港のスロット規制値や時間帯別の混雑状況、およびローカルルールを含めた運用状況を公開し、公平で透明性ある運用を要望する。

②各種空港料金の見直し

2008年から導入された新空港料金体系について、国際標準を踏まえて見直しが必要だが、未だ実施されていない。以下の如き料金の是正を要望する。

- ・PSC (Passenger Service Charge) の航空会社負担から直接旅客負担への変更。
- ・TNC (Terminal Navigation Charge) を発着毎1回の請求にすること。
- ・着陸料に附加されるサーチャージ (着陸料の10%上限) の廃止。

③中国人社員の雇用形態変更

外国航空会社は現地法人化できず、「駐在員事務所」として登記しているために、中国人社員を直接雇用はできず、国家認定の人材派遣会社経由にしなければならない。この状況では実質的な雇用責任を企業が負う一方で、社員のロイヤリティ確保が難しく、人材力を最大限に活かした事業運営ができない。結果として中国人社員の育成やマネジメント登用等において障害となるため、中長期的に見て当該企業のみならず社員本人、そして中国社会としてもマイナス面が大きい。外国航空会社が直接社員を雇用できるよう変更を要望する。

④中国発着便の管制事由による出発遅れの改善

航空路混雑や天候事由が重なるケースが多いが、各空港の管制事由による航空便の遅れが増加し、常態化している空港も多い。2013年8月から8大空港の出発便についてフローコントロールの影響を受けない管制運用が発表され、一部その効果が表れている空港があるものの、現状では多客期間などを中心に出発、到着便が混雑する時間においては、抜本的な解決には至っていない。引き続き抜本的な航空路混雑解消に向けた取り組みを要望する。

⑤空港建設計画に関する情報提供

北京第二空港、厦門新空港など新規開港やターミナルビルの増改築、現北京空港の滑走路の増設などの情報に関して、現在まで外国航空会社に具体的な説明がなされておらず、建設計画、運用方法がわからない状況である。また利便性向上には利用者の意見聴取が有効であることを踏まえ、外国航空会社への早期の情報開示と要望ヒアリング等の実施を要望する。

⑥中国国内不定期便運航認可手続の改善について

就航便座席数の制約や用機者のニーズによって、不定期便運航の必要性が生じることが少なからずある。しかしながら、不定期便を申請しても運航直前まで認可をいただけない状況となっており、万が一認可が下りなかった場合には利用客に多大な迷惑がかかるリスクを抱えている。遅くとも運航月前月には認可可否を通知い

ただけるよう要望する。

⑦空港安全検査時間の短縮

空港や時期にもよるが、旅客安全検査に時間を要する状況が発生している。利用客のストレス・定時運航の観点から検査ブースを増設するなどの適切な対処を要望する。

⑧空港制限区域内立ち入り証交付手続の迅速化

北京など主要な一部空港においては、空港制限区域内立ち入り許可証を取得するために申請から発行まで約1カ月程度かかる場合がある。新入社員や転入者が、着任後すぐに空港業務実務につくことができるよう交付手続の迅速化を要望する。

第7章 流通・小売業

1. 卸売業

2016年3月の全人代「政府活動報告」によれば、中国の2015年のGDPは、約67兆7,000億元で前年比6.9%増、また、2016年のGDP成長率目標は6.5~7%と設定された。これは世界の主要経済国・経済圏の中でも上位の伸び率であり、世界に中国の存在感、影響力の強さを示す成長率といえる。また、2015年の消費財販売総額は30兆元を突破した〔表1〕。2015年の消費のGDPに対する寄与率は66.4%と、投資・輸出合計を上回っており、新たに示された第13次5カ年計画期においても、内需・消費主導型経済をさらに進めていく流れは継続するものと見られる。

表1：GDPおよび消費財販売総額の過去5年推移
(単位：億元、前年比伸び率は%)

暦年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
GDP総額	484,123	534,123	588,018	636,138	676,708
前年比 伸び率	9.2	7.8	7.7	7.4	6.9
消費財 販売総額	183,919	210,307	242,843	271,896	300,931
前年比 伸び率	17.1	14.3	13.2	12.0	10.7

出所：中国統計年鑑、統計局データ

中国の卸売業界はこれまでの歴史において、第二次世界大戦後、1級卸（中央の部局・専業公司）、2級卸（省レベルの専業公司）、3級卸（市・県レベルの専業公司）の3段階に分けられ、地域別・商品別に国家が管理する配給システムが整備された。その後1978年以降の改革開放政策により、3段階の国有卸売企業の統廃合や私営企業の新規参入などが進み、さらに1990年代後半には「外商投資商業企業試点弁法」により、条件付きながら外資の参入が認められるようになった。中国がWTO加盟を遂げた後、2004年6月には「外商投資商業分野管理弁法」（商務部令「2004」第8号）が施行され、外資参入が原則自由になるなど、業界を取り巻く環境は大きく変化してきている。

中国の卸売企業の代表的な機能は、①調達機能、②（川上・川下業者に対する）金融機能、③（市場分析・予測、販路開拓などの）情報機能、④物流（在庫・配送）機能などがある。これまでのところ、メーカーの販売代理権を得て地域に特化した販売網を持つ形態が多く、企業規模、取扱商品の幅、グローバル化への対応、効率的な運営、小売企業のチェーン化への対応、ECの爆発的な広がりへの対応、など対処すべき課題があり、ビジネスモデルの転換が必要となっている。

2015年の動向、主な政策・行政措置

卸売業界に関連する2015年の主な政策・行政措置については、3月26日に商務部弁公庁から「2015年流通業発展（のための）工作ポイント」に関する通知が出されている。

同通知に記載されている項目を列挙すると、①国内卸売流通体制改革の一層の推進、②伝統的小売モデル転換の推進、③卸売物流の発展、④省エネ流通の発展推進、⑤流通分野における標準化の強化、⑥中小流通企業の発展、⑦特殊業界の健全な発展誘導、⑧卸売流通業における安全管理強化、との構成になっている。内容としては、小売、卸売、物流、EC物流など流通業における各分野、或いは流通業界全般における資源リサイクル、基準整備などの制度面での第13次5カ年計画期間中のプランを策定し、それらに基づき環境・安全への対策について業界基準を設定する中で行ないながら、一部の都市でモデルとなる成功事例を作りそれを応用していくことなどで国内卸売流通体制の改革を推し進め、業界全体の健全な発展とモデル転換の加速を促していく方向性を示したものである。同通知の記載事項はおおむね中長期の方向性を示したものではあるが、今後、①統一商品コードの普及や小売統計データからの情報分析とその応用によるチェーン店経営・物流配送・ECなど業界全体の総合的な発展、②共同配送、集中配送、末端配送のネットワーク化による効率化、③流通プロセスにおける省エネ・環境対策、④低温物流体制の整備、⑤中小卸売企業に対するプラットフォーム形成支援による産業の健全化、などが図られていくと見込まれる。

2016年の展望・重点施策

2016年の展望・重点施策としては、3月に全人代にて発表された「政府活動報告」に2016年の重点活動が挙げられており、8大重点活動の中の一つの項目として、国内需要の潜在力を深く掘り起こし、より大きな発展の余地を広げていくことが示された。これによると、総需要を適度に拡大させる一方で、供給とのバランスの取れた発展を促し、安定的かつ永続的に経済発展を支える内需の形成を求めている。

流通業界に関連するところでは、具体的には物流配送網をより完全なものにすることで、これまでネックであったラストワンマイルを整備し宅配産業を健全に発展させること、嗜好の高度化にあわせた政策を含めた消費環境整備を行なうこと、介護、ヘルスケア、教育・研修、文化・スポーツ関連のサービス消費の発展をサポートすること、ECや多様化（個性化）する新たな消費を大きく喚起し発展させることなどが示された。いずれも経済成長を牽引するエンジンとして

消費を捉えており、消費財を流通させる卸売業自体のビジネス環境変化がより進み、発展のチャンスが拡大していくと考えられる。

卸売業の問題点および改善要望

日系企業として直面している問題点について、以下に触れたい。

業界管理

流通業界全体の健全な発展のためには、メーカー、卸売・流通業者、小売業者が相互に協力しあい、適度なサプライチェーンを構築し、それを拡大させていく必要がある。しかしながら、違法行為者による信用性失墜やコンプライアンス遵守の妨害となる事例、取引条件における公平性の欠如と見られる事例が後を絶たない。公正かつ公平でオープンな市場を形成し、また一方で、同業界に携わる業者が安心・安全な取引を継続的にできる業界秩序を守っていくことが肝要である。

政策支援

消費者の嗜好の多様化、安心・安全への意識の高まりなど、消費者ニーズの変化には流通業界としてきめ細かく対応していかなければならない。業界状況を詳細かつ正確に把握するための統計指標やそれらを公開していくシステムなど、ソフト面での支援が不足している。また、低温物流体制の構築と普及、資源面での無駄の排除、統一した流通規範の整備、環境保護面での指導は政策として継続支援していくことが必要である。

許認可

経営範囲や通行証などの許認可においては、これまでも手続きの遅さ、地域や窓口担当者による対応の差異を問題点として挙げており、引き続き手続きの簡素化など短縮に向けた改善、並びに許認可の公平性・透明性を求めたい。

<建議>

①経営範囲拡大手続の改善

取り扱い分野・品目の増加は、卸売業者にとって商量を増やすために不可欠であり、且つ小売業、製造業も含めた業界、バリューチェーンの活性化に寄与するものであるが、当局に対する経営範囲の拡大申請において、手続に想定以上の時間を要する点につき、引き続き改善を要望する。

②違法行為者に対する取り締まり強化

卸売業者の一部はコンプライアンスの意識が低く、コンプライアンスを遵守している企業の競争力の低下を招いている。例えば、1) 偽物を販売する業者や商品を不当に安く販売する業者が存在することでネット販売におけるサイトの信用度が失墜する事例、2) 過積載を前提とした料金を

提示する業者が存在する事例、また、3) 発票を発行しない前提で税金分のコストを割引いた配送見積を提示する業者が存在する事例などがある。健全な業界発展のために、違法業者の取り締まり強化を要望する。

③小売業者との公平かつ健全な取引へのさらなる支援

優越した地位を乱用した小売業者による不透明な費用請求や支払遅延、一方的な返品等の問題が継続して生じている。

不透明な費用請求については、2006年11月に「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法」が施行され、小売業者の優越的地位を乱用した不公平取引を禁止することが法制化されている。また2011年12月には「大型小売店の供給業者に対する違法徴収の是正措置」が商務部等5部門の連名で発表され、小売業者が卸売業者から徴収可能な費用、徴収してはならない費用を明確化の上、取り締まりも行なわれている。但し、取り締まりの対象となっているのは氷山の一角であり、不平等な商行為は続いている。

返品については、瑕疵のない商品の一方的な返品という問題に加え、小売業者の返品伝票の発行が遅く、増値税の還付が遅れたり、また、返品伝票が発行されないために増値税の還付が受けられないケースもある。

さらなる公平かつ健全な取引の浸透と業界の発展に向け、下記のような改善を関係当局・協会により行っていただくことを要望する。

- ・諸外国の公正取引監督管理部門のように、統一的に管理する政府機関の設置等により、日常的に相談できる窓口の設置。
- ・小売業者から卸売業者に対する支払遅延や一方的な返品等の不正取引を取り締まる法令の整備。

④立替金の計上方法および営業税賦課の見直し

小売業者が製造メーカーの販促活動を行う際、製造メーカーに代わって卸売業者が販促費用の立替えをするケースがある。立替金は現状売上計上対象となるうえに、営業税の賦課対象となるため、製造メーカーが当該営業税額を認めない場合、この営業税は卸売業者が負担せざるを得ない。立替金の計上にかかわる取り扱いの見直しおよび営業税賦課対象からの除去につき検討を要望する。

⑤公平かつ透明な通行証発行基準の制定・運用、および共同配送に対する支援

都市部における小売店舗の増加に伴い、よりスムーズな配送が求められるが、当局より通行証を取得する際に、当局担当者によっては会社の規模、或いは交通渋滞、環境問題などを理由に

通行証の発行を認めないなどのケースがある。通行証発行に関する公平かつ透明な基準を制定し運用していただきたい。

また、昨今の都市部での交通渋滞、それに起因する環境問題も考慮すれば、共同配送を推進すべきであり、共同配送を推進する企業に対する通行証の発行、交通制限時間短縮などの優遇策として検討することを要望する。

⑥低温物流発展のための人的支援

低温商品市場の拡大に伴い、低温物流にかかわる低温倉庫、配送車両などハード面は整備されつつあるが、製造から販売までの各流通段階で低温が途切れるなど、管理レベルが低い等の課題がある。ついては、卸売業者に求められている、低温商品の流通面における安全性確保、サービス高度化に応え得る、専門知識・技術を有した人材育成、人材の認定制度などに尽力いただきたい。

⑦涉外調査管理弁法の見直し

第三者を起用した市場調査を実施する場合、涉外調査を行う資格をもった業者を起用すべしとの規定があることにより、適切な市場調査ができない場合がある。涉外調査管理弁法の当該規定の見直し、緩和を要望する。

2. 小売業

ECシフトにより、従来型小売業とEC事業者間の競争が激化

中国の小売総額（社会消費品小売総額）は2007年に日本の小売業販売額を抜き、2015年には約30兆元にまで拡大した。消費の主体も、従来までの政府による「三公消費」から、増加する中国中間層を中心とした「大衆消費」へ移行し、ますますの拡大が見込まれる。一方、小売業界全体としてはEC市場の急成長に伴い、実店舗主体の小売業は、百貨店、総合スーパーなどの大型業態を中心に成長鈍化が顕在化している。コンビニエンスストア（以下、コンビニ）をはじめとした小型業態は高い成長率を示すものの、家賃・人件費の高騰などの影響で、単店舗の経営効率改善は喫緊の課題となっている。小売業各社は、EC市場を取り込み、既存の実店舗を活性化させる動きが活発化しており、近年は大手同士の提携が進むなど再編の動きが加速している。

二ケタ成長を維持した消費市場

中国の2015年実質GDP成長率が6.9%に減速したのに対し、中国消費市場を示す社会消費品小売総額は、2015年ベースで30億931万元、前年比10.7%増と二ケタ成長を堅持した。2013年以降の儉約令、腐敗防止等による「三公消費」（公費による飲食、公用車の私的利用、公費による出張・旅行）は引き続き減少しているものの、それに代わって中国中間層を中心とする「大衆消費」が伸びを示した結果と言える。所得の安定的増加、都市化の推進、二人っ子政策などの政策も今後の消費を後押しするものと目されている。

成長鈍化が顕著になりつつある小売業

中国消費市場の堅調な成長に対し、中国小売業の伸びは鈍化傾向が見られる。中国商務部が監察する5,000社の重点小売企業（百貨店、スーパー、専門店など）の売上成長率は、2013年で既に8.9%と一ケタ成長に鈍化していたが、2014年、2015年はそれぞれ6.3%、4.5%とさらなる減速を示した。業態別に見ても、成長が鈍化している業態と成長著しい業態に差が出ている。中国連鎖経営協会の報告によると、2014年の主要業態別成長率は、コンビニエンスストアこそ17.8%（代表企業55社の成長率平均値）の成長率を示しているが、これまでのけん引役であった総合スーパーや百貨店の2014年の成長率はそれぞれ6.5%、4.5%まで落ち込んでいる。また、大型業態の閉店も加速しつつあり、2013年の総合スーパーと百貨店の閉店数は35店舗であったものの、2014年には201店舗、2015年上期は121店舗に達している。この傾向は特に家賃、人件費の高騰が深刻化している一級都市、二級都市で多く見られている。高い成長率を示したコンビニエンスストアも、従来大型業態を営んできた小売企業が新規参入するなど店舗数は拡大しているが、単店の経営状況は決して安泰とは言えない状況である。

成長を続けるEC市場

実店舗の成長鈍化が顕在化している一方、EC市場の成長は引き続き高いものであった。2015年のEC市場成長率は43%（予測ベース）を示し、EC化率（社会消費品小売総額に対するEC市場規模の割合、予想ベース）は13.5%に達し、さらに存在感を増している。

中国商業連合会が発表している中国流通業ランキングによれば、2012年のランキングにおいて、アリババグループが運営する天猫（T-Mall）の販売額は蘇寧集団に次ぐ2位であったが、2013年には3,470億元と1位へ躍り出た。さらに、2014年ランキングにおいては7,600億元と成長が停滞している2位の蘇寧控股集团を尻目に大幅に販売額を拡大した。EC業界2位の京東も合わせ、中国流通業界におけるEC事業者の成長が著しい。スマートフォン経由によるモバイルECの普及、農村部での普及などEC市場の普及が進むが、中でも近年特徴的なのが、海外製品をインターネット経由で輸入・購入する越境ECビジネスの成長である。天猫、京東などの大手プレイヤーに加え、新規参入も相次いでいる。背景には、人民元高や政策の後押しの影響も大きいが、中国消費者の品質・安全性に対するニーズに国内商品が必ずしも応えきれておらず、中間層を中心にコストパフォーマンスの高い海外品に目を向けたものと見られる。

表1：中国小売業ランキング（単位：億元）

	企業名	2014年販売額	2013年販売額
1	天猫	7,600	3,470
2	蘇寧控股集团	2,735	2,653
3	京東	2,602	1,218
4	大商集团有限公司	1,702	1,504
5	国美电器有限公司	1,434	1,333
6	華潤万家有限公司	1,040	1,004
7	康成投資（中国）有限公司（大潤発）	856	807
8	沃爾瑪（中国）投資有限公司	723	722
9	山東省商業集团有限公司（銀座）	670	595
10	聯華超市股份有限公司	617	688
11	重慶商社（集团）有限公司	614	602
12	家樂福（中国）管理諮詢服務有限公司	457	467
13	永輝超市股份有限公司	430	350
14	合肥百貨大樓集团股份有限公司	378	352
15	武漢武商集团股份有限公司	340	306
16	長春歐亜集团股份有限公司	323	282
17	中百控股集团股份有限公司	322	293
18	石家庄北国人百集团有限責任公司	321	301
19	宏図三胞高科技術有限公司	303	275
20	農工商超市（集团）有限公司	293	300

出所：中国商業連合会

大手小売事業者同士の強強連合が進む

実店舗の成長鈍化、EC市場の成長という小売業界において、各社はオンラインとオフラインの融合を目的とした大手小売事業者同士の提携が進んでいる。アリババグループは、大手百貨店の銀泰百貨の最大株主となったほか、蘇寧雲商と相互出資するなど実店舗事業者との提携を増やしている。また、京東も生鮮に強みを持つ永輝超市へ出資を決めた。このような大手同士の提携はますます進んでいくであろう。

中国小売業界の課題

面積生産性の改善

家賃・人件費の高騰によるコスト上昇の傾向は当面は続く一方、EC事業者を含む小売業界の競争は激しさを増し、小売事業者各社はコスト上昇を補うまでの売上改善に至っていない。小売業各社は、メーカーへの「場所貸し」で稼いでいたため、消費者視点に立った商品企画や売場作りを行ってきていない。インターネットを活用した集客や新しい事業モデルの構築と同時に、消費者目線に立った商品企画・売場作りができる組織・人材の育成が急務である。

安心・安全などの商品の信頼性確保

日本において、訪日中国人旅行者の「爆買い」が社会現象化したり、前述の越境ECが成長したりしたのは、中国生活者の高い購買力に対し、中国国内小売業の品揃えや品質管理が期待に応えきれていない証左と言える。一部の小売業が安心・安全を強みに成長を果たす一方、業界全体としては、物流面や品質管理面の未整備により、消費者から安心・安全に対する不信任・不安感が残っているのが実態である。また、成長するEC市場においても、品質問題・偽物問題に関するクレームは増加し続けており、業界全体としての信頼確保の取り組みが必要である。

同質化からの脱却

商業施設や百貨店のみならず、総合スーパーやコンビニにおいても、売場や品揃えの同質化から脱却できずにいる。多くの小売業が、サプライヤーからの「入場料」に依存している結果、入場料を払えるメーカーから優先的に品揃えされるため、結果的に似通った売場となっている。業態にかかわらず、今後は独自ブランド（プライベートブランド）の開発や、弁当、総菜などの自社開発がますます重要となるであろう。

<建議>

①内資企業・外資企業の平等性の確保

中国経済は中高速成長を維持し、量的拡大から質的向上へ、産業構造の重点が変化しつつある。小売業としては、数量や価格の競争から、徐々に品質・安全の重視、技術革新による需要の喚起に変化している。このような産業構造の変化に対応した、透明で統一的、ルール化された市場の確立が望まれる。小売業全体に対する行政による各種規制について、先行して外資企業に対して施行される場合がある。内資企業と外資企業が平等の環境で競争できる市場の確立が必要である。外資企業の合法的権益保護、知財保護を高度に重視し、内資企業・外資企業を平等に扱うことを要望する。

②食品生産許可に掛かる製品分類の見直し

食品生産許可管理弁法（国家食品薬品監督管理総局令第16号）によると食品の生産に必要

な食品生産許可証は定められた品目分類に従って申請・認可されることになっているが、この分類は消費期限の長い工業製品を想定したものであった。2014年末に公布されたサラダ・カットフルーツの生産許可審査基準に続き、北京市は2015年7月に「チルド即食食品の生産許認可基準」を策定したほか、天津市でも2015年10月28日に「チルド食品の生産許認可基準」を策定し、「弁当」「サラダ」などの今までQS認証カテゴリに存在しなかったチルド即食食品にも明確な審査基準ができ、企業の認証手続が比較的スムーズになった。しかしながら、チルド即食食品の審査基準は北京市・天津市の審査基準であり、未だ他地区ではそれぞれの地区の解釈の中で、対応が統一されていないという問題がある。中国各地で統一した対応を要望する。また、食品生産許可管理弁法の施行により、一企業につき複数食品の生産が認められたと理解しているが、実際の許可申請時には複数食品の生産は認められなかった。法令に準拠した運用の徹底を要望する。

③食品生産許可証と食品添加物使用基準（GB2760）の食品分類の不整合について

生産許可証32分類は国家食品薬品監督管理総局から公布された規定であり、食品添加物使用基準（GB2760）食品分類は国家衛生計画生育委員会から公布された規定のため、整合性が取れていない部分がある。規定を厳守するため規定の整合性について統一していただきたく要望する。

④バーコード規制の緩和

近代的なコンビニエンスストアシステムではオリジナル商品において提携工場、配送センター、店舗を包含したスキームで成り立っている。個々の商品のバーコードには配送タイミングなどの情報も必要であり、スキーム内ではインストアバーコードの使用が必要である。20～29番のインストアバーコードの運用緩和を要望する。

⑤タバコ、薬、書籍等の取扱制限

消費者の利便性を高めるため、タバコ、薬、書籍等の取扱制限を緩和し、内資企業と同等の扱いとしていただきたく要望する。

⑥コンビニエンスストアでの食品加温販売許可

都市近代化により中国の伝統的なFF店が衛生・安全面から減少している中で、コンビニエンスストアはFF料理、おでん、包子などを安心・安全に提供し、近代的な社会インフラとして民生の向上に貢献している。これらの商品は加工された商品を加温して提供するものであるが、コンビニエンスストアでの食品加温販売を可能にするには、これを飲食サービス業として規制するのではなく、食品流通業として認める必要がある。2015年10月1日より「食品経営許可管理弁法」

が施行されたが、中国各地で対応が統一されておらず、例えば北京市では区毎に対応が異なるため区によって取り扱いえない商品がある。中国各地でFF料理、おでん、包子の許認可が統一した対応になるよう、細則等の策定を要望する。

⑦店舗開発における所有権証について

コンビニエンスストアの出店では物件所有権証の用途が商業用途、オフィス用途に限定されており、営業許可の取得が困難な事例がある。所有権証用途による営業免許取得可否ではなく、実体に応じて営業免許取得可否判断をしていたきたい。一方、内資便利店では学校用途等での出店も認められており、又、所有権証がない仮設物件で営業免許もなく営業している飲食店もある。公平な管理運用を要望する。

⑧営業免許について

中国（北京）では竣工後、行政区、環境局、食薬局担当により現場検査日程、内容が異なり営業許認可に竣工後約1カ月半を要するため未開店賃料負担が大きくなっている。手続のワンストップ化を要望する。又、内資便利店では、営業免許内容、経営範囲にかかわらず店内調理、FF販売等を実施しているものの何等行政処分等を受けることがないケースもあり、公平な競争となっていない。内資企業、外資企業に対して、行政が平等に対応することを要望する。

⑨消防検収、消防許認可について

賃借エリアの消防検収を取得するにはビル全体の消防検収書類等が必要であるが、賃借人には取得が難しく、手続を委託した消防業者に対して各行政消防担当から賄賂を要求されることがある。通報窓口を明確にしていれば、積極的に通報したい。又、行政区、地域の消防担当者、隊長により書類、審査日程が異なり煩雑な手続となっている。手続の合理化を要望する。

⑩賃貸借契約に関する法律整備

借地借家法に準ずる法律、法整備がなされておらず、賃借人の立場が非常に弱くなっている。例えば賃貸借契約期間が短いため短期で収益を見込まなければならず、契約更新では、新たな賃貸借条件の合意が出来なければ即撤退しなければならぬため、中・長期で賃借人の収益を見込むことが出来ない。第三次産業の発展を促進するためにも商業物件賃借人の権利保全を図る法整備を速やかに行うことを要望する。

⑪営業許認可手続

1店舗開店するにあたり必要な諸手続が多く、許可までの期間も長いことが、結果的にコスト負担増となっている。店舗建設に関連する諸手続だけでも、看板、消防、衛生、環境（排煙）と多岐に渡り、「看板設置申請」、「消防設計申請」、「消防工事完了検収」、「環境保護現場確認」、

「環境保護批准」、「環境保護検査」等の申請許認可が必要で、これらの諸手続だけでも1〜3カ月程度を要する物件もある。100〜200㎡程度の小規模店舗であり、且つ均一な建築材料や設備什器、店舗レイアウトで展開するチェーン店であれば上記諸手続を簡略化するなどの緩和措置を要望する。

⑫輸入手続

日本からの輸入に関して、福島第一原子力発電所の事故以降、通関、衛生許可の取得に時間を要する（1カ月半から2カ月）。以前の1.5倍〜2倍の時間がかかるため、時間の短縮を要望する。

⑬公平性

公平平等という原則に基づき、内資系や外資系等企業の資本関係、企業の規模の大きさ（大型企業なり、個人営業なり）によって、政府は異なる基準で管理するのではなく、同一基準で管理いただくよう要望する。

⑭増値税の一括納税

加盟店増値税の本部一括納付に関する政策がない状況である。加盟店増値税の本部での一括納付という、企業にとっても税務機関にとっても効率がよい制度を許可いただきたく、法令の改善を要望する。

⑮就業許可証手続

グループ内での、出向社員（日本籍）の人事異動があり、赴任する会社の所在地で就業許可書、就業証を新たに申請する必要がある。申請するには、無犯罪証明書が必要であるが、地方によっては必ず日本での無犯罪証明書が必要であり、わざわざ帰国し、相応の時間をかけて無犯罪証明書を申請する必要があり、効率が非常に悪い。ため規定を合理化し、改善するよう要望する。

⑯インターネットでの販売

インターネット販売の市場規模が急拡大している。しかし、正規商品ではない商品が多く販売されている。商標権を違法に侵害し、模倣商品を製造する業者、それを知りながら販売をする業者の取り締まりを強化していただきたい。また、それら業者に対して正しい税金の徴収も行い公平な競争環境の確立を要望する。

第8章 金融・保険業

1. 銀行

2014年12月の中央経済工作会议において、2015年の金融政策は2014年に続き「穏健（中立的）」を維持しつつも、「金融政策はより一層、緩和と引き締めの適切な度合いに注意（注重鬆緊適度）」との表現が加わり、2年4カ月ぶりとなった2014年11月に続く二回目以降の金利引き下げなどの余地を示唆した。

2015年2、4、8、10月に預金準備率、貸出・預金金利を同年3、5、6、8、10月に引き下げるなど、金融政策運営は緩和色が強まった。2016年の金融政策も「穏健（中立的）」を維持したが「穏健（中立的）な金融政策はより一層、機動的に適度なものとし、構造改革のためにふさわしい通貨金融環境を作る」とした。金融政策は引き続き緩和方向にあることが示唆された。

銀行業の経営状況

2015年マネーサプライM2の伸び率は前年の12.2%から13.3%と、政府による通貨政策の当初目標M2伸び率13.0%を上回り、新規人民币貸出増加額は11兆7,100億元と、前年の9兆9,000億元を上回った。

2015年末における金融機関の人民币および外貨預金残高は139兆3,000億元と、前年比12.4%増となった。この内、人民币預金残高は135兆7,000億元、前年比12.4%増、外貨預金残高は6,272億ドル、前年比3.2%増となった。金融機関の人民币および外貨貸出残高は99兆3,000億元、前年比13.4%増、この内人民币貸出は94兆元、前年比14.3%増となった。

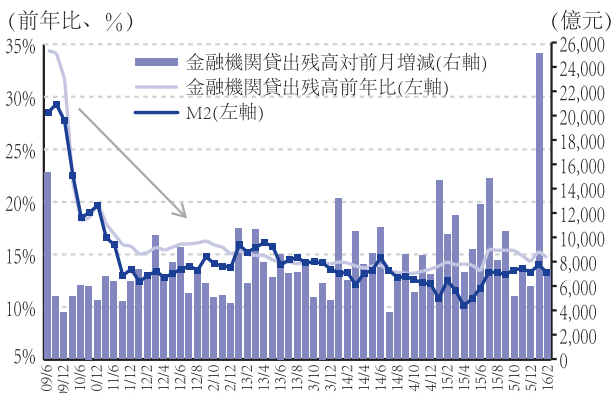
中国銀行業監督管理委員会の統計によると、2015年商業銀行の不良債権比率は1.67%と、2014年の1.25%から上昇した。残高は8,426億元から1兆2,744億元へと51.2%拡大している。貸出先をみると純増額の31.0%を占める3兆6,400億元が不動産向けで、さらにそのうちの2兆6,700億元が個人向け住宅ローンであった。

表1：金融機関貸出・預金統計

	単位	2015年末残高	前年末比(%)
貸出残高	兆元	99.3	13.4
	人民币 兆元	94.0	14.3
	外貨 億ドル	8,303	△5.8
預金残高	兆元	139.8	12.4
	人民币 兆元	135.7	12.4
	外貨 億ドル	6,272	3.2

資料：人民銀行「中国貨幣政策執行報告 二〇一五年第四季度」

図1：金融機関人民币建て貸出



注：11年までは四半期末値。グラフ内数字は最新月貸出残高前年比。
資料：人民銀行、CEIC

表2：商業銀行不良債権残高の推移

(億元、%)		2014 年末			2015 年								
					1-3 月		4-6 月		7-9 月		10-12 月		
		残高	不良債 権比率	合計に占 める比率	残高	不良債 権比率	残高	不良債 権比率	残高	不良債 権比率	残高	不良債 権比率	合計に占 める比率
不良債権債権分類別		8,426	1.25%	100.0%	9,825	1.39%	10,919	1.50%	11,863	1.59%	12,744	1.67%	100.0%
	次級類 (破綻懸念)	4,031	0.60%	47.8%	4,797	0.68%	5,301	0.73%	5,630	0.75%	5,923	0.78%	46.5%
	可疑類 (実質破綻)	3,403	0.50%	40.4%	3,924	0.56%	4,377	0.60%	4,836	0.65%	5,283	0.69%	41.5%
	損失類 (破綻)	992	0.15%	11.8%	1,104	0.16%	1,241	0.17%	1,398	0.19%	1,539	0.20%	12.1%
金融機関別	商業銀行	8,426	1.25%	100.0%	9,825	1.39%	10,919	1.50%	11,863	1.59%	12,744	1.67%	100.0%
	大型商業銀行	4,765	1.23%	56.6%	5,524	1.38%	6,074	1.48%	6,474	1.54%	7,002	1.66%	54.9%
	株式制商業銀行	1,619	1.12%	19.2%	1,882	1.25%	2,118	1.35%	2,394	1.49%	2,536	1.53%	19.9%
	都市商業銀行	855	1.16%	10.1%	1,002	1.29%	1,120	1.37%	1,215	1.44%	1,213	1.40%	9.5%
	農村商業銀行	1,091	1.87%	12.9%	1,291	2.03%	1,474	2.20%	1,643	2.35%	1,862	2.48%	14.6%
	外資系銀行	96	0.81%	1.1%	126	1.07%	133	1.16%	138	1.19%	130	1.15%	1.0%

資料：中国銀行業監督管理委員会（CBRC）

銀行業を巡る動き

為替・金融改革の進展

人民元のSDR加入。IMF(国際通貨基金)は2015年11月30日、SDR(Special Drawing Rights、特別引出権)に人民元を採用することを発表した。新たな通貨構成は、各国の貿易量と各通貨の外貨準備として保有される量の加重平均を基に計算され、人民元はドル、ユーロに次ぐ構成比となる(ドル 41.73%、ユーロ30.93%、人民元10.92%、日本円8.33%、英ポンド8.09%)。これまではドル41.9%、ユーロ37.4%、英ポンド11.3%、日本円9.4%であった。新たな通貨構成は2016年10月1日から使用される。

また、中国外貨取引センターは2015年12月11日、ドルやユーロ、日本円など13通貨の為替レートから算出した「人民元相場指数CFETS(China Foreign Exchange Trade System, CFETS)」の公表を始めた。

預金金利自由化。人民銀行は数回の金利引き下げと併せて2015年3月、5月と預金金利の上限を次第に開放、10月24日に預金金利上限の撤廃を宣言、金利自由化は基本的に完了した。

預貸比率の取り消し。2015年6月24日、「商業銀行法修正案」を採択、貸出の預金に占める比率を75%とした規定を削除、10月1日から施行された。なお、預貸比率は「法定監管指標」から、「流動性監測」へと変更されており、指標として引き続き当局の管理対象とされる。

預金保険制度の実施。2014年11月に発表された「預金保険条例」が2015年5月1日から施行された。

中国銀行業の海外展開

2014年末時点で、20行の中国資本銀行は53カ国・地域で1,200の支店を設立しており、総資産は1兆5,000億ドルである。

拠点展開について、国家開発銀行がベネズエラに駐在員事務所、工商銀行がメキシコに現地法人銀行(子行。以下、現法)およびロンドンとヤンゴンに支店、農業銀行がルクセンブルクとロシアに現法およびシドニーに支店、中国銀行がハンガリーとUAEアブダビに支店、およびタイとニュージーランドに現法、建設銀行がトロント・ロンドン・マカオに支店およびニュージーランドに現法を設立し、ブラジルBIC銀行を買収した。

交通銀行はトロントに駐在員事務所およびルクセンブルクに現法を設立。民生銀行と浦東発展銀行はシンガポールに支店、招商銀行はルクセンブルク支店とロンドン支店(駐在員事務所から昇格)、中信銀行はロンドンに駐在員事務所を設立、富滇銀行はラオスの合併銀行が正式開業した。

外国銀行の動き

2014年末時点で、15カ国・地域の外国銀行は100%出資の現地法人38行を設立しており、296の支店を有する。また2行の合併銀行が営業しているほか、26カ国・地域の現地法人を設立していない66の外国銀行が97の支店、182カ所の駐在員事務所を設置している。外資銀行の資産総額は

2兆7,921億元(4,546億ドル)で前年より9.16%増え、中国銀行業の資産総額の1.62%を占めている。

2016年の銀行業展望

2016年、人民銀行は通貨政策の連続性と安定性を保ち、引き続き「穏健な通貨政策」を実施する。2015年12月の中央経済工作会议では、2016年も「穏健(中立的)」を維持したが、「穏健(中立的)な金融政策はより一層、機動的に適度なものとし、構造改革のためにふさわしい通貨金融環境を作る」としたほか、人民銀行行長は2016年3月の全国人民代表大会(全人代)期間中に開いた記者会見で「人民銀行の通貨政策は、穏健(中立的)でやや緩和に偏った状態にある(略偏寛松)」と述べ、「現段階に対する表現であり、2015年下半年から現在の実情にも合致している」と説明した。一方、「過度な金融緩和による景気刺激は必要ない」とも発言した。通貨政策の目標として「マネーサプライM2の伸び率は前年比13%増」と、15年目標の12%増から1ポイント高く設定した。

<建議>

①金融政策改革にかかわるロードマップ

- ・2013年の三中全会で打ち出された金融改革に沿って、金利自由化や為替レートの自由化、多層的な資本市場の育成にかかる各種改革が急速に進捗しているが、今後も金利の市場化や人民元建て資本取引の開放等、さらに加速化されていくと理解している。
- ・これら金融自由化は、中国の実体経済や企業活動、また金融業の営業環境に大きな影響を与えらると思われることから、今後の自由化改革にかかるスケジュールやロードマップがより具体化・明確化されることを要望する。

②RQFII投資枠、人民元クリアリング銀行の日本への開放

- ・人民元国際化の推進に伴い、世界各国にてRQFII投資枠の設置や人民元クリアリング銀行の設立が急速に進んでいるが、日本にはまだこれらが開放されていない。
- ・日本における人民元市場の育成は、人民元の国際化推進に大きく貢献できると考えられること、また、日中間における人民元建てでの貿易や投資、金融取引をより拡大させるためには、決済の安全性・効率性の確保が不可欠であることから、上記2点の日本への開放を要望する。

③中国本土へのオフショア人民元資金持ち込みにについて

- ・オフショアにおける人民元債券の発行は、海外投資家に人民元建て投資の機会を提供し、オフショア人民元建て市場の育成に大きく貢献して

いる。一方、オフショア市場で調達した当該発行代わり金は、オフショアでの運用が前提であり、中国本土（オンショア）への持ち込みが原則禁止されているため、活用余地が限定的である。

- ・中国国内企業の実需に対応した資金ニーズに応じるためにも、オフショア人民元資金の中国本土への持ち込みについて柔軟な対応を要望する。

④債券引受け資格の外資金融機関への開放

- ・債券市場を含む多層的な資本市場の育成は、金融自由化や直接金融の比重を高めるとの政府方針にも適うものと認識される一方で、外資金融機関に対する債券引受け資格の開放は参入基準の問題もあり進んでいない。
- ・海外の債券業務でも豊富な経験を持つ外資金融機関を参入させることにより、債券市場の効率化、市場の活性化、投資家層の裾野拡大につながるものと考えられることから、資格開放に向け弾力的な取扱いを要望する。

⑤CD発行資格の外銀への条件緩和

- ・金融機関によるCDの発行は2013年から解禁されているが、現状地場銀行を中心に開放されており、実質地場系と見られる銀行を除いては、外銀の発行実績はまだ少ない。その要因の一つに、ROAや経費率、ネット利鞘率等の利益率関連参入基準が高い一方、不良貸出比率等の健全性指標の基準が低く、中資銀行に有利になっていることがあげられる。
- ・邦銀は、日本や海外の市場で豊富なCDの発行実績があり、今後の金利自由化の進展、CD発行市場の拡大に貢献できると考えられることから、CDの発行資格の開放につき柔軟な運用を要望する。

⑥本邦企業のオンショアでの人民元建て債券（パンダ債）発行について

- ・本邦企業は、今後の中国市場・ビジネスの拡大規模を踏まえると、将来的に人民元の安定調達基盤の拡充が財務の課題となる蓋然性は高く、パンダ債発行のニーズも高まるものと予想されている。
- ・一方、本邦企業のパンダ債発行には、現状IFRSか中国GAAPしか認められない会計基準と、中国国内の会計事務所による監査報告を必須としている2点が高いハードルとなっている。非居住者発行体による中国オンショアでの人民元建て債券の発行は、中国の金融開放拡大の一環であり、債券市場の発展に重要な役割を担っていくことから、当該基準の緩和を要望する。

⑦中国（上海）自由貿易試験区を利用したクロスボーダー取引の柔軟な取扱い

- ・中国（上海）自由貿易試験区の諸政策の他地域

への展開を実効的なものとするため、中国（上海）自由貿易試験区と全国版で異なる規定の統一化の推進、運用ルールの特明確化を要望する。また、人民元と外貨で異なる規定の統一化の検討も要望する。

- ・自由貿易口座を活用した取引において、人民元と外貨で取扱いが異なる部分の統一化、規制の緩和を要望する。また当該取引情報の監督管理に関しては、人民銀行上海本部の関連規定に基づく報告、国際収支統計に関する申告、外貨管理情報システムへの報告と、報告窓口が複数に渡り負担感があることから、これらの報告および申告窓口の統一化、簡素化を要望する。

⑧各地域・各行政機関における規定解釈の統一について

- ・規制緩和や新たな業務の開放を進める中で、実際の運用細則やその解釈が地域や関連する行政機関によって異なるケースが引き続き散見される。
- ・結果として、規制緩和の大枠が示されても、実際に業務を行うまでに許認可権を持つ担当部局の確認や必要要件の確認などに多くの時間がかかり、その恩恵が実現されにくい状況が存在している。金融自由化の実効性を高めるためにも引き続き規定解釈の統一化や、運用細則の特明確化を進めて頂くことを要望する。

⑨預金乖離度管理について

- ・2015年10月に預貸率が撤廃されたが、一方、月中平均残高と月末残高の乖離を管理する預金乖離度管理は現在も引き続き要求されており、顧客の中国本土市場でビジネスを拡大するための資金ニーズに対する制約要因にもなっている。
- ・預金乖離度管理は、各銀行の違法な手段による預金調達等を防ぐ目的を持つものと理解しているが、預金は顧客資産であり、特に月末は決済性取引も多く正常な流動性預金移動に伴う残高を銀行側でコントロールすることは困難なため、今後、預金乖離度管理が緩和されることを要望する。

⑩増値税改革

- ・サービス産業化の推進に伴い営業税が増値税に変更されるが、実施細則がまだ発表されておらず不確定要素も多いため、システム開発等の各種準備が難航している。
- ・増値税へのスムーズな移行を実現するために、なるべく早い段階での細則発表、また、可能な限り余裕を持ったスケジュールでの切り替えを要望する。

2. 生命保険

2015年の中国生保市場は、保険料収入が前年比24.9%増と高い成長を継続している。大手4社のシェアが引き続き低下する一方、高いキャッシュバリュー商品で規模を拡大する中小生保や銀行系生保がシェアを拡大させた。外資系生保シェアは6.3%と前年比0.5ポイント増の微増にとどまった。2015年末時点の生保会社数は75社（中資系47社、外資系28社）と前年末より4社増加した。中国保監会はソルベンシー・試験運行、健康保険加入の税優遇政策および相互保険会社管理規定の制定などにより、市場の健全化および市場規模の拡大を図った。

市場概況

保険料業績

2015年生保保険料は前年比24.9%増の1兆5,859億元となり、近年最高の成長となった。上場大手4社（中国人寿、平安人寿、太平洋人寿、新华人寿）とも増収となったものの、成長率は年間成長率以下にとどまる。保険料シェアは業界トップの中国人寿が前年の27%から24%と3ポイント下落、上場4社シェアも前年の57%から51%まで低下した。一方、銀行窓販やネット販売を通じた高キャッシュバリュー商品で規模を拡大する中小生保や銀行系生保がシェアを拡大させた。外資系生保シェアは6.3%と前年比0.5ポイント増の微増にとどまった。2015年末時点の生保会社数は75社（中資系47社、外資系28社）と前年末より4社増加した（表1、2）。

表1：生命保険料収入の成長率推移

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
生命保険料収入前年比	6.8%	4.1%	7.9%	18.1%	24.9%

出所：中国保監会HP

表2：中資系生保会社と外資系生保会社の市場シェアと会社数の推移

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
中資系	96.0% 36社	95.2% 42社	94.4% 42社	94.2% 43社	93.7% 47社
外資系	4.0% 25社	4.8% 26社	5.6% 28社	5.8% 28社	6.3% 28社

出所：中国保監会HP

商品・販売チャネルの動向

生保の主要チャネルは個人代理人と銀行・郵政代理を通じたものであり、全保険料の九割以上を占めている。近年、銀行窓販に対する規制などから銀行・郵政代理の占率が徐々に低下傾向にある一方、個人代理人による販売占率が上昇している。また、その他の販売チャネルとしては、インターネットの普及によりネット販売が規模を拡大してきている。

販売商品に関しては、過去、有配当保険が七割以上を占

めていたが、2013年8月に普通保険（無配当死亡保険・生存保険・養老保険）の予定利率が一部自由化されたことで、各社が予定利率を高めた商品を投入し、販売が好調であった。その結果、2014年の有配当商品の割合は前年度の75.7%から51.4%まで低下する一方、普通保険は11.2%から33.0%へと大きく上昇した（図1、2）。

図1：販売チャネル別保険料占率推移

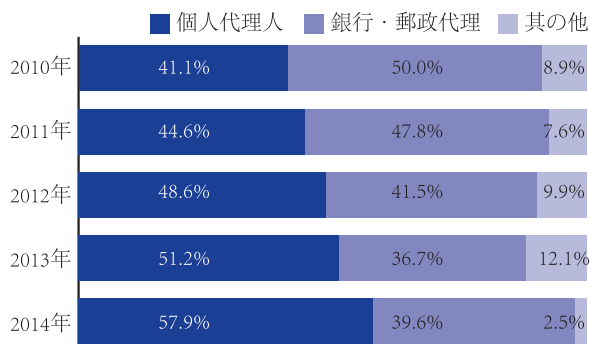
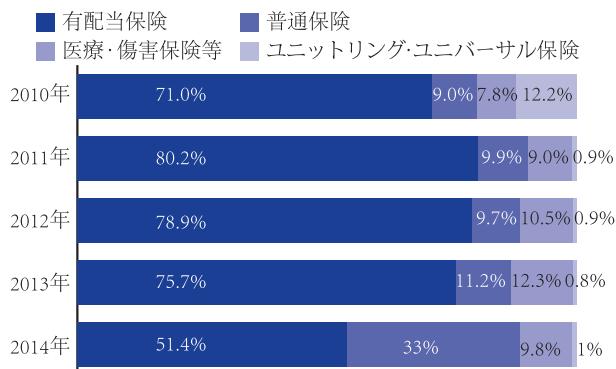


図2：販売商品別保険料占率推移



保険業界を巡る動向

中国ソルベンシー・マージンII

2012年3月、保監会は「中国ソルベンシー・マージンII監督制度体系創建計画」を発表。2015年の試験運行により目標を達成し、2016年から正式に実施すると発表した。同制度は、定量・定性・市場監督の面で基準を設け、定期的な評価によって保険会社を分類し、対応措置をとることによって、保険業の健全な発展を促進し、保険会社のリスク管理の推進、業界リスク管理および資本水準の引き上げ、国際的な影響および地位向上を目指す。

相互保険会社に対する正式認可

中国保監会は中国保険市場の発展を促進するため、2015年2月「相互保険組織に対する監督管理試行弁法」を公布し、過去にない保険組織形態を初めて導入する。同弁法は一般的な相互保険組織（初期会員500名以上、基金総額1億元以上）と専門的・地域的な相互保険組織（初期会員100名以上、基金総額千萬元以上）を分けた。

商業健康保険加入者に対する個人所得の税優遇

2015年5月に、財政部、国家税務総局および中国保険監

督管理委員会は「商業健康保険料にかかる個人所得税政策の試行展開に関する通知」を公表。北京市、上海市、天津市、重慶市の四直轄市において、特定の商業健康保険を個人が加入する場合、発生した保険料は個人所得税の控除対象となり、控除限度額は年間2,400元（毎月200元）となった。

「インターネット保険管理規程」の発布

近年、インターネットを経由して保険販売の規模が大きく拡大しているが、それに規範する措置がないため、基準が混乱していた。中国保監会はインターネット経由による保険販売に対する規定を公布した。同規定によって、傷害保険、定期保険および従来型終身保険は、拠点のない地域（省、自治区および直轄市）でも販売可能となった。一方、健康保険、ユニバーサル保険、有配当保険においては、拠点がない地域での販売を停止した。Webポータルやショッピングサイトはインターネット保険を販売する場合、保監会の認可が必要。2015年10月より実施された。

2016年の展望

2014年に「新国十条」が公布され、明記されている個人税収繰延型の明記されている個人税収繰延型の年金商品に関しては2016年に継続的な実施に向けて準備が進められる見込み。そして、同時期に明記した健康保険加入時の個人所得税控除については控除額が確定し、商品開発も済み、2016年に正式に執行する。2013年に開始した予定利率の改革について普通保険、ユニバーサル保険、有配当型保険の予定利率一部自由化が済むことで、今後、保険料率の市場化を深化させる見込み。まず、傷害保険の料率市場化改革が進められる見込み。また、保険会社の支払い能力に関する新しい管理監督体系であるといわれる「ソルベンII」が2016年に正式に実施される。さらに、保険監督管理改革の一環として、事前審査の簡素化が行われ、行政審査事項が36から18まで削減したのと同時に、相互保険、ネット保険会社など過去にない組織形態に対する管理規定を公布し、保険市場の発展を促進する。こうしたことから、生保を取り巻く環境はさらに市場規模の拡大が図られるとともに、監督管理部門による適切な規制や各社の自律的改善を通じた健全化の進展が期待される。

はならない旨を通達されている。仮に申請したとしても、同時に審査・承認されることはないと言われている。

新たな支店の設立許可証の申請過程において、外資合弁生保が中国企業と同等の国民待遇を受けられるよう要望する。

③資産運用面について

外資系生保企業に対して、合理的な範囲内で資産運用における投資の許可範囲を拡大してほしい。

④外資生保、保険代理会社の設立について

外資系生保は、25%以上の保険代理会社への出資を認められていない。

先進的な保険コンサルティングノウハウを伝播する手段として、現状、明文化はされていないものの、実質的に制限されている保険代理会社の外資出資制限の撤廃、さらに、保険代理会社への外国生保による100%出資を要望する。

⑤その他

・中国保険年鑑等の整合性について

統計データに連続性がなく、データそのものも確かかどうか疑問が残る。中国保険年鑑は、省ごとに集計方法が異なっており統一性が取れていないケースも多く、データ収集が困難な状況である。統計の仕様を統一するなどの対応を要望する。

<建議>

①中国生保業進出時の出資上限について

外資系生保が中国に参入する場合、合弁企業の設立を義務付けられている。加えて、外資の出資比率は50%が上限になっている。同制限の緩和を要望する。

②合弁生保を設立した後の中国全土への展開時の支店開設について

外資合弁生保は、中国保険監督管理委員会または進出先の中国保険監督管理委員会監督管理局より、複数の支店の設立申請を同時に行って

3. 損害保険

中国損害保険市場の現状

市場成長力の強さ

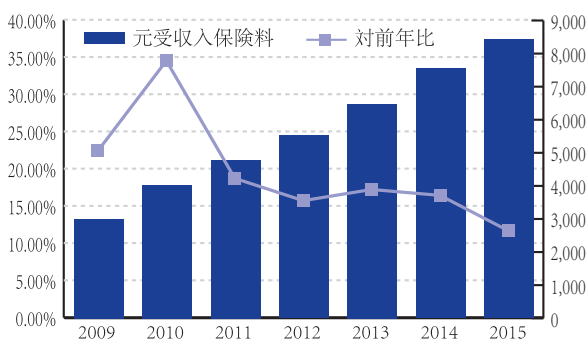
中国損害保険市場は、1979年から始まった改革開放以来、急速な経済発展や国民の生活水準の向上に伴い成長を続け、2015年は、元受収入保険料ベースで8,423億元に達した。2015年の中国経済はGDP前年比6.9%増と安定成長期に入っているが、中国損害保険市場は2010年の伸び率34.5%には及ばないものの、2015年もGDP成長率を大幅に上回る成長を遂げ、市場規模は5年前の約2倍の規模に成長している。また、2014年資料となるが、中国損害保険市場の規模は、世界第2位となっており、2016年についても、引き続きGDP成長率を上回る成長が見込まれると予想される。

表1：2010年～2015年 中国損害保険市場の発展状況（単位：億元）

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
元受収入保険料	2,993	4,027	4,779	5,529	6,481	7,544	8,423
対前年比	22.40%	34.50%	18.70%	15.70%	17.20%	16.41%	11.65%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP

図1：中国損害保険収入保険料・増収率の推移



政策動向からみる中国損害保険市場の展望

2014年8月13日に「現代保険業の発展加速に関する国务院の若干の意見」（中国名「国务院关于加强加快发展现代保险服务业的若干意见」以下「新国十条」）が発表された。2006年発表のいわゆる「国十条」により、「保険密度」（収入保険料の対GDP率）ならびに「保険深度」（国民一人あたり収入保険料）がそれぞれ大幅に上昇したものの、両指標とも諸外国に比較して低い状況となっている。「新国十条」は、このような「市場規模が小さい」、「サービスが行き届いていない」、「リスク分散機能が不十分」といった現状を改善することを目的として、2020年までに、保険深度：5%、保険密度：3,500元（ともに、生命保険と損害保険の合計）まで引き上げることを目標としている。

「新国十条」に関して、以下の項目において、保険業の発展を加速するとしている。

- ①保険業の保障ネットワークを構築し、社会保障システムを改善の一助とする。養老保険などの保険商品を発売して、多様な健康保険サービスを発展させる。
 - ②保険業のリスクマネジメント機能によって、社会管理体制を改善する。
 - ③保険業を災害防止や災害支援体制に活用して、万一の巨大災害に備える。
 - ④「三農」に関係する保険を発展させて、農業に対しての支援策・優遇策を推進する。
- ※「三農」とは、農業・農村・農民のことをいう。
- ⑤保険会社の資金を長期投資することによって、保険市場・貨幣市場・資本市場の協調発展を促進する。
 - ⑥保険業の改革開放を推進し、全面的に保険業界の発展水準をアップさせる。また、同様に再保険市場や保険仲介市場も発展させる。
 - ⑦保険業に対する監督管理体制および監督管理能力を近代化し、あわせて、消費者の権益保護を強化する。
 - ⑧保険業界の信用体制とインフラの構築を推進し、あわせて、社会全体の保険業に対する認知度を向上させる。
 - ⑨保険業の発展を支持する各種政策を拡充して、推進する。

以上の政策により、保険業のさらなる改革が推し進められると同時に、中国損害保険市場は引き続き高い成長率を維持するものと予想される。

表2：2014年 世界損害保険市場規模比較

国・地域	収保総額 (百万ドル)	順位	世界シェア	保険密度 (ドル)	保険深度
米国	752,000	1位	35.40%	2,360.0	4.29%
中国	151,000	2位	7.11%	108.2	1.47%
ドイツ	136,000	3位	6.40%	1,566.5	3.32%
英国	116,000	4位	5.46%	1,593.9	3.50%
日本	108,000	5位	5.08%	850.0	2.43%
フランス	98,000	6位	4.61%	1,411.0	3.29%
韓国	58,000	7位	2.73%	1,146.6	4.09%
全世界	2,124,000	-	100.00%	294.3	2.76%

出所：Sigma World Insurance in 2014

表3：2014年 世界損害保険市場保険密度比較

順位	国・地域	損害保険料（ドル）
1	オランダ	4,393
2	スイス	3,542
3	ルクセンブルク	2,372
4	米国	2,360
5	ニュージーランド	2,155
6	カナダ	2,063
7	デンマーク	1,722
8	ノルウェー	1,716
9	オーストリア	1,625
10	ドイツ	1,617
20	日本	852
57	中国	109

出所：Sigma World Insurance in 2014

損害保険業の具体的な問題点

外資系損害保険会社の現状

2015年末時点での中国の損害保険会社は73社であり、そのうち、中資系損害保険会社が51社、外資系損害保険会社は22社となっている。元受収入保険料総額を比較した場合、中資系損害保険会社が8,249億元に対し、外資系損害保険会社は174億5,000万元となっている。中国のWTO加盟後、既に10年以上が経過し、外資系損害保険会社に対する規制は徐々に撤廃され、拠点認可等の速度も以前に比べ多少速まっていることから、当局の開放姿勢がうかがえる。一方で、原則、拠点設立地域に営業範囲が限られていることもあり、市場規模で比較すると元受収入保険料ベースでの外資系損害保険会社のマーケットシェアは拡大しているものの、わずか2.07%の低位に留まっている。

WTO加盟後15周年を迎えた今日、外資系損害保険会社の待遇が改善され、平等な環境下で消費者により良いサービスの提供を期待されている。そのためにも、行政手続きの簡素化が実現され、外資系損害保険会社の拠点設立認可がさらにスピードアップされることを期待する。

現在、拠点の無い地域であっても、投資総額1億5,000万元以上かつ保険料総額が40万元超の大規模商業物件については許認可取得地域以外での拠点から引受が可能だが、顧客サービスの向上および経営効率化の観点から、大規模商業保険の許認可取得地域以外での損害保険の引受対象種目として、企業物件に必要な全種目が対象となるように期待したい。

表4：2015年 中国系損害保険会社の収入保険料
および市場シェア（単位：万元）

会社名	拠点数 (本支店)	2015年度元受 収入保険料	市場シェア
中国人民財産保険	38	28,101,000	33.36%
平安財産保険	40	16,364,087	19.43%
太平洋財産保険	42	9,443,884	11.21%
国寿財産保険	33	5,036,918	5.98%
中華聯合保険	24	3,936,990	4.67%
大地財産保険	37	2,658,874	3.16%
陽光財産保険	36	2,581,661	3.06%
輸出信用保険	26	1,648,749	1.96%
太平保険	28	1,561,499	1.85%
天安保険	32	1,309,648	1.55%
華安財産保険	30	858,078	1.02%
永安財産保険	23	813,067	0.97%
英大財産保険	24	734,147	0.87%
永誠財産保険	31	669,697	0.80%
華泰財産保険	32	633,053	0.75%
安邦財産保険	37	524,999	0.62%
中銀保険	22	452,837	0.54%
紫金財産保険	22	418,986	0.50%
都邦財産保険	32	398,525	0.47%
安華農業	8	387,792	0.46%
その他(31社計)		3,952,978	4.69%
中資系損害保険会社(小計)		82,487,470	97.93%
損害保険会社(合計)		84,232,647	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、各社HP

表5：2015年 外資系損害保険会社(合併含む)の
収入保険料および市場シェア(単位：万元)

会社名	国・ 地域名	拠点数 (本支店)	2015年度 元受収入 保険料	市場 シェア
アクサ	フランス	24	716,416	0.85%
グルパマ	フランス	6	160,803	0.19%
チャーティス(AIU)	米国	4	144,004	0.17%
リバティー	米国	6	88,724	0.11%
三星火災保険	韓国	7	84,340	0.10%
富邦産物保険	台湾	4	83,431	0.10%
アリアンツ	ドイツ	8	81,560	0.10%
国泰産物保険	台湾	11	64,424	0.08%
三井住友海上火災保険	日本	4	55,142	0.07%
チューリッヒ	スイス	2	51,381	0.06%
東京海上日動火災保険	日本	5	48,991	0.06%
損害保険ジャパン	日本	5	35,237	0.04%
ジェネラル	イタリア	6	31,548	0.04%
Starr Property & Casualty Insurance (China)	米国	10	25,122	0.03%
スイス・リインシュアランス	スイス	3	15,294	0.02%
チャブ	米国	2	12,831	0.02%
現代海上火災保険	韓国	2	12,681	0.02%
LIG	韓国	1	11,658	0.01%
ロイズ	英国	2	7,192	0.01%
日本興亜損害保険	日本	2	5,905	0.01%
あいおいニッセイ同和損害	日本	2	5,470	0.01%
XLインシュランス	米国	1	2,979	0.00%
外資系損害保険会社(小計)			1,745,177	2.07%
損害保険会社(合計)			84,232,647	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、各社HP

自動車交通事故責任強制保険 (自動車交通事故責任強制保険)の現状

日本の自動車賠償責任保険(自賠責保険)に相当する自動車交通事故責任強制保険(自動車事故責任強制保険、以下「自賠責保険」という)が施行されて以降、9年以上経過した。

2014年の自動車保険料収入は、自賠責保険が前年比12.71%増の1,419億元、任意保険が前年比18.34%増の4,097億元、自賠責保険と任意保険の合計で前年比16.84%増の5,516億元となり、全保険種目の65.49%を占めている。

2014年の自賠責保険の引受件数は前年比12.24%増の1.65億台となり、過去最高を更新した。一方、2014年のEI損害率(発生損害額/既経過保険料)は、2012年公布の「道路交通事故損害賠償案件の審査処理に関する適用法律若干の解釈」(中国名「关于审理道路交通事故损害赔偿案件适用法律若干问题的解释」)で、保険会社の訴訟地位が有利となったものの前年度同水準の73.2%と高損害率となっている。

引受成績の悪化は主に損害率の悪化によるものであり、所得増による対人賠償額の拡大、修理代等の高騰、地域格差が大きい中国で統一料率を使用している問題、裁判所による判定基準が地域により差異があることなどが、損害率悪化の主要因として挙げられる。また、一部の裁判所では、自賠責保険約款で定めた賠償限度額以上の保険金支払いを保険会社に命じる判決が出されて保険会社が支払わざるを得ないケースが発生し、また、後遺障害の認定について

も地域毎に差異が発生する事も多く、自賠責保険の引受収支は6年連続で慢性的な赤字となっている(税引後利益は、投資収益もあり16億円のプラス)。

日本では各保険会社が自賠責保険を引受後、保険料を共同プールにて管理し、業界全体でノーロス・ノープロフィットの実現を図っているが、中国では共同プールが無く、各社が独自に別会計で収支管理を行い、各社毎のノーロス・ノープロフィット方式を採用している。そのため、一部の保険会社では、法律上引受義務があるにも関わらず、損害率の高いオートバイ、営業用自動車、トラクター等の自賠責保険の引受を避けており、社会問題となっている。自賠責保険制度の健全な発展が、社会の安定に寄与するためにも、日本同様の自賠責プールの早期設立を期待する。

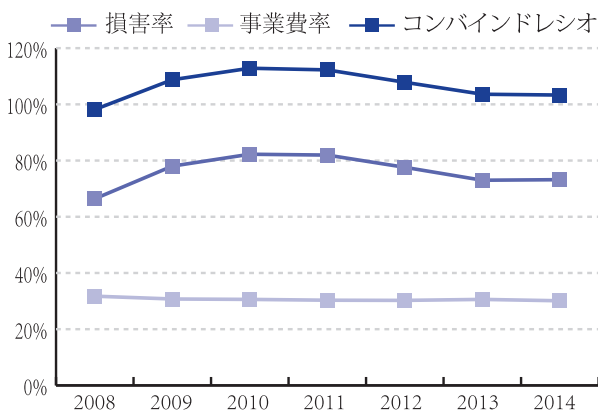
また、国務院は、外資系損保会社に対し、自賠責保険を2012年5月に開放し、日系損保にも、自賠責保険を取り扱うために必要な経営範囲変更(取扱業務拡大に伴う定款上の修正)に関する許認可があり、その後、日系3社においても商品認可取得に至っている。自賠責保険の健全な発展のため、公平かつ持続可能な運営をお願いすると共に、今後の当該制度の安定的運営に向け、さらなる法律・制度の見直しが進むことを期待したい。

表6:2009年~2014年(全社ベース)自賠責保険収支推移

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
引受台数(万台)	8,502	10,100	11,400	12,900	14,700	16,500
収入保険料(億元)	668	841	983	1,114	1,259	1,419
引受損益(億元)	▲53	▲97	▲112	▲83	▲43	▲47
税引後利益(億元)	▲29	▲72	▲92	▲54	2.0	16
損害率	78.02%	82.25%	81.95%	77.60%	73.00%	73.20%
事業費率	30.74%	30.60%	30.31%	30.25%	30.60%	30.11%
コンパインデレシオ	108.76%	112.85%	112.26%	107.85%	103.60%	103.31%
引受会社数(社)	30	33	36	42	50	56
黒字会社数(社)	7	1	3	10	15	18

出所：2015年中国保険年鑑、毎日経済新聞

図2：自動車保険指標推移(全社ベース)



出所：金融時報

保険法に定める保険関連業務をめぐる問題

「被保険者の保護」、「監督管理および危険防止の強化」、「保険サービス領域のさらなる拡大」を主な目的とし、2009年2月に中国保険法が7年ぶりに改定され、同年10月1日に施行された。新保険法・第95条(3)には、保険

会社の経営範囲として「国務院保険監督管理機構が批准する保険に関連するその他の業務」が認められ、保険会社の経営領域が広がり、顧客サービスの幅を拡大することができるようになった。しかしながら、外資系保険会社は、保険法以外にも「外資保険公司管理条例」の制約も受けており、同管理条例第3章業務範囲で「その他の業務」が認められていないため、中資系保険会社と同様の保険関連業務が行えない状況にある。日系の各損害保険会社は、他の諸外国の現地法人と同様に、リスク・マネジメントサービスの提供、日本本社の貨物保険契約のクレーム・エージェントを行うことが多く、顧客サービスの拡大と事業の多角化により、現地法人の経営の安定化を行っている。中国でも和諧社会実現のために、保険会社の期待される社会的役割も増えており、「外資保険公司管理条例」の早期改定により、外資系保険会社の事業範囲の拡大ができるよう要望したい。

<建議>

- ①WTO加盟15周年となり、さらなる保険市場の開放と外資保険会社への規制緩和の進展を期待している。行政手続の簡素化により、さまざまな申請に対する許認可のスピードを速めていただけるよう要望する。
- ②同一グループに属する別法人に対し、中国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすることで、大手グローバル企業グループによる中国への投資をさらに促進させるべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一グループに属する法人に拡大いただくよう要望する。また、大企業顧客への総合的なリスクコントロールサービスを可能にするため、大規模商業物件の引受対象種目を企業物件に必要な全種目に拡大していただくよう要望する。
- ③2012年4月に兼業代理店の新規登録について、暫定停止となっているが、消費者利便性、保険サービスの向上、保険普及の観点より、厳格な募集人制度や禁止行為の構築など明文化したうえで、兼業代理店の暫定停止措置の解除を要望する。
- ④自動車保険・自賠責保険のシステムが各地により異なる仕様となっている。保険サービスの向上、保険普及、および各社が負担するシステム開発・メンテナンスコスト削減の観点から、今後自動車・自賠責保険システムの改定が予定される場合には、中国国内のシステム統一化を視野に改定を行っていただくよう要望する。

4. 証券

2015年末時点の世界の株式時価総額のうち、日中は、日本取引所が4兆8,949億ドルで世界第3位（前年と同ランク）、上海証券取引所が4兆5,493億ドルで第4位（前年と同ランク）、深圳証券取引所が3兆6,387億ドルで第5位（前年第8位）であった。中国全体では8兆1,880億ドルとなった。

2015年の世界の株式売買代金のうち、日中は、上海証券取引所が21兆3,428億ドルで世界第1位（前年第4位）、深圳証券取引所が19兆6,112億ドルで第2位（前年第5位）、日本取引所（東京）が5兆5,407億ドルで第6位（前年と同ランク）であった。中国全体では40兆9,541億ドルとなった。この間、中国市場では、2015年6月12日に上海総合指数が5,166.35ポイントと2008年1月以来7年5カ月ぶりに高値をつけた後、下落に歯止めがかからなくなり、中国政府は政府系ファンドによる株式購入や大株主等の保有株式売却制限等の株価維持政策（PKO）を発動した。2016年3月から試行される株式発行登録制度の導入とともに、PKOの今後の出口戦略が注視されている。

中国の証券業界状況

対内証券投資と対外証券投資

外国人投資家による国内証券市場への投資を認めるQFII（適格外国機関投資家、Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、2002年11月導入）制度の下、2016年2月末時点で279社が計807億9,500万ドルの運用枠を認められている（2015年2月末時点では265社、計697億2,300万ドル）。うち、日本勢は19社、26億400万ドルとなっている。また、オフショア人民元を中国本土で運用するためのRQFII（人民元建て適格外国機関投資家、2011年12月導入）制度の下、2016年2月末時点で158社が計4,714億2,500万ドルの運用枠を認められている（2015年2月末時点では103社、計3,115億元）。

一方、中国国内の金融機関による対外証券投資を認めるQDII（適格国内機関投資家、Qualified Domestic Institutional Investorsの略称、2006年4月導入）制度の下、2016年2月末時点で132社が合計899億9,300万ドルの運用枠を認められている（2015年2月末時点では13社、計875億9,300万ドル）。

合併証券会社および合併運用会社の新設・再編

2015年は証券業およびアセット・マネジメント業ともに、合併会社の設立は無かった。

具体的な問題点と改善状況

外資による中国証券業およびアセット・マネジメント業への参入規制緩和

外資による証券業への参入は、2001年のWTO（世界貿

易機関）加盟以前は、個別の認可によって認められたケースもあったが、正式に認められたのはWTO加盟後である。外資参入は主に合併会社設立の方式で、WTO加盟時は33%が外資出資上限であった。また、合併会社には、国内系証券会社の主要業務の一つである国内投資家向け上場株式（A株）のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められておらず、認可取得時期も明示されていなかった。2016年1月末時点で登録証券会社は125社あり（中国证券监督管理委员会（証監会））、WTO加盟と前後して合計15社の証券会社が認可されているが（うち3社は既に合併を解消）、WTO加盟以前に認可された中国国際金融と中銀国際証券には、例外的にA株のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められている。2012年10月には、①合併証券会社の外資出資上限の49%への引き上げと、②経営期間が満2年を経過すればライセンスの拡大を申請できる内容の細則が公布された。

中国で証券投資信託の設定・運用を行う基金管理会社は、2016年1月末時点で101社設立されており（証監会）、うち45社が外資系基金管理会社となっている（うち日本勢は3社）。証券業と同様に、WTO加盟当初、外資33%出資の合併による基金管理会社の設立が認められ、その後出資可能な比率が49%まで引き上げられた。

外資参入規制については、2014年1月の証監会による全国証券期貨監管工作会議で、「証券・先物業の外資参入規制を段階的に開放し、外資金融機関の出資比率規制を撤廃し、外資証券・先物経営機関による独立子会社や支店の設立を容認し、合併証券会社のライセンス制限を撤廃する」との方向性が確認された。続いて同年5月、国務院は「資本市場の健全な発展をさらに促進するための国務院の若干の意見」（新9条意見）を公表し、「外資が資本参加・支配する国内の証券・先物経営機関の経営範囲を適時に拡大する」との方向性を確認した。しかしながら、2015年3月13日に国家発展改革委員会および商務部が公表した「外商投資産業指導目録（2015年改正）」では、証券会社・基金管理会社ともに、現行規制が継続する内容となっており、外資参入規制の段階的開放の方向性が確認できない。加えて、中国本土－香港間のCEPA（経済貿易緊密化協定）補充協議十では、香港資本の証券会社による合併証券会社の設立について、進出地域を限定されている。それにもかかわらず、フルライセンス、外資出資比率51%以上、証券会社以外の中国側合併相手の容認といった優遇条件が設定されており（マカオ資本の証券会社も同様）、内外無差別の扱いがされてない。

また、2013年10月から始まった「中国（上海）自由貿易試験区」（上海FTZ）では、ネガティブリストを採用したサービス業の対外開放の実験を行っている。2015年3月からは、天津市、福建省、広東省にもFTZが拡大された。FTZでは証券分野も実験対象となつてはいるが、証券業およびアセット・マネジメント業への外資参入は、2015年版ネガティブリストでも既存の中央レベルの参入規制が課され、実効性のある実験ができるかどうか課題である。

他に証券業では、証券投資顧問会社について、CEPA補充協議六の下で香港証券会社のみを対象に、①中国本土証券

会社との合併形式（中国本土証券会社の子会社扱い）、②外資出資上限は33%、③ライセンスは投資顧問業務、④設立地は広東省、との条件での外資進出が容認されている。一方、中国証券業協会は2015年1月19日、上記の新9条意見を受け、証券投資顧問会社のライセンスの範囲に、①全国中小企業株式譲渡システム（いわゆる新三板）での登録スポンサーおよびマーケットメイク業務、②私募業務、を追加した。香港以外の外資の参入が制限された中での証券投資顧問会社のライセンス拡大は、サービス業の対外開放における内外無差別の観点から課題である。

2015年10月の第18期5中全会で可決された第13次5カ年計画の建議および2016年3月の全人代で可決された同計画の要綱には、「銀行・保険・証券・年金等での外資の市場参入を拡大する」との方針が盛り込まれている。以上に対し、日本では法制上、外国金融機関の進出を内外無差別で取り扱っている。「戦略的互惠関係」の証券分野における進展のために、また中国の証券業およびアセット・マネジメント業の業界の発展への貢献や中国企業の資金調達への貢献の観点から、各種規制緩和と規制緩和日程の公表を期待する。

国内外投資規制の緩和

QFIIの運用枠は、2013年7月、既存の500億ドルから1,500億ドルへと大きく引き上げられた。2016年2月4日には、QFIIの投資上限枠を資産規模の一定割合に設定するよう変更し、ロックアップ期間の短縮化（1年から3カ月）を図る等の規制緩和が行われた。また、同年2月24日には、銀行間債券市場への海外機関投資家の投資が解禁され、QFII・RQFIIによる同市場での債券投資の際の上限枠も課されないこととされた。但し、QFIIにせよQDIIにせよ、依然としてライセンスと運用枠の制限がある。また、非公開市場でのPE（プライベート・エクイティ）投資や不動産投資に関する法令も整備されてきてはいるが、外国人投資家による申請手続や認可基準等が必ずしも明確になっていない。

国内投資規制の緩和による外国人投資家を含む機関投資家の参画は、(1) 市場の流動性提供、(2) 新たな投資手法や評価手法の導入、(3) 企業のガバナンスの改善、等の効果が期待され、市場の質的向上に繋がるものである。しかしながら、中国の株式市場では、外国人投資家の株式保有比率は0.91%に過ぎない（2015年11月末）。一方、日本は個人投資家が17.3%、外国人投資家が31.7%となっている（2015年3月末）。国外投資規制の緩和は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を押さえる効果がある。こうした中で、2014年11月から上海・香港相互株式投資制度が始まり、個人投資家も上海・香港の現物株を双方向で売買できるようになった。今後、国内では上海以外、海外では香港以外を対象とした同制度の整備も期待したい。2015年12月からは、中国本土・香港ファンド相互販売制度の下で、事前に登録された公募投信の中国本土・香港間での双方向での売買が始まった。なお、いずれの制度開始の直前にも、個人投資家に対するキャピタルゲインの免税措置が明確にされたが、既存のQFIIやRQFIIが上海・香港相互株式投資制度の開始前に取得したキャピタルゲインに対しては中国当局から遡及課税の方針が出されたため、

外国人投資家からは対中証券投資の制度リスクとして認識される結果となっている。

中国国内での外資企業のファイナンス緩和

外資企業が中国国内で資本市場を使って資金調達を行うおうとする場合、制限的に運用されているか、そもそも関連制度が無い場合がある。まず株式市場では、合併企業の国内上場に関する法令は整備され、日本企業（事業法人）の上場実績もあるが、非居住者については上海証券取引所の国際板の開設を待たなければならない。次に外資企業の中国国内での債券発行のうち、非居住者のパンダ債については、2015年11月のIMF（国際通貨基金）のSDR（特別引出権）構成通貨への人民元の採用の前後に、銀行間債券市場で外国政府や外国金融機関・事業会社の発行が相次いだものの、関連法令は公表されておらず、あくまで個別認可に留まっている。また、居住者については、自主規制機関（中国銀行間市場取引者協会、英文略称NAFMII）の会員資格を得ることを条件に容認されている（これまでに日系商社のCP発行、日系自動車金融会社の金融債や資産証券化商品の発行実績あり）。

中国国内での株式発行にせよ債券発行にせよ、世界有数規模となった中国の発行市場を外資企業は活かしきれていない。中国国内での外資企業のファイナンス緩和は、発行体の多様化を通じた中国資本市場の発展を促し、投資環境の改善にも繋がるものである。

中国企業の海外での株式上場規則改正・緩和

中国企業のグローバル化に伴って、柔軟な財務戦略を確保できることが益々重要になっている。以前は、中国企業が海外で上場する場合、海外でタックスヘイブンのSPV（Special Purpose Vehicle）を設立し、当該SPVが上場するスキームを組むことが出来た。

一方、2006年に制定・施行された「外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定」（いわゆる10号令）により、SPVの設立や海外上場に関し審査・認可が厳格に行われるようになった。また、資本取引の面からは、国家外為管理局が2005年10月の75号令により、SPVが海外上場によって調達した資金を国内に持ち込む方法が制約を受けることとなった。この結果、新規にSPVを設立して中国企業が海外で株式上場を行うことは事実上困難となった。2012年12月には、中国企業の海外上場の条件を緩和しているが（純資本4億元以上、過去一年の税引き後利益6,000万元以上、資金調達額5,000万ドル以上をそれぞれ廃止）、業種によっては証監会以外の部門の認可が残っている。その後2014年12月、証監会から中国企業の海外上場時の財務審査の取消し等の緩和策が、また国家外為管理局から海外上場時の調達資金の両替審査の取消し等の規制緩和がそれぞれ行われた。今後も中国企業の海外での全面的な株式上場規制改正・緩和を期待する。

外国指数ETF市場の早期開設

外国指数ETF（Exchange Trade Funds、上場投資信託）の中国国内上場は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を押さえる効果がある。また、中国投

資家に対外投資を解禁するにあたり、個別銘柄であると発行体情報、証券情報の提供の問題が生じるが、株価指数のETF経由の投資であれば、情報アクセスの問題が生じず、リスク分散効果もある。加えて、ETFは原指数との連動性が高いことが信頼性のキーとなるが、中国と同一時間帯で取引が行われており、指数との連動性が実感しやすい日本株はETFを使った投資の入り口として適している。

以上の背景に加え、外国指数ETFの中国国内上場は、中国証券取引所の国際化や中国投資家の対外投資を定着させていくことにも繋がるものである。既に上場している香港株、米国株、ドイツ株のETFに続き、今後は日本株ETFの早期認可を念頭に、外国指数ETFの上場申請手続の簡素化を期待する。

クロスボーダー人民元取引規制の緩和

人民元建て対内証券投資制度としてのRQFIIの運用枠が配分されている国・地域は、2014年末の10から2015年末には17にまで拡大した。うち、韓国に対しては2015年10月に400億元が追加配分され計1,200億元に、シンガポールに対しては同年11月に500億元が追加配分され計1,000億元に運用枠がそれぞれ拡大された。

また、人民元建て対内直接投資は2011年の907億元から2015年には1兆5,871億元に拡大した。2011年10月に公布・施行されたルールでは、出資金額が3億元以上の場合には中央の商務部が審査することとなっていたが、2013年12月の新たなルールでは当該審査が撤廃された。それでも外国企業は、ルールの運用に関する安定的運用や予見可能性の向上に引き続き関心を有している。

対内証券投資にせよ、対内直接投資にせよ、オフショア人民元の中国本土への還流ルートの整備・拡充は人民元の国際化にも資するものである。このため、東京市場も含めたRQFIIの運用枠の一層の拡大や外国金融機関へのライセンス付与、人民元建て対内直接投資に関する認可規制の緩和やルールの安定的運用を期待する。

中国国有企業の新規公開や株式売出しに関する日本の金融機関の主幹事獲得への協力

これまで中国国有企業の大型の新規公開案件では、欧米の金融機関を中心とした主幹事選定が行われている。一方、中国の隣国である日本には、約1,700兆円に上る個人金融資産があり、中国国有企業は日本から多額の資金を有利な条件で調達することが可能である。同時に、日本は中国国有企業の経営に理解を示す株主となり、長期的視野での安心できる企業経営の基礎を提供することができる。こうした日中の事情に通じた日本の金融機関は、円建てであれ人民元建てであれ、中国国有企業の資金調達において重要な役割を果たすことができる。2016年2月末には、中国工商银行が東京プロボンド市場で40億ドルを限度額とするプログラム上場の承認を受けており、今後も中国の発行体による東京市場の活用を期待したい。

<建議>

- ①外資による中国証券業、アセット・マネジメント業への参入規制の緩和について、以下を要望する。
 - ・参入規制の緩和と業務範囲の拡大
 - ・投資銀行業務と関連するホールセール業務（機関投資家向けブローカレッジ業務、リサーチ業務、投資顧問業務等）の拡大やクロスボーダーM&A業務の展開支援
 - ・外資の出資比率の規制緩和、中国側合弁相手の業種の完全自由化、もしくは既存形態の中での親子証券会社間の競合禁止ルールの撤廃
 - ・証券投資顧問会社への外資参入規制の緩和と業務範囲（新三板業務、私募業務等）の拡大
 - ・上海等自由貿易試験区のネガティブリストから証券業、アセット・マネジメント業を削除
 - ・緩和日程の公表
- ②国内外投資規制の緩和について、以下を要望する。
 - ・QFII・PE・不動産投資の規制の緩和
 - ・申請手続・報告方法の簡略化
 - ・投資に関する税制の明確化
 - ・QDII等の対外投資の規制緩和
 - ・上海・香港および深圳・香港相互株式投資制度（滬港通、深港通）の他地域（香港以外）への拡大
- ③中国国内での（独資を含む）外資企業のファイナンス緩和について、以下を要望する。
 - ・中国国内市場への株式上場、具体的には新三板への株式上場や、上海証券取引所・国際板の開設とその日程の公表
 - ・中国国内での債券発行
- ④中国企業の海外での全面的な株式上場規制の改正・緩和を要望する。
- ⑤日本株を対象としたETFの早期認可を要望する。
 - ・外国指数ETFの上場申請手続の簡素化
- ⑥クロスボーダー人民元取引規制の緩和について、以下を要望する。
 - ・RQFIIの規制の緩和
 - ・オフショアからの人民元建て直接投資の規制の緩和
- ⑦中国国有企業・金融機関の新規公開や株式売出しを通じた資金調達支援のため、日本の金融機関も貢献すべく、主幹事獲得への協力を要望する。

第9章 観光・レジャー

1. 旅行

中国国家旅游局統計速報値によると、2015年訪中日本人数は249万7,700人（前年比8.1%減）と5年連続減少し、2007年（過去最高）の397万7,400人から約150万人減少となった。その一方、日本政府観光局（JNTO）速報値、推計によると訪日外客数は過去最高の1,973万7,400人（前年比47.1%増）となった。その要因は訪日中国人数が499万3,800人（107.3%増）となり、国、地域別においても中国が初めて日本の最大マーケットとなったことが大きいと考える。

2015年訪中日本人観光マーケットの動向

中国国家旅游局統計速報値によると、2015年の訪中外国人は2,598万5,400人（前年比1.4%減）（香港、マカオ、台湾地区を含まない）と減少した。日本人も同様に249万7,700人（8.1%減）となった。うち観光目的で訪中する日本人数は39万2,800人（11.8%減）となった。2006年（過去最高）181万6,000人と比較すると約79%縮小した。さまざまな要因があるが、中国旅行商品の造成、販売における問題を挙げると以下となる。

原価高：旅行商品を構成する航空券は中国人の訪日旅行が旺盛なため、航空座席供給が増える中でも需要が高く、出発が近づくにつれ高くなる傾向がある。ホテルも、パソコンや携帯アプリからのオンライン販売旅行社（OTA）やホテル自社サイトでの直接販売比率が高くなり、ホテル主導で客室販売価格を変動的に決定することで最適収益を得ることがトレンドになっている。縮小している日本人マーケットに対して、年間の安価な室料の設定、一定数の販売部屋数の確保など、日本のパッケージツアー販売自体がホテルにとってメリットが少なくなり、年間一律の高い室料での契約提示が増加している。車両、食事についても物価が上昇し、さらに為替の影響もあり日本で販売する中国旅行商品の価格が上昇しているため、他の近距離旅行目的地に対して相対的に競争力が低くなっている。

大気汚染：昨今、日本の報道でも中国の大気汚染報道が、頻繁になされ旅行目的地としてのイメージが悪化している。日本の旅行販売店舗でも中国旅行の予約、問い合わせが減少し、中国旅行パンフレットを店頭に掲示しないようになったことから、顧客が旅行を検討する機会が減少したと見ている。旅行商品を企画、販売するホールセール旅行会社もパンフレット製作を取り止める会社が増えている。中国

旅行商品数が減少し、さらに中国旅行参加者が減少する悪循環が生じている。

日本からの旅行者が少なくなれば、日本人の受け入れを行っている中国の旅行会社も取引額減少により、日本人入境部門の収支が悪化、真っ先に日本語ガイドの業務がなくなり、日本語ガイドが他業種へ流失してしまう。また、入境手配部門もこれまでは日本部として独立していた部門がアジア部や入境部に規模縮小で再編し、中には入境部門自体をなくし、国内旅行と出境旅行のみを行う企業も増えつつある。

一方で日本の旅行業界では中国旅行回復のため、2015年5月に日本の観光三団体（一般社団法人日本旅行業協会【JATA】、一般社団法人 全国旅行業協会【ANTA】、公益社団法人日本観光振興協会）が、3,000名規模の訪中団を組織し北京などで日中友好交流大会を開催し、訪中日本人マーケット回復の市場喚起を行ったが、2015年度中はまだ需要が上向きにならなかった。2016年3月22日、日本旅行業協会（JATA）旅行会社などを対象に「中国旅行復活緊急フォーラム」を開催し、中国旅行需要の喚起と観光素材の開発、旅行商品造成の促進をめざす。訪中日本人総数を2016年には300万人、日中国交正常化45周年の2017年には350万人、2015年より100万人の増加を目標とし活動していくことを決定した。日本旅行業界内では、中国の高速鉄道網の開通により大幅に移動時間が短縮された観光地や、これまでアクセスが不便であった世界遺産などを広く宣伝する新規商品を増やし、中国の魅力をアピールすることを強化する。

2015年訪日中国人マーケットの動向

日本政府観光局（JNTO）速報値、推計によると2015年訪日外客数は1,973万7,400人（前年比47.1%増）、うち訪日中国人499万3,800人（同107.3%増）と大きく増加した。この背景には、日中間航空便の増便、新規路線の就航による供給増が大いに貢献したと考える。2015年、日中航空座席供給数は850万席近くに上り、2014年比50%程度増加した。そのうち新規路線については94%が中国の航空会社が就航し、また発着都市数も中国側が40都市、日本側が25都市、総路線数は120路線を超えた。日本の首都圏発着便では、日中航空交渉の結果、これまで週28便の羽田発着の中国路線数が、2015年秋冬スケジュールより昼間時間帯が週140便、深夜早朝便が週19便に大幅増加し、成田発着便についても一部復便を含め週36便増加となった。首都圏以外の新規就航も大幅に伸び、関空、中部、茨城、静岡などで大きく便数が増加した。航空会社別では、東方航空が

17路線、週48便増、春秋航空が19路線週56便の新規路線を就航、中国LCC航空会社の新規参入も多く、中国側の運行航空会社は計15社となった。中国国内では地方空港からの直行便が増加、2015年度末には日中間定期旅客便だけで週1,000便を超える運行便数となり、さらにチャーター便も大幅に運行数が増加した。航空便以外では、訪日クルーズ旅客数が大きく増加し、国土交通省の発表では日本船社と外国船社の寄港回数は前年比21%増の1,452回と過去最高を記録した。港湾別では、1位が博多港259回（前年115回・2位）、2位が長崎港131回（前年75回・5位）、3位が横浜港125回（前年146回・1位）となった。日本にクルーズ船で入国した外国人旅客数は、前年比2.7倍の約111万6,000人を記録した。韓国でMERS（中東呼吸器症候群）が発生したことにより、中国人の韓国へのクルーズ船が日本に寄港先を変更したことも大きかったと考えられる。また、2015年1月1日よりクルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化を図る「船舶観光上陸許可制度」が導入され、対象となるクルーズ船の入国手続が大幅に簡素化、これまでの対面入国審査がなくなり大幅に下船観光時間が増えたことも貢献した。さらに、2015年1月19日より中国人の訪日回数次ビザが緩和され、個人旅行を中心に増加に寄与したと考えられる。

外商投資旅行社の問題点と環境対策の要望

総括すると、訪中日本人減少の影響を大きく受けたのは、在中国日系外商投資旅行社であり、とりわけ日系独資旅行社は、入境旅行と中国国内旅行が主要業務のため、訪中日本人減少のため、収益低下、収入の不安定化で経営が著しく悪化し、事業自体の存続が困難な企業も少なくない。内外旅行社の障壁をなくし、インバウンド、アウトバウンド業務が取り扱えることでようやく安定的な経営が行えると考えられる。2016年度において中国公民出境旅行の経営権を外商投資旅行社に開放することを切望する。

2015年10月、北京市は外商合資旅行社の出境業務に関する規制緩和を行ったが、北京における合資形態の日系旅行社は非常に少なく、他都市自由貿易試験区での規制緩和の方が合資比率に制限がないなどメリットが大きいため、この形態での新規投資は非常に難しいと考えられる。また国際旅行業務経営2年後からの出境旅行業務開始の条件は、業務開始から利益を上げるまでに非常に時間が掛かるため、スピード感をもった経営が出来ないと考えられる。日系旅行社は、長年日本国内旅行で蓄積したノウハウと旅行商品予約手配システムを持ち、その中でも大手旅行社が中国に既進出している。この中でも外商独資旅行社への中国公民出境旅行業務の開放は、国家旅游局の目指す専門的な知識と顧客目線のサービスを提供し中国の観光業のさらなる発展に寄与するものと考えており、早急な対応を要望する。また突発事故、緊急時においては、日本国内に支店網を持ち、各社年間数百万人の国内日本人パッケージツアーや団体手配旅行を運営しており、バックアップ体制も先進的と考えられる。日本人の訪中旅行同様に品質管理、従業員教育と併せて取引先旅行社との品質向上において長期的な業界発

展に寄与できる。これにより、中国国内旅行会社の活性化、業界の発展速度加速、また投資の拡大、雇用の創出、両国間の人流拡大により経済発展の環境を作ること、訪中日本人回復、訪日中国人商品の多様化と旅行品質の向上が可能となる。インバウンド、アウトバウンドの両業務を行うことで初めて旅行会社として経営基盤が強固になると考える。2017年の国交正常化45周年の前に外商独資旅行社への中国公民出境旅行業務の開放を強く要望する。

また、中国において大気汚染対策がさまざまな形で真剣に行われ、効果が現れていると聞いているが、中国旅行を検討する日本の一般消費者にも、外国メディアにも目に見える形で、対応をアピールすることが求められる。そのために、観光地の観光対策車のみならず、一般観光バス、車両運行会社に対しても広くハイブリッド、電気自動車などの導入促進を図るべく重点を置いていただきたい。これにより、外国人を通じて中国のイメージアップを広く行うことができ、効果的と考える。

<建議>

①2011年外資系合弁旅行会社3社（うち1社が日系）に対し中国公民出境旅行取り扱いが試験認可されたが、それ以後は新たに外資系旅行社に同業務が認可されていない。2015年10月に自由貿易試験区以外において國務院が北京市の外商合弁旅行社に対し中国公民出境旅行（台湾を除く）取り扱いを認める規制緩和を実施した。しかしながら2004年以降、中国で設立された日系旅行社のほとんどが外商独資の形態を採っており、さまざまな要因、特に大気汚染深刻化、元高円安、食の安全の問題等の影響で日本人訪中旅行者の減少に歯止めが掛からない状況が続いており、業務見直し、人員削減等、企業努力を行うも中国公民出境旅行取扱いが出来ない外商独資旅行社の基盤は非常に脆弱である。日本現地事情を熟知する日系外商独資旅行社に対する出境旅行取り扱いの解禁は、品質保証・安心・安全の観点からも中国の旅行業の発展に寄与する。また今後個人旅行の増加により医療観光、交流事業、イベント参加など高度な出境旅行手配がさらに必要となる。日本国内にネットワークを有し、専門性を有する外商独資旅行社に対し、2016年度に中国公民出境旅行経営の開放を強く要望する。

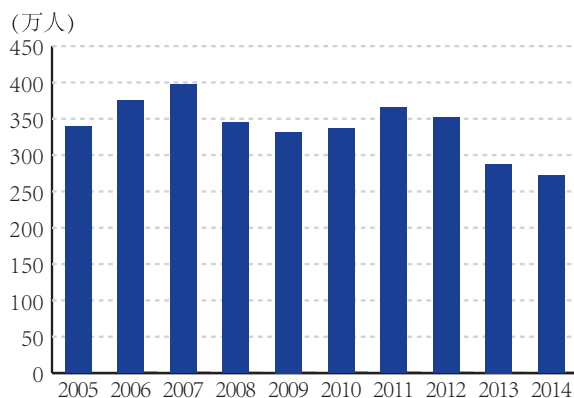
②交通分野の環境対策として、ハイブリッド、電気自動車などの「環境対応車」の導入促進が行われているが、観光バスなど観光関連車両にも重点を置くよう要望する。なぜなら、旅行分野での導入加速は、観光地保全の効果をもたらすとともに、外国人へのアピール効果も大きいためである。

2. ホテル

日本人の訪中者数動向

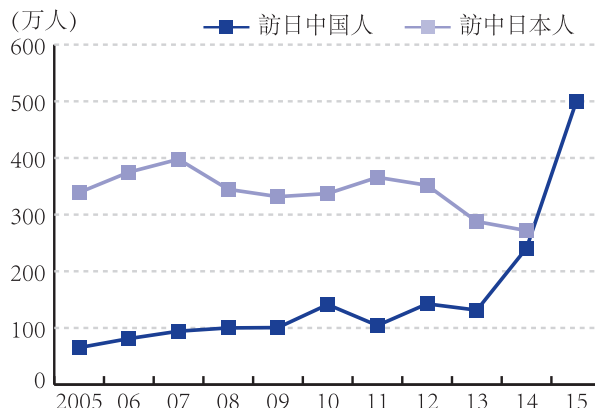
日本からの訪中インバウンド数が右肩下がり減少している。過去10年の数値（図1）を見ても、2007年には約400万人が訪中していたにもかかわらず、2014年には約270万人と、10年間でほぼ33%減少している。また、日本人の訪中人数と中国人の訪日人数を比較（図2）した場合、2005年以降2013年までは、明らかに日本人の訪中人数が中国人の訪日人数を上回っていたが、それが2014年にはほぼ同数となり、そして2015年には中国人の訪日人数が驚異的な伸長を示し、日本人の訪中人数を遥かに抜き去った。具体的数値では、2014年において約250万人であった中国人の訪日人数が、翌年の2015年には300万人台、400万人台を飛び越えて一気に500万人台（499万人）へと到達している。もちろん、これには円安や日本へ入国する際のビザ発給要件の緩和、またLCC（格安航空便）の増便等、さまざまな複合的要素が重なり、中国人の訪日人数が急増していることは事実である。図3の日本人が年間で出国している人数の前年度比率を単年度で見ると、2012年では日本人全体の出国人数が対前年比率108.8%となっているにもかかわらず、訪中人数の前年比率では、96.2%と12.6ポイントの差が開いている。同じく、2013年では日本人全体の出国人数の対前年比率が94.5%、訪中人数は81.8%で、12.7ポイントの差が出ている。過去に訪中していた日本人の数、年間約400万人が現行約270万人まで減少し、一方で訪日する中国人の数が400万人を飛び越えてほぼ500万人に増加しているという大幅な逆転現象が起こっている。

図1：日本人年間訪中人数



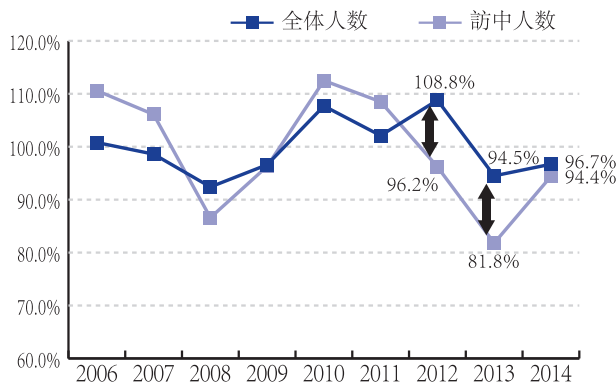
出所：中国国家観光局大阪駐在員事務所ホームページ月別訪中者数統計より筆者が編集 <http://www.cnta-osaka.jp/>

図2：訪日中国人および訪中日本人年間人数比較（単位：人）



出所：日本政府観光局（JNTO）統計データホームページより筆者が編集 http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/visitor_trends/

図3：日本人出国人数（年間）対前年比率（1=100%）



出所：JTB総合研究所 経年データホームページより筆者が編集 <http://www.tourism.jp/statistics/#outbound>

ホテルの現状

ホテルも観光産業の一つであり、日本人の訪中人数が減少していることは、単純に考えてもその減少率と同じだけ、日本人の宿泊人数が中国全体の稼働率に負の影響を与えている。特に、日本からの「観光客」の減少は顕著で、ランドオペレーターが宿泊施設へ観光案内のためにお客様を迎えに来るといった風景は、個人旅行が増えたとはいっても大幅に減少しているようである。加えて、観光客が減少することは、週末の宿泊稼働率が低調となる要因にもなっている。また、特に北京市内5星ホテルは中央政府が打ち出した贅沢禁止令の影響で、宴会場やレストランの利用者が減少したままで、復活の兆しが見えない状況である。ホテルはこの料飲収入の減少を補うためにも、宿泊収入を増加させる必要に迫られているのが現状である。つまり、国を上げて海外からの観光客を増やして観光収入をさらに増やす体制へとシフトする必要がある。そのような状況下、訪中人数で韓国と1、2位を争うボリュームをもつ日本人の訪中人数が右肩下がり減少している点は、ホテル等宿泊施設に重大な影響を与えていることは明らかである。この日本人のマーケットの回復と維持は日系ホテルだけではなく、全ての宿泊施設

にとっても、そして将来的な中国の観光産業の安定化のためにも不可欠な要因である。

観光産業はイメージ産業

ご周知の通り、観光産業は平和産業とも言われる。それは、楽しい、安全、心地よい、リラックスできる、コミュニケーションできる、というような良いイメージを保有するデスティネーションへ、より多くの人は余暇を利用して観光旅行に出かける。そして、観光客は旅先で心身をリフレッシュしながら、そのデスティネーションを満喫する。それ故、観光産業はイメージ産業とも表現できるのではないかと思います。そのイメージは伝えることから始まるため、是非とも、今以上に中国の中央政府また地方政府による日本国内での中国観光プロモーションを集中的に実施することにより、日本人の中国への観光誘致を強化していただくことを要望する。例えば、確かに大気汚染（PM2.5）はまだまだ改善する必要はあるが、工場の排出規制や自動車の運転台数制限などさまざまな対策が実施されていることにより、前年よりも改善されている。しかしながら、正しく日本国内には伝わっていないとは言えない。これら実行されている対策や効果、また今後打ち出す予定の計画等を伝えることを踏まえながら、これまで以上に、日本国内での観光客誘致プロモーションを実施されることを重ねて要望する。

日本での中国への観光客誘致プロモーションの対象マーケットはさまざまある。参考として一例を挙げると、シニアマーケットがある。日本旅行業協会公表による、「2008年～2013年5年間の日本人の海外旅行者の性別・年齢階層別構成比率」データによると、男女共に20歳代、30歳代、50歳代に海外旅行へ行く人が減少傾向であるにもかかわらず、40歳代および60歳代以降では男女共に海外旅行に出かける人数が増加傾向にあるという結果が出ている。これは、第一次ベビーブーム世代（1947年～1949年生れ）および第二次ベビーブーム世代（1970年代生れ）の人口が多い世代ということも理由の一つではあるが、特に第一次ベビーブーム世代を含む60代以上の人々はまだまだ健康で元気な人が多く、豊富な時間と資金、さまざまな「コト」に対する強い興味と関心を持ち、旅行意欲も非常に高く、消費に積極的で、自己実現のための自分の趣味や関心ごとには前向きにお金を使う人が多いと言われている。日本社会は高齢化が進んでいることも事実ではあるが、元気に健康に年齢を重ねる人が多くなっているのも事実である。年齢を重ねながらさまざまな欲求を獲得してきたシニア層は、一般的にマズローの欲求5段階説に言われる最終段階の自己実現欲求を観光行動に求める人も多く、異空間における異文化のコミュニケーションを期待しているシニア層も多い。例えば、この層の日本人に対して、アジアで世界遺産登録数が抜kindで1位の中国の魅力を、これまで以上に積極的に観光プロモーションをしてみることも大きな可能性を秘めているのではないかと思います。これはあくまで、多様に存在する対象マーケットの中の一例にすぎないが、隣国である日本で中国の魅力を伝える観光客誘致プロモーション活動をこれまで以上に強力に実施していただくことを要望する。

<建議>

- ①大気汚染（PM2.5）につき数値の改善がみられ、工場の排出規制や自動車の運転台数制限など対策が実施されていることで効果が表れているが、まだまだ抜本的な改善には至っていない。インバウンド（観光客）が二の足を踏む要因の一つにもなっており、何かPR効果を伴った目に見える対策を打ち出すことを要望する。
- ②中国当局が放映を認定しているCNNやNHK国際放送が、中国にかかわる内容を放映した場合、突然画面が真っ黒になることがある。事情を知らないホテルに宿泊のお客様からは、客室のテレビが壊れたとの苦情を受けることもある。画面が消えることはしかたがないとしても、消えている間は「都合により暫く放映を見合わせる」等のテロップを画面に流す等の対応を実施していただけることを要望する。
- ③ホテル内に侵入し、不法なチラシを客室に配布する行為が減少しない。ホテルとしても独自に監視や規制を実施し、お客様への安心安全を確保するよう努めている。しかしながら、中国全体の観光イメージの向上から考えた際には、何かさらにプラスした効果的な取り組み対策を要望する。
- ④毎年交通渋滞が酷くなっているように感じられるが、渋滞は大気汚染の原因だけではなく、観光客など慣れない歩行者の横断の妨げとなり危険とも背中合わせで良いイメージは無い。渋滞の原因となる要因を検証し、すみやかに渋滞緩和に向けた対策を推進することを要望する。例えば、さらなる交差点の立体化や歩道橋設置等を検討いただきたい。
- ⑤日本人就労ビザの取得条件が厳しく、有能な人材を適正に中国へ派遣できない環境にある。大学卒業者以外での就労緩和および必要書類の簡素化と取得期間の短縮も合わせて要望する。
- ⑥都市部の高級ホテルやレストラン、空港等を中心に、トイレは近年大幅に改善されているが、さらにその改善範囲を広げていただきたい。トイレは文化の一つでその使用方法が国によって異なるのは当然であるが、是非とも都市部や観光地を中心として、トイレのグローバルスタンダード化をさらに進めることによる、品質の均一化を要望する。
- ⑦ここ数年、大気汚染等の問題により中国観光のイメージが低下し日本からの観光客が大幅に減少している。2015年度もさらに日本から中国への訪中者数が減少している状況においては抜本的改善を積極的に実施することが急務である。是非、これまで以上に、中央・地方政府から日本国内における中国の観光誘致プロモーションを積極的に展開していただくことによるイメージの改善を要望する。



第4部 各地域の現状・建議

第4部 各地区的现状及建议

第1章 華北地域(北京市、天津市、山東省)

北京市

2015年の北京市の域内総生産（GRP）は2兆2,968億6,000万元、実質成長率は6.9%と、全国の成長率（7.4%）と近い水準になった。1人当たりGRPは10万6,000元だった。市政府は経済成長の質と効率を重視する姿勢をみせており、構造調整の進展と同時に、経済の安定成長を維持すべく、2016年の成長率目標を6.5%前後とした。

2015年の経済状況

2015年のGRP成長率は2014年の7.3%に比べ0.4ポイント鈍化し、1990年（5.2%）以来、25年ぶりに7.0%を切った。北京市統計局は6.9%という成長率は第12次5カ年規画実施以来、比較的低いものだったが、2015年年初の目標値（7.0%前後）に合致しており、産業構造の転換が行われているなかで容易ではないと評価した。GRPを産業別にみると、第1次産業は、前年比9.6%減の140億2,000万元、第2次産業は3.3%増の4,526億4,000万元、第3次産業は8.1%増の1兆8,302億元だった。

消費者物価上昇率は1.8%と物価は安定して推移した。全社会固定資産投資額は前年比5.7%増（2014年は7.5%増）、一定規模以上の工業生産は1.0%増（6.2%増）、全社会消費品小売額は7.3%増（8.6%増）と、伸びは前年より軒並み鈍化している。

2015年末の常住人口は2014年末を18万9,000人上回り、前年比0.9%増の2,170万5,000人となった。常住人口の増加数は2014年末（36万8,000人）に比べ17万9,000人減少し、伸び率も2014年より0.8ポイント鈍化した。常住人口の増加率は前年比で2011年から5年連続で鈍化した。商品房（商用不動産物件）販売面積は2014年のマイナスから6.6%増とプラスに転じた。うち住宅は2014年より減少幅が縮小し1.2%減となった。

対内直接投資は、契約額が前年比9.3%減の323億7,594万ドル、実行額が43.8%増の129億9,635万ドルと、契約額は減少したが、実行額は急増した（2014年実行額は6.1%増）。日本企業による投資実行額は、前年比60.8%減の1億2,193万ドルと、4年連続で減少した（契約ベースは26.9%減の3億8,854万ドル）。

北京市の特徴

北京市は中国の首都であり、中国における政治・経済・文化の中心として発展を遂げてきており、世界有数の国際都市となっている。中国統計年鑑2015をもとにGRPの産業別

シェア（2014年）をみると、北京市ではGRPに占める第3次産業のシェアが77.9%と全国1位で、次いで同産業のシェアが高い上海市（64.8%）と比較しても、圧倒的な存在感をみせている。

そして、北京市統計年鑑2015をもとに第3次産業における業種別シェア（2014年）をみると金融（20.2%）、卸・小売（14.5%）、情報通信・ソフトウェア（12.5%）、リース・ビジネスサービス（10.2%）、科学研究・工業技術サービス（10.0%）の順となっている（リース・ビジネスサービスには統括拠点が含まれる）。後者3者は対事業所向けのサービスを指し、先端的サービス業といえるもので、企業の開発力、技術力の向上をもたらし、産業高度化の過程において重要な役割を果たす。北京市におけるさらなるイノベーションの進展・生産性の向上に向けて、今後これらの産業の集積がより一層求められる。

北京市には中国企業や日本を含む外国企業の統括拠点多いことなどから、北京市の先端的サービス業は同市のみならず中国全土を対象に幅広くサービスを展開していると考えられ、北京市におけるこれらの産業の集積は、中国全体の産業高度化においても重要といえる。

なお、これらの産業集積を進めるうえでは、引き続き日本を含む外国の統括拠点や先端的サービス業を含む先進企業のさらなる誘致を進めていただくことが有益と考える。

優れた人材・企業の集積、サービス業開放の促進に向けて

上記の観点を踏まえ、北京市において、日系企業がより一層発展を遂げ、北京市の経済発展に寄与するために、課題となっている事項等について、以下の4点を要望する。

第一に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点到に相応しい人材の集積を促進するため、先進的な人材政策の展開を要望する。北京市が目覚ましい成長を遂げている中国の首都としてさらに発展するためのカギの一つは人材にあると考える。

そのため、外国人材のさらなる活用は有益であり、豊富な経験を有する日本人などを柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員にかかわる過剰なコスト（費用コスト、手続コスト）の軽減をお願いしたい。社会保険や居留許可手続などにかかわるコスト軽減を望む声が聞かれる。

また、中国の人材がさらに能力を発揮できるような環境を整えることも有益であり、優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、条件を満たす地方出身者へのインセンティブ強化をお願いしたい。

第二に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い政策運営、ハイテク企業や先端的服务業への優遇強化、行政手続の簡素化を要望する。

透明性の確保は、中国内外企業が積極的な事業展開を行ううえで不可欠であり、中国政府が進める「近代的な市場体系の完備」の前提ともいえるものである。統括拠点を設立し、「地域本部」として認定されたものの、税収の貢献度が少ないことを理由に補助金の支給が留保される事例が出ているので、改善を要望する。

また、北京市への先進技術の集積促進のためには、集積回路企業、ソフトウェア企業などを含めたハイテク企業に対して、優遇制度の拡大をお願いしたい。例えば、集積回路企業、ソフトウェア企業に対する企業所得税の減免期間の拡大や、同様の優遇制度の他のハイテク分野への拡大が考えられる。

さらに、首都にふさわしい産業構造を実現する上で、ハイテク企業とともに、前述の先端的服务産業の立地の促進もさらに図る必要があると考える。日本ではこうした先端的服务産業を産業の「頭脳部分」としてとらえ、頭脳立地法という法律で集積の促進を図った。税制優遇や政府系金融機関による低利融資を通じて、一定の成果を収めた経験がある。

第三に、北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進するにあたり、進出日系企業の声に耳を傾けて、個別分野での積極展開を要望する。例えば、独資旅行会社で中国公民の海外旅行取り扱いの開放の動きが見られないため、今後の旅行業界の発展のためにも、先進的取組として北京市よりの独資旅行会社の出境ライセンス認可を要望する。また、インターネット取引（付加価値電信業務）における外資規制「外商投資電信企業管理規定（國務院令第534号）」により、合併旅行会社は自社商品（パッケージ旅行など）以外の商品の販売が出来ないとともに、ウェブサイトでの広告事業も行えないため、先進的取組として、北京市よりの規制緩和を要望する。

第四に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に相応しい生活環境を整備するために、生活に密接にかかわりを持つ分野において、総合的視野にたった取り組みを要望する。大気汚染や交通渋滞などの問題について、近年市政府はその取り組みを強化されているが、他省とのさらなる連携強化を図りつつ、引き続きこれらの問題を重視し、総合的視野を持って取り組んでいただきたい。

引き続き対話継続を

2012年、2013年は開催されなかった中国日本商会と北京市政府幹部との座談会が、2014年、2015年と、幾つかの外国商会・協会と北京市投資促進局の共催の形で開催され、活発かつ有意義な意見交換が実施できたことに感謝したい。

ただし、さらなる相互理解が必要な部分もあり、引き続き中国日本商会との対話の機会をいただきたい。十分な意

見交換の時間を確保するためにも、以前のように北京市と中国日本商会の2者の形での開催が望ましい。2014年より中国日本商会は、北京市投資促進局およびジェトロの三者で定期的な意見交換の場を持たせていただいているが、引き続きより多様なチャンネルを通じて相互理解を深めるため、北京市各政府機関と交流の機会をいただくことを希望する。

<建議>

①北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点に相応しい人材の集積を促進するために、先進的な人材政策の展開を要望する。

(1)豊富な経験を有する日本人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員にかかわる過剰なコスト（費用コスト、手続コスト）の軽減を要望する。

・社会保険

2011年7月の社会保険法の施行により、外国人も社会保険への加入が義務付けられた。外国人就労者の中で多数を占める本社派遣駐在員にとっては、日本の社会保険支払いと併せて二重払いになっており、不必要なコスト負担になっているため、任意加入にするなどの対応が可能となるよう、中央政府への働きかけを要望する。

・居留許可手続

2013年7月の出入国管理法改正により、居留許可手続の審査期間は従来の5営業日から「15営業日以内」に変更された。北京市で2015年8月より「10営業日以内」に短縮した運用がなされている点は歓迎したいが、親族の不幸や、経営にかかわる緊急の出張が生じた際に一刻を争う海外出国が出来ない事態が起こりうるので、従前の5営業日に戻すことを要望する（天津は5営業日で行っている）。また、居留許可は原則1年ごとに更新手続が必要であるが、更新期間の拡大を要望する。

・外国籍人員の就業条件

2014年9月「北京市外国籍人員の雇用業務をさらに強化することに関する通知」が公布され、条件の1つに「学士以上の学位および2年以上の関連業務の経験を有すること」がうたわれている。中関村では一部条件が緩和されると伺っているが、日本企業の技術力・組織力は職員の学歴に依存するものになっていないことなどを考慮し、先進地域として北京市全体でのさらなる条件緩和を要望する。

・日本払い社会保険の個人所得税の扱い

日系企業出向者の日本における社会保険の会社負担分に対して、個人所得税を課税する動きが本格化している。納税者に対して手続面およびコスト面で過大な負担となるため、非課税とする

など企業負担の軽減につながる措置が可能となるよう中央政府への働きかけを要望する。

- (2) 優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、地方出身者へのインセンティブ強化を要望する。

・北京市戸籍

北京市戸籍を有していないと、子女教育などで影響を受けることから、地方出身の優秀な人材確保のため、一定の基準を満たす企業に対しては提供される北京戸籍枠の増加を要望する。

- ②北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い政策運営、ハイテク企業や先端的サービス業への優遇強化、行政手続の簡素化を要望する。

・補助金に関する不透明な政策運営

2009年1月より、北京市では、資本金1億元以上で統括拠点を設立し、「地域本部」として認定されれば、3年間補助金を受給できることになっている。しかし、税収の貢献度が少ないことを理由に、補助金の支給が留保される事例が出ている。一般的に、統括拠点は自ら事業を行っているわけではなく、収入は配当や管理費等に限定されている。資本再編や投資を行って配当収入を得るまでには相応の期間を要することに鑑み、その期間を支援する目的で、税収の貢献度にかかわらず補助金を支給するよう要望する。

・ハイテク企業への優遇制度

外資企業の先進技術を導入するため、ハイテク企業（集積回路企業、ソフトウェア企業含む）に対して、優遇制度の拡大を要望する。

・先端的サービス産業への優遇制度

北京市が首都にふさわしい産業構造を実現する上で、先端的サービス産業の立地促進を図る必要があると考える。「科学研究・工業技術サービス」、「情報通信・ソフトウェア」、「リース・ビジネスサービス」などの付加価値の高い先端的サービス産業に対して優遇制度の実施を要望する。先端的サービス業の集積を図ることで、相互刺激、相互補完による効率的な事業環境が実現され、集積回路企業、ソフトウェア企業などを含めたハイテク企業の立地促進にも繋がる。

- ③北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進するにあたり、以下のような個別分野での積極展開を要望する。

・外資独資旅行会社に対する出境ライセンスの認可

2011年に北京市の外資合弁旅行会社3社にのみ中国公民の海外旅行取り扱いの認可がなされたが、独資旅行会社に対する開放の動きが見られない。今後の旅行業界の発展のためにも、先進

的取組として、北京市よりの独資旅行会社の出境ライセンス認可を要望する。

・インターネット取引における規制緩和

インターネット取引（付加価値電信業務）における外資規制「外商投資電信企業管理規定（國務院令第534号）」の改正を中央政府へ働きかけていただきたい。旅行業の場合、合弁旅行会社は自社商品（パッケージ旅行など）以外の商品の販売が出来ないとともに、ウェブサイトでの広告事業も行えない。また、中国の旅行業界発展のために、先進的取組として、北京市よりの規制緩和を要望する。

・公立医療機関における消耗品の入札

北京市において2007年より心臓ペースメーカー等の高価値消耗品の入札が行われておらず、多くの公立医療機関に対し新製品を提供できないとの声が寄せられている。患者が最新医療を受けられるよう、定期的な入札および集中購買の実施を要望する。

・医療関係投資事業の制限緩和

医療関係投資事業については、申告プロセスの簡素化は実現されたが、投資比率や合弁期間、投資総額に対する制限が存在する。同分野への外資投資が加速することで、医療産業の成長・発展に資することが期待できるため、先進的取り組みとして、北京市よりの実質的な参入障壁の緩和を要望する。

- ④北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に相応しい生活環境を整備するために、生活に密接にかかわりを持つ分野において、総合的視野にたった取組を要望する。

・大気汚染

北京市の大気汚染が深刻化している。大気汚染の改善に向けた取り組み強化を引き続き強く要望する。京津冀地域では開始されていると伺っているが、他省とのさらなる連携強化を要望する。

・交通渋滞

北京市の交通渋滞が深刻化している。公共交通機関の一層の整備・拡充、交通整理の強化、駐車場の整備、違法駐車を取り締まり、市民の交通ルール遵守意識向上のための啓蒙など、引き続き改善に向けた取り組みを要望する。

天津市

2015年の天津市の地区総生産（GRP）は1兆6,538億元と、5年連続1兆元を超えた。実質成長率は前年比9.3%で、2014年の10.0%に比べ0.7ポイント低下したものの、全国の2015年の実質成長率6.9%を2.4ポイント上回った。天津市はここ数年、全国トップクラスの経済成長を維持している。

2015年の経済状況

2015年の経済を主要な項目別に見ると、全社会固定資産投資額は前年比12.1%増、工業生産は9.2%増、全社会消費品小売額は10.7%増となった。貿易総額は前年比14.6%減の1,143億ドルと5年連続1,000億ドルを突破したものの減少に転じた。輸出は2.7%減の511億ドル、輸出先としてはEU、ASEANがそれぞれ増加する一方、日本、米国、韓国向けは減少した。輸入は22.3%減の631億ドルだった。2015年の貿易の特徴としては、中国政府が推進する「一帯一路」政策の沿線であるASEAN諸国への輸出が増えたこと、輸入が大きく減少に転じていることなどが挙げられる。輸出先を金額ベースでみると2013年は米国、ASEAN、EU、2014年はEU、米国、韓国の順であったが、2015年はASEAN、EU、米国となった。消費者物価指数（CPI）は1.7%と前年比0.2ポイント低下した。商品別にみると、衣類（3.0%）、タバコ（1.9%）、食品（1.7%）、などの価格が上昇する一方で、交通通信（2.6%）、医療保険（0.2%）などが下落した。都市部住民の一人あたり可処分所得は、前年比8.2%増の3万4,101元。

2015年の対内直接投資動向

2015年の対内直接投資は、契約金額は37.4%増の313億ドル、実行金額は12.0%増の211億ドルとなり、金額は引き続き2ケタの伸びを示した。実行金額のうち製造業は110億ドル（前年比32.3%増）、サービス業は99億ドル（3.2%減）となっている。新規の外商投資企業数は1,035社。

今後の重点施策

2016年1月に開催された天津市第16回人民代表大会第4回会議での天津市発展改革委員会主任の発言によれば、2016年の経済目標として、成長率は9%前後と2015年と同じ水準となった。地方財政収入の伸びは10%、固定資産投資の伸びは12%、社会消費品小売総額の伸びは10%、貿易の伸びは3%、都市登録失業率は3.8%以下、都市部・農村住民収入の伸びは9%、CPI上昇率は3%以下などとなっている。

2015年4月、天津でも自由貿易試験区が設立された。金融、貿易、投資方面で新しい制度がつくられることやさらなる対外開放が期待されている。また、北京市、天津市、河北省の3地域が一体となって発展する「京津冀一体化構想」を国家政策として推進していく方針が示されており、交通インフラの整備や通関業務の一体化、産業やヒトの移転、大気

汚染などの環境問題への取り組みによる新たな首都経済圏の構築とそれによる地域経済の一層の発展が見込まれる。

在天津日系企業が抱える課題・改善要望点

天津日本人会の法人会員企業数は401社（2015年12月時点）に達している。在天津日系企業が直面している主な問題、改善要望は以下のとおりである

貿易通関

- (1) 輸入材料の通関時間が長い。天津港に入港後、工場に入るまで2週間以上かかることもある。通関日数を明確化するとともにできるだけ短縮して欲しい。
- (2) 通関検査時の荷扱いが悪く、不良品になってしまうケースがある。また抜き取り検査された製品が抜き取られたままで返って来ないことがある。これら製品の取り扱い方法について改善を希望する。丁寧な荷扱いを希望する。

税務会計

税務・会計関連新規定や政策の公布頻度が多く最新情報が入手しづらい。ホームページに掲載するだけでなく重要且つ外資企業にとって影響の大きい法規定については、企業に対する説明会や講習会を開く等、行政サービスの充実化を希望する。

労務

- (1) 労働者の権利保護は十分理解するも不当な長期病欠、職務怠慢、サボタージュ等、明らかに労働者側に非がある労務問題についても、仲裁や裁判では労働者寄りの判決が出やすい傾向を感じている。公平な目線で判断をして欲しい。
- (2) 60歳以上の外国人への就労ビザの発給制限により豊富な経験を有する有能な人材を活用することができないケースがある。年齢制限による発給制限の緩和を希望する。
- (3) 外国人の社会保険加入について未だ加入が義務付けられていない都市もあると聞く。実態として外国人駐在員にとっては利用しづらい制度であり、天津市においても強制加入ではなく任意加入にするなどの検討を行って欲しい。

知的財産権

複雑化、巧妙化、小口化する模倣品業者に対する摘発の強化を希望する。知的財産権を侵害する違法行為に対する厳罰化を希望する。

省エネ・環境保護

各種産業廃棄物の処理、汚水・排水処理、大気汚染は避けて通れない問題で深刻化している。天津市政府主導で改善に向けたさらなる取り組み強化を強く要望したい。

物流

- (1) 昼間、市外ナンバーの貨物輸送車は市内に入ることができないため、積み替えが必要となり、時間的ロス、商品ダメージが発生する。市外ナンバーの車両に関する制限を緩和していただきたい。

- (2)交通通行規制情報を事前に提供してほしい。道路工事の際は迂回路を明確にして欲しい。不正トラック（積載オーバー、高さ・長さオーバー）の取り締まりを強化して欲しい。

その他

- (1)正規のタクシーが公然と何倍もの乗車料金を要求してることがある。また白タクも多い。メーター使用の徹底、白タクの取り締まりを要望する。
- (2)人力資源社会保障局、出入境管理局の混雑の改善を希望する。1～2時間並ぶこともよくあり対策を講じて欲しい。例えば、書類不備や誤記入を事前に相談できるインフォメーションデスクを設置する。窓口を増やすことが考えられる。

＜建議＞

- ①輸入材料の通関に要する日数の明確化と短縮化を要望する。
- ②通関検査時の荷扱いが悪い。また抜き取り検査された製品が抜き取られたままで返って来ないことがある。これら製品の取扱い方法について改善を要望する。
- ③税務・会計関連新規定について外資企業にとって影響の大きい法規定について、説明会や講習会の開催を要望する。
- ④明らかに労働者側に非がある労務問題についても、仲裁や裁判で労働者寄りの判決が出やすい傾向を感じている。公平な目線での判断を要望する。
- ⑤60歳以上の就業ビザ取得条件の緩和、速やかな取得が行われることを要望する。
- ⑥外国人の社会保険加入について強制加入ではなく任意加入にするなどの検討を行うことを要望する。
- ⑦模倣品業者に対する摘発強化、知的財産権を侵害する違法行為に対する厳罰化を要望する。
- ⑧産業廃棄物の処理、汚水・排水処理、大気汚染対策について政府主導で改善に向けたさらなる取り組み強化を強く要望する。
- ⑨市外ナンバーの貨物輸送車両に関する市内走行制限の緩和を要望する。
- ⑩交通通行規制や迂回路情報の事前提供、不正トラック（積載オーバー、高さ・長さオーバー）の取り締まり強化を要望する。
- ⑪正規タクシーのメーター使用の徹底、白タクの取り締まりを要望する。
- ⑫人力資源社会保障局、出入境管理局の混雑の改善を要望する。

山東省

概況

山東省は人口全国第2位の9,789万人（2015年、常住人口）、GRP（地区総生産）は全国第3位の6兆3,002億（2015年）の省である。農業生産は全国第1位。面積は日本の約4割、17市から成り、首都は済南市。在外公館は日本、韓国、タイが青島市に総領事館を設置。在留邦人数は山東省で2,320人、うち青島市に1,497人（2015年10月、在青島日本国総領事館）。

外資企業数は2万6,898社（2015年10月、山東省工商局HP）。日系企業数は2,054社（2014年10月、在青島日本国総領事館）。省内最大の日本人会として青島日本人会があり、2016年3月現在で354社が加入。商工会各部会にはそれぞれ、繊維部会105社、食品部会94社、機械・電気・化学部会107社、流通・サービス部会125社が加入している（複数の部会への重複加入あり）。

山東省政府の2016年の主な目標では、GRPは7.5～8%増、地方財政収入は8.5%増、都市での就業者を110万人増とし、都市の失業率を4%以内に抑えるとしている。また、都市および農村住民の一人当たり可処分所得をそれぞれ8%と8.5%増とし、消費者物価を3%増、常住と戸籍人口の都市化率をそれぞれ59%と49%にすると定めている。

経済成長率、輸出入、投資

2015年GRPは6兆3,002億元で前年比8.0%の伸びであった（2014年伸び率8.1%）。

貿易総額は2,418億ドルで前年比12.7%減であった（2014年4.0%増）。うち輸出は1,441億ドル（0.4%減、2014年7.9%増）、輸入は977億ドル（26.1%減、2014年0.0%増）。輸出では欧州向けが2.0%減、米国向け7.6%増、日本向け7.8%減、韓国向け5.5%増、ASEAN向けが7.0%増となった。

外資による直接投資件数は1,509件（2014年1,352件）、金額（実行ベース）は163億ドル（2014年152億ドル）で前年比7.3%増（2014年8.1%増）。製造業は98.3億元、サービス業が60.7億元であった。

消費・賃金

2015年、山東省の社会消費品小売総額は2兆7,761億元（前年比10.6%増、2014年12.6%増）。製品別（金額ベース）では、食品・食糧・食用油が1,609億7,000万元で10.8%増（2014年13.1%増）、衣料品が1,107億元で8.5%増（12.5%増）、建築・内装が403億元で12.2%増（9.2%増）となった。

消費者物価指数（CPI）は1.2%増（2014年1.9%増）、うち都市部1.4%増（2.1%増）、農村部0.9%増（1.5%増）。うち、食品は1.2%増（2.6%増）、住宅0.8%増（2.1%増）、煙草・酒1.8%増（0.3%増）、衣類3.5%増（2.9%増）、医療保健等1.6%増（1.2%増）であった。

最低賃金基準平均は2015年3月に1,600元に引き上げら

れている。都市住民一人当たりの可処分所得は、3万1,545元（前年比8.0%増）（2014年2万9,222元（前年比8.7%増））、農民一人当たり純収入は1万2,930元（8.8%増）と1万元台となった。

工業生産・固定資産投資

2015年の工業生産総額は2兆5,911億元（前年比7.4%増）、固定資産投資総額は、4兆7,382億元（13.9%増）（2014年4兆1,599億元、15.5%増）となった。うちサービス業は2兆2,390億元で35.3%増、ハイテク技術産業は7,458億元で10.9%増、不動産開発は5,892億元で1.3%増、インフラ施設は6,234億元で21.5%増となった。

財政

地方財政収入は前年比10.0%増の5,529億元（2014年5,026億元、前年比10.2%増）。うち、税収収入は4,203億元（前年比6.0%増）であり、地方財政収入に対する比重は2.9ポイント減少し76.0%となった。地方財政支出は前年比14.9%増の8,249億元であった。そのうち、社会保障・就業が18.3%増であった。

2016年の主要数値目標

	2015年		2016年 目標
	実績	目標	
域内総生産(GDP)成長率	8.0	8.5	7.5—8
地方財政収入	10.0	9.5	8.5
社会消費品小売総額(億元)	10.6	12.5	—
固定資産投資総額(億元)	13.9	15.0	—
輸出入額(億ドル)	△12.7	6.0	—
都市部登録失業率(%)	3.35	4.0以内	4.0以内
都市部新規就業者数(万人)	116.8	100万人	110万人
農村労働力の就業移転(万人)	127.5	120万人	—
住民消費価格指数(CPI)	1.2	3.0	3.0
都市住民1人あたり可処分所得(元)	8.0	9.0	8.0
農村住民1人あたり現金収入(元)	8.8	10.0	8.5
人口自然増加率(‰)	5.88	8.5	—

注1：2015年の実績の数値は「2015年山東省国民経済・社会発展統計公報」から抜粋。

注2：2016年の目標値の数値は2016年の政府活動報告で示されたもの。

注3：都市部新規就業者数、農村労働力の就業移転、都市部登録失業率以外は前年比伸び率。

出所：「2016年山東省政府活動報告」「2015年山東省国民経済・社会発展統計公報」

2015年度の動向（投資環境上の問題）

日系企業の業績は中国平均を下回る

ジェットロが進出日系企業を対象として毎年実施しているアンケート調査の最新の結果（2015年10～11月実施）によると、中国進出企業の黒字企業の平均が60.4%であるのに対して、在山東省の日系企業の黒字企業は54.6%と天津市に次いで中国で2番目に低い。また、中国進出企業の赤字企業の平均が23.8%であるのに対して、在山東省の日系企業の赤字企業は31.8%と中国平均を大きく上回っている。しかし、前年度の同調査と比べると、若干ではあるが黒字企業の割合が3.7ポイント増え、赤字企業の割合は2.4ポイント減少した。

対円為替レートの変動が経営に影響

在山東省の日系企業が挙げる経営上の問題点として「現地通貨の対円為替レートの変動」を挙げる企業の割合は45.9%と他地域に比べ高く、円安の進行が山東省進出日系企業の事業環境をより厳しいものになっているといえる。このことは、中国進出企業の売上高に占める輸出の比率は36.2%であるのに対して、在山東省の日系企業の輸出比率は53.4%と省市別では最も輸出比率が高い地域となっていることに加え、中国進出企業の輸出先のうち日本向けは58.4%であるのに対して、在山東省の日系企業の輸出先のうち日本向けの比率は77.0%と省市別では最も日本向け輸出の比率が高いことが背景にある。他に山東省の問題点として「環境規制の厳格化」を挙げた企業が36.7%と他地域に比べ高かった。

電力供給制限は改善されるも水不足が発生

2014年夏季には一部の地域で電力供給制限が実施され、一部の日系企業では勤務シフトに変更が生じたり、電力供給制限で設備が稼働できないなどの不都合が生じた。しかし、2015年はこのような電力供給制限は実施されなかった。

一方、2015年は降水量の減少から水不足が深刻化した。秋頃には、突然給水制限を通知され、対応に苦心した企業が複数あったものの、その後まとまった降水もあったことから、断水には至らなかった模様。

居留許可の取得・更新

居留許可の取得・更新に関しては、手続き期間が5営業日であったものが、2013年から15営業日を必要となり、その間、国外出張ができないなどの不都合が生じている。他地域では、正式に7営業日としている上海市や、条例改正前の5営業日を継続している天津市など、柔軟な対応をとっている地域がみられるものの、青島市では改正条例通り原則15営業日と硬直的な対応となっている。

60歳以上に対する就業許可証の取得

60歳（男性の場合、女性は50歳または55歳）以上に対する就業許可証の取得が難しくなっている。中国では60歳（男性の場合、女性は50歳または55歳）を定年年齢としており、一定の役職もしくは特殊技能を持っている

者以外は原則許可されにくい運用がされている。しかし、地域によっては柔軟に運用しているところもあることから、山東省においても、より柔軟な運用を求める要望が多い。

HSコードの認識違いによる追徴課税

税関担当者の過去のHSコードの認識の違いから、関税不足分を追徴されるケースが複数発生している。この問題は、税関担当者の交代を受け、以前の担当者と新たな担当者でHSコードの認識が違うことから生じている。相当高額の追徴を請求されるケースもみられた。

青島日本人学校の現状

青島においては日本人駐在員が減少しており、また大気汚染などの影響を受け、帯同家族が帰国、或は中国駐在を諦め、単身赴任者が増える傾向にある。青島日本人会が運営する青島日本人学校では、その影響を受けて、児童・生徒数はピーク時の2011年4月時点で118名に達していたが、その後の急激な減少により、2014年度に授業料・入学金を大幅に値上げするなどして対応。2015年度の児童・生徒数は1学期始業時に68名から開始し、8月時点で79名まで増加。その後、年度末には71名となったが、厳しい経営環境の中、児童・生徒数確保のために、学校運営の工夫に取り組んでいる。

なお、校内では、日本人会の支援のもと、各教室や体育館に強力な空気清浄機を設置し、児童・生徒の健康安全対策を図るとともに、教育課程上の工夫として、少人数を生かした個別指導と異学年交流活動を積極的に取り入れ、心豊かな子どもの育成成果が顕著である。さらに、青島の地域性を活かし、近隣の小中学校との交流、中国語の授業、修学旅行などを通じた日中文化交流を積極的に行い、中国の自然、歴史、文化に触れることで、国際性豊かな児童・生徒の育成を目指している。

日系企業への襲撃

2012年9月に青島市黄島区を筆頭に、山東省各地で発生した日系企業への襲撃により、複数の企業が被害を受けた。被害を受けた一部の企業による保険の求償に対し地元政府の支援もあり和解が成立した。また、襲撃による破壊や火災、水濡れ等により保税物品が使いものにならない事態が複数の企業で生じたものの、これらの保税物品の償却処理について許可が下りず、廃棄ができず経理処理もできない状況が続いていたが、2014年年末から2015年年初にかけてようやく許可が下りた。一方、中国側当局から被害企業に対し、未だ経済的な補填は一切なされていない。

<建議>

① 定期的な意見交換会の開催

より一層の相互理解と事業環境の改善のため、各地方政府とその地区の日本人会商工会、在青島日本国総領事館、日本貿易振興機構（JETRO）青島事務所との定期的な意見交換会を開催いただくよう要望する。開催に際しては、より具体的な意見を交換するため、中国、日本

以外の第3国が入ることなく、また開催日時の調整は双方で協議のうえでの開催を要望する。

②電力供給制限および水不足への対応

電力供給制限および給水制限が企業経営に与えるマイナスの影響は計り知れない。止むを得ず実施する場合は、余裕を持って企業に連絡を行い、制限期間も極力短縮することを要望する。また、このような問題が発生しないよう対策を進めていただくよう要望する。

③居留許可の取得・更新

居留許可の取得・更新期間について、15営業日からの期間短縮を要望する。現状では、更新期間の短縮など、場合によって弾力的な運用を行っていただいているものの、不確実性があることから、更新期間の短縮を要望する。

④60歳以上に対する就業許可証の許可要件

山東省進出日系企業において高度化や高付加価値化が進むなかで、より高度な管理者・技術者の後継者人材が不足していることもあり、60歳以上（男性の場合、女性は50歳または55歳）に対する就業許可の許可要件について、柔軟な運用を要望する。

⑤HSコードの認識違いによる追徴課税

税関担当者の過去のHSコードの認識の違いから、関税不足分を追徴されるケースが複数発生し、中には相当高額を追徴を請求されるケースもみられた。企業からのHSコードの照会に際しては、税関より確認書を発行するなど、後から追徴となる事態が発生しないよう対策を講じていただくことを要望する。

⑥青島日本人学校への支援

青島日本人学校に対しては、学校開設時、および、校舎建設時のみならず、青島市政府より継続的なご支援・ご配慮をいただいているが、現行の授業料は既に中国における日本人学校で最高値（5,000元/月）であり、さらなる児童・生徒数減少という状況となれば、学校運営が厳しさを増すと共に、その対応策はより一層困難なものとなる。今後の学校運営に関する諸事項については、従来以上に山東省政府・青島市政府のご支援を要望する。日本人駐在員・家族が安心して児童・生徒を就学させ、子女帯同意欲が促進される健全なる環境整備の継続を要望する。日系企業誘致の際の優位性の一つとして、青島日本人学校の存在を、積極的にご活用いただくことを要望する。

⑦襲撃により被害を受けた企業への支援

2012年9月に青島市黄島区を筆頭に、山東省各地で発生した日系企業への襲撃により被害を受けた一部の企業では、保険の求償に対し地元政府の仲介により和解が成立したものの、被害額に見合った補填は得られておらず、今なお経営に

大きな影響を及ぼしている。被害を受けた日系企業の経済的損失に対し、中国側当局から経済的な支援を要望する。

第2章 華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)

2015年、華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)のGRPは約13.8兆元(全国のGDP約67.7兆元の20.4%を占める)となった。各省市別に見れば、上海市のGRP成長率は6.9%と全国の成長率と同率で、華東地域の中で最も伸び率が鈍化している。江蘇省は8.5%増、浙江省は8.0%増となった。GRP全体に占める割合では、3省・市の第三次産業の全体に占めるウェイトは第一次産業、第二次産業と比べて高く、それぞれ67.8%、48.6%、49.8%となり、第三次産業が太宗を占め、経済成長をけん引していると見られる。2015年における華東地域の対内直接投資実行額は前年同期比3.9%減の596億9,400万ドルとなり、マイナス成長に転じた2014年(3.2%減)からさらに落ち込んだ。地域別では、上海市は1.6%増、江蘇省は13.8%減、浙江省は7.4%増。対内直接投資契約額では、上海市は86.5%増、江蘇省は8.9%減、浙江省は14.0%増と江蘇省の投資に係る実行額・契約額のみが大幅に減少した。貿易総額では、2015年、上海市、江蘇省、浙江省の貿易総額は昨年より下落しており、前年よりそれぞれ2.1%減、3.2%減、2.1%減となった。

上海市

上海市の経済動向

2015年の上海市のGRPは前年比6.9%増の2兆4,965億元(全国のGDPの3.7%を占める)となり、成長率は中国全国(6.9%)と同率で、前年7.0%から引き続き伸びが鈍化している。産業別に見ると第二次産業は1.2%増の7,941億元、第三次産業は10.6%増の1兆6,915億元とGRP全体に占める割合が67.8%となり、第三次産業が引き続き経済成長をけん引している。また一人当たりGRPが初めて10万元を突破した。固定資産投資の伸び率は5.6%増、社会消費品小売総額は8.1%増で、いずれも全国の伸び(9.8%増、10.7%増)を下回ったが、不動産投資は8.2%増と大きく伸び、全国の伸び(1.0%増)を大きく上回った。貿易総額は2.1%減の2兆8,061億元で、そのうち、輸入額が0.5%増、輸出額が5.3%減となった。また、上海市の対内直接投資額実行額は184億5,900万ドルで、中国全体の14.6%を占めた。伸び率は前年同期比1.6%増で全国平均伸び率(6.4%)を4.8ポイント下回ったが、16年間連続でプラス成長となった。先行指標となる契約ベースでは86.5%増の589億4,300万ドルと大幅に増加し、全国トップとなった。契約件数は前年同期比27.9%増となり、2014年に次いで2けた増を維持している(表1)。

表1: 上海市の経済動向(2015年)

	金額	伸率
GRP(域内総生産)(億元)	24,965	6.9
第一次産業(億元)	110	-13.2
第二次産業(億元)	7,941	1.2
第三次産業(億元)	16,915	10.6
1人当たりGRP(元)	103,100	6.0
規模以上工業総生産(億元)	31,050	-0.8
工業使用電力(億Kwh)	-	-
固定資産投資(億元)	6,353	5.6
不動産開発投資(億元)	3,469	8.2
社会消費品小売総額(億元)	10,056	8.1
消費者物価指数(CPI)	-	2.4
貿易総額(億ドル)	28,061	-2.1
輸出額(億ドル)	12,229	-5.3
輸入額(億ドル)	15,832	0.5
対内直接投資契約額(億ドル)	589	86.5
対内直接投資実行額(億ドル)	185	1.6
1人当たり都市部住民可処分所得(元)	49,867	8.5

出所: 上海市統計局

上海市の対内直接投資を産業別にみると、2015年は第三次産業の実行額が前年比2.7%減の159億3,800万ドル、上海市全体の86.3%を占めた。中でも不動産の実行額は32.8%減の56億600万ドルとなり、同市実行額減少の主因となった。一方で、融資・貸与などの金融サービス業は84.6%増の21億1,100万ドル、インターネットプラスなどの情報サービス業も74.3%増の7億8,200万ドルと急増した。

中国(上海)自由貿易試験区(以下、自貿区)の対内直接投資は、契約件数が前年比39.1%増の2,802件で上海市全体の46.6%を占めた。中でも融資、デザイン、旅行、遊技設備の生産・販売、演出マネージメント、船舶管理、增值電信等業種に対する積極的な開放施策によって大きく伸長した。2015年末の段階で今まで54の規制緩和策によって累計1,300件以上のプロジェクトが自貿区に入居した。契約額は350億ドルを超え、上海市全体の約6割を占め、上海市の対内直接投資の増加をけん引している。

2015年の上海市への対内直接投資の実行額を国・地域別にみると、香港、シンガポールおよび米国の上位3カ国・地域で全体の78.4%を占めた。特に、シンガポールからの投資額は、前年比161.5%増の21億7,900万ドルと大幅増となった。また、2014年に不動産プロジェクトの資金調達を既に完了したので、香港からの投資額は前年比2.5%減となった。他方、日本とバージン諸島からの投資額は大幅に減少した。バージン諸島は20.8%減の7億4,800万ドル、日本は60.7%減の4億8,900万ドルでバージン諸島に次いで5位に転落した。また、契約ベースで日本の投資額の推移をみると、2013年に4年ぶりに減少に転じて以来、2014年は前年比46.1%減の8億2,800万ドル、2015年は46.2%減の4億4,500万ドルと大幅に落ち込んでいる。

上海市では、ますます多くの多国籍企業が投資戦略拠点として同市を選択し、国際貿易や研究開発（R&D）などの機能を開拓している。2015年、地域統括本部が45社新設された。中でも、ヘンケル（ドイツ）、半導体サプライヤのNXPセミコンダクターズ（オランダ）、および化学メーカーのアシュランド（米国）など15社が同社のアジア太平洋地域本部を設置した。上海市は引き続き中国で多国籍企業の地域統括本部が最も多い都市となっている。このうち95.0%以上が2種類以上の機能を持っている。他方、投資性公司（傘型企業）が15社、総合医療企業のフレゼニウス（ドイツ）、半導体ファウンドリーのSMICなどの外資研究開発センターが15社新設された。累計では地域統括本部が535社、投資性公司が312社、外資研究開発センターが396社となり、全体では1,243社に達した。

江蘇省

江蘇省の経済動向

2015年の江蘇省のGRPは前年比8.5%増の7兆116億元（全国のGDPの10.4%を占める）となった。成長率は中国全国（6.9%）を1.6ポイント上回り、上海市（6.9%増）、浙江省（8.0%増）の成長率を超えた。第二次産業は8.4%増の3兆2,044億元となり、GRP全体に占める割合が45.7%で、第三次産業は9.3%増の3兆4,085億元となり、GRP全体に占める割合は48.6%と第二次産業を超え、全体に占めるウェイトが最も大きくなった。固定資産投資の伸び率は10.5%増（全国9.8%増）、社会消費品小売総額は10.3%増（全国10.7%増）、貿易総額は3.2%減（全国7.0%減）となった。一方で、対内直接投資は昨年の減少に続き、実行額は13.8%減の242億7,500万ドルとなり、華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）全体の40.7%を占めたものの、伸び率は2014年に続き2ケタ減となった。先行指標となる契約額も8.9%減の393億6,000万ドルとなった（表2）。

表2：江蘇省の経済動向（2015年）

	金額	伸率
GRP（域内総生産）（億元）	70,116	8.5
第一次産業（億元）	3,988	3.2
第二次産業（億元）	32,044	8.4
第三次産業（億元）	34,085	9.3
1人当たりGRP（元）	87,995	8.3
規模以上工業総生産（億元）	-	-
工業使用電力（億Kwh）	3,904	0.8
固定資産投資（億元）	45,905	10.5
不動産開発投資（億元）	8,154	-1.1
社会消費品小売総額（億元）	25,877	10.3
消費者物価指数（CPI）	-	1.7
貿易総額（億ドル）	5,456	-3.2
輸出額（億ドル）	3,387	-0.9
輸入額（億ドル）	2,070	-6.7
対内直接投資契約額（億ドル）	394	-8.9
対内直接投資実行額（億ドル）	243	-13.8
1人当たり都市部住民可処分所得（元）	37,173	8.2

出所：江蘇省統計局

2015年、江蘇省への対内直接投資を地域別にみると、蘇南、蘇中、蘇北とも投資額（実行ベース）が減少している。こうした中で、蘇北地域は前年比17.9%減の45億3,600万ドル、蘇南地域も13.6%減の155億8,000万ドルと減少幅が大きい。中

でも宿遷市は2014年の33.2%増から55.1%減と大幅に落ち込んで、蘇北地域の押し下げ要因となっている。一方、沿海部3市（南通市、連雲港市、塩城市）の対内直接投資額は、実行ベースで前年同期比9.2%減の39億1,200万ドルとなり、全省の16.1%を占め、減少幅は全省平均（13.8%減）より4.6ポイント上回り輸出型企業の落ち込みが見てとれる。しかしながら、南通市は2014年から2年連続で微増を続けており、2015年は23億1,600万ドルで、沿海部トップを維持した。他方で、塩城市は3年連続で2ケタ減少を続け、2015年は7億9,500万ドルとなった。連雲港市は16.1%減の8億100万ドルで、2014年の増加から減少に転じ、全省8位に位置した。

2015年の日系企業の進出動向をみると、蘇州市、無錫市および南通市への進出案件が見られた。蘇州市に進出した日系企業は生産能力の増強および業務拡大のため、無錫市や南通市に新たな事務所を設立した動きと見られた。

浙江省

浙江省の経済動向

2015年の浙江省のGRPは前年比8.0%増の4兆2,886億元（全国のGDPの6.3%を占める）となった。成長率は中国全国（6.9%）を1.1ポイント上回った。産業別では、第二次産業が5.4%増の1兆9,707億元、第三次産業が11.3%増の2兆1,347億元とGRP全体に占める割合はそれぞれ46.0%、49.8%となり、産業構造が第二次産業（5.4%増）から第三次産業（11.3%増）へ緩やかな転換が進んでいる。固定資産投資は13.2%増の2兆6,665億元となったが、そのうち、不動産開発投資が2.1%減となった。貿易総額は2.1%減の3,474億ドルであった。浙江省への対内直接投資は実行額で7.4%増の169億6,000万ドルと昨年に比べ伸び率は鈍化した。先行指標となる契約額は14.0%増の278億2,200万ドルと大幅に拡大した（表3）。

表3：浙江省の経済動向（2015年）

	金額	伸率
GRP（域内総生産）（億元）	42,886	8.0
第一次産業（億元）	1,833	1.5
第二次産業（億元）	19,707	5.4
第三次産業（億元）	21,347	11.3
1人当たりGRP（元）	77,644	7.6
規模以上工業総生産（億元）	-	-
工業使用電力（億Kwh）	2,584	-0.5
固定資産投資（億元）	26,665	13.2
不動産開発投資（億元）	7,112	-2.1
社会消費品小売総額（億元）	19,785	10.9
消費者物価指数（CPI）	-	1.4
貿易総額（億ドル）	3,474	-2.1
輸出額（億ドル）	2,767	1.2
輸入額（億ドル）	707	-13.4
対内直接投資契約額（億ドル）	278	14.0
対内直接投資実行額（億ドル）	170	7.4
1人当たり都市部住民可処分所得（元）	43,714	8.2

出所：浙江省統計局

浙江省への対内直接投資を都市別にみると、実行ベースで紹興市が前年比40.3%増、杭州市が12.3%増と大幅に伸びた。中でも杭州市の投資額は71億1,000万ドルと、浙江省全体の41.9%

を占め、省全体の投資額を押し上げた。杭州市、寧波市（42億3,000万ドル）、嘉興市（26億8,000万ドル）を合計すると、浙江省の投資総額の82.7%を占めた。特に紹興市は前年比40.3%増の9億4,000万ドルと2年ぶりのプラス成長に逆転した。

浙江省への日系企業の進出を見ると、嘉興市と衢州市への進出が多く見られた。内容としては、化学製品の製造、原材料の加工・販売等にかかわる新会社の設立や生産能力の増強についての発表があった。

環境・省エネ、都市開発等における問題点・要望

工場立退きに当たっての十分な情報開示および補償の確保

第三次産業中心の産業構造へと変化するにつれて、上海市やその周辺部の華東地域の都市において、工場の立退きが求められたり、ライセンスが更新されない事等により生産停止を余儀なくされるケースが発生している。強制的な工場立退きに当たっては、事前の十分な情報開示、準備期間の設定、適正な補償および補償に対する迅速な履行を行うと共に、各種操業許可の更新がスムーズに行われるように配慮をいただきたい。

電力制限規制の撤廃並びに制限時の事前通知の徹底

電力制限が引き続き存在する地域があることから、企業が生産効率を上げ経済発展への貢献を確実なものとするためにも、企業に対する電力制限を行わないようにしていただきたい。万一電力の供給制限が不可避な場合には、十分な時間的余裕を持って通知していただきたい。

化学品や危険物関連規制の漸進的・合理的な実施

上海市においては、化学品の生産工場を半減する目標を打ち立てているが、こうした状況の中で化学品製造許可書の更新が行われず、企業運営が成り立たなくなった企業もある。企業の供給責任を果たし円滑な発展を続けていくためにも、個々の事例に配慮した漸進的な実施をお願いしたい。

また、危険物の取扱責任者の許可証取得が財務経理担当者まで求められる、危険化学品登記において、類似危険性を有する複数の混合物のシリーズ鑑定のルールが定まっていない、国際的に通用している安全データシート（SDS）の物理化学的性状の自社試験データが認められない、少量危険化学品の輸入には除外規定が無いなど、不合理な決まりとなっていたり、円滑な法令遵守が難しい運用となってしまう。当該業務にかかわらない従業員には許可証の取得を求めない、危険化学品登記に関連する運用ルールのさらなる明確化を図る等、危険物取扱規制全般において柔軟かつ合理的な運用を望みたい。

バランスの取れた環境規制への取り組み

2015年1月1日より改正環境保護法、2016年1月1日より改正大気汚染防止法が施行され、各種地方法規も制定が順次進んでおり、PM2.5対策などさまざまな環境汚染対策が行われていることは評価できるが、一方でメッキ等の行程のある工場の設立許可を得るのが困難となる等、日本国内で想定されるよりも厳しい環境規制により計画通りに事業を進められなかったり、排出量の変更が認められず、増産を図れない事例も存在している。また、PM2.5濃度に応じた規制における指定業種では、排出対策に先進的に取り組んでいる工場も一律に工場生産停止等の措置が課され、安定的な経済活動が阻害される事例も存

在している。過剰な規制により企業が事業機会を失ったり、過度な負担を強いられることが無いように配慮をいただきたい。また、中国企業、外資企業問わず企業の負担が不公平にならぬように対応いただきたい。

廃棄物処理に対する環境整備

各地域において廃棄物取扱業者数や取扱業者一社当たりの取扱量が減少しているため、企業としても高コスト化はもとより処理スピードに苦慮している。できる限り早期に適切な廃棄物処理ができる環境を整え、企業活動に影響を及ぼさぬようにお願いしたい。

労務上の問題点・要望

労働契約関連法規の見直し

行き過ぎた労働者保護や企業業績に基づかない政府指導による賃金上昇は、企業の経営活動に大きく影響するとともに、競争力の低下など経済発展への貢献にも影響する点も考慮し、労働者保護に対する適切な措置を再構築していただきたい。

就労ビザの発給制限の緩和

60歳以上の者への就労ビザの発給制限により、豊富な経験を有する有能な人材を活用することができない。このような就労ビザの年齢制限による発給制限は速やかに緩和していただきたい。また、高卒の技術者の就労ビザが取り辛い事例もあり、就労ビザがより円滑に発給されるようにしていただきたい。

外国人就業者の社会保険強制加入に対する経過措置の導入

外国人就業者の社会保険加入義務付けに異議を唱えるものではないが、これにより、進出企業にとっては大きな負担増となる。日本と中国での社会保険料の二重払いを防止のため、社会保険協定の締結・発効を急ぐと共に、失業保険および生育保険に係る保険料受給が困難との懸念を排除するため、社会保険協定の締結・発効までの間、強制加入に関する経過措置を導入していただきたい。

居留許可申請時の手続迅速化および預かり証の運用

居留許可申請時に全国統一の預かり証が発行され、中国内出張の際の便宜が図られるようになった事は評価できるが、一部地域では従来より手続に時間が掛かるようになっており、特に着任時に多額の現金が必要な時点で銀行での手続が困難な事例等が発生している。居留許可申請・更新時に必要な期間を短くすると共に、預かり証で各銀行窓口での取り扱いが可能となるよう、通達を徹底する等の配慮をいただきたい。

通関上の問題点・要望

輸出入通関手続の明確化・簡素化と関税負担の軽減

電子通関制度の拡充等通関期間短縮化に向けた取り組みは評価できるが、一方で通関手続に要する時間が長く、基準が不透明な事があり手続も煩雑である。HSコードの見解が担当者により変更されることも引き続き多いことから、通関手続に係る基準の明確化、迅速化および通関手続の簡素化を行っていただきたい。また各税関によって必要な書式が異なるなど、事務手続が煩雑になっている。書式の統一やペーパーレス通関の普及等を通じて通関業務がよりスムーズに行われるようにして欲

しい。また、コスト高に対処するため関税率の軽減並びに増値税還付手続の簡素化をお願いしたい。

関税率見直しに関する周知徹底と導入期間の適正化

年度の途中でも、中国税関は経済状況によって輸出入の関税率を調整する。関税率の調整があった際に中国税関が公式ウェブサイトへタイムリーに掲載するなどの情報公開の努力は評価するが、ウェブサイトを常にチェックしないと情報のキャッチアップができないのは非効率である。さらに、関税率調整や関税政策変更の導入期間が短すぎるため日系企業は対応できず、税関で貨物を止めさせ保証金を払って解決せざるをえないことが何度もあった。関税率・関税政策の見直しがあったときの周知徹底と、外資企業に対応に必要な時間的な余裕を与えるように導入期間の適正化を検討いただきたい。

虹橋空港の通関体制の整備

虹橋空港での通関が他の保税地域で一次通関し虹橋空港へ転送して通関できるようになったことは、貨物輸送の利便性から評価できる。今後、浦東空港と同じように虹橋空港でも直接輸出入通関ができるような体制整備を望みたい。

金融に関する問題点・要望

外貨換金規制の緩和

外貨資本の人民元への換金が規制されているため、企業の資本金が目減りしており、円滑な事業活動の障害となっている。現行の厳格な外貨換金規制を緩和していただきたい。

企業の海外送金並びに海外投資に関する送金金額の上限撤廃

役務提供などモノの輸出入を伴わない契約において、海外送金が制限され、相当な税負担が求められる等、ビジネスに支障を来することが多い。また、中国内の外資企業が中国外に海外投資をしようとしても認可が取れず、実施が実質的に困難である。外資企業が海外へ送金・投資等を金額に上限規制をつけず自由に行えるようにして欲しい。

中国(上海)自由貿易試験区における取り組みへの要望

中国(上海)自由貿易試験区のさらなる活用

中国(上海)自由貿易試験区において、金融を始めとするサービス産業における規制緩和への取組みが進み、一部分野で外資企業への開放が進んでいる事は評価できる。その一方で、対象となる分野や企業が限られたり、外資企業への更なる市場開放を求める声も根強くある。より開放的な国際都市として発展するために、日本企業からの要望に対する意見交換の場を設定いただくとともに、外貨取扱いの早期解禁をはじめFT口座のさらなる利便性向上など、金融サービスを始めとする各産業面においてさらなる規制緩和を進め、自由貿易試験区外の企業にも規制緩和の恩恵が及ぶ施策を望みたい。

日系企業の円滑な活動支援への要望

対外開放、持続的成長の堅持と良好な日中ビジネス環境の実現

日本企業の進出がより順調で活発なものとなるように、対外開放、持続的成長の堅持、日中友好、平等互惠に基づく良好な日中ビジネス環境の実現に協力をいただきたい。日系企業が参

加できる入札・調達機会の確保や、展示会・日本商品の即売会等の機会を増やしていただき、日系企業や日本商品が中国の社会経済の発展に貢献できる機会を広げていただきたい。

日系企業クラブ等への活動支援と交流の促進

各地域の日系企業クラブにおいては、法人格を持たないために会費の発票が発行出来ないなど、活動にさまざまな支障を来しているケースも多い。こうした日系企業クラブの円滑な活動支援のため、非営利法人としての認可など、さまざまな形で支援をいただきたい。また、日系企業クラブとの意見交換会の実施などを通じ、日系企業と行政当局との対話促進をこれからも進めていただきたい。

その他

行政区間等をまたがる事業所の移転の円滑化

行政区間等をまたがる事業所の移転・撤退に際し、税務署による発票の発給遅延、過去に遡った徹底的な税務調査等の不利益な行為を受けることがあり、最適な事業体制構築の大きな阻害要因となっている。このため、華東地域における事業所の移転、事業の再編が円滑に進められる仕組みを構築していただきたい。

流通業における商慣行の見直し

大手流通小売店の入場料引き上げにより、流通コストが上昇している。これは、一部で見られる品質の劣悪な商品の流通という問題の一因ともなっている。一般消費者の安全確保と公正かつ自由な競争を確保するためにも、このような商慣行を見直していただきたい。

建設業における分公司設立・納税指導の廃止、さまざまな制限の緩和

各省、市、区における建設工事において、地元政府から分公司の設立を求められたり、その地区での納税を求められたりする。また分公司設立の際に要求される保証金の返還を求めると、保証金を返還した場合には当該地域で1年間工事を行うことができないとされている。このような明確な法令の根拠に基づかない分公司の設立や納税に係る指導を廃止するとともに、保証金の返還に当たっての工事制限を撤廃していただきたい。

また、上記にかかわらず建設に関する法規制や制度が地域によって異なったり、外資企業に対する建築資格取得が実質的に困難であるなどの制限が存在しており、これらの問題の解消をいただきたい。

併せて、現状外資系建設会社は、外国資本が50%以上の建築主による建設工事であれば請け負うことができなくなっている。中国(上海)自由貿易試験区の制度を他地域へ拡張するとともに、中国資本のみの工事等を含め、さらなる規制の緩和をいただきたい。

食品安全法に対する細則の策定

2015年10月に食品安全法が改正され規制が強化されたが、同法に関する細則が不明瞭であるため、各社ともその運用において苦慮している。関連する企業が同一の対応を図れるよう、細則を策定、明示いただきたい。

政府調達における内外差別の撤廃

インバーター付きエレベーターなど環境にやさしい製品であっても、100%中国資本でないと政府調達に参入できない。政府調達における内外の資本差別を速やかに撤廃していただきたい。

政府管理下の大型プロジェクトの公開入札

上海ディズニーランドのような大型商業プロジェクトの公開入札は情報開示の期間が短く、検討中の企業であっても情報不足のため参加できなかったケースがある。政府管理下の入札に関し、内外資企業における公平性・公開性を改善していただきたい。

不動産物件の用途変更・企業登記の際の規制緩和

上海市内中心部など、地区によっては店舗物件が少なく賃料が高止まりしている。必要な店舗物件を提供しサービス産業を効果的に発展させるためにも、不動産物件の用途変更が容易にできる様にして欲しい。また中小企業におけるコスト負担の軽減のためにも、住宅での登記ができるようにしていただきたい。

通信環境の改善

業務のデジタル化並びにクラウド化の進展により、外資企業においては業務上、国内外と大容量のデジタルデータを交換する機会が増えているが、回線の混雑のため特に業務時間帯においてインターネット経由で国内外とのスムーズなデータのやり取りが行えないことも多い。外資企業が華東地域に地域本部を構え、円滑な事業を行って行く上でも、国内外と安定した通信ができる大容量の回線を安価で確保できることは必要不可欠であり、国内外との通信環境の改善に向けた積極的な取り組みをいただきたい。また、時期によりネットワークにつながりにくくなることがある場合には、事前に情報を開示いただきたい。

交通、医療を中心とした生活環境の改善

上海市を含め、二輪車を含む車両の信号無視、逆走、歩道走行等が日常的に行われており、交通ルールがまだ行き届いていない。これにより、ワーカー、従業員が通勤途上に事故に遭遇するケースがあることから、ぜひ交通ルールの徹底をお願いしたい。また、上海以外の地域では、外国人向けの医療サービスが不十分な地域もあり、生活環境の改善を図っていただきたい。

<建議>

環境・省エネ、都市開発等における問題点・要望

- ①工場立退きに当たっての十分な情報開示および補償の確保を要望する。
- ②電力制限規制の撤廃並びに止むを得ない制限時には事前通知の徹底を要望する。
- ③化学品や危険物関連規制の漸進的・合理的な実施を要望する。
- ④バランスの取れた環境規制への取り組みを要望する。
- ⑤廃棄物処理に対する環境整備を要望する。

労務上の問題点・要望

- ⑥労働契約関連法規の見直しを要望する。
- ⑦就労ビザの発給制限緩和を要望する。
- ⑧外国人就業者の社会保険強制加入に対する経過措置の導入を要望する。
- ⑨居留許可申請時の手続の迅速化および預かり証の運用改善を要望する。

通関上の問題点・要望

- ⑩輸出入通関手続の明確化・簡素化と関税負担の軽減を要望する。
- ⑪関税率見直しに関する周知を徹底するとともに、適正な導入期間設けていただくよう要望する。
- ⑫虹橋空港の通関体制を整備いただくよう要望する。

金融に関する問題点・要望

- ⑬外貨換金規制の緩和を要望する。
- ⑭企業の海外送金並びに海外投資に関し送金金額の上限撤廃を要望する。

中国(上海)自由貿易試験区における取り組みへの要望

- ⑮中国(上海)自由貿易試験区のさらなる活用を要望する。

日系企業の円滑な活動支援への要望

- ⑯対外開放、持続的成長の堅持と良好な日中ビジネス環境実現を要望する。
- ⑰日系企業クラブ等への活動支援と交流促進を要望する。

その他

- ⑱行政区間等をまたがる事業所の移転の円滑化を要望する。
- ⑲流通業における商慣行の見直しを要望する。
- ⑳建設業における分公司設立・納税指導の廃止やさまざまな制限緩和を要望する。
- ㉑食品安全法に対する細則策定を要望する。
- ㉒政府調達における内外差別の撤廃を要望する。
- ㉓政府管理下の大型プロジェクトに関する入札について、公平性、公開性を改善いただくよう要望する。
- ㉔不動産物件の用途変更・企業登記の際の規制緩和を要望する。
- ㉕海外との通信環境の改善を要望する。
- ㉖交通、医療を中心とした生活環境の改善を要望する。

第3章 華南地域（広東省、福建省）

広東省

2015年の広東省の域内総生産（GRP）は7兆2,812億元5,500万元、成長率は8.0%であった。貿易額は前年比減となったものの、投資、消費はいずれも2ケタ増と堅調な伸びを示した。対内直接投資につき、契約額は30%を超える伸びとなったが、実行額は横ばいであった。現地進出日系企業は人件費などのコスト上昇や環境規制・加工貿易規制の強化などの問題に直面している。広東省政府は2016年、2017年の最低賃金を2015年の水準に据え置く方針を示している。

広東省の経済動向

2015年の広東省のGRPは7兆2,812億元5,500万元、成長率は8.0%であった。1人当たりGRPについては6万7,503元、ドルベースでは1万838ドルとなった。

産業別では、第一次産業が前年比3.4%増の3,344億8,200万元、第二次産業が6.8%増の3兆2,511億4,900万元、第三次産業が9.7%増の3兆6,956億2,400万元だった。第三次産業の寄与率は57.1%で、成長率を4.6ポイント引き上げた。

項目別にみると、投資は固定資産投資が前年比15.8%増の3兆31億2,000万元であった。うち、不動産開発投資は11.8%増の8,538億4,700万元だった。商品住宅（販売用住宅、オフィスなどの物件）の販売面積は25.4%増の1億1,681万100平方メートルとなり、史上最高を記録した。また、製造業による投資は24.5%増の8,783億3,000万元と堅調な伸びを示した。

消費は社会消費品小売総額が名目で前年比10.1%増（実質10.5%増）の3兆1,333億4,400万元となった。うち、都市部は10.0%増の2兆7,436億3,700万元、農村部は10.4%増の3,897億700万元であった。

貿易額は前年比3.9%減の6兆3,559億6,700万元、うち輸出は0.8%増の3兆9,983億700万元、輸入は10.8%減の2兆3,576億6,000万元となった。貿易形態別では、一般貿易は4.9%増の2兆6,779億8,300万元となったが、加工貿易は14.4%減の2兆7,359億7,700万元と大きく減少した。

2015年の広東省の対内直接投資は、契約件数が前年比16.8%増の7,029件、契約額が30.3%増の561億1,000万ドル、実行額が0.0%増の268億7,546万ドルと、投資額は実行ベースでは横ばいとなったものの、契約ベースでは3割増となった。日本からの直接投資は、契約件数が27.5%増の51件、契約額が41.0%減の3億9,835万ドル、実行額が46.6%減の4億5,514万ドルと、実行額は3年連続での減少となった。

広東省では2015年4月に中国（広東）自由貿易試験区が設立された。同区は広州南沙エリア、深圳前海蛇口エリア、珠海

横琴エリアから構成されており、発展目標として「広東・香港・マカオの深い協力を実現し、国際経済協力競争において新たな優位を形成する」とされている。同区設立の効果もあり、香港・マカオからの投資は大幅に増加している。香港についてみると契約件数が前年比10.0%増の4,855件、契約額が40.8%増の453億90万ドル、実行額が19.5%増の204億7,856万ドルと、契約額で全体の80.7%、実行額で76.2%を占めた。マカオについてみると、契約件数は前年比65.3%増の476件、契約額は58.6%増の17億1,068万ドル、実行額は99.3%増の7億3,718万ドルで、実行額はほぼ2倍となり国・地域別で第3位と、2014年の第8位から大きく順位を上げた。

広東省経済においては、珠江デルタ地域がGRPの79.2%を占めるなど、珠江デルタ地域外の東西両翼・北部地域との経済格差は正が大きな政策課題となっている。また、広東省は中・低付加価値産業から中・高付加価値産業への転換を目指す、産業の「転型昇級」を推進してきたが、近年はイノベーションに基づく経済発展を目指す「创新驱动发展战略」の推進にも力をいれている。

具体的問題点、改善要望

広東省における進出日系企業数は、省内各日本商工会の会員企業数を合すると2015年末時点で約2,150社となっている。

ジェットロが2015年10～11月に実施した現地進出日系企業を対象とするアンケート調査「2015年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査（以下、実態調査）」における在広東省企業の回答を見ると、中国における今後1～2年の事業展開の方向性について「拡大」と回答した企業の割合は36.8%と全国平均（38.1%）をやや下回った。また「縮小」「第三国（地域）へ移転・撤退」は15.7%と全国で最も高い割合となるなど、厳しい経営状況にある企業が多い。一方で、営業利益見通しについては「黒字」と回答した企業が68.8%と、地域別では最も割合の高い省となった。企業規模別の黒字企業の割合は、大企業は2014年度調査より5.4ポイント減の77.4%、中小企業は3.2ポイント減の55.2%だった。特に中小企業については、2014年度調査では広東省を上回っていた上海市（22.3ポイント減）、江蘇省（14.7ポイント減）などが大幅に黒字割合を落とす中で小幅な減少にとどまっている。縮小や移転・撤退を考える企業が多い反面、黒字を維持している企業も多いことから、業績の好調な企業とそうでない企業の間に大きな差が生じていることが考えられる。

経営上の問題点としては、広東省では「従業員の賃金上昇」が91.9%と、全体（84.3%）を大きく上回り第1位となっている。広東省内では2015年の最低賃金が2010年比で深圳市が約1.8倍、広州市が約1.7倍、東莞市が約1.6倍に上昇している。

また、賃金上昇によって社会保険料の負担金金額等も増加している。人件費上昇への対応策として、広東省政府は生産の自動化などを奨励するとともに、2016年2月には「広東省供給サイド構造改革のコスト削減行動計画（2016～2018年）」を發布、2016年、2017年の最低賃金を2015年の水準に基づき執行するとしている。同通知では社会保険料、住宅積立金についても納付比率を抑制する内容となっている。

＜建議＞

在広東省日系企業が抱える課題・改善要望点 (2015年版)

在広州日本国総領事館、各日本商工会、ジェトロ広州では、毎年事業環境の改善を目的に現地政府との意見交換会を開催している。2015年度は広東省、広州市、深セン市、東莞市、各政府と開催した。その際の主な課題・要望を元に以下のとおり建議項目としてまとめた。

＜貿易・通関上の課題・要望＞

- ①2015年5月末の広州および黄埔税関からの通達により、輸入申告の際に、1通関単（通関許可書）では20項目までしか申告できず、21項目以上の場合には、別途通関単を作成、申告するよう変更された。これにより、項目が多い場合は、通関単の数が増加し、事務工数が増えると共に、通関費用が高額となる。税関側での審査の簡素化、効率化が目的と思われるが、付属書の作成・提出を認めるなど輸入者側の負担を軽減する方策の検討を要望する。
- ②広州市に比べ、上海市では輸入食品の通関・検疫に要する日数が短いと聞く。今後、広州市においても、通関・検疫に係る日数を短縮していただけるよう要望する。
- ③2015年1月の改正環境保護法の施行後、広州市では産業廃棄物の処理業者数が減少しており、企業活動に影響が生じている。処理業者が円滑に活動できるような支援策の検討を要望する。

＜税務・会計上の課題・要望＞

- ①2013年夏に増値税納付額の計算方法が変更となり、転廠制度を利用する外資系企業の資金繰りに大きな影響が生じた。企業活動に影響を与える政策変更については、十分な猶予期間を設けていただくよう要望する。
- ②5万USD以下の非貿易の送金については、事前の納税証明は不要となったが、納税手続きが不明確な事例が多い。例えば、金型の設計料を日本など海外へ送金する際、非居住者企業所得税の納税が必要か否か地域の税務署の見解によって判断されている。非貿易海外送金の納税手続きについて、明確化と簡素化を要望する。
- ③国家税務総局・税関総署の2013年第31号公告により、2013年7月1日から税関が発行する輸入増値

税専用納付書については「先に照合、後で控除」が実施されている。これにより、税務部門が所有するデータと、輸入増値税専用納付書の内容を照合し一致が確認できなければ、輸出増値税の還付手続が進められない。不一致の場合、税務部門は要因を税関に確認するが、一般的に3～6カ月を要し、企業の資金繰りに影響を与えている。税務部門と税関のコミュニケーションを強化し、確認作業の効率化を図っていただくよう要望する。

＜労務上の課題・要望＞

- ①社会保険関連法令には、雇用者は従業員のために社会保険料を満額納付すると規定されている。しかし実際は、従業員は社会保険料の満額納付に不満を持っており（手取り金額が減るため）、満額納付を行っていない他の企業に転職してしまうこともある。もし従業員の要望に応じ、社会保険料を満額納付しない場合、中国の社会保険関連法令違反となり、退職後従業員が当該理由で会社を告発・起訴するリスクもある。法律を守って満額納付している企業が不利にならないように、すべての企業が満額納付するようしっかり監視・監督することを要望する。
- ②60才を過ぎた人材の就労許可、Zビザ（就労ビザ）の取得が難しくなっている。日系企業ではベテランの知見を活用するため、60才を超えた人材を現地に派遣することが多い。企業の人材ニーズに基づき、60才以上でも就労できるような規定の制定や、柔軟な運用をするよう要望する。

＜行政サービスに係る課題・要望＞

- ①来料加工工場から独資企業に転換したにもかかわらず、政府の指定する企業に毎年「協力サービス費」を支払う必要がある。この企業からサポートはほとんどないが、支払わない場合に何らかの不利益が生じることを考えると、対応せざるを得ない。また「土地管理費」が取り消されたにもかかわらず、「土地使用補償料」として依然として費用が徴収されるなど、名称を変更しただけの不透明な費用徴収が続いている。不透明な費用徴収をなくすよう要望する。
- ②住宅積立金について、規定上は一つの納付単位は一つの納付比率を使用する必要があるとされている。しかし、企業によっては複数の納付比率を使用している場合がある。規定を遵守している企業が不利にならないよう、確実に取り締まりを行うよう要望する。
- ③広州市日本人学校の校舎賃借料は、世界の日本人学校の中で最も高額になっている。日本人学校の運営は校舎賃借料と生徒数の変動に影響を受ける。日本人学校の運営が困難になった場合、日系企業の進出や投資にも影響しかねない。同校の今後の運営に関し、広州日本人学校の理事会と広州市および開発区政府との間で意見交換を行う場を設定いただくよう要望する。

福建省

2015年の福建省の域内総生産（GRP）は2兆5,979億8,200万元、成長率は9.0%であった。投資、消費は2ケタ増となったものの、貿易はここ5年で初の前年比減となった。対内直接投資について、実行額は前年比7.9%増、契約件数は61.8%増、契約額は70.3%増と高い伸びを示した。中国（福建）自由貿易試験区設立の効果もあり、台湾からの投資について、契約件数が99.1%増、契約額が156.3%増、実行額が50.3%増と大幅に増加している。日系企業の直面する問題としては、人件費上昇などに加え、産業廃棄物処理業者が少ないことや、道路工事の長期化などが挙げられている。

福建省の経済動向

2015年の福建省の域内総生産（GRP）は2兆5,979億8,200万元、成長率は9.0%であった。一人当たりGRPは8.0%増の6万7,966元となった。

産業別にみると第一次産業は前年比3.7%増の2,117億6,500万元、第二次産業は8.7%増の1兆3,218億6,700万元、第三次産業は10.3%増の1兆643億5,000万元であった。

項目別にみると、投資は全社会固定資産投資が前年比17.2%増の2兆1,628億3,100万元であった。不動産開発投資は2.1%減の4,469億6,100万元、うち住宅投資は1.8%減の2,864億9,500万元だった。住宅投資全体は減少したものの、90平米以下の投資は30.1%増の901億6,500万元と大幅に増加した。

消費は社会消費品小売総額が前年比12.4%増の1兆505億9,300万元だった。うち、都市部が12.2%増の9,448億5,700万元、農村部が14.1%増の1,057億3,600万元だった。限度額以上企業の小売額を見ると、体育・娯楽用品類が54.0%増、アパレル・紡績品が31.7%増、通信器材が26.9%増と大幅に増加したが、自動車は7.2%増と小幅な伸びにとどまった。

貿易額は前年比4.5%減の1,693億6,000万ドル（元ベースでは3.5%減の1兆511億元）と、ここ5年間で初の前年比減となった。うち、輸出額は0.4%減の1,130億1,600万ドル、輸入額は11.9%減の563億4,400万ドルだった。主要相手国・地域別（元ベース）では、米国の輸出が12.6%増の1,379億8,900万元、輸入が14.3%増の466億7,700万元といずれも2ケタを超える伸びとなった。一方でEUは輸出（9.5%減の1,188億8,600万元）、輸入（9.3%減の256億3,200万元）と大きく減少した。日本も輸出が9.6%減の362億7,000万元、輸入が6.7%減の170億4,600万元と減少している。

対内直接投資について、契約件数は前年比61.8%増の1,689件、契約額は70.3%増の144億6,300万ドル、実行額は8.0%増の76億8,339万ドルだった。

福建省では2015年4月に「中国（福建）自由貿易試験区」が設立された。同区は平潭エリア、アモイエリア、福州エリアの3つからなり、発展目標として「兩岸（中国・台湾）協力システムの創造、貨物、サービス、資金、人材など各種の要素の

自由な流動を促進し、福建・台湾経済の関連レベルを強化する」と台湾との関係強化がうたわれている。エリア別の特徴を見ると、平坦エリアは国際観光、アモイエリアは新興産業、現代サービス業、物流、金融、福州エリアはハイエンド製造業、サービス貿易、金融などの発展に力を入れている。同区の効果もあり、台湾からの投資は大幅に増加しており、契約件数は前年比99.1%増の890件、契約額は156.3%増の28億2,112万ドル、実行額は50.3%増の5億5,331万ドルとなった。また、2016年1月時点の同区内の新設外資系企業のうち、台湾系企業は553社で、全体の60.7%を占める。

具体的要望、問題点

福建省の日系企業は、主に福州市、廈門市とその近郊に進出しており、2015年時点で福州市日本企業会の会員数は53社、廈門日本商工倶楽部は102社となっている。福建省進出日系企業の課題について、「実態調査」では第一位が従業員の賃金上昇（85.4%）、第二位が品質管理の難しさ（55.9%）、第三位がコスト削減（50.0%）となっている。

その他、産業廃棄物処理業者の数が少なく廃棄物を他省・市へ輸送して処理せざるを得ない、地下鉄敷設に伴う道路工事が長期化しており道路の封鎖などの懸念がある、居留証の有効期限が1年に限られていること等が問題となっている。

<建議>

在福建省日系企業が抱える課題・改善要望点（2015年版）

在広州日本国総領事館、各日本商工会、ジェトロ広州では、毎年事業環境の改善を目的に現地政府との意見交換会を開催している。2015年度は福州市政府に対して企業の抱える問題点を文書にて送付し、回答を得た。その際の主な課題・要望を元に以下のとおり建議項目としてまとめた。

①B to Cサイト運営許可

他市ではタオバオのようなB to Cサイトの運営が認められているようだが、福州市では現状認められていない。今後の方針を教えてくださいよう要望する。

②日本企業誘致セミナー

2014年7月の福建省政府との意見交換会にて「日系企業に関して、福建省が特に誘致したい重点分野は、石油化学工業、設備製造、電子情報の三分野である。また、高付加価値の農業、サービス業なども積極的に誘致したい。このような業種を呼び込むため今秋福州市開発区管理委員会は日本で企業誘致セミナーを開催する予定」との回答を頂いた。その後、2014年10月に名古屋で「日本企業誘致セミナー」を開催したそうだが、セミナー当日の様子と手応えを教えてくださいよう要望する。また、重点企業の誘致に向けたセミナー

以外の取り組みも教えていただくよう要望する。

③馬尾港の機能維持

福清江陰の大型綜合港湾の建設による福州市の経済発展、また「海のシルクロード」構想に大いに期待する。但し、既存の馬尾港の港湾施設の廃止により、福州市周辺の既存企業の江陰への移転を促すことで、物流を江陰に集約するのではなく、江陰には新規に企業、産業を誘致することを要望する。具体的には、江陰大型港完成後も馬尾の①コンテナ埠頭と②バラ積み船埠頭の業務継続を希望する。福州自由貿易区（福州片区）の中核は馬尾、快安ほか福州市周辺の既存の開発区であり、こうした区域に隣接する港湾インフラが廃止されれば、自由貿易区の発展の妨げになりかねない。

また、現実には馬尾、快安、金山、閩侯等の既存企業にとり、馬尾港（コンテナ埠頭やバラ積み埠頭）の廃止は輸送の長距離化と物流管理の複雑化による順調な操業への重大な支障、コスト増などのほか、収益低下による納税額の減少など地元経済への影響も懸念される。そこで、A.馬尾港の業務継続に関する現時点での展望、B.江陰港周辺への新たな産業誘致に関する現時点での展望などを教えていただくよう要望する。

④直行便再開

福州市にとって重点分野に関連する日本企業を誘致するため、日本でのセミナー開催以外に、福州⇄日本間の直行便開設に向け努力していると話を聞いた。

2014年7月の福建省政府との意見交換会において、直行便の復活については「日本側としても特に成田の発着枠が得られるよう日本政府に働きかけてもらいたい」との回答をいただいた。しかし、①定期便、チャーター便を問わず、民航総局や国土交通省に対し、成田空港の発着枠確保に向け交渉・手続きを行うのは、旅行会社や航空会社など事業主体であり商工会などではなく、②成田空港の発着枠を確保するのは定期便、チャーター便とも非常に難しいとされている。

福州～成田便の復活にあたり、事業主体が関係当局に交渉を行うには「事業として成立する」と見込める必要があると考え、福州市内の日系企業数をもとに試算したところ、年間計968往復・人だった。1カ月あたり約80往復・人、1週間あたり約20往復・人が日本人利用者数として見込める計算となる。事業主体が旅行会社または航空会社のいずれかとなっても、この数値は参考になると考える。

福州⇄日本便の状況について現時点で公開できる状況・計画等を教えていただくよう要望する。

⑤地下鉄および道路工事の進捗

道路工事をともなう地下鉄建設について、いつ頃

完成予定か。近隣の企業としては、2015年10月の国体開催にあたって、道路の封鎖、工場操業停止などを強要されては困る。そのような可能性はあるか教えていただくよう要望する。

⑥産業廃棄物処理施設の設置

現在、製造工程で発生した有害物質・産業廃棄物を福州市内で処理できずに他市・省へ運搬して処理をしている状況。環境都市としての発展を目指すのなら、市内に産業廃棄物の処理施設を設置すべきではないか。2014年7月に福建省政府と意見交換会を実施した際、省環境保護庁から「省内で水銀など有害物質を処理できる会社は厦門の1社のみだが対応可能」と聞いた。しかし、実際には処理を依頼しても拒否された日系企業が複数あり、依然として江蘇省や天津市へ輸送して処理している。こうした状況を改善いただくよう要望する。

⑦人材確保

2014年7月に福建省政府と意見交換会を実施した際、省人社庁から「福建省では毎年3～4万人の農民工を確保している」との回答があった。どの出身者が多く、福州市にはいつ、どの程度供給されているのか、うち、工場労働者はどの程度なのか、労働者に対する評価体制は確立されているのかなどを教えていただくよう要望する。

⑧労働者向け寮の設置

浙江省平湖市では、集団で集めてきた労働者向けの寮を市政府が用意して各企業が借り上げる形を採っているとのこと。馬尾区でも同様の取り組みに向けたアンケート調査を行っていただいておりますが、具体化されるのか教えていただくよう要望する。

⑨居留証有効年数

広州市など居留証の有効期間を2年間とする都市もある。福州市では、有効期間を複数年とすることは認められていないが、この状況改善を要望する。また、更新に要する期間も15日と長い。優良企業と認定されれば期間を短縮されると聞くが、認定に関する明確な基準はあるのか教えていただくよう要望する。

第4章 東北地域（瀋陽市、大連市）

2015年の瀋陽市の域内総生産（以下GRP）は前年比3.5%増の7,280億元、大連市は4.2%増の7,731億元、遼寧省全体は3.0%増と、いずれも中国全体の伸び率6.9%を大幅に下回った。サービス業等の第三次産業が堅調で（瀋陽市：6.3%増、大連市：8.2%増）、製造業や建設業等の第二次産業は伸び悩んでいる（瀋陽市：0.9%増、大連市：0.9%増）。なお、両市が属する遼寧省は省別GRPの伸び率で最下位となった。

2015年の瀋陽市の対内直接投資額（実行ベース）は前年比53.3%減の10億6,000万ドル、大連市は8.1%増の27億ドルとなった。瀋陽市は自動車産業が集積しているが、欧米等の外資系企業による投資拡大の勢いがやや落ち着いたと見られる。大連市では不動産と金融の関連投資が増加し、製造業の投資は減少した。

人件費の高騰と円安の影響を受けて、日系企業の事業環境は年々厳しくなっており、大連市においては、撤退や縮小を検討する日系企業も少なくない。当地政府においては、新規投資を呼び込むためには、既進出企業の事業環境を改善することが重要との認識のもと、不断の事業環境の整備・改善を期待したい。

瀋陽市、大連市の経済動向

瀋陽市

- 2015年の固定資産投資額は前年比18.9%減の5,326億元、そのうち不動産開発は32.3%減の1,337億元と落ち込んだ。2016年に入り、瀋陽市政府は住宅ローン限度額の引き上げや金利の引き下げを行い、学生の不動産購入を推奨するなど各種刺激策を打ち出しており、急ピッチで在庫整理を進めている。都市住民一人当たり平均可処分所得は7.1%増の3万6,664元で、小売市場の規模を示す社会消費品小売総額は8.2%増の3,883億元と、所得の向上と消費の拡大は堅調と言える（表1）。
- 2015年の対内直接投資額（実行ベース）は、前年比53.3%減の10億6,000万ドルとなった。同市はBMWやGM等に代表される自動車産業が集積しているが、欧米を中心とする外資系部品企業による投資拡大の勢いがやや落ち着いたと見られる。
- 在瀋陽日本国総領事館によると（2014年10月1日時点）、日系企業数は227社（前年同期比10.7%増）、在留邦人数は704人（13.5%減）。瀋陽日本人会の会員数は約120社（2016年3月末時点）。

大連市

- 2015年の固定資産投資額は前年比32.7%減の4,559億元、そのうち不動産開発は37.2%減の897億元となった。都市住民一人当たり平均可処分所得は6.8%増の3万5,889元、社会消費品小売総額は8.5%増の3,084億元となった（表1）。
- 2015年の対内直接投資は、契約ベースで件数が前年比0.5%減の222件、金額が27.3%増の25億5,200万ドル。実行ベースの投資額は、8.1%増の27億ドル。産業別に見ると、第三次産業は契約件数204件と、第二次産業の契約件数17件よりも大幅に多い。また、実行ベースの投資額では、第三次産業は24億5,500万ドルで、第二次産業の2億4,700万ドルを大幅に上回る。なお、投資額の上位5カ国・地域は、香港、日本、シンガポール、米国、韓国である。
- 在瀋陽日本国総領事館によると（2014年10月1日時点）、日系企業数は1,851社（前年同期比6.2%減）、在留邦人数は6,039人（2.8%減）。大連日本商工会の会員数は約800社（2016年3月末時点）で、日本の商工関連団体では上海市に次ぐ会員数である。

表1：2015年 瀋陽市、大連市の経済指標

	瀋陽市		大連市	
	金額	伸び率 (%)	金額	伸び率 (%)
域内総生産(GRP、億元)	7,280.5	3.5	7,731.6	4.2
第一次産業	341.4	3.5	453.3	3.0
第二次産業	3,499.0	0.9	3,580.8	0.9
第三次産業	3,440.1	6.3	3,697.5	8.2
規模以上の工業付加価値額(億元)	2,620.7	▲2.9	-	▲4.5
固定資産投資総額(億元)	5,326.0	▲18.9	4,559.3	▲32.7
不動産開発	1,337.7	▲32.3	897.5	▲37.2
社会消費品小売総額(億元)	3,883.2	8.2	3,084.3	8.5
消費者物価指数上昇率(CPI)	-	1.2	-	1.6
都市住民1人当たり平均可処分所得(元)	36,664	7.1	35,889	6.8
貿易総額(億ドル)	140.8	▲10.8	550.9	▲14.7
輸出	67.9	▲5.0	258.0	▲12.5
輸入	72.9	▲15.7	292.9	▲16.5
対内直接投資額(実行ベース)(億ドル)	10.6	▲53.3	27.0	8.1

出所：各省、市政府ウェブサイト、新聞報道より取りまとめ

<建議>

瀋陽市投資環境にかかわる問題点・改善要望

1. 鉄西新区における工場移転問題

①現状：

瀋陽市政府の指導により、市郊外の瀋陽経済技

術開発区に工場を移転したものの、移転先のインフラ未整備（電気（通電なし・停電あり）・水道・ガス、周辺道路、公共バス等）、環境規制等により必要となる許認可の遅延、移転補償金の未払い等の問題が発生している。

②建議：

市政府側の努力により徐々に解決に向かいつつある問題もあるが、当初計画通りに企業活動が展開できないことは企業にとって死活問題であるとともに、瀋陽市経済への貢献を著しく低下させる要因となる。工場移転により発生する各問題の早急な解決を要望する。

2. 就業ビザ問題

①現状：

- i) 60歳以上の社員への就業ビザの発給が認められないため、出張ベースでの対応を迫られるなど事業活動に影響が出ている。
- ii) 昨年、ごく一部の大手外資企業（幹部社員）に対して、複数年有効な居留許可証（外国人就業証）が発給されるようになった。しかしながら、発給要件や基準等開示されていない状況である。

②建議：

- i) 豊富な知見・経験を有する社員は、当地企業活動の展開・発展に必要不可欠な人材である。60歳以上という年齢要件だけで判断しない就業ビザの発給を要望する。
- ii) 居留許可証（外国人就業証）の有効期間延長は、外資企業の投資意欲を向上する優遇政策であり歓迎したい。一方で、発給要件や基準等開示の開示により、行政サービスの透明化を図ることは瀋陽市政府が推進する外資企業の誘致にも有益であり、善処を要望する。

3. 産業廃棄物事業者の不足

①現状：

瀋陽市には産業廃棄物処理資格を取得している事業者が2～3社のみに限られているため、廃棄量に対し処理が追いついていない。このため、廃棄物を自社で保管する期間が長引く等生産活動への影響が出ている。

②建議：

産業廃棄物処理の停滞により、廃棄物を自社で保管する期間が長引く等生産活動への影響を懸念している。産業廃棄物処理資格を有する事業者の拡充は、瀋陽市における環境問題の改善にも寄与するものであり、至急の対応を要望する。

大連市投資環境にかかわる問題点・改善要望

1.【税制・会計】企業負担税優遇策の適用

①都市維持建設税の免除

現状：

三税（増値税、消費税、営業税）の7%相当額を都市維持建設税として徴収されている（～2009年までは免税、2010年以降7.0%で復活徴収）。

要望：

再度、外資企業への課税免除を要望する。

②地方教育付加税の負担軽減

現状：

三税（増値税、消費税、営業税）の2%相当額を地方教育付加税として徴収されている。

要望：

外資企業への課税に対して、1%分の減税を要望する。

③寮不動産税の免除

現状：

不動産税免除は国家所有の不動産のみが対象となり、企業所有社員寮の不動産は（以前は免除されていたが）課税対象となっている。

要望：

再度、企業所有社員寮に対する不動産税免除を要望する。

⇒上記3点につき、軽減や免除等の税制優遇策の早期導入ができない場合は、大連市の推奨産業およびプロジェクト等に対し、助成金・奨励金の支給を要望する。

2.【労務】軽減措置の導入

①住宅積立金の企業負担率の軽減

現状：

国家基準や他地域の企業負担率を比較すると、大連市の住宅積立金の負担率は高い水準となっている。

要望：

他地域と同水準の負担率の設定を要望する。

②暖房補助費負担の軽減

現状：

大連市開発区では、企業は在籍社員のみならず、定年退職者に対しても暖房補助費の生涯負担（例：標準住宅面積60㎡×標準暖房補助費×70%）が義務付けられており、企業の負担が過大。開発区では20年以上の歴史をもつ企業が多く、今後さらに定年退職者は増加するため、さらに負担が増す見込み。

要望：

定年退職者に対する制度の見直しを要望する。

3.【省エネ・環境】優遇範囲の拡大・情報の共有

①省エネ投資に対する優遇措置

現状：

省エネ投資で優遇される投資規模は300万元以上となっており、投資額が極めて高く、活用は限定的である。

要望：

小規模の省エネ投資に対する優遇措置を要望する。

②環境保護法の積極的な宣伝・広報の実施

現状：

環境保護にかかわる法規制の変更が多い

要望：

企業がタイムリーに関連情報を把握し、適切に対応するためにも、環境保護の主管部門は定期的に関連国家法規制や大連市地方法規に対する研修会の開催を希望する。

4.【消防、安全生産など】優遇策、企業との連携強化に向けた取り組みの推進

公安、消防、安全監督

現状：

公安、消防、安全監督からの法令変更に伴う建屋内の安全・防災設備の更新や改築工事などに対する増徴税が徴収されている。

要望：

i)免税等の優遇措置を要望する。

ii)20年以上の工場は設備が老朽化しているため、会社独自の整備計画に従った計画的な改善を求めるなど、行政と対話しながら計画的な改善をする仕組み作りを要望する。

5.【交通・社会インフラ】改善に向けた体制の整備と向上

現状：

自動車が増え過ぎ、それに伴う駐車スペースもなく、人が歩道を歩けない状況で大変危険であり、交通渋滞により通勤時間とコストもかさむ。

要望：

業務効率の観点から市内の通勤ラッシュの緩和、市内から開発区間の交通機関の整備などを要望する。交通事情に合わせた交通監視強化や交通規制、また、公共交通機関の効果的運行や企業が所有する通勤バスの効果的な活用等を要望する。

第5章 中部地域(湖北省、湖南省、江西省、安徽省)

湖北省、湖南省、江西省

現在、日本人会組織は武漢市と湖南省にある。武漢市には武漢日本商工クラブ(会員企業:146社、2016年3月現在)と湖南省には湖南日本人会(会員数190名、2016年3月現在)の2つがある。この地域では、湖北省、武漢市政府がジェットロと協力しつつ、積極的な投資環境改善に向けた取り組みを実施している。

湖北省の経済動向

中国経済の減速傾向が明らかになる中、湖北省経済は比較的順調に拡大を続けている。2015年の域内総生産(GRP)は約3兆元(前年比8.9%増)と中国全体のGDPの伸び率6.9%を上回る水準だ。1人あたりGRPも5万元(前年比7.16%増)を上回った。成長のエンジンとなったのは、投資である。固定資産投資額は2.8兆元(前年比16%増)を超える水準となったほか、湖北省向け外国直接投資額も89.5億ドル(前年比13%増)となったからだ。なお、湖北省向け外国直接投資額(実行ベース:2015年)でみると、日本は5.38億ドル(前年比1.2%減)2位。1位は香港で金額は5.38億ドル(前年比25.6%増)、3位は韓国で3.75億ドル(前年比4.2%増)、4位はフランス3.56億ドル(前年比48.5%減)、5位はシンガポール3.24億ドル(前年比6.5%減)の順となった。ただ、湖北省向け外国直接投資の約78.6%を武漢都市圏(武漢市、孝感市、黄石市など)向けが占めるなど武漢都市圏への一極集中が加速している。

投資に支えられつつ、個人消費も好調だ。湖北省の小売販売総額は1.4兆元(前年比12.3%増)に達している。また、好調な個人消費を反映して、大型ショッピングモールの建設が加速しており、武漢市内の大型ショッピング・モールの総面積は今後3年以内に中国主要都市で4位に浮上するだろうと当地の不動産業者は指摘している。

他方、不動産取引は濃淡がある。省都武漢市の住宅向け平米単価は9,113元と北京市、上海市と比較すると低い水準にあるものの、2015年2月以降13カ月連続で上昇が続いているが、武漢市以外の地方都市では不動産取引は低迷、二極化が浮き彫りになりつつある。

消費の拡大につれて、第三次産業の発展が加速している。2015年の第三次産業は前年比10.7%を超え1.3兆元に達した。現時点では第二次産業が1.4兆元と産業別ではトップだが、その差は急速に縮小しつつある。

湖南省の経済動向

湖南省経済も順調に拡大している。2015年の域内総生産(GRP)は約3兆元(前年比8.6%)となった。1人あたりGRPも4.3万元(前年比7%増)引き続き順調に拡大している。なお、1人あたりGRPでみると、湖南省は湖北省に次いで高い。産業別にみると、第二次産業が1.29兆元(前年比7.4%増)と最大だが、最近、第三次産業の伸びが著しく、第二次産業との差は縮小しつつあり、第三次産業は1.28兆元と、その差は100億元となっている。また、第三次産業の前年比伸び率は11.2%増と産業別では最大となっている。なお、第三次産業の前年比伸び率では、湖南省は中部地域では最も高い伸び率であり、サービス産業が急速に拡大していることを浮き彫りにしている。

江西省の経済動向

江西省経済も順調に拡大している。江西省の域内総生産(GRP)は、1.6兆元。GRPでは中部地域で最も小さいものの、伸び率は9.1%増と中部では最大の伸びとなっており、最も経済成長している。産業別にみると、第二次産業が8,487億元と最大。伸び率も9.4%増と中部では最大の伸びとなっている。他方、第三次産業は6,463億元(前年比10%増)に留まっており、中部地域でも最も小さく、第三次産業の振興が大きな課題となっている。固定資産投資は1.7兆元だ。中部地域では最も少ないが、前年比16%増と拡大傾向にある。他方、小売販売額は5,896億元(前年比11.4%増)に留まっている。

表1:湖北省、湖南省、江西省の各種経済指標(2015年)

	湖北省		湖南省		江西省	
	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
GDP(10億元)	2,955.0	8.9	2,904.7	8.6	1,672.4	9.1
一人あたりのGDP(RMB)	50,500.0	7.16	43,114.7	7.0	36,724.0	8.5
第一次産業(10億元)	331.0	4.5	333.2	3.6	177.3	3.9
第二次産業(10億元)	1,350.4	8.3	1,295.5	7.4	848.7	9.4
第三次産業(10億元)	1,273.7	10.7	1,276.0	11.2	646.4	10
固定資産投資額(10億元)	2,825.0	16.2	2,595.4	18.2	1,699.4	16
小売販売額(10億元)	1,397.8	12.3	1,202.4	12.1	589.6	11.4
消費者物価上昇率		1.5		1.4		1.5
輸出総額(10億ドル)	28.5	11			32.3	4.8
輸入総額(10億ドル)	16.0	1.4			9.1	-11.7
省向け外国直接投資(10億ドル)	8.9	12.9	11.6	12.7	9.5	12.1

出所:各省政府発表

日系企業が抱える課題・改善要望点

湖北省（武漢市）に進出する日系企業に対して、投資環境（事業環境、生活環境）についての要望をヒアリングしたところ、結果は以下のとおり。なお、前年度要望項目のうち、日本の主要都市への直行便の増便、交通の利便性の向上については、成田便が就航したことで飛躍的に向上した。

事業環境の改善要望

武漢市

通関の安定性について

- ・海上・航空貨物の通関に時間がかかる。納期の厳しい工場設備や、品質、温度管理が必要な食品は、通関の安定性を鑑み上海で通関せざるを得ない。
- ・通関検査結果、要求される書類やHSコードの定義が検査員で異なることが多い。
- ・危険品貨物（GHS上の第3類引火性液体に属する自動車用塗料関係など）を保管できる倉庫を増やしてほしい。

交通に関する改善要望

- ・交通渋滞、交通規制、路面不良のために、貨物到着遅れ、スタッフの遅刻など工場操業に影響がある。

税金問題

- ・地区をまたぐ総会社と分公司の企業所得税の納付に関する問題について等、他省との連携が必要になる場合の仕組み作りが十分でない。
- ・今後も投資に対する優遇税制（優遇期間の延長等含む）を継続的に適応していただきたい。

生活面問題

- ・大気汚染対策をスピードアップしてほしい。
- ・衛生面および電気や水道水の供給の改善をお願いしたい。
- ・医療機関の増加および医療現場の環境改善をお願いしたい。
- ・外国人子供向け国際学校の増設や費用低減を要望する。

各種申請問題

- ・工場拡張時など、環境レポート提出後から承認までの期間が長すぎる。
- ・就労証取得の際の無犯罪証明書提出を無くしてほしい。
- ・外国人臨時住宿登記に関して、各物件を管轄する公安派出所において、手続の必要書類の不統一を改善願いたい。

- ③交通渋滞、交通規制、路面不良のために、貨物到着遅れ、スタッフの遅刻など工場操業に影響がある。これら交通面での改善を要望する。
- ④地区をまたぐ総会社と分公司の企業所得税の納付に関する問題について等、他省との連携が必要になる場合の仕組み作りの改善や投資に対する優遇税制の継続を要望する。
- ⑤大気汚染対策のスピードアップ、衛生面および電気や水道水の供給の改善、医療機関の増加および医療現場の環境改善を要望する。
- ⑥外国人の子供向け国際学校の増設や費用低減を要望する。
- ⑦工場拡張時など、環境レポート提出から承認までの時間の短縮を要望する。
- ⑧就労証取得の際の無犯罪証明書提出の廃止、外国人臨時住宿登記に関して、各物件を管轄する公安派出所における手続や必要書類の統一を要望する。
- ⑨武漢市に日本国領事館の設立を要望する。

<建議>

- ①海上・航空貨物の安定性（通関時間の短縮、HSコード、検査内容の一貫性）の向上を要望する。
- ②危険品貨物（GHS上の第3類引火性液体に属する自動車用塗料関係など）を保管できる倉庫増設を要望する。

安徽省

安徽省の経済動向

2015の安徽省のGRIは前年比8.7%増の2兆2,006億元となり、成長率は全国（6.9%）を1.8ポイント上回った。産業別に見ると、第一次産業が4.2%増の2,457億元、第二次産業が8.5%増の1兆1,342億元、第三次産業が10.6%増の8,207億元とそれぞれGRP全体の11.2%、51.5%、37.3%を占めた。第二次産業の構成比が高い産業構造となっているが、第三次産業の構成比率が年々上昇している。固定資産投資は12.7%増、社会消費品小売総額は12.0%増で、いずれも全国の伸び率（9.8%増、10.7%増）を上回った。貿易総額は0.8%減の488億1,000万ドル。輸入額は11.3%減の156億9,000万ドルと大幅に減少したが、輸出額は5.2%増の331億1,000万ドルと好調であった。また、対内直接投資の実行額は10.4%増の136億2,000万ドル、契約額は26.6%増の39億4,000万ドルといずれも大きく伸びた（表1）。

表1：安徽省の経済動向（2015年）

	金額	伸率
GRP（域内総生産）（億元）	22,006	8.7
第一次産業（億元）	2,457	4.2
第二次産業（億元）	11,342	8.5
第三次産業（億元）	8,207	10.6
1人当たりGRP（元）	35,997	4.6
規模以上工業総生産（億元）	-	-
工業使用電力（億Kwh）	1,133	1.1
固定資産投資（億元）	23,966	12.7
不動産開発投資（億元）	4,425	2.0
社会消費品小売総額（億元）	8,908	12.0
消費者物価指数（CPI）	-	1.3
貿易総額（億ドル）	488	△0.8
輸出額（億ドル）	331	5.2
輸入額（億ドル）	157	△11.3
対内直接投資契約額（億ドル）	39	26.6
対内直接投資実行額（億ドル）	136	10.4
1人当たり都市部住民可処分所得（元）	26,936	8.4

出所：安徽省統計局

安徽省の対内直接投資実行額を産業別にみると、第二次産業が80億2,000万ドルと投資額全体の59%を占め、伸びは前年比26.1%増と大幅に増加した。そのうち、製造業向けの投資額は前年比27.1%増の69億8,000万ドルであった。一方で、第三次産業は、前年比5.9%減の53億4,000万ドルとなり、投資額全体の39.0%を占め、前年より（2014年金額56億8,000万ドル、全体割合：46%）減少した。中でも不動産業への実行額は10.4%減の32億2,000万ドルと第三次産業の実行額減少の大きな要因である。業種別にみると、不動産（10.4%減）、金融（46.4%減）、IT・情報通信技術サービス（62.3%減）、交通運送（94.1%減）への実行額が大幅に減少した。

安徽省への対内直接投資を国・地域別にみると、全体の5割以上を超えた香港からの投資額は実行ベースで前年比0.3%減の76億6,000万ドルと初めて減少した。台湾は前年比8.1%増の7億6,000万ドルとなった。他方、米国からの投

資額は前年比18.3%増の8億1,000万ドル、前年の減少から増加に転じた。安徽省への日本からの投資額の推移をみると、2014年の増加に続き、11.3%増の6億ドルと好調だった。また、イタリア、英国、フランスなどからの投資が多かったため、欧州からの実行額は前年比56.7%増の13億4,000万ドルとなった。

2015年における安徽省への対内直接投資実行額を地域別にみると、製造業の集積が進んでいる皖江モデル区への投資額は前年比12.3%増の95億3,000万ドルであり、安徽省全体の69.9%を占めた。都市別にみると、省都である合肥市は前年比14.9%増の25億700万ドルで、引き続き都市別で投資額のトップを占めた。第2位は蕪湖市で、前年比14.8%増の23億ドルとなった。両市はともに2ケタ成長となり、全省の平均伸び率（10.4%）を上回った。

日系企業の進出案件について、現地法人「江蘇山九物流」が倉庫スペースの拡張性確保のため、合肥市に「合肥物流センター」を開設したとの発表があった。

具体的問題点、改善要望

日本語での現地投資環境情報並びに現地規制の発信強化

日本では安徽省や合肥市に関しての知名度は必ずしも高いものとはなっておらず、当地の投資環境やビジネスチャンス等につき日本語で情報発信を行うと共に、政府関係機関・開発区管理委員会等への日本語人材配置のさらなる充実化をご検討いただきたい。

また、現地での税制並びに投資優遇等の法改正時につき、可能であれば日本語ないし英語による事前通知の発信をご検討いただきたい。

円滑な事業運営に向けた支援・協力

土地の払下げ総量に制限あること等を背景としてか、土地使用許可を得るのに想定以上の時間が掛かり、結果として工場の建設・操業を行うために想定以上の時間を要してしまっている。環境アセスメント申請・許可取得がスムーズに行われる事などを含め、進出企業が円滑に事業を開始できるよう支援と協力をお願いしたい。

さらなる日本への直行便開設など交通インフラの整備・利便性の推進

昨年度ようやく名古屋への定期直行便開設が実現したが、名古屋便の日本到着時間の改善（現状は深夜到着）、出張等に利便性の高い東京・大阪等の主要都市への直行便を開設いただきたい。

また、タクシー台数は幾分増加されたようであるが、さらなる増加並びにきちんとしたマナー指導等が可能な運営管理会社の設立等を通じて、乗車拒否や迂回乗車等が生じないようサービスレベルの向上をお願いしたい。

さらに、高速鉄道チケット購入につき、外国人でもパスポートで自動券売機にて購入可能に出来ないか、或いは外国人専用窓口の設置等をご検討いただきたい。

企業の海外送金並びに海外投資に関する制限

役務提供などモノの輸出入を伴わない契約において、海外送金が制限され、相当な税負担が求められる等、ビジネスに支障を来することが多い。外資企業の海外送金がスムーズに行えるようにして欲しい。

駐在員生活環境の改善

日本から派遣される駐在員の生活環境は良くなってきているが、医療・食事・子弟の教育等の拡充をお願いしたい。外資系のコンビニエンスストアの誘致や国際クレジットカードが利用可能な店舗の拡充など、外国人でも暮らし易い環境整備に引き続き取り組んでいただきたい。

また、外国人向けに不動産物件を取り扱う仲介業者が存在しないため、多くの場合において個人家主との個別交渉が必要となり、貸し手に振り回されてしまうケースも多い。外国人が安心して賃貸物件を借りられるよう環境整備をお願いしたい。

日本人在住者と政府当局との交流のサポート

日系企業の進出が相次いだ事を背景として、合肥市に駐在する日本人数も多くなってきている。在住日本人の間の交流促進を効果的に行うために、2015年1月に合肥日商倶楽部を設立。現状、政府当局との交流がまだ不十分であるため、日本人駐在員と当局との意見交換や要望を伝える機会を作っていただきたい。

<建議>

- ①日本語での現地投資環境情報並びに現地規制の発信強化を要望する。
- ②円滑な事業運営に向けた支援・協力を要望する。
- ③さらなる日本への直行便開設など交通インフラの整備・利便性の推進を要望する。
- ④企業の海外送金並びに海外投資に関する制限緩和を要望する。
- ⑤駐在員の生活環境の改善を要望する。
- ⑥日本人在住者と政府当局との交流のサポートを要望する。

第6章 西部地域(重慶市、四川省、陝西省)

重慶市

2015年における重慶市の域内総生産 (GRP) 成長率は11.0%と、2014年に続き、中国各地域の中で第1位となった。しかし、貿易総額は中国全体の傾向を反映して、2014年より約20%落ち込んだ。

重慶市統計局によると、同市のGRPは、総額が1兆5,719億7,200万元、実質成長率(前年比)は11.0%と、中国全体の成長率(6.9%)を4.1ポイント上回り、2002年以来14年連続で2ケタの成長を維持した。この成長率は31省・直轄市・自治区の中でチベット自治区と並んで第1位であった。

表1: 重慶市の経済動向 (2015年)

項目	金額	前年比増減
GRP (域内総生産) (億元)	15,720	11.0 (実質)
第一次産業 (億元)	1,150	4.7
第二次産業 (億元)	7,072	11.3
第三次産業 (億元)	7,498	11.5
1人当たりGRP (元)	-	-
規模以上工業総生産 (億元)	21,405	12.4
工業使用電力 (億Kwh)	-	-
固定資産投資 (億元)	15,480	17.1
不動産開発投資 (億元)	3,751	3.3
社会消費品小売総額 (億元)	6,424	12.5 (実質)
消費者物価指数 (CPI)	-	1.3
貿易総額 (億ドル)	745	△22.0
輸出額 (億ドル)	552	△13.0
輸入額 (億ドル)	193	△39.8
対内直接投資契約件数	315	26.0
対内直接投資契約額 (億ドル)	48	4.1
対内直接投資実行額 (億ドル)	108	1.3
都市部住民1人当たり可処分所得 (元)	27,239	8.3
農村住民1人当たり純収入 (元)	10,505	10.7

出所: 重慶市統計局、重慶市対外貿易経済委員会

供給面の状況をみると、第1次産業が4.7%増の1,150億1,500万元、第2次産業が11.3%増の7,071億8,200万元、第3次産業が11.5%増の7,497億7,500万元と、第3次産業の成長率が第2次産業をわずかに上回った。

第2次産業のうち、一定規模以上の企業の工業生産増加額(付加価値ベース)は、12.4%増加した。主力製品の生産量をみると、超小型PCが4.2%減の6,180万7,900台(うち、ノートブックPCは12.2%減の5,575万1,400台)、自動車は15.5%増の304万5,100台(うちセダン型乗用車が2.3%減の108万7,900台)、セメントが2.2%増の6,798万8,300トン、アルミが27.6%増の171万3,700トンとなっている。

需要面の状況をみると、投資は、全社会固定資産投資

が前年比17.1%増の1兆5,480億3,300万元となった。うち第3次産業は16.1%増の9,949億1,200万元、第2次産業は19.9%増の4,997億9,600万元、うち工業関連の投資は19.8%増の4,990億900万元となっている。なお不動産開発投資は3.3%増の3,751億2,800万元と、2014年の20%を超える伸びから大きく落ち込んだ。消費動向を示す社会消費品小売総額が12.5%増(実質)の6,424億200万元と、引き続き2ケタの伸びを示した。

また、貿易総額は22.0%減の744億7,700万ドルとマイナスに転じた。うち、輸出が13.0%減の551億9,000万ドル、輸入が39.8%減の192億8,700万ドルと、輸入が大幅に減少した。

対内直接投資は、対内直接投資額(実行ベース)が1.3%増の107億6,500万ドルと、5年連続で100億ドルの台を維持している。

主な対内直接投資案件としては、製造業分野では、2015年も自動車関連の投資が堅調であった。韓国系企業は2015年6月に自動車工場の建設工事を開始し、ドイツ系企業は自動車用鋼板の工場を2015年9月に開業させた。2015年における重慶市の自動車生産台数は前年比15.5%増の304万5,100台となり、2014年に続き31省・直轄市・自治区の中で第1位であった。現在建設中の韓国系企業の自動車工場が完成すれば、自動車生産台数はさらに伸びることが予想される。

サービス業分野では、フランス系の大型小売店が店舗網を拡大したほか、韓国系の銀行が相次いで支店を開設した。

日本企業の投資状況は、契約件数が3件(前年は3件)、実行金額が1億1,412万ドル(前年は1億1,402万ドル)となっている。具体的な案件としては、自動車部品の生産拠点、断熱材の生産拠点、産業容器の生産拠点などがあつた。

2016年1月に発表された重慶市政府活動報告は、第13次5カ年計画期間中の経済成長率の目標を年9%前後としている。また2017年までに都市部住民1人当たり可処分所得を2010年の金額の倍にし、2020年までに重慶市のGRPを2兆5,000億元の台に乗せ、一人当たりGRPを7万5,000元前後にするとしている。自動車生産台数については400万台を目標にしている。

重慶市は今後も自動車関連産業を軸としつつ、その他の関連するサービス産業育成も含めて成長を図るものと思われる。

具体的な問題点、改善要望

重慶市の積極的な宣伝・広報の実施

重慶市への日本企業の関心を喚起するためにも、市指導

者の訪日等を通じて、「一帯一路」戦略や「長江経済ベルト」戦略を通じて変貌を遂げる重慶市の現状や投資環境についてのPR等を積極的に行っていただきたい。また、直接投資統計をはじめ、ウェブサイト等を通じた経済情報の一層の公開、透明性の向上をお願いしたい。併せて、重慶市には世界遺産を含め多くの魅力ある観光資源があるが、広く認知されているとは言い難い。観光面の魅力も併せてPRいただきたい。また、学生間の交流も含め、重慶市と日本とのさらなる交流促進を図っていただきたい。

投資誘致体制の一元化ならびに日本語資料・日本語人材の配置の充実化

重慶市には複数の投資誘致組織、機関があり、外国企業から見ると分かりにくい。外国企業誘致に関する重慶市の体制の一元化ならびに、関係部署間の横の情報共有をお願いしたい。自社に中国語人材を有さない中小企業など日本企業のさらなる投資促進に向けて、政府機関・開発区管理委員会等への日本語人材配置の充実化を図ると共に、各種投資誘致資料などの日本語版作成を是非お願いしたい。

法規運用の透明性の確保

政府機関においては、法律や制度の解釈に個人差があり、行政単位での統一的な見解が示されないことがある。また、中国企業よりも外資系企業が不利となる運用がなされるケースもある。法規の運用に当たっては、中央政府の統一見解に基づいた運用を心掛けていただくようお願いしたい。また、透明性の高い行政運営を行っていただくよう、その面での政府職員の人材育成をお願いしたい。

重慶市に進出する日系企業に対する優遇策の適用

物流や部品調達などの面で、重慶市の投資環境は沿海地域の水準まで達していない部分があることは否めない。重慶市にさらに多くの日本企業の投資を促す意味においても、西部大開発計画や「一帯一路」、「長江経済ベルト」戦略など、当地の発展を促進する諸政策を最大限活用いただき、日系企業が享受できる優遇策を拡充していただくとともに、優遇策の内容、適用期間を明確に開示するなど、優遇策を活用しやすい環境整備をお願いしたい。

市場開放の深化に向けた取り組みの推進

政府調達などへの日系企業の参加にあたり、他国や中国企業に比して不利となる運用がみられる。また、市場を一部企業が独占するような状況も残存している。入札時に企業名・国名等を完全にブラインド化するなど、全ての企業が公平に入札に参加できるよう配慮いただきたい。政府調達も含め、重慶市には他地域に先行して市場開放を深化していただき、日系企業が不利となるような隘路事項の改善に努めていただきたい。

経済のレベルアップに向けた取り組みの継続

中国経済は「新常态」（ニューノーマル）体制に移行しつつあるが、重慶市を含む西南地域は依然として経済のレベルアップに向けた政府の力強い取り組みが必要である。一帯一路や長江経済ベルト戦略を推進する意味においても、関連インフラの整備も含め、内需の拡大に今後も積極的に

取り組んでほしい。

地場企業や他の外資系企業と日本企業との連携強化に向けた場の設定

重慶市において、日系企業がさらに取引を拡大するためには、地場企業や他の外資系企業との連携強化が必要である。地場企業と日系企業との取引関係強化に向けて、政府のお力添えをお願いしたい。

就業証・居留証の取得・切換え手続の簡素化

重慶市に赴任する日系企業の駐在員は、沿海地域に駐在している者が異動するケースも多いが、当地での居留許可切り替えにあたり煩雑な手続が必要となっている。また、2014年から無犯罪証明や帯同家族がいる場合は大使館又は領事館捺印の親戚証明の提出等が必要とされ、より手続の負担が増している。就業証も含め、取得・切換え手続の簡素化をお願いしたい。また沿海地域では、居留許可の取得、更新が申請から1週間で取得できる地域があるため、重慶市においても現行の3週間から期間の短縮をお願いしたい。

外国人居留（登録）カードの導入検討

外国人はパスポートの携行が義務付けられているが、盗難や紛失のリスクもあり不便を強いられている。以前発行されていた「外国人居留証」など、中国国民の「身分証」に相当する外国人登録カードを発行し、鉄道券販売機等でも利用できるようにするなど、外国人が携帯しやすい身分証明証の導入をお願いしたい。

工場の立ち退きにあたっての十分な情報開示および補償の確保

都市化の進展もあり、重慶市においても工場の立ち退きを求められるケースが発生している。強制的な立ち退きの発生を極力避けていただくと共に、立ち退きに当たっては、事前の十分な情報開示および適正な補償、さらにはできる限り近隣で代替地が確保されるよう配慮いただきたい。

物流網の充実やコストの軽減に向けた支援

沿海地域に比して、当地では物流コストが高いことに加え、貨物が約束した日時に到着しないなどの事態も発生している。物流網充実やコストの削減、さらには物流管理体制の強化に向けた政府の取り組みをお願いしたい。

通関サービスの改善と保税物流の利便性向上

現在、平日のみ10時から21時までとなっている重慶税関保税ゲートの開門時間を、土日、大型連休等を含め、24時間対応としていただくなど、利便性の向上を図っていただきたい。また重慶空港内の輸入フィールドサービスの1社独占状態を解消していただきたい。中国国内の保税品転関・転送に際し、航空機の利用を許可していただきたい。中国国内での保税品輸送に関し、非保税車両の利用を許可していただきたい。同一保税区の複数ODM若しくは倉庫の陸送混載スキーム、および重慶税関所轄の複数の保税区間の通関（転送）手続を簡素化していただきたい。部品のみでなく製品の保税転送を認め、成都など周辺空港から製品輸出ができるようにしていただきたい。サンプル品や少物量の保税品の

ハンドキャリア時、不良品破棄の際の、通関ルールの明確化、簡素化をお願いしたい。

優秀な人材の確保に向けた施策の実施

北京市、上海市など沿海地域に優秀な人材が流出する傾向が続いており、当地での人員確保は容易ではない。沿海地域大都市からのUターン・Jターン希望者に対する組織的求人对策の実施など、重慶市における優秀な人材の確保に向けた取り組みを強化してほしい。

日本への直行便の拡充

従来の関西国際空港への直行便に加え、2015年2月から成田空港への直行便が開設され、日本へアクセスが改善されたことは喜ばしい。引き続き、その他の地域への直行便開設および拡充を是非お願いしたい。また直行便開設にあたっては、LCC以外の航空会社による路線開設も是非お願いしたい。

二輪自動車に対する規制の緩和

二輪自動車は高速道路を走行できないなど、日本や欧米と比較しても二輪車市場は多くの規制を受けており、規制の影響もあり、中国での二輪車需要は低下しつつある。ついては、一定の基準を満たす二輪車の高速道路走行を認めるなど、関連する規制を緩和してほしい。

外国人子女向けの教育機関の拡充

現状、重慶市における外国人向けの幼稚園、学校は限定されており、定員制限などによる順番待ちも発生している。外国人子女向けの幼稚園、小中学校等を拡充してほしい。

外国人向け医療機関の設置

現在、既存の病院においてVIPフロアは設置されているものの、外国人向け医療機関として有効に機能しているとは言い難い。ついては、外国人向け医療機関の設置を進めるなど、外国人が安心して当地でビジネス活動を行えるような環境の創出をお願いしたい。

重慶北駅のアクセスの改善および成都への高速鉄道の利便性向上

重慶北駅の北広場は軌道交通の「龍頭寺」駅から離れており、かつ同駅南広場まで徒歩でのアクセスができず、不便である。同駅のアクセスの早期改善をお願いしたい。また重慶市の日系企業は、日帰りも含め、成都市への出張機会が多く、2015年12月から成都市との間に高速鉄道が開通し、移動時間が短縮されたことは喜ばしい。しかし、依然として往路の切符の時間変更が困難な状況は改善されていない。運行ダイヤの改正、成都-重慶間の切符の時間変更を専門に扱う窓口の設置等により、一層の利便性向上をご検討いただきたい。

渋滞の緩和および安心して移動できる街づくりの推進

重慶市では交通渋滞が酷く、社員の通勤への影響も少なくない。政府機関が率先して朝夕の政府車両使用を削減するなどして、渋滞緩和に取り組んでいただくとともに、さらなる公共交通網の整備をお願いしたい。

また、重慶空港国際線ターミナルは、夜間にタクシーが来ないことが多く、バスや軌道交通も国内線ターミナルまで移動しないと利用ができないため、利便性の向上を図っていただきたい。

重慶市内のタクシーは、運転手の一斉交代のため15:00～16:00の利用が困難である。運転手の交代時間を分散化するなど、是正措置を講じていただきたい。

<建議>

- ①投資環境や観光面の魅力など、重慶市の魅力を最大限広報・宣伝いただきたい。また、日本との交流促進に努めていただくよう要望する。
- ②投資誘致体制の一元化ならびに政府関係機関等への日本語人材の配置や日本語資料の充実化を要望する。
- ③法規運用の透明性の確保を要望する。
- ④重慶市に進出する日系企業への優遇策の適用を要望する。
- ⑤市場開放の深化に向けた取り組みを強化していただくよう要望する。
- ⑥経済のレベルアップに向けた取り組みを継続していただくよう要望する。
- ⑦地場企業や他の外資系企業との連携促進に向けた機会の設定を要望する。
- ⑧就業証・居留許可の取得・切換え手続を簡素化していただくよう要望する。
- ⑨外国人居留（登録）カードの導入を検討いただくよう要望する。
- ⑩工場立ち退きに当たっての十分な情報開示および補償の確保を要望する。
- ⑪物流網の充実やコストの軽減に向けた支援を要望する。
- ⑫通関サービスの改善と保税物流の利便性向上を要望する。
- ⑬重慶市における優秀な人材確保に向けた施策の実施を要望する。
- ⑭日本への直行便の拡充を要望する。
- ⑮二輪自動車に対する規制緩和を要望する。
- ⑯外国人子女向けの教育機関の拡充を要望する。
- ⑰外国人向け医療機関の設置を要望する。
- ⑱重慶北駅のアクセス改善および成都への高速鉄道の利便性向上を要望する。
- ⑲渋滞の緩和および安心して移動できる街づくりの推進を要望する。

四川省・成都市

2015年における四川省の域内総生産（GRP）は、中国全体を1%上回る成長を続けている。しかし貿易は、輸出、輸入とも、前年比2ケタ減となり、中国全体の傾向を反映している。外資系企業による対内直接投資は、実行額で前年比2%減となった。

四川省統計局によると、同省のGRPは、総額が3兆103億1,000万元、実質成長率（前年比）は7.9%と、2年連続で1ケタの成長にとどまった。しかし、依然として中国全体の成長率（6.9%）を1.0ポイント上回っており、総額で3兆元を初めて突破した。また、成都市のGRPは、総額が1兆801億元、成長率は四川省と同様、7.9%となった。

表1：四川省および成都市の経済動向（2015年）

項目	四川省		成都市	
	金額	前年比増減	金額	前年比増減
GRP（域内総生産）(億元)	30,103	7.9(実質)	10,801	7.9(実質)
第一次産業(億元)	3,677	3.7	373	3.9
第二次産業(億元)	14,293	7.8	4,724	7.2
第三次産業(億元)	12,133	9.4	5,705	9.0
1人当たりGRP(元)	36,836	7.2	-	-
規模以上工業総生産(億元)	-	-	-	-
工業使用電力(億Kwh)	-	-	-	-
固定資産投資(億元)	25,974	10.2	7,007	5.8
不動産開発投資(億元)	4,813	9.9	2,442	10.0
社会消費品小売総額(億元)	13,878	12.0	4,946	10.7
消費者物価指数(CPI)	-	1.5	-	1.1
貿易総額(億ドル)	516	△26.5	395	△29.1
輸出額(億ドル)	334	△25.6	239	△29.3
輸入額(億ドル)	182	△28.1	156	△29.0
対内直接投資契約件数	319	13.9	256	13.3
対内直接投資契約額(億ドル)	36	20.5	26	7.6
対内直接投資実行額(億ドル)	104	△2.0	72	△17.8
都市部住民1人当たり可処分所得(元)	26,205	8.1	33,476	8.0
農村住民1人当たり純収入(元)	10,247	9.6	17,690	9.6

出所：四川省統計局、四川省商務庁、成都市統計局、成都市投資促進委員会資料等より作成

四川省経済の供給面の状況をみると、第1次産業が前年比3.7%増の3,677億3,000万元、第2次産業が7.8%増の1兆4,293億2,000万元、第3次産業が9.4%増の1兆2,132億6,000万元と、第3次産業の成長率が第2次産業を上回り、GRP全体に占める第3次産業の比率が40%を超えた。

第1次産業では、穀物の生産量が2.0%増の3,442万8,000トンと前年比微増、中国最大の生産量を誇る豚の出荷頭数は2.8%減の7,237万頭となっている。

第2次産業では、鉄鉄の生産量が8.3%減の1,747万4,000トン、鉄鋼（粗鋼）の生産量が5.1%減の2,110万4,000トン、タブレットを中心とするPCが16.8%減の6,343万台と減少する一方、携帯電話の生産量は171%増の3,375万台、食用植物油の生産が44.0%増の205万トンと大きく増加した。また、自動車は9.1%増の105万1,000台と初めて100万台を突破した。

需要面の状況をみると、投資は、全社会固定資産投資が前

年比10.2%増の2兆5,973億7,000万元となった。うち、金額、伸び率とも最も大きいのが第3次産業分野で12.4%増の1兆7,671億6,000万元と、全体の約3分の2を占めた。なお不動産開発投資は9.9%増の4,813億元となり、前年より伸び率は鈍っている。

消費は、社会消費品小売総額が12.0%増の1兆3,877億7,000万元と、前年より鈍ったものの引き続き2ケタの伸びを示した。

所得の伸びをみると、都市住民1人あたりの可処分所得は前年比8.1%増の2万6,205元であったのに対し、農村住民1人あたりの純収入は9.6%増の1万247元と、農村住民の所得の伸びが都市住民を上回り、都市と農村の所得格差は前年に引き続き縮小した。

貿易総額は前年比26.5%減の515億9,301万ドルとなった。うち輸出は前年比25.6%減の333億5,144万ドル、輸入は28.1%減の182億4,157万ドルと、輸出、輸入とも、大幅なマイナスとなった。

対内直接投資は、契約件数が前年比13.9%増の319件、契約金額が20.5%増の36億3,904万ドルといずれも増加した。実行金額は前年比2.0%減の104億4,000万ドルだったが、3年連続で100億ドルを上回った。

国・地域別でみると、実行金額順に最も多いのが香港で、前年比4.0%減の67億693万ドル、次いでシンガポールが29.0%減の8億4,980万ドル、台湾が42.3%減の5億8,088万ドルとなっている。日本は第8位で、契約件数は50.0%増の6件、実行金額は71.4%減の3,930万ドルであった。

省都である成都市の対内直接投資は、契約件数が前年比13.3%増の256件、契約金額が7.6%増の25億5,900万ドル、実行金額が17.8%減の72億500万ドルとなっている。

四川省政府の発表によると、フォーチュン500企業のうち、2015年に新たに四川省に進出した企業数は16社。これにより、2015年末時点で進出した企業数は合計で299社（うち、外資系企業は219社）にまで増加した。このうち、成都市内に進出した企業数は合計で268社（うち、外資系企業は199社）となっている。

2015年の実行金額の内訳を業種別でみると、製造業が32.9%、サービス業が65.5%となっている。サービス業の中では、不動産業が前年比9.7%減の39億ドルで38.7%を占めている。

製造業分野の投資案件では、フランス系の自動車生産工場の建設が進み、2016年1月に完成、テスト生産期間を経て、2016年秋から本格生産を開始する予定である。

サービス業関連では、香港系の複合ショッピングセンターへの増資や、フランス系の大型小売店の店舗網拡大のほか、ドイツ系卸売店の2号店の建設発表などの動きがある。

日本企業の投資案件をみると、製造業分野での目立った投資案件はなく、飲食店展開会社による店舗の拡大等、サービス業分野の展開が目立った。

2014年10月、中国政府から、国内で11番目、西部地域で5番目の国家級新区として認可を受けた天府新区は地下鉄1号線が2015年7月に延伸し、今後、さらに南に延びる予定である。シンガポールと四川省の共同プロジェクトである新川創新科技园

の造成工事も開始されており、中国-フランス生態園や中国-ドイツ創新産業園のプロジェクトも進展している。また中国-韓国創新産業園の計画も決まり、今後動き出す予定である。

四川省長は2016年1月、四川省政府活動報告の中で、第13次5カ年規画期間中の目標として、2020年までに四川省のGRPを1兆元上乗せして、4兆2,000億元にすることを掲げている。また、2016年の成長率は7%以上、と目標設定をしている。成都市も2016年の成長率の目標を7%以上としている。

四川省政府は引き続き、天府新区を軸に、外国企業の誘致を積極的に実施しながら、構造転換を図りつつ、安定的な経済運営を目指していくものとみられる。

具体的な問題点、改善要望

四川省・成都市の積極的な宣伝・広報の実施

四川省ならびに成都市への日本企業の関心を喚起するためにも、指導者の訪日、友好姉妹都市との交流、日本の経済団体等の四川訪問等の機会を捉えて、「一帯一路」戦略や「長江経済ベルト」戦略を通じて変貌を遂げる当該地域の現状や投資環境についてのPR等を是非行っていただきたい。上記2大国家プロジェクトの中核的な省としての四川省の同プロジェクトへの具体的な取り組み計画や目標を開示いただくことが、外資にとっての四川省の魅力度を最大限高めることとなる。また、四川省や成都市における重要プロジェクトである「天府新区」の開発に向けたきめ細かな情報提供をお願いする。また、直接投資統計をはじめ、ウェブサイト等を通じた経済・統計情報の一層の公開、透明性・迅速性の向上をお願いしたい。また、日本からの観光客の増加に向けて、四川省や成都市の観光面の魅力も併せてPRいただきたい。

投資誘致体制の一元化ならびに日本語人材の配置の充実化

外国企業誘致に向けた、政府内部の体制の一元化ならびに、関係部署同士の横の情報共有をお願いしたい。成都市投資促進委員会では、当地日系企業の要望を踏まえ2014年より成都投資指南の日本語版を発行いただいた。日系企業の成都市の投資環境の理解に大変役立っており、是非こうした取り組みを継続いただきたい。また、自社に中国語人材を有さない中小企業など日本企業のさらなる投資促進に向けて、政府機関・開発区管理委員会等への日本語人材配置の充実化をお願いしたい。

法規運用の透明性の確保

政府機関においては、法律や制度の解釈に個人差があり、行政単位での統一的な見解が示されないことがある。また、中国企業よりも外資系企業が不利となる運用がなされるケースもある。法規の運用に当たっては、中央政府の統一見解に基づいた運用を心掛けていただくようお願いしたい。また、透明性の高い行政運営を行っていただくよう、その面での政府職員の人材育成をお願いしたい。また、国営企業、特に通信関係を含むインフラ関連企業と国営4大銀行のサービスレベルの改善をお願いしたい。

四川省や成都市に進出する日系企業に対する優遇策の適用

物流や部品調達などの面で、四川省や成都市の投資環境は

沿海地域の水準まで達していない部分があることは否めない。また、企業によっては誘致の際に提示された優遇策が実施に移されていないとの声もある。当地にさらに多くの日本企業の投資を促す意味においても、西部大開発計画や「長江経済ベルト」、「一帯一路」戦略など、当地の発展を促進する諸政策を最大限活用いただき、日系企業が享受できる優遇策を拡充していただくとともに、優遇策の内容、適用期間を明確に開示するなど、優遇策を活用しやすい環境整備をお願いしたい。

市場開放の深化に向けた取り組みの推進

国有企業との取引において、他顧客との間の機密事項の公開を条件としてくるケースがある。四川省、成都市は「一帯一路」戦略や「長江経済ベルト」戦略の重要な拠点であり、他地域に先駆けて市場開放を深化していただき、日系企業が不利となるような隘路事項の改善に努めていただきたい。

経済のレベルアップに向けた取り組みの継続

中国経済は「新常态」（ニューノーマル）体制に移行しつつあるが、四川省、成都市を含む西南地域は依然として経済のレベルアップに向けた政府の力強い取り組みが必要である。「一帯一路」戦略や「長江経済ベルト」戦略を推進する意味においても、関連インフラの整備も含め、内需の拡大に今後も積極的に取り組んでほしい。

地場企業や他の外資系企業と日本企業との連携強化に向けた場の設定

四川省や成都市において、日系企業がさらに取引を拡大するためには、地場企業や他の外資系企業との連携強化が必要である。地場企業と日系企業との取引関係強化に向けて、政府のお力添えをお願いしたい。

就業証・居留証の取得・切換え手続の簡素化

四川省や成都市に赴任する日系企業の駐在員は、沿海地域に駐在している者が異動するケースも多いが、当地での居留許可切り替えにあたり煩雑な手続が必要となっている。また、一昨年から無犯罪証明や帯同家族がいる場合は大使館又は領事館捺印の親戚証明の提出等が必要とされ、より手続の負担が増している。就業証も含め、取得・切換え手続の簡素化をお願いしたい。また、沿海地域では、居留許可の取得・更新が申請から1週間で取得できる地域があるため、四川省や成都市においても現行の3週間の期間短縮をお願いしたい。

外国人居留（登録）カードの導入検討

外国人はパスポートの携行が義務付けられているが、盗難や紛失のリスクもあり不便を強いられている。以前発行されていた「外国人居留証」など、中国国民の「身分証」に相当する外国人登録カードを発行し、鉄道券販売機等でも利用できるようにするなど、外国人が携帯しやすい身分証明証の導入をお願いしたい。

物流網の充実やコストの軽減に向けた支援

沿海地域に比して、当地では物流コストが高いことに加え、貨物が約束した日時に到着しないなどの事態も発生している。物流網充実やコストの削減、さらには物流管理体制の強化に向けた政府の取り組みをお願いしたい。

税関開庁時間の明確化と通関手続の利便性向上

税関勤務日・休業日の突然の変更をなくし、大型連休等においても事前に勤務・休業時間が明確となるようにしていただくと共に、企業の要望に対応して、柔軟に臨時開庁していただきたい。また、サンプル品や不良品破棄の際の輸入手続の簡素化や、やむを得ず通関変更もしくは取り消しが発生した際の柔軟な対応をお願いしたい。また税関が導入した通関一体化を、早急に実運用ができるレベルへ整備することをお願いしたい。

建設が認可された成都第2空港と双流国際空港の棲み分けの早期明示と双方空港施設・機能の充実および交通インフラの整備

両空港における国内、国際、貨物などの棲み分けの早期の明示化をお願いしたい。

また、両空港における人に優しい空港施設・機能の充実をお願いしたい。具体的にはインラインスクリーニング、バリアフリー機能、CIQの十分な人員体制の確保（自動化、エクスプレスレーンや居住外国人専用レーン（香港のような）を含む）、将来の増便にも堪えるシステム回線確保、禁煙化推進などをお願いしたい。

加えて、リニアの導入や地下鉄など、両空港間や第2空港と成都市内や周辺都市間の交通インフラの整備をお願いしたい。

外国人向け医療機関の充実化

成都市では現在外国人向けのクリニックが設置されているほか、既存の病院においてVIPフロアは設置されているものの、駐在員・家族が病気になった時の医療体制は、沿海地域の水準には達していない。外国人が安心して当地でビジネス活動を行えるような医療環境の創出をお願いしたい。

渋滞の緩和および安心して移動できる街づくりの推進

成都市では交通渋滞が酷く、社員の通勤への影響も少なくない。政府機関が率先して朝夕の政府車両使用を削減するなどして、渋滞緩和に取り組んでいただくとともに、さらなる公共交通網の整備をお願いしたい。

また、二環路で運行されているBRTと地下鉄や公共バス路線との接続性、地下鉄と公共バス路線との接続性を充実させていただきたい。

成都市では電動自転車が多く、中には歩道を高速で走行している電動自転車があり、歩行者にとって非常に危険である。電動自転車の歩道走行を禁止、取り締まりをするなど必要な措置を講じていただいきたい。

タクシーで成都市中心区以外に行く際には、メーター料金より5割増しの金額を要求される。メーター通りに支払えば済むように、是正措置を講じていただきたい。

重慶市への高速鉄道の利便性向上

成都市の日系企業は日帰りも含め、重慶市への出張機会が多く、2015年12月から重慶市との間に高速鉄道が開通し、移動時間が短縮されたことは非常に喜ばしい。しかし依然として往路の切符の時間変更が困難な状況は改善されていない。運行ダイヤの見直しや、成都-重慶間の切符の時間変更を専門に扱う窓口の設置等により、一層の利便性向上をご検討いただきたい。

リース業に関する業務環境の改善

リース料回収における延滞が増加する傾向にある。銀行融資の場合、一度でも支払の延滞が発生すれば、人民銀行登録システム「征信報告」というリストに載るが、商務部管轄の外資系リース会社は登録システムにデータが掲載されない。悪意のあるユーザーは、リース料の延滞を重ねる傾向にある。支払延滞の抑止力のため、外資系リース会社も「征信報告」が見られるようにしていただきたい。

銀行系リース会社に与えられる業務範囲の中に、船舶のリースや地下鉄等のインフラ設備のリースがあるが、外資系リース会社にはない。外資系リース会社にも銀行系リース会社と同様に業務範囲が与えられれば業務の幅が広がると考えるので改善を要望する。

ソフトウェアのリースは、中国では、ハードウェアを含め、かつソフトウェアの占める割合が全体の50%以下であればリース可能とされている。しかし、現在、ハードウェアよりもソフトウェアが主体となっているため、実態に合わず、ユーザーのニーズにも適合していない。こうした規制の撤廃を要望する。

<建議>

- ①投資環境や観光面の魅力など、四川省・成都市の魅力を最大限広報・宣伝いただくよう要望する。
- ②投資誘致体制の一元化ならびに政府関係機関等への日本語人材配置の充実化を要望する。
- ③法規運用の透明性の確保およびサービスレベルの改善を要望する。
- ④四川省や成都市に進出する日系企業への優遇策の適用を要望する。
- ⑤市場開放の深化に向けた取り組みの強化を要望する。
- ⑥経済のレベルアップに向けた取り組みを引き続き推進いただくよう要望する。
- ⑦地場企業や他の外資系企業との連携促進に向けた機会の設定を要望する。
- ⑧就業証・居留許可の取得・切換え手続の簡素化を要望する。
- ⑨外国人居留（登録）カードの導入の検討を要望する。
- ⑩物流網の充実やコストの軽減に向けた支援を要望する。
- ⑪税関開庁時間の明確化と通関手続の利便性向上を要望する。
- ⑫建設が認可された成都第2空港と双流国際空港の棲み分けの早期明示と双方空港施設・機能の充実および交通インフラの整備を要望する。
- ⑬外国人向け医療機関の充実を図っていただくよう要望する。
- ⑭渋滞の緩和および安心して移動できる街づくりの推進を要望する。
- ⑮重慶市への高速鉄道の利便性向上を要望する。
- ⑯リース業に関する業務環境の改善を要望する。

西安市（陝西省）

西安市は陝西省の省都であり、西北地域最大の都市（副省級）である。以前の西安市は域内総生産（GRP）に占める重工業の割合が非常に高く、特に軍需産業などの特殊工業がその中心を担っていた。しかし近年では、ハイテク科学技術、サービス業などが目立ち始めている。西安市は中国政府が推進する「一帯一路」政策において内陸部の基点として位置付けられ期待されている。

2015年の経済状況

2015年の陝西省および西安市の域内総生産（GRP）はそれぞれ1兆8,171億元、5,810億元、実質成長率は前年比8.0%増、8.2%増と何れも前年比鈍化したが、全国の2015年の実質成長率6.9%は上回っている。陝西省の一人当たりGRPは4万8,023元、西安市の一人当たりGRPは執筆時点で公式統計が発表されていないが6万7,000元程度という報道がある。

西安市の全社会固定資産投資額は前年比12.5%減の5,165億元、うち第一次産業向けは32.8%増の99億元、第二次産業向けは8.2%減の1,158億元、第三次産業向けは14.7%減の3,828億元となっている。全社会消費品小売額は、前年比10.1%増の3,405億元、陝西省に占める割合は51.7%となっている。西安市の対内直接投資の実行金額は前年比8.2%増の40億ドル、外商直接投資プロジェクト数は73であった。西安市の輸出は前年比11.6%増の819億元、一方の輸入は、18.1%増の942億元と輸出入ともに増加。陝西省の輸出の89.2%、輸入の96.4%を西安市が占めている。陝西省の外資導入ならびに貿易において西安市の寄与は極めて大きい。西安市の消費者物価指数（CPI）は0.7%の上昇。商品別にみると、タバコ（2.6%）、医療保健用品（2.2%）、食品（0.5%）などの価格が上昇する一方で、家庭設備用品（1.9%）、住宅（0.2%）などが下落した。都市部住民の一人あたり可処分所得は、前年比8.0%増の3万3,188元。

西安市の近況

西安市では5大主要産業（ハイテク産業、設備製造業、旅行産業、現代サービス業、文化産業）の発展に重点をおく方針が示されている。また国務院が主導する「関中・天水経済区発展計画」があり、同計画は陝西省と甘粛省を中心に経済区を開発し内陸部西北地区の発展を目指すものである。陝西省は豊富な農産物、地下資源（北部は石炭、石油、南部は金属）を抱える地であるほか、西安市は北京市、上海市に次いで大学が多い都市としてソフト面の魅力も有しており、また兵馬俑に代表される観光資産も多数ある。中国大陸のほぼ中央に位置する西安市は東西南北の交通の要所であり、中国政府が推し進める「一帯一路」政策でも重要な都市の一つと位置付けられており、今後中国経済の新たな成長地域として期待される。

西安市の政府活動報告によれば2015年の経済目標として、GRP成長率8%以上、固定資産投資の伸びは5%前後、

貿易の伸びは8%前後とした。

在西安日系企業が抱える課題・改善要望点

生活環境改善

- 1) 空港のタクシーは、メーターを使用せず交渉で価格を決めることがある。市内では乗車拒否等が散見されるので、改善の手段を講じていただきたい。外国語のカスタマーサポートサービス電話窓口を設置して欲しい。空港出口からタクシー乗り場までの案内が分かりづらい。特に空港は都市の玄関であり、外地から来る人にとって最初に接するタクシーの印象はその都市の印象にも結び付く。
- 2) 生活ゴミ回収制度、公共トイレのさらなる整備を希望する。ゴミの分別は企業や公共エリアだけでなく一般市民の生活まで分別を徹底してもらいたい。
- 3) 市内と空港を結ぶ地下鉄の早期開通を望む。
- 4) レーン増や立体交差などの抜本的な交通渋滞緩和策を講じてほしい。交通規則やマナー違反者の取り締まり強化、交通規則遵守、マナー向上、交通教育などの啓蒙活動をしてほしい。路上駐車を取り締まり強化、駐車場の増設に取り組んで欲しい。
- 5) 暗い道が多いため街灯設置を進めて欲しい。
- 6) 大気汚染の問題は深刻である。政府主導での改善に向けた積極的、具体的な取り組みをお願いしたい。
- 7) 道路の排水が悪く降雨時は路上に水が溢れる、水溜りが多い。改善を希望する。
- 8) 病気の際に言葉や習慣が異なるのは大変不安である。外国人用の高度な医療施設、或いは風邪などの軽い症状の時に利用できる外国人専用或いは通訳サービスを備える医療機関を設置して欲しい。

貿易通関

- 1) 空運に関して西安市から海外に空輸する際、航空会社の貨物の扱いが乱暴であることが原因で破損することがある。一次的には貨物取扱員或いは貨物取扱業者の問題であり、申し入れはしているが改善が見られず困っている。同取扱業者は既得権のある特定業者でいわゆる「聖域」になっており原因追究が困難なケースがほとんど。「聖域」の開放および取扱業者関係者へのサービス向上の意識啓蒙を要望する。これらの問題の解決、改善策の提案等について政府関連部門からのサポートを検討いただきたい。
- 2) 鉄道輸送に関する問題は従来から明らかな改善が見られない。鉄道輸送のコストは車より安価で、輸送中の破損も少ないので積極的に利用したいが、鉄道車両が確保できないことが多い。特に学生の長期休暇、冬の石炭運輸などのピークに重なると、さらに難しい。安定的に利用できるようにして欲しい。

税務会計

- 1) 地方税務局の業務処理の所要時間が不明確で、相当時間を要する事がある。効率化、迅速化、処理目安時間の明確化を希望する。担当者の法制度等の知識向上、行政サービスのさらなるレベルアップを希望する。

- 2) 中央政府、省政府、市政府などが税務・会計関連の新しい政策、法令、通知等を公布する場合、主管部門から企業に内容に関する説明会の場を設けてほしい(特に外資企業や外国人にとって影響が大きいと思われる内容)。

労務

- 1) 社会保険は実態として外国人駐在員にとって利用しづらい制度であり、西安市においても強制加入ではなく任意加入にするなどの検討を行って欲しい。
- 2) 居留許可更新時に不備がある場合、毎回異なることを言われ何度も窓口に通うことがあるため改善してほしい。一つの修正が完了すると、新たに別の箇所の修正を指示されるなど非効率。最初に不備がある箇所を全て指導してくれれば何度も通う必要がなくなる。また事前に電話で確認したにも拘わらず窓口に行くとは全く異なる説明を受けることが多く困っている。担当者の業務レベル、業務知識の統一、向上を図って欲しい。

知的財産

メーカーの許可無く勝手にメーカー名の看板を掲げ商売している業者に対する監督管理の取り組みについて、市の見解と対策を聞きたい。

省エネ・環境保護

- 1) 省エネ設備を備える企業に対し一部補助金を出す等、省エネ促進に対応する企業への助成制度を検討いただきたい。
- 2) 西安市には産業廃棄物を熱や電気のエネルギーとして転換し「熱回収廃棄物」などに利用する処置ができる施設がないと聞く。産業廃棄物の有価物化施設(燃烧させ熱量を取り出す施設、発電施設など)の設置を行政や企業が積極的に取り組む施策を取るべきである。また、フロン破壊施設を市内に建設して欲しい。
- 3) 毎年省エネ削減目標が設定されるが、前年実績をベースに設定されるので、前年の成績が良ければ良いほどハードルが高くなっていく。削減目標で設定された数値を既にクリアしているにもかかわらず、目標設定がそれ以上に厳しくなる事に矛盾を感じる。真面目に取り組んでいる(目標達成している)企業とそうでない(目標達成できていない)企業とで、どう目標設定がされているのか開示して欲しい。頑張っている(目標達成している)企業に対してインセンティブが働く制度にして欲しい。

その他

高新区に所在する会社の周辺は商業地化・宅地化が進んでおり、移転を強制されるのではないかと非常に不安な毎日を送っている。環境保護や近隣住民への配慮を重点的に行い企業活動をしている場合、強制的な会社移転は避けて欲しい。仮に移転を伴う場合でも十分なコミュニケーションを行い双方が納得することが前提で、且つ十分な時間を確保したスケジュールとなるよう配慮して欲しい。

<建議>

- ①合理的な理由のない乗車拒否や、メーター不使用があるので監督管理の強化を要望する。
- ②不衛生な野良犬や野良猫の管理、生活ゴミ回収制度、ゴミ分別制度の見直し、公共トイレのさらなる整備を要望する。
- ③市内と空港を結ぶ地下鉄の早期開通を要望する。
- ④レーン増や立体交差などの抜本的な渋滞緩和策を要望する。路上駐車を取り締まり強化、駐車場の増設を要望する。
- ⑤歩行者安全のため、暗い道に対して街灯設置を進めることを要望する。
- ⑥空気汚染改善に向けた積極的、具体的な取り組みを要望する。
- ⑦外国人が安心して受診できる医療施設の充実を要望する。
- ⑧空運に関して航空会社の貨物の扱いが乱暴であることが原因で破損することがよくある。これらの問題の解決に向け政府部門からのサポートを要望する。鉄道輸送を積極的に利用したいが、鉄道車両が確保できないことが多い。安定的に利用できるよう要望する。
- ⑨地方税務局や出入境管理局の業務処理の所要時間が不明確で、相当時間を要する事がよくある。効率化、迅速化、処理目安時間の明確化を要望する。また担当者の法制度等の知識向上、行政サービスの更なるレベルアップを要望する。
- ⑩税務・会計関連の新しい政策、法令、通知等を公布する場合、主管部門から企業に内容に関する説明会の場を設けることを要望する。
- ⑪外国人の社会保険加入について強制加入ではなく任意加入にするなどの検討を行うことを要望する。
- ⑫勝手にメーカー名の看板を掲げ商売している業者に対する監督管理について、行政の見解、取り組みを聞かせていただくとともに対策を要望する。
- ⑬省エネ促進に対応する企業への助成制度を要望する。
- ⑭西安市内に産業廃棄物の有価物化施設(燃烧させ熱量を取り出す施設、発電施設など)の設置、フロン破壊施設の建設を要望する。
- ⑮省エネ削減目標を達成している企業に対してインセンティブが働く制度の導入を要望する。

中国日本商会では、2015年11月、代表団19名が広西チワン族自治区を訪問した。幹部会見、同自治区商務庁との意見交換、産業園区および試験区（東興国家重点開発開放試験区、欽州保税港区、南寧ハイテク産業開発区、中国・マレーシア欽州産業園区）を視察した。商務庁から受けた説明を基に、同自治区のビジネス環境を紹介すると次のとおりである。

概況

総人口は5,400万人、陸地面積はおおよそ24万平方キロメートルでベトナムと国境を接する。2015年のGRPは前年比8.1%増の1兆6,803億元となり、全国の2015年実質成長率6.9%を上回った。貿易総額は前年比15.0%増の3,190億元であり、そのうち边境小額貿易額は1,060億元に上り、全国1の規模となった。2015年末までの日本からの投資企業数は189社で、累計投資総額は契約ベースで2億7,100万ドル、実行ベースで2億4,000万ドルとなった。主な進出分野としては、製造業、情報伝送業、コンピュータサービス・ソフトウェア業、ホテル飲食業、リースサービス業である。

特徴と位置付け

同自治区は25の通関拠点を有し、そのうち一類拠点が19カ所、二類拠点が6カ所、2015年の北部湾港の貨物取扱量は約2億400万トン。ASEANの47カ所の港と海上連携を強化しているほか、南寧・シンガポール経済回廊の建設を積極的に推進しており、当該ルートはシンガポール・マレーシア・タイ・ラオス・ベトナムを結んでいる。また、隣に位置する広東省をはじめ、貴州省、重慶市、四川省まで一体となる高速鉄道・高速道路網の整備に取り組んでおり、同自治区が中国北西部地区と西南・中南地区、さらには中央アジアと東南アジアを結ぶ拠点となることを目指している。さらに、内陸に位置する中国西南・中南地区にとっては同自治区が海への窓口となることから、通関・検疫システムなどの分野で統一性を高め、地域の通関一体化を図るなど各省との協力ネットワークを構築中である。

こういった特徴を背景に、2014年3月、中国政府は同自治区を次の三つに位置付けた。①ASEANに向けた国際大通路、②西南・中南地区の開放・発展の新たな重要拠点、③「一帯一路」の有機的な連結における重要な窓口である。

東南アジアとの経済交流に力点を置いた試験区の設置

ASEANと隣接している地理的優位性を背景に、ベトナムをはじめとする東南アジアとの経済交流に力点を置いた試験区の開発が進んでいる。

東興国家重点開発開放試験区は2012年8月に國務院の承認を得て設立され、インフラ整備や企業誘致を積極的に実施している。総面積1,226平方キロの試験区に5つの機能区を重点的に配置しており、その一つである国際貿易区では「中国東興・ベトナムモンカイ国境経済合作区」の開発が進められている。同区は中国・ベトナム政府の合意に基づき、中国・ベトナムの国境河川の両岸にそれ

ぞれ10平方キロ前後の特別管理区を計画したもので、「二国一区、境内関外（国境内にあるが関税線の外にある）、自由貿易、保税運営」管理方式が実施され、「国境線の開放、自由貿易区と非自由貿易区の境界の管理、区内の自由、人と貨物の分離」を実現している。また、同区では現在、中国・ベトナム両国の中越北倫河二橋、道路網と幹線道路および税関連合検査などのインフラ整備が加速している。このほか、東興試験区では全国に先駆けて新たな政策を試行しており、ベトナムとの国境労働提携を強化し、国外の边境住民の入国労働モデル事業を始動し、雇用が困難で人件費が高いという問題を解決している。今後モデル事業区域を「国境経済合作区」およびその付帯工業園区にまで拡大し、「広西国境労働合作モデル地区」の創設に努める。

欽州保税港区は2008年に國務院の承認を得て設立された中国西部沿海地域で唯一の保税港区であり、また西南地区沿海地域で唯一の完成車輸入税関でもある。当該地区は自動車の輸出入、越境電子商取引、大規模な商品貿易、倉庫物流、一般航空および革新的な金融サービスにとって利便性が非常に高い。現在、ASEAN諸国の主要な港湾の間でコンテナ航路が開通しており、「一帯一路」の有機的な連結における重要な窓口港、環北部湾の地域的国際海運物流ターミナルおよび中国（北部湾）自由貿易試験区の中心港区を目指している。

代表団としての印象 - 今後の発展に注目 -

今回の視察を通して、同自治区が中国の東南アジア交流の最前線基地に位置付けられ、物流インフラの整備、北部湾周辺等を中心とした試験区の開発が急速に進んでいることが理解できた。特に、前述のベトナムの労働力の取り込みを狙った「広西国境労働合作モデル地区」は、大きな発展の可能性を秘めていると思われる。中国西南・中南地区の開放・発展の重要な拠点として発展が期待される中、地理的優位性に基づく構想が形になりつつあるが、さらに国が積極的に推進する「一帯一路」政策の後押しを受けて、どのようなビジネスが構築されていくか注目される。

図：広西チワン族自治区地図と視察した産業園区および試験区の位置



索引

あ行

【IEC】

72, 74, 144, 146

【IFRS】

44, 46, 238

【IoT（物聯網、Internet of Thing、モノのインターネット）】

176, 196, 198

【ISO】

68, 72, 74, 144, 146, 152, 188

【ISP】

8, 58, 62

【RQFII】

236, 250, 252, 254

【AD（アンチ・ダンピング）】

160

【E コマース（e コマース、EC、電子取引、電子商取引）】

76, 82, 118, 122, 152, 168, 172, 174, 222, 228, 230, 330

【意匠権】

60

【意匠制度】

56, 60

【一帯一路】

76, 90, 154, 272, 316, 322, 326, 330

【移転価格】

42, 46

【イノベーション】

8, 10, 56, 72, 74, 76, 134, 184, 266, 292

【インターネットプラス（互聯網+、インターネット・プラス）】

192, 194, 196, 198, 282

【AIIB】

90

【ATA カルネ】

30

【FTA（自由貿易協定）】

28, 30, 32, 34, 78, 100, 122, 124, 178, 180

【HS コード（HS 番号）】

8, 26, 28, 30, 156, 170, 178, 190, 278, 280, 286, 308

【MAH 制度（販売承認制度）】

136, 140

【MLPS】

72, 74

【営業税】

42, 224, 238, 302

【衛生許可】

92, 232

【エネルギー】

10, 12, 66, 98, 100, 102, 104, 126, 128, 132, 162, 164, 170, 176, 190, 328

【エネルギー消費（エネルギー消費量、エネルギー消費総量、エネルギー総消費量）】

10, 66, 98, 100, 126, 132, 162

【欧州】

46, 68, 76, 80, 82, 86, 186, 214, 216, 218, 276, 310

か行

【海外送金】

288, 290, 294, 312

【外貨管理局（国家外為管理局）】

10, 34, 44, 252

【改革の全面的深化（改革深化、改革の深化、改革を深化させる）】

4, 6, 8, 70, 134, 336

【外貨決済】

122

【外国語出願の容認】

60

【外国人就業者の社会保険強制加入】

286, 290

【外国人短期業務遂行のための入国に関する処理手続（試行）】

50, 52

【外国投資法】

10, 32, 34

【外資規制】

10, 12, 34, 202, 204, 206, 268, 270

【外資参入】

6, 10, 196, 204, 206, 222, 250, 254

【外商投資産業指導目録】

12, 34, 206, 250

【科学技術】

64, 268, 270, 326

【価格競争（価格の競争）】

76, 154, 166, 172, 174, 196, 230

【加工貿易】

170, 292

【過剰生産能力（生産能力過剰、生産能力が過剰となる、生産能力の過剰、製造能力が過剰）】

20, 102, 154, 156, 158, 160, 162, 164, 214, 336

【課税再審査請求】

46, 178

【過積載（積載オーバー）】

10, 78, 224, 274

【華東】

36, 154, 282, 284, 286, 288, 290

【華南】

292

【貨物輸送量（貨物輸送実績）】

76, 214, 218

【カルテル】

36

【環境対策】

10, 64, 104, 122, 154, 156, 172, 198, 222, 258

【環境負荷】

90, 162

【環境保護部】

28, 64, 70, 156, 188, 190

【環境保護法】

10, 64, 66, 68, 94, 96, 122, 126, 154, 156, 162, 286, 294, 304

【環境問題】

64, 68, 98, 100, 102, 106, 122, 126, 154, 156, 178, 224, 226, 272, 302

【関税】

26, 28, 92, 96, 100, 122, 124, 148, 156, 190, 278, 280, 286, 288, 290, 330

【関税撤廃】

100, 122

【QDII】

250, 252, 254

【QFII】

250, 252, 254

【QS】

90, 92, 94, 152, 190, 230

【企業会計制度】

44, 46

【危険化学品】

86, 126, 130, 132, 170, 286

【危険品（危険物）】

6, 8, 26, 28, 78, 132, 188, 286, 290, 308

【技術輸出入管理条例】

58, 62, 180, 188

【供給過剰】

18, 98, 100, 160, 162, 164

【強制標準】

70, 72, 74

【寄与度】

32

【寄与率】

222, 292

【居留許可】

52, 78, 266, 268, 278, 280, 286, 290, 302, 316, 318, 322, 324, 328

【居留証】

296, 298, 316, 322

【金融危機】

26

【金融自由化（金融の自由化）】

10, 12, 20, 236, 238

【金融政策】

18, 20, 234, 236

【金利】

10, 12, 18, 20, 34, 112, 234, 236, 238, 300

【クラウド】

74, 176, 196, 198, 200, 202, 290

【経営上の問題点】

22, 26, 278, 292

【経営範囲】

224, 232, 248, 250

【研究開発】

54, 58, 60, 134, 136, 138, 152, 184, 186, 196, 202, 284

【原産地証明】

8, 28, 30, 78

【公安】

48, 56, 60, 304, 308

【工業情報化部（工信部）】

70, 154, 156, 158, 160, 162, 176, 182, 188, 192, 194, 196

【航空貨物】

218, 308

【工商行政管理局】

36, 56, 60, 212

【工商局】

94, 212, 276

【工場立退き】

286, 290, 302, 316, 318

【公正】

10, 32, 44, 52, 54, 58, 60, 68, 74, 82, 90, 104, 164, 184, 224, 288

【構造調整（構造の転換、構造転換）】

8, 48, 64, 76, 102, 160, 164, 176, 186, 266, 322

【交通渋滞】

184, 200, 202, 224, 226, 262, 268, 270, 304, 308, 318, 324, 326

【公平】

6, 8, 10, 32, 36, 38, 50, 52, 54, 58, 62, 64, 66, 68, 72, 74, 76, 78, 82, 84, 94, 106, 126, 128, 132, 134, 144, 152, 168, 178, 180, 184, 186, 188, 190, 200, 202, 204, 218, 224, 226, 232, 248, 272, 274, 286, 290, 316

【国内物流】

188

【国民待遇（内国民待遇）】

10, 32, 34, 242

【国 4 排ガス規制】

186

【個人所得税】

42, 46, 180, 202, 242, 268

【国家質量監督検疫総局】

28, 94, 152, 170, 190

【国家食品薬品監督管理総局（CFDA）】

134, 136, 138, 142, 144, 146, 148, 150, 152, 230

【国家知識産権局（SIPO）】

54, 56, 60, 62, 72

【国家統計局】

76, 98, 100, 116, 118, 126, 160

【国家發展改革委員会】

18, 36, 38, 58, 60, 80, 82, 154, 158, 162, 188, 250

【国家標準（国家基準、GB）】

70, 72, 74, 92, 132, 144, 146, 154, 156, 170, 188, 230, 302

【国際標準（国際規格）】

70, 72, 74, 144, 220

【国家標準化管理委員会】

70, 72

【固定資産投資（固定資産投資額、固定資産投資総額）】

18, 106, 116, 118, 120, 126, 160, 266, 272, 276, 282, 284, 292, 296, 300, 306, 310, 314, 320, 326

【コンテナ】

214, 298, 330

さ行**【サービス業】**

6, 10, 32, 42, 196, 204, 210, 230, 250, 252, 266, 268, 270, 272, 276, 282, 296, 300, 314, 320, 326, 330

【サービスレベルの向上】

310

【財政赤字】

18, 20

【再生可能エネルギー】

12, 98, 102, 104

【財政収入】

272, 276

【財政政策】

20

【財政部】

44, 80, 82, 240

【最低賃金】

276, 292, 294

【再投資規制】

10, 34

【サプライサイドの改革（供給側の改革）】

120, 184

【サプライチェーン】

6, 8, 12, 26, 68, 122, 126, 224

【産業廃棄物】

272, 274, 294, 296, 298, 302, 328

【三国貿易】

122

【三中全会】

10, 34, 236

【三農】

244

【CCC 認証】

8, 174, 186

【CD】

238

【CIQ】

28, 92, 94, 96, 324

【CMA】

124

【CNAS】

124

【COD】

66, 128

【CPI（消費者物価指数、住民消費価格指数）】

18, 20, 272, 276, 282, 284, 300, 310, 314, 320, 326, 336

【GDP】

18, 20, 48, 66, 76, 106, 134, 164, 210, 222, 228, 244, 276, 282, 284, 306

【GHS】

130, 132, 308

【GMP】

134, 136

【GPA】

80, 82

【事業者結合】

36, 38, 40

【資産運用】

242

【自主品牌】

182, 190

【失業率】

18, 272, 276

【実施細則】

10, 50, 52, 60, 68, 134, 136, 138, 150, 212, 238

【実用新案】

54, 56, 58, 60, 62

【質量技術監督局】

56, 60

【自動車交通事故責任強制保険（自賠責保険）】

246, 248

【自動車販売】

176, 182

【社会消費品小売総額】

118, 120, 228, 272, 276, 282, 284, 292, 296, 300, 310, 314, 320

【社会保険】

42, 46, 48, 50, 52, 110, 158, 178, 180, 266, 268, 272, 274, 286, 290, 294, 328

【社会保障】

48, 50, 110, 134, 178, 180, 202, 244, 274, 276

【上海（市）】

4, 20, 42, 44, 54, 70, 86, 94, 106, 108, 110, 112, 114, 116, 118, 154, 196, 214, 218, 238, 242, 250, 252, 254, 266, 278, 282, 284, 286, 288, 290, 292, 294, 300, 306, 308, 318, 326, 336

【就業（労）ビザ】

336

【自由貿易】

30, 32, 34, 78, 100, 108, 110, 122, 168, 178, 180, 196, 202, 238, 250, 254, 258, 272, 282, 288, 290, 292, 296, 298, 330

【自由貿易試験区（自由貿易区、自貿区）】

108, 110, 168, 196, 202, 238, 250, 254, 258, 272, 282, 288, 290, 292, 296, 298, 330

【出資制限】

242

【出資比率】

188, 196, 242, 250, 254

【準備期間】

6, 8, 10, 26, 28, 34, 42, 46, 170, 178, 216, 286

【省エネ・汚染物排出削減目標】

68

【省エネ・環境関連ラベル制度**省エネ関連（エネルギー効率ラベル制度）】**

10, 68, 170, 174

【商業賄賂】

34, 36, 40

【小康社会】

4, 8

【商標権】

56, 60, 152, 232

【商標審査委員会】

58, 62

【商標法】

54, 56, 60

【情報開示（情報公開）】

26, 28, 30, 34, 58, 62, 64, 66, 68, 82, 104, 132, 138, 146, 174, 202, 208, 218, 220, 286, 288, 290, 316, 318

【情報共有】

80, 82, 94, 316, 322

【情報セキュリティ】

72, 74, 174, 198

【情報セキュリティ認証制度（CC-IS）】

74

【商務部】

14, 32, 34, 36, 60, 118, 134, 164, 188, 222, 224, 228, 250, 254, 324

【商用暗号管理条例】

72, 74

【食品安全法】

90, 92, 288, 290

【食品生産許可管理弁法（食品生産管理弁法）】

90, 92, 230

【新エネルギー（新エネ）】

126, 182, 184, 186, 190

【新興諸国】

176

【人材育成】

200, 202, 226, 316, 322

【人材確保】

270, 298, 318

【新常态（ニューノーマル）】

26, 76, 126, 164, 172, 186, 192, 198, 316, 322

【人民元建て対内直接投資】

254

【人民元レート（為替、相場）】

20, 336

【水質汚染（水汚染）】

64, 68, 80, 128

【スマートフォン（スマホ）】

166, 176, 192, 210, 228

【税関（海関）】

8, 10, 26, 28, 30, 60, 76, 78, 118, 144, 152, 156, 174, 178, 186, 188, 190, 278, 280, 286, 288, 294, 316, 324, 330

【生産許可】

90, 92, 94, 230

【生産許可証（製造許可書）】

90, 230, 286

【税収徴収管理】

44

【製造技術ライセンス】

30

【成長率（伸び率）】

18, 20, 32, 42, 48, 50, 76, 102, 106, 116, 118, 134, 142, 154, 164, 176, 182, 198, 204, 222, 228, 234, 236, 240, 244, 266, 272, 276, 282, 284, 292, 296, 300, 306, 310, 314, 320, 322, 326, 330

【製品標識標注規定】

170, 174

【政府活動報告】

18, 120, 134, 156, 222, 276, 314, 322, 326

【西部大開発】

316, 322

【政府調達】

68, 72, 80, 82, 84, 174, 290, 316

【政府調達法】

82, 84

【政府調達（法）実施条例】

82, 84

【政府（の）目標（値）】

26, 32

【税務局（税務署）】

42, 44, 46, 114, 178, 190, 288, 294, 326, 328

【税務当局】

42, 44, 46

【世界経済（グローバル経済）】

26, 86, 164, 186, 198, 214

【施工許可申請】

106, 108, 110

【設立許可証】

242

【先進技術（最先端技術）】

164, 202, 268, 270

【全国人民代表大会（全人代）】

4, 32, 66, 70, 120, 134, 156, 222, 236, 252

【専利】

54, 56, 58, 60, 72, 188, 206

【相互認証】

68

【増値税】

26, 42, 46, 100, 122, 124, 160, 164, 170, 190, 202, 224, 232, 238, 288, 294, 302, 304

【ゾンビ企業】

156, 160

た行**【WTO】**

26, 80, 82, 148, 222, 246, 248, 250

【対外開放（改革開放）】

4, 6, 8, 10, 32, 134, 196, 222, 244, 250, 252, 272, 288, 290

【大気汚染（空気汚染）】

64, 66, 68, 78, 90, 100, 102, 122, 128, 154, 162, 178, 256, 258, 262, 268, 270, 272, 274, 278, 286, 308, 326, 328

【大気汚染防止法】

64, 66, 162, 286

【第13次5カ年規画（第13次5カ年規画、十三五、13.5規画、13・5規画、第13次五カ年規画、第十三次五カ年規画）】

4, 8, 10, 12, 32, 50, 64, 66, 70, 76, 104, 106, 120, 126, 134, 156, 164, 176, 222, 252, 314, 322

【第12次五カ年規画（第12次5カ年規画、十二五、十二・五規画、十二五規画）】

70, 72, 102, 104, 116, 120, 134, 156, 162, 266

【対中投資（中国への投資）】

8, 12, 14, 32, 122, 248

【地域格差（地域差、地域差異）】

42, 46, 50, 94, 106, 110, 136, 246

【知的財産（権）保護】

8, 58, 62, 122, 124, 200

【知的財産裁判所（知識財産裁判所）】

8, 54

【地方税関】

190

【地方税務局（地域の税務署）】

190, 294, 326, 328

【驰名商标】

60

【中央経済工作会议】

106, 162, 214, 234, 236

【中国銀行業監督管理委員会（銀監会）】

20, 234

【中国国家観光局】

218, 260

【中国人民銀行】

18, 20

【中国製造2025】

134, 192, 194

【中国日本商会】

4, 32, 34, 54, 72, 86, 90, 92, 134, 136, 138, 140, 142, 148, 268, 330

【駐在員事務所】

220, 236, 260

【中小企業】

156, 252, 290, 292, 316, 322

【中国保険監督管理委員会（中国保監会）】

240, 242, 244, 246

【著作権】

204, 206, 208

【著名商標（著名な商標）】

56, 122, 188

【チルド網】

94

【賃金上昇】

22, 118, 286, 292, 294, 296

【通関の効率化】

26

【通貨バスケット】

20

【通関書類】

28

【通関単】

294

【通関手続の複雑（煩雑）性】

26

【通行証】

94, 224, 226

【停電】

302

【手続（き）の簡素化】

6, 8, 26, 28, 34, 46, 50, 72, 74, 110, 180, 202, 208, 224, 246, 248, 254, 268, 270, 286, 288, 316, 322, 324

【鉄道貨物輸送】

76, 78

【電気自動車】

184, 258

【電子情報製品汚染制御管理法（中国版 RoHS、電器電子製品有害物質使用制限管理法）】

8, 66, 68, 180

【電力制限】

286, 290

【電力の安定供給】

102

【統一的運用（運用統一化、運用の統一）】

8, 26, 28, 34, 38, 74, 92, 110, 130

【投資性公司】

34, 46, 284

【投資の許可範囲】

242

【透明度（透明化、透明性）】

8, 10, 26, 32, 38, 40, 52, 68, 72, 74, 80, 82, 94, 128, 138, 168, 174, 218, 224, 268, 270, 302, 316, 318, 322, 324

【道路貨物輸送】

76, 96

【独占禁止法（独禁法）】

36, 38, 40, 58, 60, 178, 180, 186

【都市化】

184, 228, 276, 316

【土壌汚染】

64, 68, 128

【特許権】

58, 72

【特許（の）審査】

54, 56, 60

な行**【内需の拡大】**

316, 322

【内陸部（内陸）】

32, 172, 198, 200, 202, 326, 330

【二重払い】

110, 158, 268, 286

【日中韓 FTA】

28, 34, 122, 124

【日中特許審査ハイウェイ（日中 PPH）】

54, 56, 60

【日中貿易】

26, 76

【日本産食品】

96

【入札制度】

136, 144

【入札募集・入札法（入札募集、入札募集法、入札法）】

82, 84, 106, 190, 202

【入場料】

230, 288

【ネガティブリスト】

10, 32, 34, 250, 254

【農業】

66, 70, 176, 236, 244, 246, 276, 296

は行**【廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版 WEEE）】**

66, 68, 168, 172, 174

【爆買い】

76, 148, 168, 230

【發票】

10, 224, 288

【判断基準】

38, 72, 74, 180, 212

【PE（恒久的施設）】

42, 252

【PM2.5】

64, 66, 68, 100, 142, 154, 156, 166, 262, 286

【東アジア地域包括的経済連携（協定）（RCEP）】

28, 30

【東日本大震災】

92, 96

【非化石エネルギー】

102, 104, 126

【付加価値通信（電信）】

196, 202, 268, 270

【不正競争防止法（反不正当竞争法、反不正競争法）】

36, 40, 62

【物流園区】

8, 28

【物流業者】

78, 94

【不動産市場（不動産市況）】

18, 112, 166

【腐敗防止】

90, 210, 228

【ブランド】

54, 56, 58, 60, 94, 112, 122, 148, 168, 182, 190, 230

【分公司（支店）】

28, 30, 106, 108, 110, 236, 242, 246, 250, 258, 288, 290, 308, 314

【並行輸入品（横流れ製品）】

148, 152, 174

【米国（アメリカ）】

12, 26, 38, 98, 118, 142, 146, 148, 160, 168, 186, 204, 218, 244, 246, 254, 272, 276, 282, 284, 296, 300, 310

【ペーパーレス（ペーパーレス）】

10, 26, 92, 94, 178, 286

【北京（市）】

4, 42, 46, 54, 64, 86, 92, 94, 106, 112, 114, 116, 120, 154, 156, 158, 160, 218, 220, 230, 232, 242, 256, 258, 260, 266, 268, 270, 272, 306, 318, 326

【法人格】

28, 86, 288

【法制度整備（法整備）】

26, 60, 64, 90, 106, 128, 136, 172, 196, 232

【法整備の推進】

196

【冒認出願】

56, 60, 188

【法令遵守（法遵守）】

68, 128, 132, 212, 286

【保税區（保税地域、保税港区）】

8, 28, 168, 170, 288, 316, 330

【保税物品】

278

ま行**【窓口一本化（窓口部署の一本化、窓口の一本化）】**

26, 74, 188

【窓口担当者】

42, 114, 224

【モバイル】

168, 176, 192, 194, 198, 204, 208, 210, 228

【模倣行為】

8, 56, 58, 60, 62

【模倣品（模造品）】

8, 54, 56, 58, 62, 92, 94, 122, 124, 172, 174, 208, 272, 274

や行**【輸出税】**

100, 190

【輸出増値税還付率】

26

【輸出増値税】

26, 122, 124, 294

【輸出入管理】

58, 62, 180, 188

【輸出入申告】

8, 28

【輸入規制】

28, 92, 96, 206

【預金乖離度管理】

10, 238

ら行**【ライセンス】**

10, 30, 34, 36, 38, 54, 58, 62, 128, 188, 196, 198, 200, 250, 252, 254, 268, 270, 286

【リサイクル】

66, 68, 122, 132, 170, 222

【リベート（キックバック）】

36

【連結納税制度】

10, 42, 170

【労働契約法】

52

【労働コスト】

22

【労働争議】

52

【労務派遣】

50, 52

【労務派遣暫定施行規定】

50, 52